

Review of Asian and Pacific Studies

アジア太平洋研究

No. 39 〈特集：再考・アジアの戦争を考える
——私たちは何を学ぶべきか〉 2014

はじめに

[特集論文]

〈特集：再考・アジアの戦争を考える——私たちは何を学ぶべきか〉

- 「新しい戦争」論と東北アジア——地域平和の構築に向けて——愛甲 雄一
 カシュミール問題を考える——領土と主権の間井上 あえか
 南部フィリピン紛争——宗教的民族概念の形成と再定義をめぐる——川島 緑
 朝鮮戦争とその後：北朝鮮からみた停戦協定体制高 一

[論文]

Can Nations Forgive?

- Japan, Korea, and China Remember the Past and Face the FutureThomas W. Burkman
 3・11から未来を創造する——文明の転換期にある日本と世界——池内 了

[パイロットプロジェクト報告]

アメリカ憲法における直接民主主義の要素と司法権の役割

- 単一主題のルールに関するOregon州最高裁判所の判決を素材として安部 圭介
 ドイツとイスラエルの「和解」——道義と権力政治のはざままで——板橋 拓己
 戦時性暴力はどう裁かれたか——セブ・マクタン島コルドバの事例から——岡田 泰平
 東アジアの貿易構造と為替制度選択問題に関する理論的考察ブー・タウン・カイ
 アジア太平洋の各国における超伝導技術の現状三浦 正志

[書評]

朴鍾碩『北朝鮮経済体制の変化1945～2012：

- 社会主義圏の盛衰と改革・開放』北海道大学出版会、2013年宮崎 悠

Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

成蹊大学アジア太平洋研究センター

『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

投稿案内

編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する問題や政策課題の理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野を扱うことによってそれぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルで送信してもよい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

編集委員会

委員長：李静和

委員：挾本佳代、鈴木誠一、遠藤不比等、溯史彦、田浪亜央江

編集事務局：神田昭子、関島広祥、山中佐智子

2014年11月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒 180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター
『アジア太平洋研究』編集委員会

印刷所 株式会社 東京技術協会
〒 108-0073 東京都港区三田 4-8-41

目 次

はじめに	(1)
[特集論文]	
〈特集：再考・アジアの戦争を考える——私たちは何を学ぶべきか〉	
「新しい戦争」論と東北アジア ——地域平和の構築に向けて——	愛甲 雄一 (3)
カシュミール問題を考える——領土と主権の間	井上 あえか (27)
南部フィリピン紛争——宗教的民族概念の形成と再定義をめぐって——	川島 緑 (41)
朝鮮戦争とその後：北朝鮮からみた停戦協定体制	高 一 (57)
[論文]	
Can Nations Forgive? Japan, Korea, and China Remember the Past and Face the Future	Thomas W. Burkman (67)
3・11 から未来を創造する ——文明の転換期にある日本と世界——	池内 了 (89)
[パイロットプロジェクト報告]	
アメリカ憲法における直接民主主義の要素と司法権の役割 ——単一主題のルールに関する Oregon 州最高裁判所の判決を素材として	安部 圭介 (101)
ドイツとイスラエルの「和解」 ——道義と権力政治のはざままで——	板橋 拓己 (111)
戦時性暴力はどう裁かれたか ——セブ・マクタン島コルドバの事例から——	岡田 泰平 (129)
東アジアの貿易構造と 為替制度選択問題に関する理論的考察	ブー・トウン・カイ (149)
アジア太平洋の各国における超伝導技術の現状	三浦 正志 (163)
[書評]	
朴鍾碩『北朝鮮経済体制の変化 1945～2012： 社会主義圏の盛衰と改革・開放』北海道大学出版会、2013年	宮崎 悠 (173)

『アジア太平洋研究』39号刊行にあたって

Introduction to Review of Asian and Pacific Studies, No. 39

ここに成蹊大学アジア太平洋研究センター（CAPS）刊行『アジア太平洋研究』39号をお届けします。

今号の特集「再考・アジアの戦争を考える——私たちは何を学ぶべきか」は、2013年度のアジア太平洋研究センター主催の同名の連続講演会で講師となって頂いた5人の方のうち4人の方々に執筆して頂きました。連続講演会の第1回（6月3日）は「現代における戦争とは何か」と題し、CAPSの愛甲雄一主任研究員がイントロダクションとしてグローバル化やIT革命のなかの「新しい戦争」の特徴を論じ、第2回（7月2日）は横浜市立大学等非常勤講師の遠藤聡氏に「ベトナム戦争と日本—アメリカ・沖縄・韓国」と題して、アメリカ・ベトナムという二国間戦争では捉えきれない問題について論じて頂きました。また、第3回（10月25日）は「カシュミール問題を考える—領土と主権の間」と題して就実大学教授の井上あえか氏に、第4回（12月13日）は「南部フィリピン紛争—民族・宗教間の対立と共存」とのタイトルで上智大学教授の川島緑氏に、第5回は2014年1月20日、CAPS客員研究員の高一氏に「朝鮮戦争とその後—東アジアへの影響を考える」と題する講演をそれぞれ行なって頂き、講演の内容に加え、さらに関心の分野についての論考を深めて頂くかたちで論文をまとめて頂きました。

また、特集外ですが「パイロットプロジェクト報告」のうち、板橋拓己氏の「ドイツとイスラエルの「和解」——道義と権力政治のはざままで——」および岡田泰平氏の「戦時性暴力はどう裁かれたか——セブ・マクタン島コルドバの事例から」は、世界大戦中のヨーロッパとアジアでの戦争犯罪、性暴力について、戦後補償のプロセスや戦犯法廷の問題という視点から取り上げられ、特集テーマとも重なる内容となっています。ぜひあわせてお読みいただければと思います。

今号は特集以外でも力が入った論文が寄せられました。ニューヨーク州立大学名誉教授のThomas W. Burkman氏には、2013年12月7日、CAPS拡大研究会「国は許すことが出来るか？日本・韓国・中国の過去の記憶と未来の挑戦」の報告内容を、宇宙物理学者の池内了氏には2014年6月18日のCAPS主催講演会「3・11から未来を創造する—文明の転換期にある日本と世界—」の講演内容に手を加えて頂くかたちで寄稿いただいております。プロジェクト報告および書評についても、積極的に論文をお寄せ頂きました。改めて執筆者の皆様にお礼を申し上げるとともに、今後一層の研究の発展に期待を寄せたいと思います。

（アジア太平洋研究センター所長 李 静和）

「新しい戦争」論と東北アジア
—地域平和の構築に向けて—

“New Wars” Theory and North-east Asia:
Toward the Construction of Peace in the Region

愛甲 雄一*
Yuichi Aiko

Abstract

The purpose of this article is to draw some important lessons for modern North-east Asian politics from Mary Kador’s “new war” theory.

Although scholars’ interests in this theory have concentrated largely on her definition of the “new war”, her main concern lies, as Kador herself claims, in calling for an alternative “cosmopolitan politics” in place of identity politics. Identity politics, one of the most outstanding characteristics of “new wars”, is so inherently exclusive that it tends to result in disputes among ethnic groups even after actual conflicts end. The aim of Kador’s “cosmopolitan politics” is, therefore, to secure, restore and enlarge the cosmopolitan space where tolerance, multiculturalism, civility and democracy are principal political norms; its underlying target is to remove from societies the factors that foster identity politics and the particularism of each ethnic group.

I argue that this prescription for the “new war” has important implications for modern North-east Asia. In the last decade diplomatic and military tensions have been rising considerably in this region, with no clear signs of their future relaxation observed. The current situation has not reached the state of “war” yet, but identity politics is already a notable feature in North-east Asia too, casting gloomy shadows over its future prospects. Not only does the exclusive politics have an intensifying effect on the tensions, it may also lead to the outbreak of “new wars” in the region. Such conflicts, if occurring, are very likely to have repercussions beyond areas of conflicts. The best way to avoid this is, I contend, to foster and expand cosmopolitan spaces in various parts of North-east Asia, as Kador suggests. This is the most preferable option for restoring peace in the region, rather than maintaining the traditional state-oriented policy of “national security”.

* 専修大学等非常勤講師、Part-time Lecturer, Senshu University, etc.

I. はじめに**

本稿の目的は、現代の戦争を語る際にしばしば言及されるメアリー・カルドーの「新しい戦争 new wars」論を手掛かりに、東北アジアに平和を実現していくための、ひとつの重要な指針を提示するところにある¹。

今日の戦争がかつての戦争とはタイプを異にする、との議論は、多くの国際政治学者や軍事史家などにとっては、今や旧聞に属す類いの議論であろう。周知の通り、このテーマは、1990年代に旧ユーゴスラヴィアなど世界各地で凄惨な民族紛争が次々と勃発していったことを受けて、人びとの関心を広く集めるようになったものである。2001年の9・11同時多発テロ事件以降は、アメリカ主導による「対テロ戦争」が行なわれたこともあって、この種の関心はますます高まっていったと言える。そして、こうした現代の戦争をめぐる論戦において、その擁護者・反対者からしばしば論議の対象として取り上げられてきたのが、国家間戦争という「旧い戦争 old wars」とは区別される「新しい戦争」の概念を提出したカルドーの議論であった。

一方、日本および朝鮮半島・中国などを中心とした東北アジアでは近年、外交的・軍事的な緊張が高まりつつある。北朝鮮による核武装の試みに加え、中国による軍備の増強・軍事費の拡大と東・南シナ海や西太平洋海域への進出、アメリカ・オバマ政権が推進する「リバランス政策」などを背景に、領土問題・歴史問題・人権問題・環境問題・経済摩擦といった他の要素とも絡んで、ときに冷戦期をも彷彿とさせる対立が現代東北アジアには起きているのである。もとより現時点では、国境付近での若干の小競り合いを別にすれば、本格的な戦争が同地域で起こる可能性はさほど高くはあまい。しかし他方で、平和的な地域秩序を構築しようとする機運にも乏しく、領土紛争などをきっかけにして、相応の規模の戦闘が発生する蓋然性は必ずしも低くはなさそうである。

ところが、興味深いことに、こうした東北アジア情勢に則してカルドーの「新しい戦争」論が言及されることは、これまでのところ、まったくと言っていいほど見られなかった²。それは第一義的には、同地域が実際には「戦争」状態にない、という単純な事実によるものであろう。しかし、おそらくそれと同等の、ある意味ではそれ以上に重要な理由は、東北アジアでの現在の緊張状態が古典的な国家間対立として広く受け取られていることに起因するものだと思われる。たとえば、戦争のあり方が現在は大きく変わったと論じる藤原帰一も、北朝鮮や中国の事例を挙げたうえで、「ごく古典的な軍事的緊張や脅威がなくなったわけではなく、伝統的戦争を考える意味が失われたとはいえない」（2011: 11）と述べている。近年の国際政治学において、中国

**本稿は、2013年6月3日（月）に成蹊大学アジア太平洋研究センターの主催で行われた連続講演会「再考・アジアの戦争——私たちは何を学ぶべきか」の第1回目として、筆者が行なった講演「現代における戦争とは何か——アジアの平和を考えるために」での報告を土台にしつつ、その議論の内容を大幅に発展させたものである。

¹ カルドーが「新しい戦争」論を展開した主著 *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era* に言及する場合は、すべて最新の第3版 (Kardor, 2012) に拠った。本書には既に邦訳 (カルドー、2003年) もあるが、その原著は1999年に発刊された初版のリプリント版であり、一方、カルドーはこの第3版において、「対テロ戦争」に関する章を新たに設けるなど、初版の内容にかなりの加筆・修正を施している。本稿における *New and Old Wars* 第3版からの訳文も、邦訳に相当箇所がある場合は適宜参考にさせていただいたが、すべては筆者自身のものである。

² この点は、カルドー自身においても同様である。後に本文中で示すように、彼女は「新しい戦争」に類似した現象は欧米でも起こっていると指摘するが、その場合にも、東北アジアへの言及はない。ただし、2011年に発刊された『「人間の安全保障」論』の邦訳に寄せられた序文においては、北朝鮮問題には伝統的な安全保障観——国家安全保障——ではないアプローチをとるべき旨が主張されている (カルドー 2011: vii-xi)。

の台頭を念頭に国家間の「パワー・トランジション」が東北アジア地域に関してしばしば語られるのも、同様の事情に端を発するものであろう（たとえば、日本国際問題研究所 2011; 2012）。要するに、現代東北アジアの国際政治をめぐるのは、主権国家を中心に分析を行なう伝統的なアプローチが圧倒的に支配的なのである。

しかし本稿では、カルドーの「新しい戦争」論を手掛かりに、あえてそこから昨今の東北アジア情勢を眺めてみることによって、同地域の平和を展望する際の示唆を引き出してみたい。カルドーによれば、「新しい戦争」とは詰まるところ、「グローバル化 globalization 時代の戦争」(Kaldor 2013: 2) に他ならない。あらゆる社会関係を変容させているグローバル化は近代主権国家の諸前提を掘り崩しており、それを原因とする国家の統治能力の減退にこそ、「新しい戦争」の発生原因がある、というわけだ。したがって、この種の戦争への対処法としては、国家間対立を前提とした「旧い戦争」のアプローチはもはや適切ではない。代わって「コスモポリタン・アプローチ」を推進すべきだというのが、「新しい戦争」論における最も重要な主張である (Kaldor 2012: 3)。にもかかわらず、私見の限りでは、カルドーのこのような主張にこれまで十分な関心が払われてきたとは言い難い³。だが、東北アジアもまたグローバル化の影響とはけっして無縁ではなく、よってその外交的・軍事的緊張状態の背後に、「新しい戦争」に類似した状況がやはり窺えるのである⁴。とすれば、彼女の言うコスモポリタン・アプローチは、東北アジアに平和を実現していくための重要な指針を提供するものだと考えられよう。本稿はこうした点を主張しようとするものであり、東北アジア情勢を主として国家間対立の観点から眺める現在の支配的なアプローチに対し、重要な修正を図ろうとするものである。

以下の議論は、次のような順番で進められる。まず次節では、カルドーの「新しい戦争」論をやや詳しく解説し、そこでの議論がこの新種の戦争の特徴に加えて、その原因や対処法まで論じている点を明らかにする。そのうえで、昨今の東北アジアに見られる緊張状態の前に、このカルドーの「新しい戦争」論から汲み取られる示唆を、第III節において示すことにしよう。最後の第IV節では、以上の議論の簡単なまとめを述べて、本稿の結論としたい。

II. カルドーの「新しい戦争」論

1. 「新しい戦争」とは何か

2001年9月11日の同時多発テロ事件からちょうど一か月後、当時のジョージ・W・ブッシュ大統領はある演説において、「新しい異質な戦争 a new and different war」を前に、今やアメリカのみならず世界全体がひとつになった、と高らかに謳い上げた (Bush 2001)。後にこの事件に対する「報復」戦争を推し進めたまさにその当時者によって、この「新しい戦争」という表現が用いられたことなどから、これ以降その言葉は、しばしば「対テロ戦争」の同義語として使用されるようになっていく (石川 2009: 227)。この間、この戦争を論じたさまざまな邦語文献においても、概ね同様の傾向を確認できる (たとえば、森本・宮田・立山 2001; 渡辺・後藤 2003;

³ 邦語文献におけるカルドーの「新しい戦争」論への言及は大抵の場合、「旧い戦争」と比較した場合の「新しい戦争」の特徴を述べることに概ね限られている。たとえば前述の藤原 2011: 4-15 などの他に、以下の文献を見よ。佐々木 2005: 54-56; 加藤 2008: 50-55; 石川 2009: 225-226。

⁴ もちろん、「新しい戦争」の原因は主としてグローバル化にあるとするカルドーの議論に対しては、反論もあり得る (とくに Malešević 2010: 319-324 を参照)。したがって、この反論に賛成する者にとっては本稿の議論も意味をなさない、ということになりかねないが、紙幅ならびに筆者の能力の都合上、こうしたカルドーへの反論について本稿では論じることができなかったことを、ここに申し添えておく。

黒野 2005: 207-254)。だが、カルドーの提示した「新しい戦争」の概念は、けっして「対テロ戦争」のみを意味するものではない。彼女にとって、「新しい戦争」とは、これまでの「旧い戦争」と対比的に語られるより包括的なカテゴリーであり、現在のグローバルな変動プロセス——グローバル化——と関連づけられた、歴史的に見てより長期的なカテゴリーである。よって、カルドーからすれば、「対テロ戦争」もまた、そうした「新しい戦争」のせいぜい重要な一事例に過ぎない⁵。

周知の通り、グローバル化とはきわめて多義的な概念であり、それが何を意味するかをめぐっては、いまだ何らかの合意が論者たちの中で形成されているとは言い難い。しかし、カルドー言うところのグローバル化とは、「変容派 global transformationists」と呼ばれる者たちのグローバル化理解とほぼ同一のもの、と考えてよいだろう。要するに、グローバル化とは、情報コミュニケーション技術・交通手段の発達などを通じて世界的に関係性が拡大・深化していくなかで、政治・経済・文化・社会などさまざまな領域に分裂と統合、画一化と差異化といった相互に矛盾する変化を同時にもたらしてきた、きわめて複合的かつ重層的なプロセスだ、との理解である (Held et al. 1999: 2-10)。その際、カルドーにとってとくに重要となるのは、近代以降に人びとの社会生活を定義づけてきた国家という統治の枠組みが、このグローバル化によって、多くの点で変容ないし「退場」(スーザン・ストレンジ)に直面している、ということに他ならない。政治・軍事・経済・福祉・文化活動などは国境線によって区切られた社会関係のなかではもはや十全には完結し得ず、その結果、領土主権をベースに置く近代国家の果たしてきた(あるいは、果たすことが期待されてきた)機能の多くを、既に国家は行ない得なくなっているのである。しかも同時に、グローバル化は、世界各地で新たな階層化や格差の拡大をもたらし、人びとを結び付けてきた社会的紐帯の崩壊を招いている。今や一方の極には、この新しい社会環境に適応できるスキルを持った、国家に事実上帰属しないきわめて少数の「コスモポリタン」たち——一般に、情報産業や金融機関・高等教育機関・国際機関などで働き地球上を飛び回る、高収入・高学歴の人びと——が生まれている。ところが、他方の極には、国家がその社会的・福祉的機能を低下させていく「新自由主義」の流れのなかで、グローバル化の恩恵から取り残された実に多数の人びとが生じているのである (Kardor 2012: 4, 73-79)。

カルドーの主張するところによると、このグローバル化こそ、「旧い戦争」から「新しい戦争」へという変化を促してきた根本原因である。「旧い戦争」、すなわち15・16世紀前後のヨーロッパで限定的な形で始まり、ナポレオン戦争を経て20世紀前半の総力戦に至るまでの間に戦われた戦争は、その多くが明確な領土・主権を備えた近代国家の存在を前提にしていた。公権力の集中化を柱とした近代国家のもとで「正当な物理的暴力行使の独占」(ヴェーバー)が行なわれ、そのコロラリーとして、国境線の内側では、公然な暴力の回避や法の支配といった「国内平定 internal pacification」(ギデンズ 1999: 210-222)が実現したのである。よってこれ以降、各国にとっての軍事・外交問題とは、国境の外側にいる敵からどう自国を守り、またその「国益」をどう増進させていくか、に特化されていく。近代国家が戦う「旧い戦争」が国家間戦争となったのも、まさにこの「国内平定」が実現したことの裏返しであった。ところが、国内／国外という区分を形骸化させたグローバル化は、こうした近代国家の諸前提をさまざまな形で突き崩してしまふ。国境線はもはやヒト・モノ・カネ・情報の移動をコントロールするための有効な障壁ではなく、公権力による暴力の独占もまた、その余波を受けて、完全には維持し得なくなっているのである。

⁵ 対テロ戦争を新しい戦争の一事例と見なすカルドーの議論は、『新戦争論』の邦訳に寄せられた彼女の「日本語版へのエビログ」に詳しい (カルドー 2003: 275-292)。

よって、かつて近代国家のもとでは基本的に明確であった、公的かつ正当な暴力と私的ないし違法な暴力との区分、軍事的なものとは非軍事的なものとの区分、軍人と非軍人との区分、戦争状態と平和状態といった区分も、グローバル化のなかではすべてが曖昧化していく。カルドーによれば、まさにこの曖昧化こそ、旧来の国家間戦争とは異なる「新しい戦争」が生じてくる温床、あるいはその根底的な条件を形作るものであった (Kardor 2012: 17-23, 31)。

「旧い戦争」から「新しい戦争」を区別する特徴として、カルドーは、以下の4点を指摘している⁶。第一に、武力を行使する人びとないし集団についての相違である。正当な物理的暴力を独占した国家間同士の戦争では、戦闘は、国家直属の正規軍が行なうものであった。一方、「新しい戦争」の大きな特色は、さまざまなレベルで軍事力の「私有化 privatization」が見られるところに存する。そこでは、国家の正規軍——それもしばしばそこから分裂ないし離脱した残存部隊——の他に、準軍事組織・自警団・外国人傭兵・国際的な指揮下に置かれた外国軍など、多種多様な集団が戦闘に参加しているのである。そして、カルドーの主張するところによると、グローバル化こそ、この「私有化」を拡大させてきたまさにその張本人に他ならない。というのも、領域主権を揺るがすグローバル化は、「国内平定」を維持・実現するだけの実力を各国から奪い、その帰結として、その統治能力および統治の正統性を著しく低下させてきたからである。この点は、もともと近代国家を成り立たせるための社会的基盤に乏しいアジアやアフリカなどで、とくに当てはまる。そこでの「破綻国家 failed state」では、暴力独占のための統治能力が中央政府にほとんど備わっておらず、その支配が及ぶ地域も、せいぜい首都およびその周辺でしかなくなっている。それが、国境を越えての大量の武器や兵士の流入、安価な情報技術の浸透、他国や国際組織による紛争への介入といった別のグローバル化の動きと連動して、「新しい戦争」を引き起こす暴力手段・軍事組織の拡散をもたらしているのである (Kardor 2012: 6, 9-10, 96-102)。

第二の相違点は、暴力行為を行なうその目的に関連する。「旧い戦争」の場合、領土の獲得などに代表される地政学上の利益、または、ある種の普遍的なイデオロギー上の大義——デモクラシーや社会主義など——を目的として、戦争が行なわれることが基本であった。言い換えれば、国家の公的な目標、あるいは包摂性を原理上は旨とする未来志向的な目標が、少なくとも表向きには掲げられていたのである。他方、「新しい戦争」では、民族や宗教をベースとした「アイデンティティ」の実現という、言わば排他的な大義のもとに暴力がふるわれている。さらにその目的は実のところ、軍事組織やその所属員にとっての権力・利益の獲得といった、きわめて個別のかつ私的なものに過ぎない。カルドーによれば、「新しい戦争」を特徴づけるこの種の「アイデンティティ・ポリティクス」の跋扈もまた、やはりグローバル化のプロセスと密接に関連している。第一に、国家における統治能力の悪化に伴い、伝統的な政治支配層への信頼や正統性が低下したため、その空隙を埋める新たな政治的動員の手段としてアイデンティティが活用されている点。さらには、グローバル化の影響により人びとの生活・社会・文化などが不安定化するなか、彼らの多くにとって、過去に由来するアイデンティティが確かな拠り所となっている点である。しかもこのグローバル化は、情報コミュニケーション技術の発達や移民の増大などを通じて、アイデンティティ・ポリティクスが国境を越えて拡散する条件も創り出している。いわゆる「ディアスポラ」たちが「新しい戦争」でしばしば重要な役割を果たす——「ホー

⁶ 「新しい戦争」を論じた主著の序章のなかで、カルドーは、戦争の目標・戦争行為の方法・「戦争経済 war economy」という3つの点で「旧い戦争」と「新しい戦争」との間には違いが見られる、と指摘している (Kardor 2012: 7-10)。しかし、「新しい戦争」論に対する批判に反論した2013年発刊の論文においては、その3つの他に、戦争に関与する行為者 (アクター) の違いが付け加えられている (Kardor 2013: 2-3)。

ムグロウン・テロリスト」など——のも、こうした事情に起因するものと言えよう。彼らは、「故国」ではない場所でしばしば二級市民としての扱いを受け、ゆえに「故国」の人びと以上に、自らのアイデンティティに固執する傾向が見られる。その彼らが「故国の同胞」たちにアイデア・人材・資金・武器といったものを供給し、その結果、「新しい戦争」のアイデンティティ・ポリティクスはますます先鋭化するのである (Ibid.: 7-8, 79-90)。

第三に、暴力行為の方法をめぐる「旧い戦争」と「新しい戦争」との間には大きな懸隔がある。「旧い戦争」の場合、戦闘の主要目的は、自らが支配下に置く地域の拡大にあった。そのため、敵味方に分かれた軍隊同士による戦場での激突、そこでの軍事的勝利を通じて敵軍の前線を後退させることが、この戦争の最も典型的な戦闘の姿であったと言える。ところが、「新しい戦争」の場合は、軍事組織同士の戦闘は基本的に回避される傾向にある、とカルドーは主張する。各軍事組織は確かにより多くの領土を支配下に置くことを目指すが、しかしそれは、軍事的な勝利を通じて行なわれるわけでは必ずしもない。むしろ、当該地域に住む人びとを政治的コントロール下に置くことによって、その実現が目指されるのである。その意味では、「新しい戦争」における戦闘行為は革命的ゲリラ戦術に似ているが、そのねらいは住民の間に「恐怖と憎悪 fear and hatred」を植え付けるところにあり、彼らの「感情と理性 hearts and minds」の獲得を目的とした毛沢東らの戦術とは、大きく異なっている。アイデンティティによる「ラベリング」はこの文脈において利用され、異なるアイデンティティを持つ者、特定のアイデンティティを持つことを拒否する者などをターゲットに、殺人・レイプ・処刑・強制退去・焼き討ち・地雷の敷設等が行なわれる。このため、「新しい戦争」での暴力行為は、非軍人を相手に行なわれることが少なくない。カルドーによれば、現代の戦争では軍人に対する非軍人の死者の割合、難民や国内避難民の数などが著しく増大しているが、これらはいずれも、こうした暴力行為の変化に起因するのである (Ibid.: 9, 102-107)。

最後に、「旧い戦争」と「新しい戦争」との間には、「戦争経済」のあり方にも違いが見られる。国家主体の「旧い戦争」の場合、そのための資金・物資は国家によって、すなわち、国民から集められた税金や拠出物、同盟国からの援助などを通じて供給されていた。戦時中は国家による経済統制が貫徹し、その指導や管理のもとに、国民に対する勤労働員なども行なわれる。一方、「新しい戦争」の経済においては、まさにそれがグローバル化経済のもとで行なわれている点に、特徴がある。経済活動は国家の管理や規制をほとんど受けることがなく、きわめて分権化された、事実上無統制・無秩序の状態で営まれている。戦争遂行のために国民が経済的に動員されることもなく、むしろそこにあるのは、私兵の供給源となる大量の職にあぶれた人びと、およびその原因ならびに帰結としての伝統的な生産活動・貿易が壊滅した状態である。そんななか、「新しい戦争」の継続を経済的に支えているのが、国境を越えて流れ込んでくる資金や物資、さらには、国境を挟んで取引される人身売買・密輸といった種々の「違法」行為に他ならない。しかも、こうした「経済活動」は各種軍事組織が「新しい戦争」を継続させるために行なっているというより、むしろ、それらの組織が「経済活動」から得られる利益を吸い続けるために、暴力行為が行なわれている。したがって、先にも指摘したように、戦闘による軍事的勝利は、必ずしも各種軍事組織の目的とはならない。彼らにとって、社会が不断に不安定化した状態にあることこそ、「新しい戦争」を続けていく重要な目的となるのである (Ibid.: 11, 107-113)。

以上のような特徴を持つ「新しい戦争」は結局のところ、グローバル化によってもたらされた国家の統治能力の後退を遠因とし、またそのグローバル化のプロセスとともに進んできた、まさに「グローバル化時代」に固有の現象と言える。ヒト・モノ・カネ・情報などが国境線の

存在を大きな障害とせず自由に行き交うようになった現在、国家はもはやそれが伝統的に担ってきた役割、たとえば正当な物理的暴力の独占、治安の維持、国民の経済社会生活の監視や管理といったものを十全には果たし得なくなっている。そこに生じた間隙を縫って——そして、その余波を被り、世界の繁栄から取り残され、未来への希望を奪われた人びとを重要なアクターとして——生まれてきたのが、カルドーによれば、「新しい戦争」なのである。

重要なのは、グローバル化の影響から無縁な場所はこの地球上に事実上存在し得ない以上、「新しい戦争」が引き起こされる条件もまた、あらゆる場所に多かれ少なかれ存在する、ということである。実際、カルドーも指摘するように、ニューヨークやロンドンといった欧米の中心都市ですら一般市民を対象とした大規模なテロが発生し、先進国内部においても、社会に不満をもつとりわけ失業中の若者たちが、暴力的な犯罪組織・排他的なアイデンティティを唱えるグループに吸収されている (Ibid.: 13, 186)。これらは「新しい戦争」に少なくとも類似した状況であり、国家が「破綻」しているわけではない「北」の諸国でも、もはや「国内平定」は完全には保たれていない。国内と国外、軍事的なものとは非軍事的なもの、軍人と非軍人、戦争地域と平和地域といった区分は、こうして先進国でも不明瞭になりつつある。アイデンティティ・ポリティクスや組織的暴力の拡散、違法性を特徴とする経済取引などは、程度の差はあれ、今や世界中で観察し得る (Ibid.: 185)。要するに、グローバル化を重要な原因として生まれた「新しい戦争」それ自体が、今日では、グローバルに展開する様相を見せているのである。

では、そのような「新しい戦争」に対し、どう対処することが必要なのだろうか。これに対するカルドーの解が、以下に示すコスモポリタン・アプローチに他ならない。

2. コスモポリタン・アプローチというオルタナティブ

カルドーの「新しい戦争」論は、それが9・11と前後する時期に発表されたこともあって、これまでに多くの専門家たちの関心を集めてきた。その際、その議論の反対者たちによって投げかけられてきた疑問の最たるものが、「新しい戦争」は本当に「新しい」のか、それは本当に「戦争」と呼ぶべきものなのか、といった疑問である (Ibid.: 202-208)。要するに、現代の組織的暴力を語る上で、カルドーの言う「新しい戦争」概念はその現実を表わすのに有用なのか、むしろそれは、実際に起こっていることへの理解を混乱させるだけではないのか、というわけだ⁷。しかし、これに対してカルドーは、「新しい戦争」——および「旧い戦争」——はあくまで「理念型」であって、特定の戦争を経験的に記述したものではない、と反論している。つまり、この概念の意味するところが現実の戦争とは必ずしも一致しないとしても、そのことでもって、彼女の議論を批判するのは筋違いだ、というわけである (Kardor 2013: 3)。では、なぜカルドーは、そのような「理念型」を示すことに意味があると考えたのか。

これに関して彼女は、「新しい戦争」論の主眼は、現代の組織的暴力に対する対処法の有用な指針となることにある、と主張している。カルドーによれば、先進国や国際機関などが「新しい戦争」に行なってきた介入や「対テロ戦争」は、事態の解決というより、むしろ問題の悪化や先送りをもたらしてきた。というのも、そこでの政策立案者・実行者たちの発想がほとんどの場合、「旧い戦争」に対応するときのそれだったからである。ところが、現代の武力紛争には、これまでの常識やイメージが当てはまらない幾多の特徴が含まれている。したがって、今後そうした組織的暴力に国際社会が有効に対処していくためには、まずはその現代の武力紛争の特

⁷ このような観点から「新しい戦争」論に疑問を呈した代表的な議論として、Kalyvas 2001; Henderson and Singer 2002; Newman 2004; Gray 2005: 139-145; Berdal 2011などを挙げておく。

徴、およびその変化を促してきた背景を踏まえるところから始めねばならない。このように、既存の紛争対応法に代わる別の指針を示すための基盤を提供することこそ、まさにカルドーが「新しい戦争」という「理念型」を示すことで意図した、そのねらいだったわけである (Ibid.; 1-2)。

カルドーが示すその新しい指針とは、端的に言うなら、「新しい戦争」には「ずっと多くの政治的な対応」が必要だ、との一言に尽きる (Kardor 2012: 120)。ここでの「政治的な対応」とは、「寛容性や多文化性、市民性 civility、デモクラシーを包含する前向きの政治的プログラムと、ある包括的で普遍的な原理に依拠したより法尊重主義的な姿勢」を意味する「コスモポリタニズム」に基づき、無秩序な社会に改めて秩序をもたらす正統な政治的権威を再構築する、ということである (Ibid.: 123)。カルドーがこのようなオルタナティブを提示するのは、「新しい戦争」ではアイデンティティ・ポリティクスが跋扈しており、私的利益のために多くの軍事組織が暴力行為や不法行為を行なう「自集団中心主義 particularism」の政治が支配的だからに他ならない。この状況下では、統治の正統性を担保する公正性や平和の維持、恐怖に拠らない支配——法の支配——などは、もはや存在し得ない。戦闘は一時的に終結させられたとしても、こうした状態を成り立たせている構造にメスが入らなければ、いつでも「新しい戦争」は再発してしまうだろう。要するに、カルドーにとってのコスモポリタン・アプローチは、単なる軍事的な停戦を超えて、アイデンティティ・ポリティクスに楔を打ち込む「政治」の実践を要求しているのである。異なるアイデンティティや文化・宗教をもつ他者に対する寛容な態度の育成、彼らとの共生を可能にする社会の構築、一般の人びとが自発的にそうした政治文化を紡いでいく「市民社会 civil society」の拡大などが、カルドーの求めるコスモポリタン政治の目標である。そのためには、より普遍的な価値——人権やデモクラシーなど——に立脚した法の支配を公正に実行していくことによって、万人に正統となる統治権威を再確立していく必要がある (Ibid.: 122-124)。

こうした観点から、カルドーは、先進国や国際機関が「新しい戦争」に施してきた既存の対処法を厳しく批判している。そこではしばしば、各種軍事組織を交渉のテーブルに着かせ、彼らを中心に停戦や和平についての話し合い、民族集団ごとの領地分割、といったことが行なわれてきた。しかしそれは、それまで多くの違法な犯罪行為や人権侵害を行なってきた軍事組織に国際社会が公的な認知を与え、その存続を許すことになるばかりか、正統性の面でも、紛争後の統治システムに大きな傷をつけることになる。第二に、これらの軍事組織はもともと「新しい戦争」の継続によって利益を得てきた集団であり、その合意内容の実行能力に関しては大きな疑問符が付く。第三に、新たな民族的・宗教的分割線を引くことは、さらなる難民やマイノリティを生むことに繋がり、それが今後の共生のための芽すら摘んでしまいかねない。もちろん、軍事組織との交渉もときに必要なことがあろうし、異民族同士を物理的に引き離すことも必要な場合があろう。しかし、そのようなケースでも、カルドーによれば、その本来の目的を見失ってはならない。あくまでそのねらいは、暴力への依存を適切に排除しつつ、包摂性の高い社会の形成に置かれるべきなのである (Ibid.: 126-128)。

問題の多いこのような軍事組織を中心に置く既存のアプローチに代わり、カルドーの主張するコスモポリタン・アプローチを進めていく主体として想定されているのが、外国政府や国際機関と並んで、現地でさまざまな人道支援・平和構築活動に関与している国際NGOなどの諸団体、コスモポリタンな「飛び地」を維持している地元住民・地域との「同盟 alliance」である (Ibid.: esp. 12, 121, 131-132, 195)。彼女が後者のような主体を重視するのは、国際社会の側から平和や秩序を付与するトップ・ダウン型ではなく、平和の実現を望む人びとの「下から」のイニシアティブによってこそ、甚大な戦禍を被り種々の分裂に直面した社会にコスモポリタニズムの根

を植え付けられる、と考えていることに因る。ここで重要なのは、アイデンティティ・ポリティクスが跋扈する「新しい戦争」という状況下においても、現地には常にコスモポリタニズムの諸価値を奉じる地域や団体・個人が存在するという、カルドーが繰り返し指摘する事実である。彼らは暴力行為が日常となる状況に抵抗をし、異なるアイデンティティ集団同士の共生を図り、「市民性civility」の領域を維持しようとしている。そこにあるのは、排他性や無法性・恐怖による支配などとは一線を画した、より多角的で包摂性に富んだ社会の領域である (Ibid.: 12, 56-57, 117, 128)。したがって国際社会は、カルドーの主張するところによれば、こうしたコスモポリタニズムの「飛び地」にこそ明確な支持と支援とを与え、そこに正統性がある旨を明示しなければならない。「新しい戦争」が進行するなかではどうしても維持が難しくなるその種の「飛び地」に積極的な保護を付与し、その拡大のために尽力すべきなのである。これによって、アイデンティティ・ポリティクスの存在を許す余地や正統性が、現地の社会から徐々に削られていくであろう。同時に、物理的な暴力が停止した後には、より多文化共生的な寛容社会を構築していくための土台が、こうした取り組みから強化されていくはずである。

「新しい戦争」に対するオルタナティブな対処法として示されたカルドーのコスモポリタン・アプローチは、言うなれば、グローバル化の「負」の産物である「新しい戦争」に対し、その「正」の側面を積極的に推し進めることで、対処しようとしたもの、と言えるだろう。グローバル化は、伝統的な国内／国外という区分を無効化してしまったが、しかしそれは、コスモポリタニズムの規範や制度を浸透させるという意味においては、必ずしも否定的な変化とは言い切れない。カルドーの見るところ、グローバル化は、2つの点でそうした前向きの変化もまた促している。ひとつは、EUをはじめとするさまざまな超国家機構の増加であり、もうひとつは、とくにNGOや市民運動が種々の地球的問題に国境を跨いで協力し合うなかで生まれつつある「グローバル市民社会global civil society」の進展である (Ibid.: 92-93)。このような展開はいまだ不完全ではありながらも、各種国際人権法の浸透や国際司法裁判所の創設、NGOによる人権侵害状況のモニタリングなどといった形で、既に「コスモポリタン・レジーム」の誕生を部分的に実現させている (Ibid.: 195-196)。したがって、こうした動きがローカル／ナショナルなレベルでのより開かれたデモクラシーの動きと連動しつつ、さまざまな場所で普遍的かつ公正な法の支配の確立に結び付くならば、それは、異質なものにも寛容となり、むしろ多様性を是とする社会や文化の創出に繋がっていくであろう。そのような文化や社会が支配的になったときに、アイデンティティ・ポリティクスが自生し浸透していく余地は、狭められていく。よって、このような発想に基づく方策こそ、カルドーによれば、「新しい戦争」に対する対処法として最もふさわしいものなのである。

III. 東北アジアの平和のために

1. 国家間対立の東北アジア？

「I. はじめに」でも指摘しておいたように、現在の東北アジア政治論で圧倒的に目立つのは、国家を国際政治の主要アクターと見なし、旧来からの「国家安全保障」の視点から各国間関係の分析を行なう「現実主義／リアリズム」的なアプローチである (神谷2013、など)。それはとくに、外交・防衛政策的な提言を意図した諸分析において、きわめて著しい。とりわけ日本の観点からその種の分析が行なわれる場合には、「先軍政治」のもとで核保有国への道を突き進んでいる北朝鮮、折からの国防費の顕著な増加に加え、領土問題を抱える海域で軍事活動を活発

化させている中国という二つの国家の動きが、明示的／潜在的な軍事上の「脅威」として捉えられる。それに対し、韓国・フィリピン・ベトナムなどの隣国、この地域に重要な利害関係と影響力をもつアメリカ・ロシアなどととも、日本はどう外交的・軍事的に対応してきたか、あるいはどう対応すべきかなどが、そこでの中心的なテーマとして論じられるのである（アーミテージ・ナイ・春原2010; 国家安全保障会議2013; 防衛省防衛研究所2014、など）。

だが、そうした「国家安全保障」の観点から東北アジアの現状を眺め、対策を練るという「旧い戦争」を想定したアプローチばかりで、果たしてこの地域に平和はもたらし得るのだろうか。カルドーの「新しい戦争」論に照らして現在の東北アジアを検証する試みはこれまでほとんど存在してこなかったが、そのことは実は、同地域の緊張状態に関する不十分な理解に基づくものではなかったか。

確かに、本格的な武力衝突が起きていないという意味において、現在の東北アジアは「新しい」か「旧い」かにかかわらず、そもそも「戦争」と呼び得る状態にすら至っていない⁸。加えて、同地域における現在の緊張状態とカルドーが示す「新しい戦争」の諸特徴との間には、いくつかの点で決定的な違いが存在する。第一に、日本・中国・韓国・北朝鮮・台湾・ベトナムといった各国においては、暴力手段の「私有化」、ないしその野放図な拡散が現状ではほとんど発生していない。どの国でも中央統治権力の支配は国内の隅々にまで概ね行き届いており、長年ムスリム勢力との闘争に苦しんできたフィリピンを例外とすれば、国家正規軍に対抗できるだけの私的武装勢力の存在は、東北アジアではほとんど確認できないのである⁹。第二に、現在の緊張状態を支えている「戦争経済」もまた、「新しい戦争」とは異なり、まったくの国家主導型と言える。北朝鮮による核・ミサイルの開発、中国における軍事力の増大、それに対する周辺諸国の対抗措置などは、いずれも国家の政策として行なわれている。そのための資金・物資・技術・武器などは基本的には国庫から、ないしは国家組織を通じて調達されたものに他ならず、たとえば中朝国境などでは密輸や密出入国も盛んであるようだが（三村2010: 102-105）、それが国家とは無関係の組織を軍事的に強化したり、経済的に潤わせたりしていると言うことはできない。

このように、東北アジアでは現在もほとんどの国家が高い統治能力を維持しており、いわゆる「破綻国家」の事例とは大いに異なっている。現在の外交的・軍事的緊張状態をめぐる重要な主体が国家である点にも、反論の余地はほとんどない。しかし、国家の安定それ自体をもって、その緊張状態を「旧い戦争」に類した国家間対立と捉えることは、かなり一面的である。というのも、まずひとつには、いずれの国家も軍事的な面で、あるいはその軍事力を支える経済の面で、他国や国境外の組織などから独立した状態にあるとは、グローバル化が進む現代ではあくまで相対的にしか言えないからである。その点は、東北アジアもまた例外ではない。

そうした点を最も象徴的に示しているのが、国内に巨大なアメリカ軍基地を抱え、自国軍が米軍との密接な関係下に置かれている日本および韓国のケースであろう。周知の通り、そこでは各国軍同士における指揮系統システムの統合が著しく進み、その連携を支える経済も含め、日米間ならびに韓米間にはさまざまな分業が行なわれている。そして、そこまで密接な関係ではないにしても、同様のことは、程度の差はあれ他の諸国にも当てはまると言ってよい。たとえば、北朝鮮においては、その対外政策は、中国を完全に無視して行なえるものではもはやほとんどない（平岩2013: 189, 198-200）。そして中国のような「大国」ですら、空母のような軍事

⁸ もちろん「朝鮮戦争」は現在でも正式には「停戦状態」にあるに過ぎず、その意味で「戦争」は継続しているとも言える。

⁹ しかし、そのフィリピンにおいても、2014年3月に政府とMILF（モロ・イスラム解放戦線）との間で和平協定が調印され、後者の武装解除や2016年における自治政府の樹立などが日程にのぼっている。

上の重要な兵器をもっぱら自国で開発するのではなく、他国から輸入するといったことが起きている¹⁰。そもそもその種の軍事的な協力関係は、アメリカを含む域内国間にすら既に留まっておらず、今やグローバルな規模で拡散しつつある。上海協力機構などを通じての中国とロシア、中国と中央アジア諸国の連携の動き、「中国包囲網」を彷彿とさせるインドやオーストラリアとの日本・アメリカとの協力関係の動きなどが、その最たるものであろう。こうした変化によって、万が一にも域内の二国が軍事的に衝突した場合には、その余波はそれら二国や域内を越えて、大きく広がっていく可能性がある。既存の国内／国外という区分ばかりか域内／域外という区分すらも、現在の東北アジアではあまり意味をもつものではなくなっているのである。

だが、同地域の国際政治はもはや単純な国家間対立ではないにしても、国家グループ間同士の対立（たとえば、日本・韓国・アメリカ・オーストラリア対中国・北朝鮮・ロシア、といった対立）と見なすならば、依然として国家中心のアプローチは東北アジアでは有効であるようにも映る。実際、この地域を「現実主義／リアリズム」の観点から考察した分析の多くも、その種の対立図式で議論を展開していることが多い。とすれば、「旧い戦争」のロジックは、冷戦期に見られたような国家グループ間の対立として、現在でも存続していると言えるのかもしれない。

しかし、今日の東北アジアが直面する外交・軍事上の緊張状態を国家（グループ）間の対立としてのみ捉えることには、やはり大きな問題が含まれている。というのも、そうした見方は、その緊張状態の背後で進んでいる事態の軽視に繋がり、それへの対処法も、今ある相手方の軍事的な「脅威」をどう封じ込めるか、あるいはどう対抗していくか、という国家的なものに限定されがちだからである。おそらくこの点で最も見逃してはならないのは、日本などが「脅威」と考える北朝鮮や中国の動きは、隣国に対する大規模な侵略を全面的に意図して進められているものでは必ずしもない、という点であろう。多くの専門家がこれまでに行なってきた分析によれば、両国の対外政策は、各国の国内事情に起因するところが少なくない。すなわち、政治・経済・社会など各方面にわたる国内の危機的状況に直面して、その打開策（の一部）として「好戦的」な対外政策を展開せざるを得なくなっている、という可能性である。もとより、現在進行中の政策に潜む意図を読み取ることは、つねに容易な作業ではなく、そこには分析者による解釈の問題も含まれるため、それについて安易な結論を下すことは、厳に慎まねばならない¹¹。また、政策立案者による当初の意図とは関係なく事態があらぬ方向へと進むことも、歴史上しばしば観察される事実である。とは言え、以下に示すように、現在の北朝鮮や中国の外交・軍事政策が「国内対策」としての要素を含む部分はけっして少なくはない。とすれば、それを国家間対立の枠組みでのみ捉えることは、それへの対処法を考えるうえで重大な事象を見逃すことに繋がる。

北朝鮮の「先軍政治」や核・ミサイルの開発政策に関しては、既に多くの専門家によって、その目的は国家および体制の生き残りにある、と分析されている。周知の通り、北朝鮮は1980年代の時点で経済面をはじめ、多くの点で韓国の後塵を拝すようになっていた。その後、ソ連・東欧社会主義圏の崩壊、中韓外交回復、金日成の死などを経て、朝鮮労働党一党独裁体制の維持や正統性は大きな危機に直面していく。さらにこれに追い打ちをかけたのが、90年代半ばに発生した大規模水害、およびそれを原因とする食糧飢饉であった。その後「市場経済」を一部

¹⁰ 2012年に中国初の空母として就役させた「遼寧」がウクライナから購入した旧ソ連の空母ワリャグを改修したものであることは、よく知られている。ただし、一部報道によれば、現在中国は国産の空母を建造中であるとも伝えられる（『日本経済新聞』、2014年1月18日）。

¹¹ これらに加え、本稿の筆者は中国や北朝鮮の政治・政策の分析を専門とする者ではまったくない事実を、ここに申し添えておきたい。したがって、ここでの議論は、せいぜい各種専門家の議論を参考にしての「推測」の域を厳密には出ない。

に取り入れた改革、韓国との経済交流拡大などが試みられたが、現時点では、北朝鮮がこの経済上のスランプや正統性の危機から十分に立ち直ったとは言い難い。そんななか、「金王朝」の権力基盤を確立させるとともに、国威発揚・人心掌握のため、そして何よりもアメリカに北朝鮮国家／体制の存続を認めさせるためのカードとして追求されてきたのが、軍を中心とする「正規軍国家」の建設であり、「強盛大国」というスローガンであり、核武装の試みであったわけである（和田2012: 192-201, 215-216）。近年、金正日の後を襲った金正恩が弾道ミサイルの発射や核実験などの行為に走ったのも、この若い「首領」が弱体な権力基盤を強化し、その国内的な権威を高めるためであった、と一部専門家は指摘している（伊豆見2013: 17-102）。北朝鮮による挑発的な対外政策は、不安定な国内状況に対する「上からのナショナリズム」の強化をねらって行なわれている部分が多い、と言えそうである。

一方、著しい経済成長を実現した中国による軍拡や海洋進出については、北朝鮮に見られるほどには「国内対策」としての要素が少ないかもしれない。確かに、昨今のそうした動きは、「大国」としての自信を取り戻した中国が東北アジアに軍事的な影響力を拡大しようとしている覇権主義的な動き（阿南2014）、と解し得る部分も少なくなかろう。しかしながら、多くの中国ウォッチャーたちが繰り返し指摘するのは、経済的な繁栄の裏で、実際の中国社会にはさまざまな矛盾が蓄積されつつある、という事実である。しばしば指摘される経済格差の拡大や環境問題の深刻化に加え、支配層による汚職、少数民族問題など、中国共産党による支配を揺るがしかねない諸問題が国内には山積している。そして、当局の締め付けにもかかわらず、そうして増大した社会の不満が一般民衆によるデモや暴動、ネット上での言論といった形で噴出し、それがときに共産党支配への批判、「民主化」の要求としても現われているのである（たとえば、唐2011; 興梠2012）。そこで、こうした危機に直面した中国共産党指導部が、その支配の正統性および中国人民に対する求心力を高めるために採った方策が、いわゆる「愛国主義」教育であり、「中国の夢」の声高な主張であり、中国が「強国」であることを国内にアピールする政策であった（平野2014: 241-243）。さらに、東・南シナ海での海洋進出に関して言えば、それが「大国」としての地位を示すための格好の素材であること以外にも、その海域から得られる海洋資源を手に入れることが、中国にとっての重要なねらいとなっている（清水2009: 36-37）。というのも、今後の経済成長を支え得るだけの資源を長期的に確保し、その成長のパイを13億の国民に提供し続けることは、民主的正統性を欠く中国共産党にとって、その支配の正統性を担保するための言わば死活問題だからである。こういった点からすると、中国が現在推し進めている「強硬」な軍事・外交政策も、不安定さに満ちた社会における「国内対策」、と少なからず言うことができる。

以上のように、近年の北朝鮮や中国に見られる対外政策には、「上からのナショナリズム」によって権力の安定化や正統性の確保、人心の掌握を図ることに、その少なくない意図が見られる。したがって、このような見方が正しいのであれば、東北アジアが現在直面している緊張状態を国家間あるいは国家間グループの対立としてのみ捉えることには、実は大きな欠落がある、ということになろう。というのも、近年の状況を懸念する日本のような国にとっては、北朝鮮や中国のそうした国内事情を視野に入れた対応でなければ、地域の緊張緩和は根本的にできないはずだからである。

それどころか、現在の東北アジアでは、北朝鮮や中国以外にも同様の「上からのナショナリズム」が推し進められ、さらに懸念すべきことに、「下から」のアイデンティティ・ポリティクスもまた至る所で噴出ししている。それがますます地域の外交的・軍事的緊張を高め、国内外で

排他的かつ好戦的な言説・勢力を増大させるという負のスパイラルを引き起こしているのである。とすれば、こうした事情を軽視し国家間の軍事的関係ばかりを注視する「国家安全保障」中心の政策は、やはり木を見て森を見ない対応と言わざるを得ない。東北アジアに真の平和をもたらすためには現状を国家間対立のみとして捉える発想から抜け出すことが必要であり、その意味において、そうした発想を批判するカルドーの「新しい戦争」論は、同地域の理解にも重要な示唆を含むはずである。

そこで次に、その点を明らかにするための第一歩として、現代東北アジアでアイデンティティ・ポリティクスが跋扈している様子、それが地域の緊張緩和や平和に向けての大きな障害となっている点を、確認していくことにしよう。

2. アイデンティティ・ポリティクスに翻弄される東北アジア

民族的アイデンティティを動員する言説や運動、政策の高まりは、現在の東北アジア政治を特徴づけるきわめて顕著な現象である。そうした動きがしばしば国家主導で「上から」行なわれているのみならず、「下から」、すなわち国民の側から自発的なうねりとして少なからず生じていることも、今やこの地域の主要な特徴だと言える。よって、現在の東北アジアは、この点において、カルドーが「新しい戦争」と呼ぶ状況ともけっして無関係ではない。アイデンティティを背景にしての本格的な「戦争」が現時点で起きているわけではないものの、異質なアイデンティティをもつ者、「非国民」、「非愛国者」に対し「恐怖と憎悪」を投げかける排他的な言動や行為が、ネット上やさまざまな場所で既に目立ち始めている。これは、「新しい戦争」に類似した状況が東北アジアでも無縁でないばかりか、旧社会主義圏やアフリカなどで起きた、あるいは起きている「新しい戦争」がこの地域でも将来起き得ることを、十分に示唆するものである。

国民的なアイデンティティを「上から」動員して支配の正統性や人心の掌握を図ろうとする動きが北朝鮮や中国において見られることは、先に述べた。しかし、同様の動きは東北アジアの他の諸国においても、大なり小なり見られると言ってよい。たとえば日本の場合は近年、「美しい日本」や「日本を取り戻す」などのスローガンを一部の政治指導者が声高に唱え、「愛国心」教育を法律上で明示化したり、従軍慰安婦問題への「見直し」を提起したりするなど、日本国民としての「誇り」を高めようとする動きが著しく目立つ。韓国でも、大統領自らが領土問題で争っている地に足を踏み入れたり、また事ある毎に歴史問題等で隣国を厳しく批判したりすることによって、韓国国民のナショナリズムを大いに煽っている節がある。こうした「上から」の動きが東北アジアの外交・軍事的緊張状態の増幅に一役買っていることは、改めて言うまでもない。そればかりか、本来は軍事的に対立していないはずの国家間——たとえば日韓関係——にも緊張をもたらし、それが地域の将来に対する不透明感をさらに増幅させている。

しかし、こうしたことと同等に、あるいはむしろそれ以上に目を引くのは、他民族や他国を攻撃する排他性を帯びた「下から」の動きが、東北アジアの各地でかなり広く見られる、ということであろう。「在日特権を許さない市民の会」などによるいわゆる「ヘイト・スピーチ」を中心とした活動が京都や東京といった大都市の公道で堂々と行なわれ、「嫌韓」「嫌中」などをタイトルに冠した書籍や雑誌が売れ筋として出版市場に氾濫する昨今の日本のケースは、その象徴的な事例である。中国では、日本の首相による靖国神社参拝や尖閣諸島（中国名・釣魚島）の所有権をめぐる問題などをきっかけとして、大規模な「反日デモ」が全土的に発生し、2008年には人権問題などを原因に、フランスの企業や製品に対するボイコット運動も起きている。韓国では、「反日」的な言説や態度が、それが増加傾向にあるかどうかは定かではないものの、

歴史的経緯や領土問題などもあって、依然として大きな影響力をもっているようである¹²。しばしば引用される言論NPOの共同世論調査によれば、日韓間では両国ともにお互いについて「悪い印象」をもっていると答えた人びとが多数派を占め（2014年）、日中間に至っては、その人びとの割合が双方9割を超えている（2013年）¹³。しかも、こうした東北アジア内の「下から」の民族間対立は、必ずしも日中韓の3国に限定される話ではない。たとえば2014年の春、中国との間に調印された「サービス貿易協定」などによっていずれ台湾は中国に呑み込まれる、との危機意識を抱いた台湾人学生たちが、立法院の占拠という違法行為に出たことは、記憶に新しい。同じく、中国による南シナ海での石油掘削活動を受けて、ベトナムなどでも「反中デモ」が発生し、その一部は暴徒化して中国系企業などを襲撃する事態にまで発展している。

こうした「下から」のアイデンティティ・ポリティクスの広まりが、いわゆる「歴史問題」に象徴される東北アジア固有の事情や、各種メディアによる扇動的な報道などによって支えられている部分は、もとより少なくはない。しかし、カルドーがアイデンティティ・ポリティクスの浸透する原因として挙げるグローバル化の影響もまた、ここで指摘しないわけにはいかないであろう。グローバル化は、それだけが原因であるわけではないにせよ、いずれの東北アジア社会でも、多かれ少なかれ伝統的な社会的紐帯や文化の破壊・衰退を引き起こすと同時に、国境を越えての大量の情報や多数の移民の流入、経済中心主義的な価値観に基づく個人主義化、激しい競争社会化を招いている。グローバル化と密接に関連した新自由主義経済の圧力が高まるなか、もともと脆弱な各国の社会福祉制度は多くの点でそうした変化から漏れ落ちた弱者を救済するのに十分でなく、自殺者数の高止まり・非正規雇用の増加・若年貧困層の増大などに見られるように、多くの人びとがその将来に不安や絶望を抱いているのが、現今の東北アジアに共通した現象なのである¹⁴。そして、こうした状況に対する漠然とした不安や不満・閉塞感が、各国で個人と国家との自己同一化を促す方向に働いている（姜2014: 33-34）。隣国に対する強硬な世論、異なる民族的アイデンティティを有する人びとへの攻撃的な言説・行為の噴出は、日本を含め、こうした事情と無縁ではなさそうである。

もちろん、こうした不満や不安の矛先が、自国政府に向かうこともけっして少なくない。そしてその批判が、アイデンティティ・ポリティクスとは異なる建設的な政治参加の形をとることも、当然にあり得る。だが、東北アジアの諸国民に見られる一般的傾向は、自国政府や議会などに対する信頼度の低さである。政治活動・市民活動の自由を欠いた北朝鮮のような国は除くとして、日本・韓国・台湾といったデモクラシー諸国のなかで、いずれもその信頼度は国民の半分にも満たないことが知られている¹⁵。これは、政治家による汚職が蔓延していることなどの他に、グローバル化が進んだ結果、各国が取り得る政策、とりわけ経済政策の選択肢が狭められていることとも、密接な関係があろう。どの国でも今や与野党間に経済政策上の懸隔はあまりなく、

¹² この点について、韓国政治研究者の木村幹は、近年の韓国国内では「反日感情」がむしろ低下している、との印象を以下の記事のなかで語っている。木村「従軍慰安婦問題を巡る常識と言論空間」、*The Huffington Post*（投稿：2014年6月19日、更新：同年8月18日）、http://www.huffingtonpost.jp/kan-kimura/comfort-women-common-sense_b_5510172.htm（2014年10月11日参照）。

¹³ 「第2回日韓共同世論調査 日韓世論比較分析結果」、<http://www.genron-npo.net/world/genre/cat212/post-287.html>（2014年9月21日参照）、『「第9回日中共同世論調査」結果』、<http://www.genron-npo.net/world/genre/tokyobeijing/post-240.html>（2014年9月21日参照）。

¹⁴ 東北アジア諸国についてこの種の指摘をした文献は数多くあるが、さしあたり日本については坂井・岩永2011、韓国については大西2014、中国については唐2012: 90-130などを参照。

¹⁵ 最新の『世界価値観調査World Values Survey』（2014年4月28日）のデータによる。WV6_Result_v_2014_04_28.pdf, WORLD VALUES SURVEY Wave 6 2010-2014 OFFICIAL AGGREGATE v.20140429. World Values Survey Association (www.worldvaluessurvey.org). Aggregate File Producer: Asep/JDS, Madrid SPAIN.

しかも多くの場合、世界情勢に左右されて、いずれの党が政権の座にあらうと、政府は実効性のある経済政策を十分には行ない得ない。それが国民の間に「あきらめ」感を醸成し、その一部はまったくの政治的無関心へと向かうが、残りの一部が、その沈滞ムードのはげ口として他国や異なるアイデンティティをもつ者への攻撃的姿勢へと転じているのである。しかもそれが、他の手段では国民の支持を動員できない一部の政治家たちに「上から」利用されることによって、事態はますます悪化している。この点で、国内の不安定な事情を前に、支配権力の正統性の確保と人心掌握のため「上からのナショナリズム」を鼓舞する中国・北朝鮮と比較して、他の東北アジア諸国における政治家たちの対応にあまり大きな違いはないと言える。

以上のように、現在の東北アジアでは、グローバル化という大きな歴史的变化を背景に、排他的なナショナリズムあるいは民族的アイデンティティを動員する政治が、「上から」のみならず「下から」も横行している。同地域が現在直面している国家間の外交的・軍事的緊張状態も、そうした「下から」の流れを「上から」利用された結果、生じている部分がけっして少なくはないのである。だが、アイデンティティ・ポリティクスに便乗したその種の政治は、さらに国家間対立を増幅させたり軍部の力を強大化させたりすること以外にも、実は各国の首を絞めることに繋がっていく。その可能性として、以下の3点を指摘しておきたい。

第一に、上述のような「下から」の動きを放置するばかりか、それに迎合するような政治を「上から」行なうことは、結局は、各国の取り得る政策の範囲を大きく狭めることになる。と言うのも、それによって融和的な政策の推進を望む政治指導者たちの間ですら、「弱腰」「売国奴」などと国民から呼ばれるのを恐れるあまり、強気な政策を支持する向きが強くなっているらしいからである。近年、日韓・日中間で長らく首脳会談が行ない得ないのも、個々の政治家たちの「信念」などの他に、彼らがこうした国内世論から自由でいられないことと無関係ではない。しかも、これに関連してさらに深刻なのは、「下から」のアイデンティティ・ポリティクスが時として、各政府が望む——許容できる——範囲以上に過激化する、という問題である。中国での「反日デモ」は、一般民衆からの自発的な「愛国心」の表われとして、「愛国主義」教育を進めてきた中国の指導者層としては、望ましいことなのかもしれない。しかし、その中国政府がデモの著しい拡大や暴徒化に警戒せざるを得ないのは、それが政府自身に対する批判や「民主化」の要求へと繋がりが得るだけでなく、中国経済に深刻なダメージをもたらしかねない、という危惧とも無縁ではないはずである。国際的に人権侵害と見なされる「ヘイト・スピーチ」を日本政府が長らく野放しにしてきたことが、日本やその政治指導者の国際的なイメージ・ダウンに繋がりが、一部外交的な足枷になっていることも、周知の通りである。

第二に、「下から」の民族的アイデンティティの要求に便乗した政治は、その要求の拡大によって、国内の民族間対立を増す大きな不安定材料となり得る。東北アジアの場合、この点で事態が最も深刻だと思われるのは「多民族国家・中国」(王2005)のケースであろう。近年、とくに国内少数民族のうち人口の多いウイグル族・チベット族・モンゴル族などが分離独立や大幅な自治権などを激しく要求し、とりわけウイグル族は、そのために新疆ウイグル自治区の他、北京や昆明といった中国有数の都市でテロを起こしている。その背景には、歴史的経緯や独自文化消滅に対する危機感、経済格差といったさまざまな要因が働いているようだが、漢族を中心とした中国政府が「愛国主義」を推し進め、中国にはひとつの「中華民族」しかないと高唱していることも、そうした少数民族の動きを過激化させている部分があるろう(星野2011: 109-110)。こうした動きが中国全土の治安を現時点で著しく悪化させているとは言えまいが、しかし、今後もそれが続くという保証はない。たとえば将来、中国の経済成長率が激しく低下すれば、社会的不満を抱えた層を中心にアイデンティティへの要求がさらに高まり、中国社会全体が内戦

状態に陥る可能性もある。「新しい戦争」に類似した状態は中国、とくに西部では既に現実のものとなっているとも言え、その状況下で中国政府がアイデンティティ・ポリティクスに便乗することはきわめて危険なこと、と言わねばなるまい。

また、経済基盤の弱体化した北朝鮮がその立て直しに成功し、核に揺れる朝鮮半島問題が解決した場合にも、「下から」の過激な民族的アイデンティティの要求を放置したり、それに便乗したりする政治は、今後さまざまな民族間の軋轢や対立を各国内で悪化させる可能性が高い。というのも、朝鮮半島情勢の安定化は、当然その後の課題として「統一」という問題を惹起するからである。もちろん、南北の「統一」は、最終的には東北アジア全体の平和化へと繋がる見込みが大きい。しかし、短期的にはその過程で朝鮮民族全体のアイデンティティ意識が高まることも、ほぼ確実だと言える。そうなれば、朝鮮民族と他民族との間にあるこれまでの対立が激化する可能性は少なくなく、しかもそれは、南北両国内を越えて、中国東北部の他、日本国内、果てはアメリカ国内など、朝鮮民族が多数居住する地域にも波及することは十分に考えられる。そもそもドイツの例からも想像されるように、「統一」後の朝鮮民族内においても、北と南の「同胞」間で、ある意味でのアイデンティティ対立が起こる可能性も否定できない。したがって、現在のアイデンティティ・ポリティクスに油を注ぎ続けることは、朝鮮半島の「統一」という一見望ましい事態が訪れた場合にも、各国の国内に「新しい戦争」に類似した状況を招き入れる危険がある、と言える。

第三に、これは今述べたこととも関連するが、グローバル化の進んだ現在、ある場所でのアイデンティティ・ポリティクスは容易に他の地域へと波及し、連鎖反応を引き起こす可能性が高い。カルドーも言うように「アイデンティティ・ポリティクスそれ自体は、拡大していく傾向をもつ」からである (Kardor 2012: 116)。したがって、自国内の民族的アイデンティティをめぐるトラブルが隣国との摩擦や国際問題へと発展していく危険性はつねにある、と言わねばならない。たとえば中国の場合は、朝鮮民族を含め、国境の反対側に国内少数民族の同族が多数居住していたり、国家を形成したりしていることが少なくない。そのため国内での少数民族に対する抑圧は、中国とモンゴル、中国とムスリム諸国などの間に大きな摩擦を引き起こす可能性がある。そのうえ、チベット亡命政府や東トルキスタン・イスラーム運動、世界ウイグル会議などの活動は、中国の民族問題が簡単に国際政治の問題へと転化していくことを示している。また現在、多くの東北アジア民族がお互いの域内に、あるいはその域内を超えてさまざまな場所に一定数のコミュニティを形成している事実は、一か所のアイデンティティ・ポリティクスが東北アジア内に、さらにはグローバルに拡散し得ることを予想させる。事実、近年の日韓対立が韓国人コミュニティのあるアメリカに飛び火し、慰安婦像の建立などをめぐってアメリカの内政問題ともなっているのは、その最も顕著な事例である。中国政府が故国への忠誠心が高いと言われる海外在住の「新華僑」(田中2001: 31-32)を通じ、彼らを政治的に動員するようなことがあれば、それは現地で大きな摩擦を生むことになるだろう。こうしたことが、日本あるいは中国の国際的なイメージや信用、政治的発言力、各国法人の経済活動に負の影響をもたらすだろうことも、容易に想像がつく。

以上のように、現在高まりを見せるアイデンティティ・ポリティクスを放置するばかりか、それを煽るような行為は、東北アジアの各国にとっても、また地域全体にとってもけっして利益とはならない。それは短期的には一部の政治家や国民の感情を満たすことがあるとしても、長期的には国内外の不安定化、場合によっては突発的な武力衝突に繋がる可能性も少なくないのである。したがって、東北アジア全体の平和を展望する場合には、現在この地域が直面するアイデンティティ・ポリティクスの拡大を反転させることが、どうしても必要である。とりわけ、

核開発を進める北朝鮮や軍拡を進める中国の動機が少なからず国内での「ナショナリズム」化に結び付いているという場合、東北アジアにおけるアイデンティティ・ポリティクスを緩和させていくことは、少なくとも間接的には、そうした両国の動きを極度に先鋭化させない効果をもつと言える。それが最終的には対話への道を開き、地域全体の安定化や平和化に繋がっていくのではあるまいか。

その意味で、カルドーが「新しい戦争」への対処法として提唱するコスモポリタン政治の導入は、「戦争」状態にない東北アジアにおいても、やはり有効な処方箋であろう。アイデンティティ・ポリティクスの拡大に歯止めをかけるこの「政治」の実践こそ、現在のこの地域には強く求められているのである。

3. コスモポリタン政治に向けて

では、東北アジアにコスモポリタン政治を浸透させていくためには、いったいいかなる方策をとればよいのだろうか。

カルドーにとって、コスモポリタン政治の目的は、あらゆる人びとに対する普遍性を備えた法の公正な支配を確立し、寛容性や多様性、デモクラシーなどを価値とした社会を作り上げていくことにあった。したがって、こうした支配や社会こそが正当だという政治的規範を育み広めていくような方策が、コスモポリタン政治の浸透や拡大には必要なはずである。その点では、国家の統治能力が著しく衰えているわけではない東北アジア諸国の場合、各国の政府や政治家たちがいかなる政策を推進するかが、やはりひとつの重要なカギとなる。

彼らはまず、既に述べたような理由から、アイデンティティ・ポリティクスを煽る政策や発言が長期的には「国益」にならず、自国や周辺地域をいたずらに不安定化させるものに過ぎないことを、十分に理解すべきである。そのうえで、各国政府や政治家たちは、たとえば、民族的な出自を根拠とした「ヘイト・クライム」や「ヘイト・スピーチ」に対しては厳正に対処するための法を制定し、当該社会がその種の行為は一切許さないとメッセージを明確に打ち出していく必要がある。確かに、「ヘイト・スピーチ」については表現／言論の自由との関係もあり、その法規制に慎重であるべき部分がないわけではない。しかし、あらゆる人間は民族的な差異を理由に差別や暴力を受けることがあってはならない、との規範を社会のなかに根付かせ、と同時に、その社会が異質な者に開かれたものであることを他国に向けて示すうえで、この種の政策はやはり不可欠だと言える（師岡2013）。

同様に、国内に居住する移民や外国人、難民といった人びとに対し、彼らが最低限の生活を営んでいくための経済上の権利も含め、基本的な人権を保障する政策を、各国政府や政治家は推進していくべきであろう。その場合、アイデンティティ・ポリティクスの影響を受けた国民世論からは、激しい抵抗が起こることも十分に予想される。しかし、それが普遍的道徳の観点から望ましいのみならず、彼らを社会から疎外された状態に放置しておくことが、かえって国内での民族的な緊張・不安定化を高めてしまうとの観点からも、こうした政策は行なわれるべきである。それに、この種の政策を進めることは、諸外国に対しその国が寛容さと包摂性に富んだ「開かれた」社会であることを知らしめ、それによって、隣国との対話が促されるかもしれないという利点ももつ。

ただ、そうした人権を保障する政策は、国内の「自国民」に対しても十分に行なわれる必要がある。というのも、その種の政策を十分に行なうことによってはじめて、上述のような恩恵に与かる「外国人」へのルサンチマンやバッシングが「自国民」から起こることを避けられる、と考え得るからだ。だが、それ以上に重要なことは、多くの「自国民」がグローバル化あるい

は新自由主義の波を被り、その陰で将来への不安や絶望を強く感じている点からも、この種の政策は行なわれるべきだ、ということである。そうした状態に起因する不満やいら立ちが、異質な者に対する攻撃的な姿勢を彼らにとらせており、それによって、東北アジアにアイデンティティ・ポリティクスをはびこらせる種が蒔かれている。したがって、こうした傾向を食い止めるためにも、各国ともに各種の社会的セーフティー・ネットを充実させ、その種の感情が人びとの間に醸成されていく条件を取り除くことが肝要であろう。この点で、一般に社会保障制度が貧弱であり、それでいて都市化や少子高齢化など共通の社会問題を抱えている東北アジア諸国は、相互に協力すべき点が多くは少なくない（広井2013）。加えて、このような観点から国家間協力を進めていくことによって、地域の緊張緩和が進むとともに、現状ではまったく頓挫してしまっている感のある「東アジア共同体」への道筋もまた、将来的に開けてくる可能性もある。

教育面においても、行なわれるべき政策の数は決して少なくない。将来世代に寛容性や他者性尊重の意識を深く根付かせることが、アイデンティティ・ポリティクスの存在を許さない社会の構築に大きく影響するという意味では、むしろそれは、コスモポリタン政治の未来にとっては最も重要な政策分野であるとも言える。まず、国内で生活する子どもたちの教育を受ける権利は、その親の民族的出自や国籍、滞在理由、経済状況にかかわらず誰もが等しく保障される、との政策を推進していく必要がある。もちろん、そのような政策の実効性は、現場の教師やソーシャル・ワーカーたちの努力に頼る部分が大きいはずであり、したがって彼らに対する人材面や資金面での支援も、政策として十分に充実させていく必要がある。少数派による民族教育も、それが社会の多様性尊重に資するという条件下においてでき得る限り広くサポートしていくべきであり、と同時に、多数派の子どもたちに対しても、彼らが他者のさまざまな文化や個性を尊重するよう、そうした価値観や態度の育成に努めるべきである。さらに、「愛国主義」に偏しない教育体制を今後各国で育て上げていくためにも、国単位ではなく東北アジアという地域レベルで、さらにはグローバルなレベルで教育をめぐる交流・意見交換が活発に行なわれていく必要があるだろう。その意味で、2010年に行なわれた2回目の「日韓歴史共同研究」を通じて両国の歴史教科書が研究対象として取り上げられたことは、十分な成果を残すことなく現在は頓挫してしまった感があるが¹⁶、今後もまた、いやむしろ今のような状況だからこそ、粘り強く継続していく価値があると思われる。

しかし、東北アジアでコスモポリタン政治を定着させていくための試みは、各国政府や政治家だけに頼っていては、おそらく不十分であろう。そもそも、彼らの多くが「下から」のアイデンティティ・ポリティクスの高まりを利用するばかりか、むしろそれを煽るかのような発言や行動・政策を進めている現状においては、彼ら自身によるイニシアティブは、さほど期待できない。したがって、上述のような政策を推進するよう政府や政治家たちに圧力を加えていくためには、アイデンティティ・ポリティクスを「下から」乗り越えていくための動きが、やはり欠かせない。ここにおいて、カルドーがコスモポリタン政治の推進主体として着目するNGOなど草の根の「市民社会」の役割が、きわめて重要になってくる。

そこにはもちろん、各国国内において、個別に少数民族や外国人、その子弟などに対する支援を進めるさまざまな個人・団体の諸活動が含まれよう。国際文化交流や国際理解、他国への人材派遣、各種の援助や国際支援を行なう自治体やNGO・NPOの役割もまた、そこではたいへん重要性をもつ。それらはいずれも、寛容性や多文化主義、包摂性といった価値観・文化を社会のなかに浸透させていくうえで、欠くことのできない大切な存在である。しかし、「国際

¹⁶ 「日韓歴史共同研究」が頓挫してしまった理由については、木村2010が詳しい。

的な性格を直接的にもつそうした諸団体のみならず、貧困問題や差別問題、福祉問題、環境問題、教育問題など、必ずしも「国際」性を第一義的には帯びていない各種の社会問題に取り組む各国内の諸個人や団体もまた、アイデンティティ・ポリティクスに代わる政治の浸透に十分に寄与し得ると言える。というのも、繰り返しになるが、そうした諸問題に直面して将来への不安や絶望に駆られている人びとが多数いる状況から、現在の東北アジアにおけるアイデンティティ・ポリティクスは、成長のための養分を少なからず得ているようだからである。したがって、公的な社会的セーフティー・ネットの充実と同様に、こうした弱者救済の諸活動が活発に市民レベルで行なわれることが、長期的にはアイデンティティ・ポリティクスの苗床を根絶やしにすることに繋がる、と考えられる。

しかし、各国内におけるこうした個人や団体による個別的活動の活発化に加えて、同時に東北アジアにおいてきわめて枢要なのは、それらが国境を超えて、地域レベルで相互に協力や連携を深めていくことであろう（モーリス＝スズキ2013）。それによって、まさに「下から」のイニシアティブによって、コスモポリタンな東北アジアが形成されていくことになる。ここで、「新しい戦争」の最中にも現地にはコスモポリタンな「飛び地」——個人や団体——が存在しており、そこに国際的な支援を注ぎ込むことによって、アイデンティティ・ポリティクスや自民族中心主義に代わる新しい政治が育まれていく、とカルドーが論じていた点を想起しておこう。民族間や国家間における相互理解を促し、苦境にある者には民族・国籍・信条などの違いを超えて手を差し伸べようとする個人や団体は、現代の東北アジアにおける、まさにその種のコスモポリタンな「飛び地」に他ならない。これらの「飛び地」が手と手を取り合い、お互いに協力や連携を深めていくことが、コスモポリタンなスペースの拡大と強化とをもたらし、アイデンティティ・ポリティクスの跋扈という現在の流れを食い止めることに繋がっていく。幸いなことに、このような「飛び地」がけっして少なくないという点では、東北アジアは、実際に「新しい戦争」が起きている地域などよりも相当に状況は明るい。欧米に比べて東北アジア諸国の「市民社会」はまだまだ未発達とも言われるが、日本や韓国・台湾などのデモクラシー諸国では今や相当程度の「飛び地」が存在していると言え、その相互交流や連携も実際のところ、既にかかなりの規模で行なわれている。結社の自由や政治活動の自由が大きく規制されている中国のような社会ですらも、草の根の「市民社会」の諸活動は、今や着実に成長しつつある（李2012）。したがって、こうした動きをより活発なものとしていき、寛容さと包摂性に満ちた空間を東北アジア全体に広げていくことが、他民族や他国に対する排他的で攻撃的な言説・行動・政策が跋扈する現状に対し、有効な歯止めかつオルタナティブとなり得る。そしてそれは、現在の国家間における外交的・軍事的緊張状態にも風穴を開け、対話や共存共栄への道を切り開いていくことだろう。

もちろん、こうした言わばバラ色のシナリオが実現するまでの途上には、いくつもの障害がある、と言わねばなるまい。東北アジアの場合、その障害の最たるものは、やはり中国や北朝鮮・ベトナムといった諸国で自由な政治活動・市民活動がほとんど許されていないことである。その事実も、そうした諸国の「市民社会」との交流を著しく困難にするばかりか、そうした試みを強要することが、かえって相手国政府の反発や妨害を招く、という危険をもたらす。それは当然、相手国側におけるNGO等の国内的な立場もまた、難しいものにさせるであろう。そもそも北朝鮮に至っては、交流を行なうための「市民社会」それ自体が育っていない。したがって、こうした諸国での「民主化」がある程度は起こらなければ、コスモポリタン政治を地域全体に実現することは、なかなか難しいと言える。それに、「市民社会」の活発化が、寛容で包摂性の高い社会をもたらすわけでは必ずしもない。当然それは、民族差別を助長する活動を行なう団体、対外的に強硬な政策を支持する団体の活発化をも促す。

とは言え、各国政府や政治家が二の足を踏んでいる、あるいは現状では歯牙にもかけていないと思われるコスモポリタン政治を東北アジアに浸透させていくうえで、「市民社会」にかけられる期待は、やはり少なくない。とりわけ、カルドーがグローバル化の言わば「正」の側面として評価した二つの変化のうち、EUのような地域機構が近い将来に東北アジアで形成されることが困難な現状では、もうひとつの変化——「グローバル市民社会」の進展——に、この地域におけるコスモポリタン政治のためのイニシアティブを託さざるを得ないであろう。アイデンティティ・ポリティクスが跋扈する現状を放置し、それが先鋭化していくに任せていては、現在の東北アジアにおける外交・軍事的緊張状態が緩和されていく可能性は低い。したがって、こうした現状を打破し、平和かつ安全な東北アジアを作り上げていくためには、いかなる困難があろうと、コスモポリタニズムを志向する「市民社会」を育てていくことが、この地域に与えられた少なくない可能性であり、また希望なのである。

IV. おわりに

本稿では、カルドーの「新しい戦争」論を手掛かりに、現代東北アジアの軍事的・外交的緊張状態を乗り越え、どう平和への道筋をつけるかについて論じてきた。

もとより、東北アジアのそうした現状を「新しい戦争」そのものと見なすことは、カルドー自身の定義から言っても、明らかに無理がある。それを「戦争」と呼ぶことがそもそも適切ではない。各々の国家は今のところは概ね安定的であり、しばしば「新しい戦争」の温床となる「破綻国家」の状況と、それは大きく異なっている。しかしながら、グローバル化の影響のもとに人びとの生活が不安定化し、それに伴い民族的なアイデンティティを動員する政治が東北アジアでも広く観察される現状は、やはり「新しい戦争」の特徴とも重なる部分がある。アイデンティティ・ポリティクスが跋扈しているその状況は、現代東北アジアの緊張状態をさらに悪化させるという意味でももちろん問題であるが、将来的に「新しい戦争」と類似した事態がこの地域にもたらされかねないという意味でも、看過できない問題を含んでいる。万が一、民族間対立がこの地域のいずれかの場所で生じたならば、それは国境を超えて、地域全体に大きな負のインパクトを及ぼすことだろう。それは、現在はむしろアイデンティティ・ポリティクスに便乗したかのような政治を行なっている各国にとっても、けっして利益にはならないはずである。

したがって、東北アジアでもカルドーが「新しい戦争」に対して示した処方箋、すなわち、コスモポリタンな領域を拡大・浸透させていく諸政策が、やはり追求されるべきである。現在の緊張状態を国家間対立と見なし、相手国の脅威を軍事的な方法その他で抑え込むという伝統的な施策は、今の緊張度をさらに高めるばかりか、至る所で噴出しているアイデンティティ・ポリティクスへのオルタナティブにはけっしてなり得ない。むしろそれは、東北アジアの諸民族間に一層の排他的・好戦的感情を植え付けるのみであろう。「抑止」によって国家間の軍事的な衝突は避けられたとしても、「新しい戦争」が地域内外に拡散していく可能性は、それによりむしろ高まっていく。よって、東北アジアの安定と平和とを実現するためには、アイデンティティ・ポリティクスに代わる政治こそを、今後は追求していく必要がある。異なる他者への寛容性と包摂性、多元性とデモクラシーに価値を置くコスモポリタンなスペースを東北アジアの各地に広めていくことが、地域の望ましい未来には不可欠なのである。

確かに、「新しい戦争」論でカルドーが提案するコスモポリタン政治のプログラムは、凄惨な民族間の殺傷が一度起きてしまった場所においては、きわめて空想的な試みに映ることだろう。

しかし、その点において東北アジアの状況は、まだまだ楽観視できる部分がある。というのも、アジア・太平洋戦争および朝鮮戦争の時代以来、過去半世紀以上にわたり、大規模な軍事衝突は——ベトナム戦争は重大な例外であるが——この地域には発生していないからである。もちろん過去の記憶は早々に消え去るものではないし、それは、昨今のたとえば日韓・日中関係を見ても明らかである。にもかかわらず、現在の東北アジアには「市民社会」の成長という形で既に多くのコスモポリタンな「飛び地」が存在し、その間の協力や連携もまた、着実に拡大・深化しつつある。したがって、この地域にアイデンティティ・ポリティクスに代わるコスモポリタン政治を根付かせることは、けっして空想的な試みではない。それは、実現不可能ではないばかりか、そのための土台となるものは、もう既にそこにあるのである。とすれば、後に必要なのは、そうした試みを前に進めようとする選択を私たちがするかどうか、ということになろう。当然、東北アジア全体にコスモポリタンな平和と安定とを最終的にもたらすためには、幾多の乗り越えねばならない高いハードルが存在する。にもかかわらず、結局のところ、「私たちが新しい戦争への対処法を学びより楽観的な未来へと針路を変えることができるかどうかは、最終的には、私たち自身の行動にかかっているのである」(Kardor 2012: 201)。

参考文献

<日本語文献>

- 阿南友亮 2014年 「海洋に賭ける習近平政権の『夢』——『平和的發展』路線の迷走と『失地回復』神話の創成」、『国際問題』No.631、42 - 56頁。
- アーミテージ、リチャード・L、ナイ、ジョセフ・S、春原剛 2010年 『日米同盟vs.中国・北朝鮮』、東京：文藝春秋。
- 石川卓 2009年 「新しい戦争——内戦、テロ、大量破壊兵器」、村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・栗栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ』、東京：有斐閣、222 - 232頁。
- 伊豆見元 2013年 『北朝鮮で何が起きているのか——金正恩体制の実相』、東京：筑摩書房。
- 王柯 2005年 『多民族国家 中国』、東京：岩波書店。
- 大西裕 2014年 『先進国・韓国の憂鬱——少子高齢化、経済格差、グローバル化』、東京：中央公論新社。
- 加藤朗 2008年 『戦争の読み方——グローバル・テロと帝国の時代に』、横浜：春風社。
- 神谷万丈 2013年 「東アジア地域秩序の動向——リアリズムの立場から」、『国際問題』No.623、5 - 17頁。
- カルドー、メアリー 2003年 『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』(山本武彦・渡部正樹訳)、東京：岩波書店。
- 2011年 『「人間の安全保障」論——グローバル化と介入に関する一考察』(山本武彦・宮脇昇・野崎孝弘訳)、東京：法政大学出版局。
- 姜尚中 2014年 「東北アジアと日本の将来を考える」、一色清他5名『東アジアの危機——「本と新聞の大学」講義録』、東京：集英社、11 - 51頁。
- ギデンズ、アンソニー 1999年 『国民国家と暴力』(松尾精文・小幡正敏訳)、東京：而立書房。
- 木村幹 2010年 『「日韓歴史共同研究」をどうするか——当事者的考察』、『現代韓国朝鮮研究』第10号、57 - 64頁。
- 黒野耐 2005年 『「戦争学」概論』、東京：講談社。

- 興梠一郎 2013年 『中国 目覚めた民衆——習近平体制と日中関係のゆくえ』、東京：NHK出版。
- 国家安全保障会議 2013年 「国家安全保障戦略について」、<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html> (2014年10月4日参照)。
- 坂井素思・岩永雅也 2011年 『格差社会と新自由主義』、東京：放送大学教育振興会。
- 佐々木寛 2005年 「『戦争』を再考する」、岡本三夫・横山正樹編 『平和学のアジェンダ』、京都：法律文化社、第3章、49 - 63頁。
- 清水美和 2009年 『「中国問題」の核心』、東京：筑摩書房。
- 田中恭子 2001年 「アジア太平洋地域秩序と中国」、田中編 『現代中国の構造変動8 国際関係——アジア太平洋の地域秩序』、東京：東京大学出版会、序章、3 - 36頁。
- 唐亮 2011年 「改革開放時代の中国政治をどう捉えるか——開発独裁モデルと近代化」、国分良成編 『中国は、いま』、東京：岩波書店、第2章、19 - 46頁。
- 2012年 『現代中国の政治——「開発独裁」とそのゆくえ』、東京：岩波書店。
- 日本国際問題研究所 (東京) 2011年 『国際問題 (焦点：パワー・トランジション下の国際政治)』、No.604 (2011年9月)。
- 2012年 『日米中関係の中長期的展望』。
- 平岩俊司 2013年 『北朝鮮——変貌を続ける独裁国家』、東京：中央公論新社。
- 平野聡 2014年 『「反日」中国の文明史』、東京：筑摩書房。
- 広井良典 2013年 「資本主義の進化とコミュニティ——アジアにおける持続可能な福祉社会に向けて」、中神康博・愛甲雄一編 『デモクラシーとコミュニティ——東北アジアの未来を考える』、東京：未来社、243 - 265頁。
- 藤原帰一 2011年 「新しい戦争・新しい平和」、藤原・大芝亮・山田哲也編 『平和構築・入門』、東京：有斐閣、序章、1 - 18頁。
- 防衛省防衛研究所 (東京) 2014年 『東アジア戦略概観 2014』。
- 星野昌裕 2011年 「周縁からの叫び——マイノリティ社会と国家構造」、国分良成編 『中国は、いま』、東京：岩波書店、第5章、99 - 117頁。
- 三村光弘 2010年 「北朝鮮をとりまく境界——北東アジアにおける新たな秩序形成の可能性」、『国際政治』第162号、99 - 113頁。
- 森本敏・宮田律・立山良司 2001年 『「新しい戦争」を知るための60のQ&A』、東京：新潮社。
- モーリス＝スズキ、テッサ 2013年 「再考・人間の安全保障から見た東北アジアの未来——移民、多様性、地域公共圏」、中神康博・愛甲雄一編 『デモクラシーとコミュニティ——東北アジアの未来を考える』、東京：未来社、143 - 168頁。
- 師岡康子 2013年 『ヘイト・スピーチとは何か』、東京：岩波書店。
- 李妍焱 2012年 『中国の市民社会——動き出す草の根NGO』、東京：岩波書店。
- 渡辺治・後藤道夫編 2003年 『講座 戦争と現代1「新しい戦争」の時代と日本』、東京：大月書店。
- 和田春樹 2012年 『北朝鮮現代史』、東京：岩波書店。

<外国語文献>

- Berdal, Mats 2011. "The 'New Wars' Thesis Revisited", in Hew Strachan and Sibylle Scheipers (eds.), *The Changing Character of War*, Oxford: Oxford University Press, pp.109-133.
- Bush, George W. 2001. "Text: Bush on State of War", *The Washington Post*, October 11, 2001, http://www.washingtonpost.com/wp-srv/nation/specials/attacked/transcripts/bush_text101101.html, retrieved on September 5, 2014.

- Gray, Colin S. 2005. *Another Bloody Century: Future Warfare*, London: Phoenix.
- Held, David, McGrew, Anthony, Goldblatt, David, and Perraton, Jonathan 1999. *Global Transformations: Politics, Economics, and Culture*, Redwood City: Stanford University Press.
- Henderson, Errola, and Singer, J. David 2002. “‘New Wars’ and Rumors of ‘New Wars’”, *International Interactions*, 28(2), pp.165-190.
- Kalyvas, Stathis N. 2001. “‘New’ and ‘Old’ Wars: A Valid Distinction?”, *World Politics* 54(1), pp.99-118.
- Kardor, Mary 2012. *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford: Stanford University Press, third edition.
- 2013. “In Defence of New Wars”, *Stability: International Journal of Security*, 2(1), pp.1-16.
- Malešević, Siniša 2010. *The Sociology of War and Violence*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Newman, Edward 2004. “The ‘New Wars’ Debate: A Historical Perspective Is Needed”, *Security Dialogue*, 35(2), pp.173-189.

カシュミール問題を考える—領土と主権の間

The Kashmir issue: Between territory and sovereignty

井上 あえか*
Aeka Inoue

Abstract

The conflict over Kashmir has been a core issue between India and Pakistan since their independence. It is not only just a territorial conflict but also the core issue of the region, which has been changing along with the regional and international environment. In particular, after the 1990's, the people of Kashmir committed to armed resistance, which has become the focus of the risk to regional and international security because both India and Pakistan are nuclear powers.

Resolution of this problem is quite difficult because it would require committing to the ideas of national integration of both countries. Specifically, for India, it is secularism; for Pakistan, it is the two-nation theory. However, the people of Kashmir want to choose their own destiny—integration with neither India nor Pakistan. India promised Kashmir a degree of freedom and democracy under article 370 of the Indian Constitution; however, for the time being, these right have been curtailed.

To resolve this issue, two main plans have been presented by both countries; a referendum and the partition of Kashmir along the Line of Control. But, these ideas disregard the right of self-determination or the nationalist sentiment of the people of Kashmir. Recently a new idea emerged based on the notion of shared sovereignty.

The history of discord between India and Pakistan has caused critical anxiety for regional peace and stability. However, there will is hope that a constructive solution to this problem can be found in the future through continuity of dialogue and negotiation between the two countries. We as an international society surrounding these nations, we should maintain a supportive stance for continued cordial dialogue.

* 就実大学教授、Professor, Shujitsu University

I. はじめに

カシュミール問題はパキスタンとインドが分離独立して以後67年にわたって継続している紛争である。ひとことで言えば、旧カシュミール藩王領がインド領となるかパキスタン領となるかをめぐり対立であるが、時間の経過とともに時代を反映するさまざまな要因の影響を受けて、変容を遂げてきた。すなわち、カシュミール紛争は三次にわたるパキスタンとインドの戦争を招来し、世界各地のカシュミール人移民社会をも巻き込む自治運動、解放運動としてつづいてきたが、80年代末以後、それまでインド政府に対してカシュミール住民の権利の守り手として機能してきた州首相と住民との間に齟齬が生じると、カシュミール人自身が武装するに至る。さらに90年代後半からは外国のイスラーム武装勢力の影響を受け、カシュミールの「解放(アーザード)」より「ジハード」ということばが多用されるようになった。このような経緯を見れば、カシュミール問題は第一義的にはインド・パキスタン二国間の問題であるが、インド・パキスタンの独立の過程にまつわる原因に限らず、その後問題が継続する中で移り変わった南アジアを取り巻く国際環境を色濃く反映して変容してきたと考えられるのである。

インドとパキスタンの境界であるLoC(実行支配線)²周辺では、開戦につながりかねない深刻な対立もふくめ、両国の正規軍の間での交戦がたびたび発生している。しかし1971年の第三次インド・パキスタン戦争を最後に、両国の全面戦争は回避されてきた。LoC付近での緊張と交戦のたびに両国は、政府間、事務当局、民間といった各レベルで対話を繰り返し、緊張緩和をはかってきた。したがって、両国の緊張や交戦、対立の歴史は、対話と信頼醸成の試みの歴史でもあることには留意する必要がある。

本稿では、カシュミールとはどのような地域か、カシュミール問題とはどのような紛争か、そしてなぜ解決できないのか、を明らかにした上で、解決への模索の現状を整理する³。

【旧カシュミール藩王領】([JKLF 1997] より、筆者作成)



斜線部分はカシュミール渓谷

¹ 第三次インド・パキスタン戦争は、直接的には東パキスタンの独立運動に起因するが、両国の対立が背景にあり、またカシュミールでも戦闘があった。

² 実行支配線 (Line of Control) は、1949年に引かれた第一次インド・パキスタン戦争の停戦ラインが継承されている。

³ カシュミール問題の先行研究については、[井上 2003 : 79-81] を参照されたい。

II. カシュミール地方の概要

1. 地理的な特徴

カシュミール地方とは、イギリスによるインド支配終焉の時点でカシュミール藩王領であった地域を指す。現在この地域は、インド（ジャンムー・カシュミール州）、パキスタン（アーザード・ジャンムー・カシュミールおよびギルギット・バルティスタン）、中国（アクサイチン）の管理地域からなる。インド側はジャンムー・カシュミール州と呼ばれ、独立以来、憲法370条の下で行政上・立法上の特別扱いを受けて一定の自治を許されていたが、現在は国内の他の州と同じ地位にある⁴。パキスタン側は、アーザード・ジャンムー・カシュミールとギルギット・バルティスタンと呼ばれる二つの行政区分からなり、連邦直轄地域とされている⁵。アクサイチンはパキスタン側に接する部分の境界は1963年にパキスタンと中国の間で国境として確定され、インドとの境界は1962年の国境紛争以来の停戦線がLoCとなっている。

旧カシュミール藩王領の主な産業は農業で、低地では米、とうもろこし、菜種などが栽培され、高地では小麦、大麦、アンズなど果物類が栽培されているほか、木彫や銀細工、毛織物・絹織物でも知られる。また、インド側の州都であるシュリーナガルを中心としたカシュミール渓谷は、紛争が激しさを増す80年代以前には、インド映画のロケ地としても知られ、欧米の観光客（トレッキングやスキー）も多く、観光業も主要産業であった [Dani 1989:43-46]。

2. 旧カシュミール藩王領の多様性

カシュミールは先述のとおり、現在のところインド、パキスタン、中国の管理下にある三地域（それぞれジャンムー・カシュミール、アーザード・ジャンムー・カシュミール、アクサイチン）に区分されるが、ドーグラ朝によるカシュミール藩王国として統合されたのは19世紀半ばにすぎない⁶。宗教をふくむ言語文化的観点からこの地域を見ると、大きく分けてギルギット、カシュミール、ジャンムー、ラダックの4つに分けることができる。最も西のギルギットは8000メートル級の山を5つ擁し、7000m級の高峰が多数続く地域で、それらの間を氷河が埋める地形である。10を超える言語集団が存在し、アフガニスタン、中央アジアとの文化的連続性がある。ドーグラ朝はこの地域を併合したものの、抵抗が強く、また部族間相互の抗争も絶えないことに手を焼き、1935年にこの地域をイギリスに租借させた [Dani 1989:43-46]。現在ムスリムが多いが、イスラーム化されずに土着の信仰を維持している地域もある。その南に接するパキスタン側アーザード・ジャンムー・カシュミールとインド側ジャンムー・カシュミールのシュリーナガルを中心とするカシュミール渓谷一帯からカールギルまでが、カシュミール人の世界である。彼らはカシュミール語、ウルドゥー語を話し、ムスリムが多数を占める。近年はカシュミール渓谷にヒンドゥーの転入が増えて、人口割合は変化している。いわゆるカシュミール紛争は主としてこの地域における武力紛争をさしている。シュリーナガルより南には、ジャンムーを中心都市とし、ヒンドゥーが多数を占める平野部が続く。さらに、ジャンムー・カシュミール州の東、レーを中心とするラダックでは、ラダック語が通用し、チベット仏教徒が多数となっている。さら

⁴ インド側カシュミールの地位については、伊豆山真理「80年代までのカシュミール問題－ナショナルな側面」[日本国際問題研究所 1998:13-16]を参照。

⁵ パキスタン側カシュミールについては、[井上 1999]を参照。

⁶ カシュミール渓谷には紀元前3世紀のアショカ王時代に仏教が広まっていた。7世紀頃ヒンドゥーが優勢となり、14世紀にはムスリムが侵入してイスラーム化した。アクバルの征服後、1753年までムガル帝国の支配下に入る。1819年にランジート・シングのシク王朝に征服され、1846年のシク戦争後、イギリス領地域をあわせてジャンムー・カシュミール藩王国が成立した。[Huttenback 2004:1-2]

に東のアクサイチンとの間には、1962年の中国・インド国境紛争以来のLoCがあり、アクサイチンは中国管理下にある。アクサイチンの人口はきわめて少ないが、文化的、宗教的にはラダックと連続性がある。したがってカシュミール人とラダック人が二つのLoCによって分断状態にあるといえることができる。

III. カシュミール問題とは何か

1. 紛争の発生

インドとパキスタンは1947年に、イギリスの植民地から二つの国家へ分離独立した。植民地インドのヒンドゥーとムスリムは、協力して帝国主義に対抗し独立運動を展開したが、その過程で次第に対立を深め、コミューナル紛争が激化した。ムスリムのための独自の国家を求める動きは1930年代から具体化していくが、大勢が分離独立へと傾いていくのは独立の直前になってからのことにすぎない。インドにおいて、ヒンドゥーとムスリムの対立は歴史的、必然的なものとは言いがたく、また、パキスタンの成立もムスリム・ナショナリズムからのみ説明できるものではない [Jalal 1985]。しかし、少なくとも分離独立後、パキスタンの統合原理となったのは、1940年にムハンマド・アリー・ジンナーが示した「二国民論 (two-nation theory)」である。これによれば、インド亜大陸にはヒンドゥーとムスリムという二つの国民が存在し、それぞれが自治権を持つべきであるとされる。イギリス政庁によって作成されたインド独立案は、東のベンガルと西のパンジャブの分割を伴って、東西のムスリム多数派地域をインドから切り離すインド亜大陸の分割を伴うものであり、不完全ながら、二国民論を承認する分離国家への独立を定めるものであったといえよう。

分離独立の時点でインド帝国は、イギリスの直接統治下にあった英領インドと、間接統治下におかれた560余の藩王国から構成されていた。イギリスのインド政庁によって完全に支配されていた英領インドに対して、藩王国は植民地期をつうじてイギリスの「至上権 (paramountcy)」を認めることを条件として、領内の内政権を限定的に認められ、いわば半独立の地位を維持してきた。現在のインド領の面積の半分はこの藩王国の領土であったが、独立運動が展開されたのはもっぱら英領インドにおいてである。独立が具体的な日程に上ってきた段階で、最大の問題はインドとパキスタンを分離させるのかであったため、藩王国の位置づけについての議論が尽くされないまま、インドとパキスタンの分離独立に至ったと考えられる [井坂 1995]。

これらの藩王国はそのほとんどが、インドにおいては1950年1月の憲法施行までに姿を消し、1956年の州再編を経てインドの政治制度の下に収められていった。パキスタンにおいては、これよりもさらに時間はかかったものの、北西辺境地方やパローチスターンにおける藩王国の自立的傾向は、最終的には政治的、軍事的に押さえ込まれ、連邦直轄部族地域、州直轄部族地域として、連邦の統制下に入った。独立の際に当初帰属表明を避け、独立の可能性を模索した藩王国はカシュミール、ハイダラーバードなどいくつかあったが、インドとパキスタンの間の紛争に発展し、今日に至るまで解決を見ていないのはカシュミールのみである。

1947年8月、インドとパキスタンの分離独立を経て、なおカシュミール藩王が帰属を明らかにしないまま10月に入ると、パキスタン北西部のパシュトゥーンの民兵がカシュミール藩王領へ侵入を開始し、略奪を繰り返しながらカシュミール渓谷へ進んでいった。この報せに首都シュリーナガルの藩王は脅威を感じ、急遽インドへの帰属を表明してインド政府に対して支援を要請した。インド政府は軍を派遣し、カシュミールでインド軍とパシュトゥーン民兵との間に戦闘

が始まる。この時点でパキスタン軍は出動していないが、冬の到来による停戦を挟んで、1948年5月に戦闘が再開されると、パキスタンの正規軍が派遣され、両国軍の間で第一次インド・パキスタン戦争が始まった。この戦争は国連の調停を受けて1949年1月に停戦し、両軍の前線に停戦ラインが引かれる。この停戦ラインが現在、実行支配線（Line of Control）としてインドとパキスタンの暫定境界線となっており、両軍が対峙する前線となっている。

国連は、カシュミールの帰属を決するため住民投票の実施を勧告し、インド・パキスタン両国はこの調停案を受け入れたが、具体的な実施の方法が決まらないまま、今日まで住民投票は行なわれていない。

2. 紛争の展開と変容

その後カシュミールは1965年と1971年とあわせ、三次にわたるインド・パキスタン戦争の戦場となった。カシュミールはいわばインドとパキスタンの軍事的緊張の源泉といえることができる。この間インド政府は一貫して二国間問題であるとして、カシュミール問題に関する第三国の調停や介入を退け、これに対してパキスタンは国際社会の介入を求めてきた。両国の交渉は一進一退し、両国関係が緊張緩和に向かっても、具体的な信頼醸成への作業に入ると、カシュミールをめぐる交渉が行き詰まるということを繰り返してきた。在外インド人、パキスタン人の関心も高く、1970年代にはジャンムー・カシュミール解放戦線（JKLF）のようにイギリスに拠点を設けて、民族自決を訴える勢力も登場した [JKLF 1997:3]。

カシュミールにおける紛争は80年代末に大きな転換点を迎える。それまでのカシュミール人の運動はいわば穏健なもので、主として住民投票を要求し、分離や独立を求める勢力は決して多くなく、インド側カシュミールにおいても平穏が保たれていた。それが変化を遂げたことには、いくつかの原因が指摘できる⁷。第一に、1980年代にインド政府のカシュミール政策が変化したことである。ジャンムー・カシュミールはインドの一州であるものの、憲法370条により、連邦議会の立法が自動的に適用されることはなく、カシュミール州議会で審議する権利を認められるなど、特別な地位にあった。州首相はいわば中央政府に対してカシュミールの権利を守る防波堤として機能してきた。ところが、インド政府は年月をかけて少しずつカシュミールの権限を削減し、80年代になると州首相が中央政府と妥協するに至り、選挙の際には軍が派遣され監視下で投票が行なわれた。こうしたことが強い反発を招き、カシュミールの住民は1989年ごろから武装闘争に入った⁸。

第二には、アフガニスタンでソ連と戦っていたムジャーヒディーン勢力が、ソ連の撤退後カシュミールに移動してきたとされることである。彼らはアラブ・アフガンと呼ばれ、この時点での彼らの動きについて、資料的な裏付けは難しいが、あとに指摘するように、90年代の後半になって、カシュミール武装勢力の前面に現れてくることになった。

第三に、こうして生まれたカシュミールの武装勢力に、パキスタンが支援を開始したことである。パキスタンはインドとの戦争に三回にわたって敗れ、三度目にはバングラデシュの独立により東パキスタンを失った。インド国内のゲリラ的な勢力を支援し、あるいは武装勢力を送り込むことは、大国インドとの軍事的劣勢を挽回するための安価な手段であると、しばしば指摘されているところである。この動きはカシュミールへ南アジア地域以外からの武装勢力をさ

⁷ 武装闘争の始まりについてくわしくは、[井上 2003] を参照。

⁸ 歴史家シュガート・ボースは、2003年1月にインタビューに答えて、カシュミールが元来不本意なインド帰属を受け入れたのは民主主義と連邦からの自由が約束されたからであったが、そのいずれも実際にはカシュミールで実現されていなかった、と指摘している。（『世界』2003年7月号pp.271-281を参照。）

らに多く呼び込むことになった。それが、1990年代後半にカシュミールで活動を活発化させるイスラーム主義の武装勢力である。彼らの介入によって、カシュミール解放運動は明らかに変容を遂げる。それまでの「解放（アーザード）」にかわって、「ジハード」ということばが多用されるようになり、カシュミールの民族自決のための戦いという意味が後退し、イスラームのための戦いという主張が目立つようになる。2000年頃までには、従来のカシュミール解放運動を指導してきた全党自由会議（APHC: All Party Huriyat Conference）は、こうした新しい勢力に、「外国人はカシュミール人の指導に従うべきである」と苦言を呈するに至った⁹。

3. 武装闘争の維持継続を可能にするもの

カシュミールの武装勢力は、先に見たように、従来からのカシュミール人解放勢力と、外来のイスラーム主義勢力とに分けて考える必要があるものの、いずれにしても彼らの活動はいわゆるゲリラ的なものであり、現地カシュミール人社会がある程度これを許容する、あるいはせざるを得ない事情がなければ成り立たないものと考えられる。彼らはインターネットなどをつうじて世界中から資金を募っているが、在外パキスタン人・インド人をはじめ、これに応じる人々は途絶えることがない。この問題について、J・スターンの研究が示唆的である。それによれば、ここで集まった資金によって、カシュミール渓谷でインド軍やパラミリタリーと戦うムジャーヒディーンの手当や、留守宅への生活援助、シャヒード（殉教者）となった場合の遺族への補償などがまかなわれている。パキスタン最大のイスラーム組織であり政党でもあるジャマアテ・イスラミーも、パキスタン政府によって2001年に非合法化されたラシュカレ・タイバやハルカトゥル・ムジャーヒディーンも、イスラーム組織である点では同様であり、殉教者への補償や兵士の家族への経済支援を行ない、親族を失った遺族の精神的なケアにもつとめている等、スターンは報告している [Stern 2000]。さらに考慮しなければならないことは、カシュミールでは武装闘争が激化するにしたがって雇用の機会が失われ、若い働き手が就職できない。武装組織が日当を出して軍事訓練への参加を呼びかければ、彼らは就職口としてこれに参加するだろう。カシュミール解放闘争への参加は自発的であっても、ナショナリズムや宗教的な熱心さのあらわれである前に、家族を養うための手段となっていることは留意されなければならないだろう。

このような経済的な事情に加えて、イスラーム組織の社会福祉の担い手としての性格も軽視できない。地震や洪水のような自然災害の際に、イスラーム組織がパキスタン政府の行政能力の不足を補い、被災者への救援を担うことは珍しくない。2005年にカシュミールを襲った大地震の際にもそのような例が見られた。この地震では、アーザード・ジャンムー・カシュミールの山岳地帯においてもっとも大きな被害を出したが、被災地はその政治的性格と山岳地帯の険しい地形のために、国連やNGOなどの立ち入りが難しく、家を失ったり負傷したりしていた被災者が放置されかねなかった。この地震では死者8万人、家を失った人が300万人に上ったが、彼らにいち早く救援の手を差し伸べたのはパキスタン政府でも外国の救援組織でもなく、ラシュカレ・タイバの関連組織であるジャマアトウッダアワ・パキスタンであった¹⁰。また2010年にインダス川流域の平野部の広い地域で発生した洪水では、1700万人が被災し200万戸の家屋が失われた。ギーラーニー首相はあらゆる被災地域に救援を行なっていると述べていたが [Jang,

⁹ Times of India, 21 Nov. 2001

¹⁰ ジャマアトウッダアワ・パキスタンは、1985年にラーホールで創設されたマルカズ・ダアワ・ワル・イルシャドの後身。ラシュカレ・タイバはここから派生し、パキスタン政府からテロ組織に指定を受けて禁止されて以後、ジャマアトウッダアワ・パキスタンに名称を変えた。

5 Aug. 2010]、実際には救援は一部の地域にしか行き渡らず、イスラーム組織がその不足を補い、政府もそれを容認していると論評された [Ali 2010]。

このように、武装勢力が人々の間で容認されている理由は、第一にイスラーム武装組織に人材を供給する経済関係が成立していること、第二にイスラーム組織には社会福祉の担い手という側面があり、民衆の信頼を勝ち得ていることである。

IV. インド・パキスタン両国とカシュミール問題

カシュミール問題はインドとパキスタンいずれにとっても、対外問題であると同時に内政問題としての側面をもつ。両国がカシュミールについて譲歩できないのは、この問題が分離独立と両国の統合の原理にかかわる内容を持つために、内政上の不安定要因を刺激し、統合を阻害する事態を誘発しかねないからである。以下ではこの点を含め、インド・パキスタン両国のカシュミール問題についての立場を整理しておくことにする。

1. インド

インドは近年、インド人民党の躍進によってヒンドゥー・ナショナリズムが影響力を強めてきている。しかし独立運動以来インドを指導してきたインド国民会議は、独立後も一貫して多様な宗教と文化を含むことを前提としたセキュラリズムを統合の原理としてきた。一億数千万のムスリムを国民に含むインドにとって、カシュミールがムスリム多数派地域であることはインド帰属に何ら障害とはならない。むしろ宗教を理由にパキスタンへの帰属を容認すれば、国内のコミュナル勢力や地域主義を刺激し、ひいては分離主義的な傾向を生み、統合を脅かしかねない。

インド側カシュミールは、憲法でインド領と規定され、州としての地位を与えられている。先に触れたとおり、独立当初はカシュミール統合のため、中央政府は憲法370条によってジャンムー・カシュミール州を特別扱いしてきたが、80年代に「正常化」と呼んで、これを解消してきた。このカシュミール政策は結果としてカシュミールを紛争化させてしまったという意味で失敗であったとみられる [ボース、ジャラル 2003]。インドは基本的に第三次インド・パキスタン戦争の戦後処理のため1972年に締結されたシムラ協定にもとづいて問題解決を図るという立場を取ってきているが、LoCを国境化するという考え方にも肯定的である。シムラ協定では、カシュミール問題は両国が合意する方法で解決するとされたが、このとき、両国のあいだではいずれLoCを国境化することについて合意があったという証言が現れてもいる [Chaudri 1990:152]。

2. パキスタン

パキスタンは、先に示したとおり二国民論にもとづき、インド亜大陸のムスリム多数派地域が分離して成立した国家である。カシュミールはムスリムが多数派を占める地域である以上、パキスタンに帰属すべきであると、パキスタンは主張する。ムスリムが多数であるにもかかわらずインドに帰属することを認めれば、パキスタン成立の意味（つまりインド・ムスリムがムスリムとして生きるための国家）が薄れるおそれがある。それゆえパキスタンはインドに譲歩することができない。

パキスタンはLoCの西側を連邦直轄地域と定め、アーザード・ジャンムー・カシュミールとギルギット・バルティスタンという二つの地域に分けて管理している。とくにアーザード・ジャ

ンムー・カシュミールは財政的にパキスタン政府に依存しているものの、74年以来独自の憲法と議会、最高裁判所を持つという特殊な形態を保持している¹¹。ただしパキスタンの公式見解では、旧藩王領全体が依然帰属未定の係争地域であり、現在パキスタン管理下にあるこれらの地域もパキスタン領ではない。あくまでも、いずれ住民投票がおこなわれて帰属が決するまで、パキスタンが暫定的に管理下においているにすぎない。カシュミール住民の意向を無視して帰属を決するのは不当であるから、住民投票を実施すべきであるという立場である。また、カシュミールにはパキスタンに流れ下る河川の上流、または水源があるという、パキスタンにとっては見過ごせない現実的な問題もある。

パキスタンは長く軍権威主義の下にある。また三度のインドとの戦争にいずれも敗れているが、インドとの対立の核心にあるカシュミール問題は、パキスタンにおいて軍が際立って存在感を持つに至った大きな要因であるともいえる。軍情報部がカシュミール武装勢力を支援しているのは、カシュミール問題が解決しない方が、軍には好都合であるためであるという見方も成り立つ状況がある。

このように、両国はそれぞれの国家成立の根拠、統合の原理に直結する問題としてカシュミールを扱わざるを得ないために、妥協ができず、両国の交渉は進んでは行き詰まり、再開されてはまた行き詰まるということを繰り返してきたのである。

3. パキスタン社会のイスラーム化とカシュミール政策

パキスタンはすでに述べたように、1980年代以降の政治的イスラーム化の進展とともに、カシュミール武装勢力への支援を開始した。軍人であったジアーウル・ハク大統領は、中央アジア、南アジアに広がるイスラーム圏においてパキスタンが覇権国家になることを夢に見、イスラーム国家パキスタンを強調した。これはパキスタンがジンナー以来堅持してきた政教分離の議会主義にもとづくムスリム国家という建国理念を大きく離れ、本来パキスタンはイスラーム国家となるべくして分離独立したという全く新しい解釈を示すものだった。ジアーウル・ハクは1988年8月に航空機事故で死去するが、その直前の6月に、記者会見で次のように述べている。

「アメリカ人はわれわれに前線国家となることを求めた。アフガニスタンで彼らを支援する代わりに、われわれはカーブルに思いどおりの体制をつくる権利を勝ちとった。前線国家という役割を引き受けるリスクを負ったからには、地域情勢が以前のような状態に逆戻りして、インドやソ連の影響力が増し、われわれの領土への領有権の主張がなされることは許容できない。真のイスラーム国家、真のイスラーム連合が出現し、汎イスラーム主義復興の一翼を担うのだ。」
[Harrison 2001]

ここにはジアーウル・ハクの、イスラーム化と覇権への強烈的な意思が現れている。パキスタンでは彼の事故死をめぐって、謀殺説が根強く語られる。ソ連が撤退を決めたことで、アメリカがもはやアフガニスタンから手を引こうとしている時に、ジアーウル・ハクは強く権利を主張し、さらに以下のように続ける。

「それはいずれ、ソ連のムスリムにまで及ぶことになる。パキスタンとアフガニスタンの間にパスポートは不要になる。やがてタジキスタンやウズベキスタンもこれに加わるだろう。イランやトルコにまで広がっても不思議はない。」

彼はパキスタンがユーラシアのイスラーム世界の盟主となるという夢を見、アメリカが当然それを認めるべきであると主張していた。その二ヶ月後、ジアーウル・ハクは搭乗機が飛行中

¹¹ アーザード・ジャンムー・カシュミールの法的地位、および政治状況に関しては、[井上 1999]を参照。

に爆発して死亡した¹²。

カシュミール武装勢力の支援は、ジアーウル・ハクのこうした野望の一部分をなしていた。イスラーム政党のジャミーアトゥル・ウラマーエ・イスラームやジャマーアテ・イスラミーがジアー内閣に閣僚を出した。またジアーに近かったマウラーナー・ムハンマド・アブドゥッラーが首都の中心部にマスジッドをもった。ジアーの死後も、ベーナジール・ブットーの民主化政権はこれらイスラーム勢力との関係を絶たず、国際社会の関心が薄れたあとのアフガニスタンやさらにカシュミールへの関与を継続した。これらの勢力はブットーとナワーズ・シャリーフが二度ずつ政権を担当した1990年代の民主政権によって継承され温存された。そして、2001年の9.11米中枢同時多発テロ事件を経た後、パキスタン政府はアメリカの圧力によって国内の武装イスラーム組織の取り締まりに乗り出すことになった。2007年に立てこもり事件が起きたイスラマーバードのラル・マスジッドは、先述のマウラーナー・ムハンマド・アブドゥッラーが創始したマスジッドで、息子のマウラーナー・アブドゥル・アズィーズが継いでいた。154名の犠牲者を出して事件が収束した後、捜索を受けたマスジッドからは、武器・弾薬が多数備蓄されているのが発見された。議会や官庁街、大使館地区に隣接する首都中心部に、武装イスラーム団体の拠点があったことが、ジアーウル・ハク時代以来30年にわたって、パキスタン社会でいかにラディカルなイスラーム化が進んでいたか、あらためて示された¹³。

カシュミールの武装勢力支援は、パキスタンにとってインドとの軍事的不均衡は正に役立ったが、一方でこのようにパキスタン社会の内部に極端なイスラーム勢力を養うことになり、穏健な政教分離主義を阻害する結果を招いた。さらに彼らがパキスタンのスンナ派武装勢力と重なる部分を持つために、国内でスンナ派とシーア派の抗争を助長し治安を脅かす契機ともなった。したがって、パキスタンのこのようなカシュミール政策はアフガニスタンと並んで1980年代のイスラーム化政策の残滓であり、武装勢力はパキスタン国内に拠点を持ち、イスラーム化に乗り出す可能性をはらんでいる。部族地域を拠点として活動するパキスタン・タリバンもそのような文脈でとらえることができる。

V. カシュミール問題解決への模索

1. カシュミール問題の今日的意味

カシュミール紛争は、数十年にわたり多数の人的犠牲を生み、地域の政治的緊張を継続させ、膨大な軍事費を費やさせ、結果として、世界に新たな核保有国を二つもたらずに至った。インドが第三国の介入を嫌ってきたこともあり、カシュミールは基本的に両国の問題とされてきた。しかし1998年にインドとパキスタンがともに核実験を実施して、これが核保有国同士の対立となったことで、もはやそれは地域の二国間問題ではなく、国際的な関心の対象となった。パキスタン政府は、核実験の実施はインドへの対抗上やむを得ない選択だったと説明したが、現実には核兵器を持ったことでインドに対する軍事的な劣位から、均衡へ移行することができたこと

¹² 土産に受け取ったマンゴーの箱に爆発物があったとか、同乗するはずだったアメリカ大使が予定を変更して搭乗を取りやめようとしたが、ジアーウル・ハクはアメリカ大使を同行することで自分の身を守ろうと考えていたのでそれを許さず、結果的に大使を死の道連れにすることになった、アメリカはジアーウル・ハクを亡き者にするために自国の大使を犠牲にすることも厭わない国である等、今なおパキスタン人の中では語られることもある。

¹³ 発見されたと発表された武器があまりに大量であったため、軍情報部がイスラーム組織の弾圧のために情報操作した（誇張した）のではないかという憶測もあった。

に加えて、カシュミール問題に国際的関心が集まったことで、第三国や国際社会の介入を求めてきたパキスタンの希望がかなった形になったことは事実である。また、いわゆる核の抑止力によって、両国の全面対決が回避されることは期待できるだろう。さらに2001年に米中枢同時多発テロが発生し、その少し前からカシュミールに侵入をはじめていた外部からのイスラーム武装勢力は、欧米の強い関心を集めるようにもなった。カシュミールがイスラーム武装勢力の活動の場として、国際社会から改めて危険視されるようになると、パキスタンがこれらの勢力を支援していたことは批判的となった。

これまで見てきたように、カシュミール問題はインドとパキスタンの対立の核心をなす問題である。現実にはインドとパキスタンは三次にわたって戦争を経験した。しかし逆にいえば、両国はこの問題をめぐって、戦争をしていなかった時期には、対立を抱えながらそれが戦争に発展しないよう努力を続けてきたともいえる。1971年に東パキスタンの独立運動が第三次インド・パキスタン戦争に発展し、パキスタンの敗戦によってバングラデシュが独立した。この時の敗北と喪失の衝撃は、その後長くパキスタン軍に心的なダメージを残したといわれる。しかしその後、両国は局地的な戦闘はあっても、全面戦争には至っていない。むしろ、事務レベルや首脳級の協議の場で、両国は信頼醸成をはかる努力が繰り返され、その過程では、経済や文化の分野での相互交流や、バス便の運行などが実現されてきた。独立から1971年までの24年間よりも、その後今日に至る40年あまりの方が遥かに長いことをおもえば、カシュミール問題は両国の対話と交渉の歴史の象徴と見ることもできるのではないだろうか。

2. 解決への模索

前章でみたように、インドとパキスタンは独立の経緯から、相互にカシュミールについて譲歩しにくい状況にある。インドにはムスリムもまたインド国民であるという前提があり、パキスタンはムスリムのために分離したという前提があるので、それぞれに、ムスリムが多数を占めるカシュミールは自国に帰属するのが自然であると主張する。たがいに相手を認めてしまえば、みずからの統合の基盤にかかわる可能性がある。したがって、おそらく多くの領土問題がそうであるように、両国が正面から対峙し、いずれか一方への全面的帰属で決着するという可能性は低いとおもわれる。カシュミール問題は長く、政治的には他国の介入をほとんど受けずにきたが、地域を超えて、研究者、人権運動家、市民の関心を集めてもきた。ここでは、この問題を解決するためにこれまでに考えられてきたいくつかの方法を検討してみることとする。

(1) 住民投票案

1949年、第一次インド・パキスタン戦争が停戦となり、国連インド・パキスタン委員会は、カシュミールの帰属を決するための住民投票実施を勧告した。パキスタンのリヤーカット・アリー首相と、インドのジャワーハルラール・ネルー首相は、この勧告を受諾した。パキスタンはこうした国連による介入を歓迎したが、インドは双方の軍が停戦ラインで対峙している状況では公正な投票は望めないとして、まず両軍の撤退を求めた。ところが双方が互いに、相手の撤退を待ってから引き上げるといふ姿勢を崩さず、投票は行なわれぬまま時間がすぎた。国連の勧告に示されたのは住民投票という考え方だけであった。旧カシュミール藩王領は、Ⅱ. でみたように、19世紀なかばに、ヒンドゥーの藩王によって統合されたが、元来、イスラーム、ヒンドゥー、チベット仏教、その他の土着宗教など、多様な宗教、文化を持つ地域を一つにあわせた領域である。人口が最も多いカシュミール渓谷はムスリム多住地域であるが、南部のジャンムーではヒンドゥーが多数派を占める。フンザ、ギルギットを中心とする山岳地帯は、多様な少数言語

が分布し、古い土着の宗教を残す地域も含まれる。またレー、ラダックはチベット仏教徒の世界である。住民投票といっても、藩王領をどのように区切って実施するかによって結果は大きく異なることが予想される。あるいは全域を一括するなら、そのような多数決で各地の人々の意をくむ結果を得られるのか、疑問が残る。住民投票実施方法についての問題は手つかずのまま残されている。

(2) 分割案

1948年に国連の調停で休戦した際の停戦ラインは、その後、実効支配線（LoC）として、事実上のインド・パキスタン国境として機能している。インドはLoCよりインド側をすでにインド領として憲法に規定し、州のステータスを付与していることはすでに述べた。シムラ協定の秘密合意として、将来的にLoCを国境化することで両国が合意していたとする証言は、インド側の随行員であった人物が90年代に明らかにしたもので、インド政府はその選択肢について、妥協案としながらも肯定的にとらえている [Dhar 1995, 伊豆山 1998]。他方パキスタンは、カシュミール藩王領全域を、帰属未定の係争地域として、パキスタン領でもインド領でもないとする。したがって、少なくとも公式見解としてはLoC国境化案を認める余地はない。ただし、ムシャッラフ大統領が私的な見解として、これを認めると発言したことはある。いずれにせよ、この案が実行されるとすれば、インドにおいてもパキスタンにおいても、大多数の国民にそれを説明し、納得させることのできる強力な指導力を発揮できる政治家の登場が不可欠であると思われる。この案はもっとも現実的な解決策として支持されがちであるが、現状をそのまま固定化することで、越境テロやカシュミール人の反政府勢力の問題を解決できるのかという疑問は残る。

(3) 共同統治案

様々な解決案のなかでも最も新しく提示されたものに、ボース (Sugata Bose) とジャラル (Ayesha Jalal) によって提唱された共同統治案がある。この案は、カシュミールをいずれかの国に帰属させたり、あるいは分割したりするのではなく、この地域全体を不可分の主権単位 (unitary indivisible sovereignty) と考える [ボース、ジャラル 2003]。そこでは、国家ではないカシュミールという小さな領域と、その住民が主権を持つということが想定されている。このような想定は、両国政府だけで問題を解決しようとするのではなく、カシュミール人の意志を、重要な要素として考慮に入れようという考え方から発していると考えられる。アーザード・ジャンムー・カシュミール (パキスタン側) も、ジャンムー・カシュミール州 (インド側) も、実際には両国の政府が主張しているように自由でも民主的でもない。不可分の主権単位という概念は、カシュミール問題は、二国間関係のためではなく、カシュミール住民の解放のために解決されなければならないという、当たり前のことを思い出させるものである。さらにこの考え方は、イギリスの植民地統治時代から独立後の今日にいたるまで、結局、政治は国民国家の枠組みで主権を享受するという発想しかもちえないことへの批判ともなっている。ジャラルはそれを、「イギリスの植民地主義とともに進行し、近代的な構造を作り出した、機械的で人工的で一枚岩的な主権、つまり疑問を挟む余地なく住民の要望にも政治の変化にも無関心な主権概念」だと批判する。そして、植民地化以前に存在したローカルなレベルでの完全な自治は、南アジア各地で植民地期をつうじて、主権の分担という形態で機能していたと指摘している。近代化を受け入れる中で、インドでも国民国家の概念が浸透し、獲得をめざすべきものとなった。ジャラルの指摘は、その国民国家という概念を根本から問い直そうとする姿勢を含んでいて示唆に富む。

VI. むすびにかえて

インドがLoC国境化案に妥協的であることは、先に見たとおりである。しかし、本来、単なる停戦ラインにすぎないものを、便宜的に国境線とし、カシュミールを分断することが望ましい帰結と言えるのか。また、パキスタンの公式な要求である住民投票の実施は、すでに現実的とは考えられていないようにも見える。しかしだからといって、カシュミール人の意向を表明する機会がないままに、問題の解決は望めるのであろうか。あるいは、国民を納得させられる強いリーダーシップが登場し、政治的解決を図ることは可能なのであろうか。たしかに、インドで国民会議派が政権を失い、インド人民党が初めて政権を獲得した1998年の選挙で、パキスタンはこのヒンドゥー至上主義政党の登場にむしろ期待した。連立政権でかろうじて政権を維持していた会議派とは違い、国民の支持の下で政権を獲得した人民党のほうが、二国間関係改善に進展が期待できる、とパキスタンでは政府もメディアも考えていたのである〔井上 2001〕¹⁴。たとえヒンドゥー至上主義を標榜する政治勢力であっても、決断力と実行力に期待する考え方はたしかにあるだろう。

経済発展著しいインドで、2014年5月以来再びインド人民党が政権の座にある。ナレンドラ・モディー首相は10年にわたってグジャラート州首相として経済成長を実現してきた経験が評価されているという。しかし同時に同州でムスリム虐殺にかかわった疑いをもたれている人物でもある。彼はムスリムにとっての脅威のように見える。しかし、彼は自分の就任式にパキスタンのナワーズ・シャリーフ首相を招待し、就任式後に会談し、食事をともにする姿まで報道された。ヒンドゥー至上主義者としての彼が、インド・パキスタンの間の信頼醸成への意思を持っているとはにわかに信じがたいが、経済発展という関心に照らしても、少なくとも今のところは関係の悪化を望んではいないと見ておきたい。

カシュミールは独立後70年近くにわたって、南アジアの安定に大きな影響をもたらし、未解決のまま今日に至った。しかしこの問題は、時代とともに、国際社会や地域の状況の変化を反映して、変化を遂げてきた。インド側カシュミールにおいて武装闘争が展開されるようになって、外部の武装勢力がカシュミールに侵入してくると、同じ時期のパキスタンの軍事・外交戦略とも連動して、カシュミール問題はさらに複雑化した。さらに2001年の米中枢同時多発テロの後、パキスタンのイスラーム武装勢力への対応が転換したあと、パキスタン国内でイスラーム武装勢力の活動が活発化し、カシュミールという地域に限定されない国内の不安定要因へと発展してしまった。このように、カシュミール問題は固定化された古い問題ととらえることのできない、いわば絶えず更新され続ける問題なのである。

問題が更新され続けるように、解決への模索もまた新しい方向が見いだされていることは、Vで論じたとおりである。二国間の領土問題、あるいは外交的、戦略的な問題としてのみカシュミールをとらえれば、住民の立場は等閑視される。カシュミール問題は何より、住民の尊厳ある生活のあり方と切り離されるべきではない。ジャラルとボースの主権の切り分けという概念は、領土を切り分けたり住民を排除したりするよりは、主権を切り分ける方がいい、という発想であり、カシュミール問題解決への新しい視点を示しているといえるだろう。

両国は40年以上にわたって全面衝突を回避し、合意可能な道筋を探しつづけてきた。その歴史が、今となっては貴重な対話と交渉の歴史である。主権の切り分けや共同管理という新しい

¹⁴ ただし、インド人民党が選挙綱領で核実験の実施を公約していたことについて、もっとも早くから強い危機感を持ち、国際社会に対して警告を発していたのはパキスタン政府であった〔井上 2001: 118-119〕。

考え方が生み出されたように、これからも、インド社会、パキスタン社会、国際社会が成熟していくことによって、カシュミール問題の解決に、新しいアイデアが提示される可能性は常に開かれているといえるのではなかろうか。

ワーガーのインド・パキスタン国境では、毎夕、国旗降納の儀式がショーアップされて実施され、両国民や観光客が見物に集まる。それは両国の国威発揚の場でありながら、双方の国境警備担当当局が協力しなければ作り上げられない様式美に貫かれてもいる。毎日の日課として、そのような共同作業が連綿と続いていることに、両国の交渉と対話の歴史が象徴されているように思われる。

参考文献

<日本語文献>

- 井坂理穂、1995、「インド独立と藩王国の統合—藩王国省のハイラダーバード政策」『アジア経済』XXXVI-3、アジア経済研究所
- 伊豆山真理 1998「80年代までのカシミール問題—ナショナルな側面」、日本国際問題研究所編『カシミールの現状』、日本国際問題研究所
- 井上あえか 1999「アーザード・ジャンムー・カシミールとインド・パキスタン対立」『アジア経済』XL-12、アジア経済研究所
- _____ 2001「パーキスターンの反応」、広瀬崇子編著『10億人の民主主義』御茶の水書房
- _____ 2003「カシミール—分割されざる溪谷」武内進『国家・暴力・政治』アジア経済研究所
- _____ 2011「カシュミール問題の現在」山根聡編『南アジア・イスラームの多角的解明に向けて—歴史・思想・文学・政治』京都大学イスラーム地域研究センター
- 外務省アジア局南西アジア課編 1992『70年代以降のカシミール問題』
- 日本国際問題研究所 1999『カシミールの現状』
- シュガート・ボース、アーイシャ・ジャラル 2003「カシュミール問題を解決するために—「領土紛争」から「住民による主権」へ」

<外国語文献>

- Ali, Mahir 2010, "Crisis in Disaster Management" Dawn, Aug.4
- Dani, Ahmad Hasan 2001, History of Northern Areas of Pakistan, Sang-e-meel Publications (1st. ed. 1989)
- Dhar, P.N. 1995, "LOC as a Border: Butho's deal with Mrs. Gandhi", Times of India, April 4.
- Huttenback, Robert A. 2004, Kashmir and the British Raj 1847-1947, Oxford U.P.
- JKLF (Jammu Kashmir Liberation Front), 1997, Twenty years of JKLF, Muzaffarabad, JKLF
- Stern, Jessica 2000, "Pakistan's Jihad Culture", Foreign Affairs Nov./Dec.

南部フィリピン紛争
—宗教的民族概念の形成と再定義をめぐって—

Armed Conflict in Southern Philippines:
Forming and Redefining the Concept of a Semi-Religious Nationality

川島 緑*
Midori Kawashima

Abstract

This study discusses the reasons for the formation of the concept of Bangsa Moro as a separate semi-religious nationality and the manner in which it was transformed since its inception. It focuses on the political thoughts of young Islamic intellectuals who were educated in Middle Eastern Islamic universities and established a strong influence among the Muslim communities in the Philippines. These intellectuals initially considered the Philippines as their homeland and aspired to implement social reforms on the basis of Islamic ideas to secure the future of the Muslim society in the Philippines. However, the increasing marginalization and militant aggression in the late 1960s compelled some of them to support the armed revolutionary movement. The concept of Bangsa Moro was created to express a nationality that contains both territorial and religious elements.

Since the mid-1980s, non-separatist liberal Muslim intellectuals and activists reinterpreted the concept of Bangsa Moro, and they are now using the term “Bangsamoro” to express the identity of a Muslim citizen who actively participates in the reformation and development of the society. The term serves as an ideology to legitimize the demands of the Muslim citizens for the provision of social justice for marginalized people in Southern Philippines. In addition, the term “Bangsamoro” is officially used by the Philippine government to express the identity of Muslims and other original inhabitants of Southern Philippines. The term is also adopted as the name of a new autonomous political entity to be formulated. However, the mere formulation of a new autonomous government will not be sufficient to solve the conflict which is rooted in the indignation of the Muslim masses about insecurity, inequality, and injustices. Implementing meaningful reforms to ensure their survival and security is the key to resolving the conflict.

* 上智大学総合グローバル学部教授、Professor, Faculty of Global Studies, Sophia University

はじめに**

第二次世界大戦後独立したアジア・アフリカ諸国では、周辺地域の民族が分離独立や自治を要求し、それを認めない政府に対し武装闘争を行い、内戦が起きるケースが少なくない。東南アジアでも、1970年代にベトナム戦争と中越戦争が終結した後、この地域で発生した武力紛争の大半が内戦型紛争である¹。

南部フィリピンでは、1970年代初頭以来、フィリピン人（フィリピーノ: Filipino）とは異なる別個のナショナリティーとしてバンサ・モロ（Bangsa Moro: モロ民族）²を名乗り、南部フィリピンの分離独立、もしくは高度の自治を求めるムスリムが、モロ民族解放戦線（Moro National Liberation Front: MNLF）、モロ・イスラーム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front: MILF）などの組織を結成して武装闘争を展開し、その鎮圧にあたった政府軍との間で激しい戦闘が行われた。この南部フィリピン紛争では、今日まで、十数万人の死者と多数の負傷者、難民が発生し、住民の生活は深刻な打撃を受けた。

1996年、インドネシア政府の仲介により、政府とMNLFの間で和平合意が成立し、当時のMNLF中央委員長ヌル・ミスアリ（Nur Misuari）がムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM: Autonomous Region in Muslim Mindanao）³長官に就任した。フィリピン政府とMILFの間ではマレーシア政府を仲介役とし、日本政府も参加する国際的枠組のもとで和平交渉が行われ、2012年10月、現行ARMMに代わり、より広範な自治権を有する新たな自治体創設を骨子とするバンサモロ枠組合意（Framework Agreement on the Bangsamoro）、2014年3月には、バンサモロ包括的合意（The Comprehensive Agreement on the Bangsamoro）が成立した。フィリピン政府は、2016年のアキノ大統領任期終了までの新自治体設立をめざし、2014年9月、新自治政府の詳細を定めたバンサモロ基本法（Basic Law on Bangsamoro）法案を議会に提出し、準備を進めている。こうして政府と二大ムスリム武装組織との和平プロセスは、国際的圧力のもとで双方が妥協することによって、近年大きく進展した。

しかし、この間も、和平合意に不満を持つMNLF、MILF両組織の分派や、その他のムスリム武装勢力⁴が活動し、局地的な武力衝突が散発的に発生している。長年の紛争により武器が蔓延し、私的暴力がまかり通る地域もあり、紛争はいまだ終結していない。

本稿は、内戦型紛争の事例として、40年以上の長期間続く南部フィリピン紛争をとりあげ、政治的・社会的・経済的不平等が、なぜ、どのようにして宗教を主な要素とする民族概念の形成に結びついたのか、特に1960-70年代の運動指導者の思想に焦点を当てて説明し、その民族概念がどのように変容してきたのかを明らかにする。そしてそれを通じて、この紛争から我々が学ぶべきことを考える。

** 本稿は2013年12月14日、筆者が成蹊大学で行った講演「南部フィリピン紛争 ―民族・宗教間の対立と共存」（成蹊大学アジア太平洋研究センター主催連続講演会『再考・アジアの戦争―私たちは何を学ぶべきか』第4回）の内容を若干補足したものである。筆者の既発表論文、著書と重複する内容が含まれていることをお断りしておく。

¹ 武内（2003: 5-9）参照。

² バンサはタウスグ語、マラナオ語、マギンダナオ語などの南部フィリピン諸語で高貴な血筋やそれに伴う社会的威信を意味し、そこから派生して人種、民族、国民の意味でも用いられる。これはマレー語のバンサの場合とほぼ同様である。これに対し、国語フィリピン語（タガログ語とほぼ同じ）のバンサ（*bansa*）は、主に国家（state）の意味で用いられる。モロの意味は後述する。

³ 1987年に公布された現行憲法の規定に基づき、1990年に発足した。現在、マギンダナオ、南ラナオ、スールー、タウイタウイ、バシランの5州とマラウイ市で構成されている。

⁴ アブ・サヤフ（Abu Sayyaf）、MNLF ミスアリ派、バンサモロ・イスラーム自由戦士（Bangsamoro Islamic Freedom Fighters: BIFF）等。

I. 背景

1. フィリピンのムスリム

まず、フィリピンのムスリムについて基本的な事項を確認しておこう。2000年センサスによると、フィリピンではカトリックを中心とするキリスト教徒が全人口の90%以上を占め、ムスリムは全人口の5.1%、約390万人である（表1参照）。ムスリムの行政官や研究者の多くは、この数字は過小であり、実際にはムスリムはフィリピンの全人口の10%程度と主張するが、いずれにせよ、ムスリムは圧倒的少数派である。フィリピンのムスリムの多くは、南部のミンダナオ島の中部から西部、スールー諸島、パラワン島の海岸部に集中して住んでいる（地図参照）。そのほか、マニラをはじめとする全国の都市や、サウジアラビアや湾岸諸国など海外に移住した人々もいる。

フィリピンのムスリムには、言語、生活様式、イスラーム化の時期や程度、植民地化以前の伝統的政治体制などの点で多様な人々が含まれている。マラナオ、マギンダナオ、タウスグの三大エスニック集団がムスリム全体の77%を占める。それ以外には、ヤカン、イラスン、サマ、ジャマ・マプンなどのエスニック集団がある（表2、地図参照）。

表1 フィリピンの宗教別人口

宗 教	人数 (人)	割合 (%)
カトリック	61,862,898	81.0
イスラーム	3,862,409	5.1
福音主義教会	2,152,786	2.8
イグレスシア・ニ・クリスト	1,762,854	2.3
フィリピン独立教会	1,508,662	2.0
少数民族の独自宗教 (精霊信仰等)	164,080	0.2
仏教	64,969	0.1
その他 (主にプロテスタント諸派)	4,528,390	6.0
無宗教	73,799	0.1
不明	351,632	0.4
合 計	76,332,470	100.0

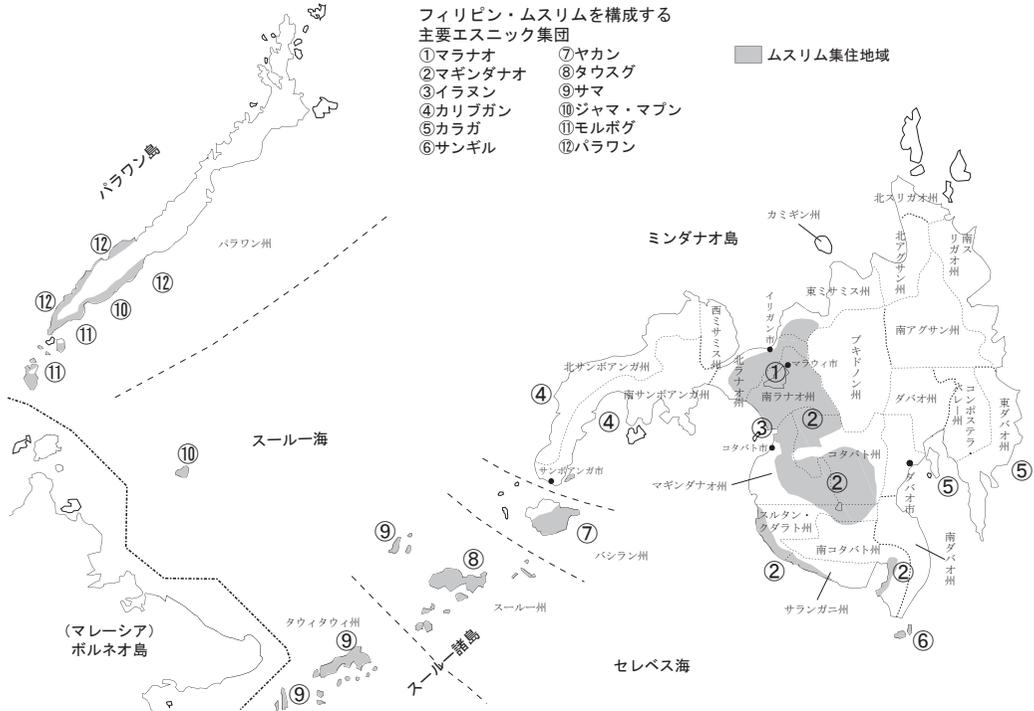
出典：National Statistics Office, Republic of the Philippines, “2000 Census of Population and Housing, Report No.3, Socio-Economic and Demographic Characteristic,”Manila. Table 8.

表2 フィリピンのムスリムのエスニック集団別推計人口 (2000年)

エスニック集団	人口数 (人) ¹⁾	全ムスリム人口 に対する比率
マラナオ	1,036,000	26.9%
マギンダナオ	1,008,000	26.2%
タウスグ	918,000	23.8%
サマ	393,000	10.2%
ヤカン	155,000	4.0%
イラスン	154,000	4.0%
その他	190,000	4.9%
合 計	3,854,000	100%

出典：Human Development Network (2005), *Philippine Human Development Report 2005*, pp.12,14; National Statistics Office (2003), *2000 Census of Population and Housing: Report No.2, Vol.1.Demographic and Housing Characteristics*. Manila, p.60

¹⁾ 100人未満四捨五入。



出所：Gowing, Peter (1979) *Muslim Filipinos - Heritage and Horizon*, Quezon City: New Day Publishers, 見返しより作成

2. スペイン植民地支配による分断

スールー諸島とミンダナオ島西部は、アラブ人やマレー人のイスラーム伝道師による布教とそれに伴う現地支配者の改宗によって漸進的にイスラーム化が進展し、15世紀以降、ホロ島のスールー王国やミンダナオ島ブラギ川流域のマギンダナオ王国などのスルタン制イスラーム国家が成立した⁵。16世紀後半、ルソン島マニラを拠点としてフィリピン諸島の植民地支配を開始したスペイン人は、ルソン島とビサヤ諸島平地部住民をカトリックに改宗し、植民地統治下に置いた。スペイン人は植民地支配とカトリシズムを受け入れた住民を「インディオ」と呼んだが、スペインの植民地支配を受け入れず武力で抵抗したミンダナオ島やスールー諸島のムスリムを、「インディオ」と区別して「モロ」と呼んだ。モロとは、スペイン人が本国において、北アフリカからイベリア半島へ進出してきたアラブ人やベルベル人に対して用いた呼称であり、ローマ時代のマウレタニア（現在のアルジェリア西部とモロッコ）の住民を指してローマ人が用いたラテン語の呼称マウルス（maurus）を語源とする。

スペイン人と南部のイスラーム王国の間では数次にわたって戦争が行われ、これは「モロ戦争」と呼ばれている。スペイン人は南部への遠征に「インディオ」を兵士や水夫として用いた。これに対しムスリム側は、スペインの軍事侵略への報復と労働力調達を目的としてルソン島やビ

⁵ 南部フィリピンでのイスラーム化については、Majul (1973)、早瀬 (2003) 参照。

サヤ諸島に遠征し、「インディオ」の村を襲撃して住民を連れ去った。そのため、マレー系基層文化を共有するフィリピン諸島の住民が、「インディオ」と「モロ」に分断され、両者の間に敵対心が醸成された。こうしてフィリピンでは、「モロ」という言葉は、海賊、裏切り者、悪者などのネガティブな意味を持つ蔑称として用いられるようになった。

3. フィリピン国家におけるムスリムの周辺化

20世紀初頭、アメリカによるフィリピンの植民地統治が開始された。アメリカ植民地政府は、フィリピンの住民を文明部族、未開部族に二分し、未開部族と分類されたムスリムや山地民を「非キリスト教徒部族」と呼び、文明化政策の対象とした。ムスリムの武装抵抗に対しては、圧倒的に優位な軍事力を用いてこれを鎮圧するとともに、ムスリム有力者を末端の植民地行政官に任官して植民地支配体制に取り込んだ。アメリカ植民地政府は、キリスト教徒が多数派を占める全国の大半の地域には地方自治を認めたが、南部ムスリム地域と山地民居住地域に対しては、住民の自治能力が不十分であるとして地方自治を認めず、差別的な政治制度のもとに置いた。こうして南部のムスリムは、植民地国家の周辺部に組み込まれ、マイノリティとして位置づけられた。なお、ムスリム地域における地方自治の制限は、フィリピン独立後の1950年代まで継続した。

第二次世界大戦期にフィリピンを占領した日本は、既存の政治・社会構造を維持することを基本方針として占領統治を実施した。日本人も総じてムスリムを蛮族とみなし、有力者の懐柔による治安維持を基本方針としたが、武力による威嚇を伴ったため、住民の反発を買い、その結果、抗日ゲリラ活動が拡大した。

1946年、フィリピンは共和国として独立した。フィリピン政府は、多様な住民の間にフィリピン国家への帰属意識と忠誠心を確立するために、公教育、国家儀礼やメディアを通じて国民統合政策を実施した。その際、フィリピン国民のアイデンティティは、19世紀末のフィリピン民族独立革命をはじめとし、スペイン人によってカトリック化された地域の文化や出来事によって表象され、ムスリムは排除されていた。そのため、ムスリムはフィリピン国家に対して情緒的な帰属感や愛着心を抱くことが困難であった。

1960年代以降、ミンダナオ島では、マニラや外国の企業を誘致して開発事業が積極的に展開されたが、その収益の大部分がマニラや外国にもたらされ、一般のムスリム住民の大半は、その恩恵を享受できなかった。土地奪取、環境破壊などの開発の弊害が生じ、それらは政治力を持たない貧困地域、特にムスリムや他の先住民の居住地に集中した。

特にムスリムの不安を強めたのは、ルソン島やビサヤ諸島からの多数の入植民の流入であった。アメリカ植民地政府と独立後のフィリピン政府は、土地と天然資源に恵まれたミンダナオ島をフロンティアとみなし、人口過剰なルソン島やビサヤ諸島からの入植民によって開発する政策をとり、政府による入植事業を実施したほか、一般の入植も奨励した。この結果、南部フィリピンの総人口に占めるムスリムの割合は、1903年には76%であったが、1970年までに21%へと減少した。現在では、ムスリム人口が過半数を占める州は南部25州のうち、スルー州、タウィタウィ州、南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州の5州のみであり、他の20州ではムスリムが少数派となっている（表3参照）。入植民と一部のムスリム有力者は、近代的土地登記制度にもとづいて土地所有権を確立したが、ムスリムや他の先住民の中には、慣習法に基づく先祖伝来の土地の権利を失う人もおり、彼らは外来者によって自分たちの土地が奪われていくと感じて不満を抱いた。

表3 南部フィリピンの州別ムスリム人口 (2000年)¹⁾

州		ムスリム人口		州人口
		(人) ²⁾	(比率)	(人) ²⁾
1	スールー州	602,200	97.2%	619,600
2	タウイタウイ州	304,500	94.5%	322,100
3	南ラナオ州 ³⁾	745,000	93.3%	798,700
4	マギンダナオ州 ⁴⁾	754,300	78.4%	961,900
5	バシラン州	255,800	76.9%	332,600
6	北ラナオ州 ⁵⁾	190,400	25.1%	757,100
7	スルタン・クダラト州	134,100	22.9%	585,800
8	コタバト (北コタバト) 州	188,400	19.7%	957,300
9	南サンボアンガ州 ⁶⁾	268,900	13.9%	1,930,800
10	サラングニ州 ⁷⁾	64,800	7.9%	821,000
11	パラワン州	51,800	6.9%	752,100
12	北サンボアンガ州	39,400	4.8%	821,900
13	南コタバト州	29,700	4.3%	689,700
14	東ダバオ州	19,300	4.3%	445,700
南部フィリピン全25州合計		3,757,800	18.2%	20,662,900

出典：National Statistics Office (2003), *2000 Census of Population and Housing: Report No.3, Socio-Economic and Demographic Characteristic*. Manila. Table 8.

¹⁾ ムスリム人口比率4%以上の州のみ掲載。網掛け部分はムスリム・ミンダナオ自治地域を構成する州。

²⁾ 100人未満四捨五入。

³⁾ マラウイ市のデータも加算。

⁴⁾ コタバト市のデータも加算。

⁵⁾ イリガン市のデータも加算。

⁶⁾ サンボアンガ市のデータも加算。

⁷⁾ ジェネラル・サントス市のデータも加算。

さらに独立後から1950年代にかけて、南部ムスリム地域における地方自治の制限が段階的に撤廃され、支配層出身者を中心とするムスリム有力者が中央政治家と協力関係を結んで積極的にフィリピン政治に参加するようになった。国会議員、州知事などの要職に就任したムスリム政治家は、国家資源へのアクセスを得て政治権力を拡大したが、土地問題、貧困、社会サービスの不足など一般ムスリム住民の日常生活を脅かす問題は未解決のまま放置された。こうした状況の中で、ムスリムは、自分たちがフィリピン国家のなかで不平等に扱われているという意識を強め、不満を募らせていった。

II. 宗教的民族概念の形成

1. 新たなムスリム知識人の登場

フィリピン独立後、南部ムスリム地域では、教育の普及をはじめとする社会変化の中で、若手ムスリム知識人層が形成されていった。1960年代後半から70年代にかけて、こうしたムスリム青年知識人がムスリム社会の新しいリーダーとして台頭し、ムスリム大衆の利害を代弁しない既成ムスリム政治家を批判して社会改革を訴えた。彼らは大きく4つのグループに分けられる。

第一は、学生運動左派の影響を受けた、マニラや地方都市のムスリム学生活動家である。彼らは反帝国主義の立場から、ムスリム地域の諸問題を分析し、植民地状況からの解放を目指すようになった。当時フィリピン大学の政治学講師であったヌル・ミスアリはこのグループの中心人物である。

第二は、リベラルな民主主義の立場から、ムスリムの権利擁護や地位向上に取り組む法律家や他の専門職を中心とするグループである。彼らは学生運動左派とは一線を画し、議会民主政

治の枠組みの中で言論活動を通じて改革を実施する立場をとった。後述するマカパントン・アッバス2世 (Macapanton Abbas Jr.) はそのひとりである。

この2つのグループは、フィリピンで大学教育を受けた西洋型ムスリム知識人青年で、英語が堪能であった。これに対し、イスラーム知識人は、高いレベルのイスラーム教育を受け、宗教的知識が豊富で住民に対して大きな影響力を持つが、フィリピンの公教育面での学歴は概して低く、皆無の場合もあった。これらのイスラーム知識人のうち、メッカやカイロをはじめとする中東のイスラーム高等教育機関への留学を終えて帰国したエリート的な青年イスラーム知識人が第三のグループである。MILF創設指導者サラマト・ハシム (Salamat Hashim) はそのひとりである。彼らはアラビア語が堪能で、ムスリム社会では高い権威を認められているが、公教育面での学歴と英語能力が不足しているため、フィリピンの政治システムから実質的に排除されていた。これらの人々は、フィリピンにおけるイスラーム共同体の維持発展が保障され、イスラーム法が公的に実践される統治体制の確立を望んだ。

第四のグループは、地元のイスラーム学校で教育を受けた若手イスラーム知識人である。イスラーム学校の教師やモスクの管理者としてムスリム一般大衆と日常的に接し、地域社会で大きな影響力を持つ彼らは、中東帰りのエリート的ムスリム知識人と地元住民との橋渡し役を果たした。

1960年代後半から70年代初めにかけて、ミンダナオ島中部ではプランテーションや入植地の警備のために民兵を含む軍事力が増強され、ムスリム、キリスト教徒双方の有力者の自警団が組織され、社会的緊張が高まった。1968年にはマニラ湾のコレヒドール島でのムスリム軍事訓練兵数十人が政府軍兵士に殺害される事件 (コレヒドール事件) が起き、全国のムスリムに大きな衝撃を与えた。マニラではムスリム学生や専門職につくムスリム青年がフィリピン政府に対する抗議行動を展開した。ミンダナオ島中部では、1960年代末から70年代初めにかけて、キリスト教徒政治家の私兵団イラガ (Iraga: 鼠を意味するビサヤ語) がムスリムを殺害する事件や、その報復としてムスリムがキリスト教徒を殺害する事件が頻発した。さらに選挙に絡むムスリム殺害事件が相次いで発生したため、ムスリム住民の間に危機感が高まった。こうした状況の中で、西洋的ムスリム青年知識人とイスラーム知識人は自衛の手段として武装組織が必要と考えようになった。

2. ナショナリティーとしてのバンサ・モロ

1960年代末、ムスリム有力政治家ドモカオ・アロント (Domocao Alonto) とラシード・ルクマン (Rashid Lucman) は、マレーシアのアブドゥル・ラーマン首相と秘密裏に接触し、フィリピンのムスリム青年をマレーシアに送って軍事訓練を受けさせる計画を立てた。この計画は1969年から70年代初めにかけて2度実施され、ヌル・ミスアリを含め、合計300人以上のムスリム青年が軍事訓練に参加した。この訓練に参加したムスリム青年によって、1970年ごろに南部フィリピンの分離独立をめざす武装組織としてMNLFが設立され、ミスアリが中央委員長に選出された。1972年9月、マルコス大統領は戒厳令を布告した。これにより議会が停止され、民主的な手続きによる改革の道が閉ざされた。戒厳令体制下、軍がムスリムを抹殺するという恐れがムスリムの間に広がり、南部各地でムスリムによる武装闘争が開始された。

1974年、MNLFは機関紙『マハルディカ (Mahardika: 自由)』で、以下のように宣言した。

この瞬間より、自分がタウスグ、サマル、ヤカン、スバノン、カラガン、マギンダナオ、マラナオ、バジャオという事実は強調されるべきではない。彼は単にモロである。実際、バンサ・

モロの故郷 (homeland) に長期間居住し、バンサ・モロ革命に共鳴するならば、他の宗教の信奉者もモロとみなされる。別言すれば、モロの語は国民概念 (national concept) であり、我々 [バンサ・モロ] の国家領域内のすべてのバンサ・モロの人々を含む⁶。

MNLFは南部フィリピン全体をバンサ・モロ国家の領域とみなしたが、先述のとおり、ムスリムはすでにこの領域で少数派の地位にあり、キリスト教徒が住民の多数派を占めていた。MNLFはこの現実を踏まえ、長期間南部フィリピンに居住する非ムスリムにも開かれた、非宗教的国民概念として公式にモロを定義したのである。

だが、一般にはモロとはムスリムの同義語とみなされており、分離独立運動指導者も、モロとはムスリムを中心とする人々であるという理解に基づいて、イスラームの言葉やシンボルを用いて運動への動員を行った。1971年11月発行のイスラーム団体機関紙『ダットゥル・イスラーム (Dawat'l Islam)』⁷の記事は、バンサ・モロの語が早い時期に使用された例であるが、ここでもイスラームの言葉を用いて運動への支持を呼びかけている。

我々の土地が奪われることを許してはならないと決意しよう。・・・我々民族 (people) の権利を回復し、バンサ・モロとイスラームの宗教 (Agama Islam) のために平和と安全を確立[しよう]。すべてのムスリムはイスラームのもとに団結せねばならない。団結を拒む者はもはやウンマ[ムスリム共同体]の構成員ではない⁸。

さらに1972年9月、戒厳令布告直前に発行された同紙は、以下のように述べる。

フィリピンのムスリムは、イスラームの敵に対する現在の闘争において、バンサ・モロという用語を自らのナショナル・アイデンティティとして採用することを、多数の機関を通じて決定した。・・・フィリピンのムスリムはナショナル・アイデンティティを採用しなければならない。なぜなら、今日、国際社会に普及している観念において、自己決定のために合法的に戦うことができるのはネーションのみだからである。モロとは、西洋の植民地主義と帝国主義への抵抗に成功し、征服されなかった民族 (people) である。・・・ムスリムは常にネーションであり国家 (state) であった。ムスリムはナショナル・アイデンティティを持たなければならない。我々のアイデンティティはバンサ・モロ (モロ・ネーション (Moro Nation)) である⁹。

この記事は、『ダットゥル・イスラーム』編集長を務める若手ムスリム法律家、マカパントン・アッバス2世が執筆した。彼はムスリムの権利擁護活動に積極的に取り組み、ムスリム法律家連盟 (Muslim Lawyers League) の会長も務めていた。アッバスは南ラナオ州の著名なイスラーム指導者の親族で、イスラームの知識も身につけており、若手イスラーム知識人グループとも接点を持っていた。法律家を含む西洋型青年ムスリム知識人は、世俗主義的民族自決イデオロギーにもとづいて国際的支持を得て、民族解放運動を展開しようとしたが、武装闘争にムスリム住

⁶ Noble (1976, p.142)

⁷ フィリピンのムスリム諸勢力を糾合したイスラーム団体、イスラーム諸勢力統一機構 (Union of Islamic Forces and Organizations: UIFO) 発行。

⁸ *Dawat'l Islam*, vol.1, no.10, Nov.5, 1971.

⁹ *Dawat'l Islam*, vol.2, no.2, Sep.15, 1972.

民を動員するためには、イスラームを主な要素とし、イスラームの論理で意味付けることのできる国民概念を構築する必要があった。そのため、領土と宗教の両方の要素を含み、世俗主義的にも宗教的にも解釈可能なナショナリティーを示す概念として、バンサ・モロという概念が構築されたのである。MNLFの標語「民族 (people)、郷土 (homeland)、宗教 (religion) 防衛の闘い」も、同様に領土と宗教の両方の要素を含んでいる。

バンサ・モロ概念のイスラーム的解釈の形成と普及にあたって重要な役割を果たしたのは、中東留学経験を持つ青年イスラーム知識人であった。次節では、彼らの留学時代のエッセイを通じて、MNLF発足以前の時期に、フィリピンのムスリム社会の現状や、フィリピン国家とムスリムとの関係について、彼らがどのような考えを持っていたかを探ってみよう。

III. 1960年代のカイロ留学生の民族思想

フィリピンのムスリムがメッカやカイロをはじめとする中東諸都市の近代的イスラーム高等教育機関への留学を開始したのは、第二次世界大戦後の1940年代後半であった。1950年代にフィリピンのムスリム政治家やイスラーム知識人の働きかけにより、エジプトをはじめとする中東諸国政府やイスラーム団体による奨学金支給を伴う留学生派遣事業が開始され、1960年代に入ると、毎年20人以上のフィリピン人学生がエジプトに留学し、1960年代半ばには200人以上のフィリピン出身ムスリム学生がカイロで学んでいた。

1961年、カイロのアズハル大学やアズハル学院高等部で学んでいたラナオ地方（南・北ラナオ州に相当）出身ムスリム留学生は、フィリピンでのイスラームの布教のために一致団結することを目的として、在カイロ・フィリピン人ラナオ学生宣教委員会（以後、ラナオ学生宣教委員会）を結成し、相互扶助や講演会・セミナー開催などの活動を開始した。この団体には、ラナオ地方出身のムスリム留学生のほとんどが参加していた。翌1962年には、マギンダナオ州、サンボアンガ州やスルー州など、他地域出身者を含めたフィリピン出身ムスリム留学生全体の組織として、フィリピン出身在カイロ・フィリピン・ムスリム学生協会が設立された。ラナオ学生宣教委員会メンバーも新組織に加入したが、同委員会も独自の活動を継続した。1966年、ラナオ学生宣教委員会は、メンバーのアラビア語エッセイを収録した文集『新しい黎明 (*Fajr jadīd*)』を刊行した。寄稿した45名の学生の8割はアズハル大学（女子部を含む）の学生であった。その過半数がイスラーム法学を専攻し、イスラーム神学がこれに続く（表4参照）。8名の執筆者はカイロ大学で工学、経済学、教育学などの世俗的学問分野を専攻し、英語を授業言語として学んでいた。彼らはアラビア語能力が不十分だったので、英語でエッセイを執筆し、アラビア語に熟達した他の留学生にそれを翻訳してもらった。

表4 『新しい黎明』執筆者の在籍教育機関

在籍教育機関 (専攻分野)	性別		合計
	m	f	
アズハル大学	29	7	36
(イスラーム法)	16	4	20
(イスラーム神学)	9	1	10
(アラビア語)	4	0	4
アズハル大学女子部	0	2	2
カイロ大学	8	0	8
公立高等学校	0	1	1
合 計	37	8	45

出典：『新しい黎明』執筆者への聞き取り調査（『新しい黎明』(1)
-(9)参照)

凡例：m：男性 f：女性

エッセイ集の序文は、社会改革を遂行するためには「社会とその構造や発展の歩みについて深く学」ぶ必要があると述べ、彼らの留学目的を以下のように説明する。

以上のことから、フィリピン人学生の一団が彼らの故郷とその若者たちに利益をもたらさんとして、知識を求めて彼らのワタン (watan: 祖国、郷土) を離れるようになった。彼らの目標は、彼らの故郷で神の言葉を教え、同胞の社会的・文化的・経済的・政治的平等性を高めることであった¹⁰。

序文は、当時のエジプト大統領、ジャマール・アブド・アル=ナーセルの言葉と、エジプトの反英独立運動指導者ムスタファー・カーミルの以下の言葉で結ばれている。

ゆえに我々が生きているあいだに得た活動の成果をこの手で摘み取ることがなくとも、我々は少なくとも後進のための最初の布石となろう¹¹。

この序文から、ラナオ学生宣教委員会のメンバーが、故郷における社会改革の必要性を強く感じていたことがうかがわれる。

執筆者は各自の専門分野や関心にもとづいて、自由にテーマを設定し執筆した。全45篇のエッセイのうち、約半数の23篇は、イスラームの教えや諸概念、著名なイスラーム指導者の功績、イスラームに基づく社会改革の必要性などを論じたもので、フィリピンのムスリムに言及していない。残りの22篇は何らかの形でフィリピンのムスリムについて言及している。そのうち13篇はフィリピンのムスリム社会の諸問題を中心テーマとして論じており、残りの9篇はイスラームの教えに関して一般的に論じる部分を中心であるが、それに関連してフィリピンのムスリムについても若干言及している（表5参照）。フィリピンのムスリムを主に扱ったエッセイには、

¹⁰ 「新しい黎明」(1)、p.193。

¹¹ 「新しい黎明」(1)、p.194。

植民地支配に対して勇敢に戦った栄光ある人々としてフィリピンのムスリムとその歴史を讃えるものや、現在のフィリピン・ムスリム社会における内部対立や汚職の蔓延、経済・社会・政治面での後進性などの諸問題を指摘し、これらをイスラーム以前の無知の状態、ジャーヒリーヤに喩え、イスラームの教えに基づく改革の必要性を主張するものが含まれている。

いくつかのエッセイでは、ワタン（祖国、郷土）、またはその派生語で祖国愛、愛国心、ナショナリズムを意味するワタニーヤ (waṭaniyya) という言葉が用いられている。ワタンが何を意味するか必ずしも明確でないものもあるが、フィリピン国家の領域をさしてワタンの語を用いるエッセイもある。アズハル大学でイスラーム法を専攻するムハンマド・アブドゥッラーは、「ワタンに対する個人の義務」と題するエッセイにおいて、イスラームの観点からワタンという概念を正当化し、ムスリムにとってのワタンの重要性を指摘する。そしてさらに、次のように述べる。

フィリピンにおけるクルアーンの誦み手たるムスリムたちにぜひ述べておきたいのは、彼らがワタンを得る権利が重大な権利であり、ワタンに対する彼らの義務もまた数多いことである。それは特に彼らが多数派である非イスラーム的諸グループと共存しているからで、このことこそ彼らのワタンに対する義務を倍加させる要因の一つである。なぜなら、イスラームはこれを奉じる者に対し、非ムスリムとの関係における正義と友誼を義務づけており、後者らは、イスラームがこれらワタンを共有する他の人々にその履行を保証している限りの諸権利を有するからである¹²。

アブドゥッラーはこのように、ムスリムと非ムスリムがフィリピン国家の領域を共有するという現実を前提とし、イスラームの観点から、非ムスリムの権利を尊重し彼らと友好関係を保つ必要性を論じている。

執筆者は総じて、自分たちを指す自称としてフィリピン・ムスリム (al-muslimī al-filibīn)、あるいは、フィリピン・ムスリム人民 (al-sha'b al-filibīn al-muslim) という言葉を用いている。彼らが留学生生活を送っていた1950年代末から1960年代半ばにかけてのナーセル政権下エジプトでは、反植民地ナショナリズムが高揚しており、アズハル大学留学生もその影響を受けていたと考えられる。フィリピンのムスリム学生は、カイロでの留学生生活を通じてイスラームに関する知識を深めたのみならず、反帝国主義、ナショナリズム、社会主義などの思想や運動、および、それらをめぐる様々な議論に接した。彼らはそれらに触発されて、新たな視点から故郷の現状を見直し、将来のあるべき姿を考えたのである。

アズハル大学で学んでいた37名のうち、約7割にあたる25名は、1960年代後半から1970年代半ばまでにフィリピンに帰国し、故郷のイスラーム学校校長や教師の職に就き、イスラーム教育や宣教活動の分野で指導的役割を務めた¹³。彼らの多くは留学時代には、教育と宣教を手段として、漸進的にイスラームの教えにもとづく社会をフィリピンの地に建設することを目指していた。しかし、1960年代末から70年代初めにかけてムスリム住民の虐殺事件が頻発し、マルコス政権がムスリムを抹殺しようとしているという不安が高まり、ムスリム社会に危機感が高まるとともに、自衛のための武装闘争を支持、あるいは、やむなしとする立場をとるようになった。このことは、漸進的改革を志向するイスラーム知識人が、ムスリムが危機的状況に置かれた場

¹² 『新しい黎明』(1)、p.197。

¹³ 『新しい黎明』執筆者や家族等の関係者に対するインタビューに基づく(『新しい黎明』(1)-(9)参照)。残りの12名には、海外宣教活動(3名)、ビジネスや事務職(2名)、主婦(2名)などが含まれる。

表5 『新しい黎明』所収エッセイのタイトル

	題 目	著者 在学校	著者 性別	フィリピン・ムス リムへの言及
1	主の道に人々を呼べよ、叡智とよき忠告をもって	A	m	
2	ウラマーの責任	A	m	
3	社会の幸福に対する宗教の影響	A	m	
4	聖俗一致としてのイスラーム	A	m	○
5	イスラームの教訓	A	m	◎
6	イスラームにおける寛容性	A	m	
7	イスラームにおける公正	A	m	○
8	信託と信仰一筋	A	m	○
9	偽証	A	m	
10	イスラームにおける同胞関係	A	m	
11	協力こそ社会繁栄の礎	A	m	
12	イスラームにおけるタワックルとタワークル	A	m	
13	フィリピンのムスリムたち	A	m	◎
14	似非イスラーム	A	m	
15	イスラームにおける女性の地位	A	m	○
16	イスラームの普及一宣教か武力か	A	m	◎
17	我らが指導者たちの責任	A	m	◎
18	ムスリムの統一	A	m	○
19	ウラマーと政治家の協働の必要性	A	m	
20	一なる目標をもって統一戦線へ	A	m	
21	フィリピンのムスリムの後進性の諸原因	A	m	◎
22	人民の自覚こそ覚醒の最大手段	A	m	○
23	ワタンに対する個人の義務	A	m	○
24	イスラーム世界におけるキリスト教の宣教	A	m	
25	言論の自由	A	m	
26	政党の権利と義務	A	m	◎
27	我らが文化的・文学的遺産の再生の必要性	A	m	◎
28	知と、その個人および社会の健全への影響	A	m	◎
29	我らの目標の実現のうえでの文化と知識の普及の役割	A	m	
30	我々の青年知識人	A	m	◎
31	盲目的模倣	A	f	○
32	フィリピン・ムスリム女性の責任	A	f	◎
33	イスラームにおける女性教育	A	f	
34	人間社会の形成における母親の役割	A	f	
35	サイイダ・ナフィーサ	A	f	
36	信徒たちの母なる淑女ハディージャ・ビント・フワイリド	A	f	
37	アブー・バクル・アッ=スイッディークの娘アスマーウ	A	f	
38	ヌサイバ・ビント・カアブ	P	f	
39	社会の基盤としての経済	C	m	
40	生存における農業の重要性	C	m	
41	宗教と国家	C	m	
42	工学的正義	C	m	◎
43	我々はなぜカイロにいるか	C	m	◎
44	マラナオ商人の失敗	C	m	◎
45	「マラタバット」の濫用	C	m	◎

出典：『新しい黎明』(1)-(9)

凡例：A：アズハル大学（女子部を含む）。 P：公立高校。 C：カイロ大学。 m：男性。 f：女性。

◎：エッセイの中心テーマとして言及。 ○：部分的に言及。

合には急進化しうることを示している。それはまた、武装闘争を肯定する急進的立場をとるイスラーム知識人も、ムスリムが安定した状況に置かれる場合には、体制内での改革をめざす穏健な立場に変わりうることを示唆している。

IV. バンサ・モロからバンサモロへ

1986年にマルコス政権が崩壊しコラソン・アキノ政権が成立して以来、フィリピン政府はMNLF、MILFとの間で和平交渉を断続的に行ってきた。この時期から、非分離派のムスリムや非ムスリムを含む南部住民のフィリピン政治・社会への参加主体のアイデンティティを示すことばとして、バンサとモロの2語をつなげて1語としたバンサモロ (Bangsamoro) の語が用いられるようになった。MILFも1980年代半ばから、機関紙『マラディカ (Maradika: 自由)』において1語表記のバンサモロを使用している。1970年代にMNLFが用いた2語としてのバンサ・モロが、フィリピン人とは異なる別個のナショナリティーとしてのモロを表現するのに対し、1語としてのバンサモロにおいては、バンサの語が固有名詞のなかに取り込まれているため、ナショナリティーという要素が薄められており、フィリピン人というナショナル・アイデンティティと共存しうるエスニック・アイデンティティとしても解釈可能である。そのため、この語は非分離派ムスリムやフィリピン社会全般にも受け入れられやすい。

1990年代以降、南部ムスリム地域において各種NGOが設立され、社会開発、人権、平和構築をはじめとする様々な分野で活動するようになったが、これらの団体も1語としてのバンサモロを使用するケースが多い。これらのNGOで活動するムスリムの多くは、中間層出身で西洋式の大学教育を受けた高学歴若手ムスリム専門職や学生であり、彼らはMNLFやMILFの民族自決の主張にある程度共感を抱きつつも、武装闘争は可能な限り避け、平和的手段による社会改革を推進する立場をとる。彼らはまた、急進的イスラーム主義者の主導により、フィリピンに厳格なイスラーム国家が樹立されること懸念し、リベラルで、かつ、イスラームに肯定的な政治システムを望んでいる。彼らはこのような統治の担い手として、社会や政治に積極的に参加し、それらを動かしていく積極的なムスリム市民としてバンサモロを構想する。バンサモロはこれらの運動において、南部の周辺化された住民の自己決定と社会的公正の要求を正当化するイデオロギーとしての役割を果たしている。

フィリピン人に対抗するナショナリティーとしての意味を薄めた、1語としてのバンサモロは、フィリピン政府にとっても容認可能な概念である。10年以上に及ぶ和平交渉を経て、2012年10月、政府とMILFの間に成立した枠組合意では、ARMMに代わって設立される新自治体の名称としてバンサモロの語が採用された。アキノ大統領は、枠組合意の発表にあたって以下のように述べた。

この合意は新たな自治体 (political entity) を創設する。それは、ミンダナオにおける我々の祖先の闘いを象徴し、その榮譽を讃え、我々のネーションの一部である彼の地 (that part of our nation) の歴史と特性を賞賛する名称に値する。その名称とは、バンサモロ (Bangsamoro) である¹⁴。

¹⁴ Speech of President Aquino on the Framework Agreement with the MILF, Oct. 7, 2012 (OPAPP, 2013, p.1).

アキノ大統領はそれに続けて以下のように述べ、枠組合意がバンサモロ独自のナショナルリティーを認めるものではなく、フィリピン人のなかの多様な人間集団の一つとして、かれらのアイデンティティーや諸権利を認めるものであるという見解を明らかにした。

この合意は、様々な文化や物語 (narratives) が共通目標をめざしつつ、フィリピンが一つのネーション、一つの国民 (people) であり続けることを確実にする。他方、バンサモロのフィリピン人 (Filipino) は、徴税、歳入、国の土地や資産 (national patrimony) がもたらす果実の公平で平等な分け前を受け取ることを保障される。彼らは平等な法の保護と公正な司法へのアクセスを享受する¹⁵。

バンサモロという用語は、枠組合意文書の中で以下のように定義されている ([] 内は引用者による補足)。

両者 [フィリピン政府とMILF] は、バンサモロのアイデンティティを認める。征服や植民地化の時点で、ミンダナオとスルー諸島、および、パラワン島を含む近隣諸島の現地生まれの住民ないし原住民であったとみなされる人々、ならびに、混血か、純粋の先住民にかかわらず、かれらの子孫は、生得的帰属または自身による帰属 (ascription or self-ascription) によって自らをバンサモロと同定する権利を持つ。配偶者とその子孫も同様の権利を享受する。他の先住諸民族 (Indigenous peoples) は選択の権利を尊重される¹⁶。

政府は枠組合意に関する解説書の中でも、この点を強調し、次のように述べている。

バンサモロ [自治体] におけるすべての諸民族 (peoples) はフィリピン市民 (Filipino citizen) である。従ってバンサモロという名称はアイデンティティであり、市民権 (citizenship) [を示すわけ] ではない¹⁷。

解説書はさらに、「枠組合意はフィリピン共和国の領土的一体性と国家主権の原則を遵守する」ので、国家主権に対する脅威にはならないと述べ、バンサモロ自治体はイスラーム国家ではなく、世俗主義的政府のもとで全ての構成員の基本的権利が護られると説明する¹⁸。このようにナショナルリティーの表現としてのバンサ・モロ概念は否定され、スペイン植民地支配とカトリシズムを受け入れた中北部低地社会とは異なる、独自の文化・歴史・伝統を共有するフィリピン人の集団的アイデンティティを示すシンボルとして、バンサモロの語が用いられている。

おわりに

以上のように、モロ民族独立運動のなかで形成されたバンサ・モロ概念は、民主化後、様々

¹⁵ Speech of President Aquino on the Framework Agreement with the MILF, Oct. 7, 2012. (OPAPP 2013, p.1).

¹⁶ Framework Agreement on the Bangsamoro, I-5, p.2.

¹⁷ Frequently asked questions about the Framework Agreement on the Bangsamoro (OPAPP, 2013, p.6).

¹⁸ Frequently asked questions about the Framework Agreement on the Bangsamoro (OPAPP, 2013, pp.5, 7).

に再解釈され、今日では、フィリピン国家の枠組のなかでムスリムの集合的権利を保障する制度を確立する運動や政策の拠り所として、バンサモロということばが広く用いられるようになった。現在、フィリピン議会ではバンサモロ自治政府の詳細を定める法案の審議が行われており、法案成立後は住民投票による批准が予定されているが、この過程、および、個別の政策の立案・実施の過程で、関係者間の利害対立が顕在化することが予測される。この利害対立が武装闘争の再燃を伴わず、政治的に解決されるためには、フィリピン国民の間で、南部フィリピン紛争の政治的解決の重要性と、そのためのコスト負担の必要性に対する認識が広く共有される必要がある。南部フィリピンの紛争地域は全国のなかでも貧困層が突出して高く、教育、司法、警察、福祉などの政府のサービスも行き届かない地域が存在し、深刻な格差と不平等の問題を抱えている（川島、2012, p.11）。こうした地域では、フィリピン政府や市民社会は信頼されておらず、貧困層住民は生き延びるために私的暴力や武装勢力に依存する場合が多い。こうした人々の不満や怒りが、過激なイスラーム運動や急進的武装勢力の拡大を末端で支えている。

従って南部フィリピン紛争の解決のためには、こうした人々の不満や不信を軽減し解消することがもっとも重要である。フィリピン政府が、アイデンティティーや文化・伝統などのシンボル面でムスリムの独自性を認めることも大切であるが、より重要なのは、政府の基本的サービスや再配分、福祉制度を充実させ、南部の紛争地域の貧困層住民も、フィリピン国民としてのメリットを十全に享受できるように、実質的な改革を行うことである。MILFとフィリピン政府の和平合意は、武力対立を終わらせ、現地状況を安定させて、改革実施の前提条件を整えたという点で重要である。ただし、バンサモロ自治政府が設立され、ムスリムのアイデンティティーが公的に認められ、自治が拡大されても、格差が継続ないし拡大し、引き続き貧困層住民の生存と生活が脅かされ続けるならば、バンサモロ自治政府の正当性を否定する別の武装勢力への支持が拡大し、武力紛争が続くことが懸念される。南部フィリピン紛争の解決は、貧困層住民の生存と生活を保障する仕組みを確立し実効的に運用できるか否かにかかっている。

一方、南部フィリピン紛争解決への取り組みの過程は、フィリピンの人々が試行錯誤を重ねつつも、過去の失敗から学び、民主的手段による紛争解決をめざして努力を重ねてきたことを示している。長期化し複雑化した内戦型紛争を解決することは容易ではないが、時間をかけても、民主的手段によって紛争を解決しようとしてきたフィリピンの経験から我々が学ぶべきことは多い。バンサモロ自治政府設立はその終着点ではなく一里塚である。今後も長期的視点に立ち、不平等の是正と住民生活の安定をめざす様々な取り組みを支援していく必要がある。

参考文献

<日本語文献>

- 石井正子 2008年 「フィリピン南部の紛争と人権侵害:保障されない個人の安全」『紛争後の国と社会における人間の安全保障』、栗本英世（編）、大阪大学グローバルコラボレーションセンター。
- 2013年 「『平和の配当』は平和をもたらすか —フィリピン南部の紛争に対するJ-BIRDの意義と課題」『フィールドからの平和構築論 アジア地域の紛争と日本の和平関与』福武慎太郎・堀場明子（編著）、勁草書房、86-113頁。
- カイロ在住フィリピン人ラナオ学生イスラーム宣教委員会（監修）・堀井聡江（邦訳）、川島緑（解説）2006-2014 「『新しい黎明』—1960年代カイロのフィリピン・ムスリム留学生論文集邦訳・解説（1）—「同（9）」『上智アジア学』24-32号。

- 川島緑 2003年「南部フィリピン紛争と市民社会の平和運動 —2000年の民間人虐殺事件をめぐる—」『国家・暴力・政治 —アジア・アフリカの紛争をめぐる—』武内進一（編）、（研究双書No.534）アジア経済研究所、409-449頁。
- 2011年「フィリピン—マイノリティ・ムスリムの政治統合問題」『南部アジア』山影進・広瀬崇子（編著）、（世界政治叢書 第7巻）、ミネルヴァ書房、112-131頁。
- 2012年『マイノリティと国民国家—フィリピンのムスリム』（イスラームを知る9）山川出版社。
- 早瀬晋三 2003年『海域イスラーム社会の歴史 —ミンダナオ・エスノヒストリー』岩波書店。
- 武内進一 2003年「アジア・アフリカの紛争をどう捉えるか」『国家・暴力・政治』アジア経済研究所。

<英語文献>

- Dawat'l Islam*, 1971-1972.
- HDN: Human Development Network 2005 *Philippine Human Development Report 2005*, Quezon City: Human Development Network.
- 2009. *Philippine Human Development Report 2008/2009*. Quezon City: Human Development Network.
- Majul, Cesar. *Muslims in the Philippines*. Quezon City: University of the Philippines Press, 1973.
- National Statistical Coordination Board, the Republic of the Philippines. 2010. *Official Poverty Statistics of the Philippines*. Makati: National Statistical Coordination Board.
- Noble, Lela G. 1976. "The Moro National Liberation Front". *Pacific Affairs*, vol.49, No.3.
- OPAPP: Office of the Presidential Adviser on the Peace Process, Office of the Government of the Philippines. 2013. *OPAPP-GPH Peace Negotiating Panel for Talks with the Moro Islamic Liberation Front (MILF)*, Metro Manila: OPAPP.

朝鮮戦争とその後：
北朝鮮からみた停戦協定体制

The Korean War and its Aftermath:
North Korean Perspectives on the Armistice Agreement System

高 一*
KO II

Abstract

The Korean Peninsula has been in the knife-edge situation for several decades. In March 2013, North Korea announced that it would not be bound by the Armistice Agreement any longer, hinting that it would withdraw from the Armistice system. The announcement reminds us of the fact that the Korean War has just temporarily ceased yet to end permanently. This article aims to provide the North Korean perspectives on the Armistice Agreement system in order to understand the contemporary crisis and establish peace in the Korean Peninsula.

First, by reviewing the origin and process of the Korean War, this article examines the ways in which the Armistice Agreement system was established. The Korean War was a civil war fought over post-colonial state-building, which later escalated into an international war with Sino-American intervention. In that sense, South Korea and the United States on one side and North Korea supported by China on the other side were the direct actors in the war. The Korean War ended in an armistice rather than a peace treaty, maintaining the military confrontation among these countries since 1953.

Second, the article points out the substantial change of the Armistice system in the early 1970s. Due to the Sino-American rapprochement, North Korean leaders wanted to seize the chance of terminating the Armistice and signing a peace treaty. Therefore, they urged China to support this goal and mediate with the Americans. However, China rather ended up in prioritizing the cooperation with the US to maintain the Armistice Agreement, which disappointed the North Korean government. In this sense, the Armistice Agreement system in the early 1970s, from the North Korean point of view, further sustained the military confrontation of North Korea versus the US-South Korea alliance.

Third, the article demonstrates diplomatic efforts made by North Korea since the late 1970s. Due to the experience in the early 1970s, North Korean leadership started to seek for both direct negotiations with the US and tripartite negotiations with the US and South Korea, in an attempt to exclude China. This tendency has been continuing to this day.

In conclusion, this article proposes the following measures to end the Armistice

* 島根県立大学北東アジア地域研究センター嘱託助手。
E-mail: i-ko@u-shimane.ac.jp

Agreement and sign a peace treaty: dialogues between North and South Korea, tripartite negotiations among North Korea, South Korea and the US, quadripartite negotiations including China, and six-party negotiations including Japan and Russia. By so doing, the nuclear development by North Korea could be in the process of resolution and international security in North East Asia would be improved.

I. はじめに

2013年3月5日、朝鮮人民軍最高司令部はスポークスマン声明を発表し、3月11日に朝鮮停戦協定の効力を全面的に白紙化すると宣言した¹。つまりこれ以上、ただの「紙切れ」になってしまった停戦協定に拘束されることはない、戦時に突入するのだということをほのめかすことによって、朝鮮半島の軍事的不安定性を訴えたのである。この停戦協定白紙化宣言は、北朝鮮が2012年12月に行った人工衛星打ち上げに対して国際連合安全保障理事会による制裁決議が採択され、さらにこのことに対抗して北朝鮮が2013年2月12日に第3回核実験を実施した状況において、3月に行われた米韓合同軍事演習への牽制という意味合いを持つものであった。北朝鮮は停戦協定を白紙化すると宣言することで、停戦協定体制という朝鮮半島に現存する軍事的対峙状況と平和保障体制構築の必要性を国際社会にアピールすることを試みたのである。2013年は停戦協定締結から60年が経過した節目の年でもあった。

このような北朝鮮による行動は何も目新しいものではない。平和協定を締結し、平和体制を構築することについての関係当事者への提案は過去に何度も行われている。北朝鮮の側でも朝鮮停戦協定を平和協定に変更することについての原則的な提案を何度も示したとしている。例えば、2013年3月に停戦協定の白紙化を宣言した翌日の『労働新聞』論説においては、朝米間に平和協定を締結することについての提案（1970年代）、朝米会談に南朝鮮も参加する三者会談提案（1980年代）、新しい平和保障体系樹立提案（1990年代）、停戦協定関係国が集い戦争終結を宣言する問題を推進することについての提案（2007年10月4日）、朝鮮戦争勃発60年になる年に停戦協定を平和協定に変更するための会談を速やかに開始することについての提案（2010年1月11日、朝鮮民主主義人民共和国外務省声明）など不安定な戦争状態を終結し、朝鮮半島に恒久的な平和保障体制を樹立するための公明正大な提案を行ってきたとしている²。

このように平和協定を締結することによる平和体制への移行を北朝鮮は求め続けてきたのであるが、北朝鮮による要求には、朝鮮半島は「不安定な戦争状態」にあるという認識がその根拠として示されている。そこで本稿では、北朝鮮の一連の要求を手掛かりに、朝鮮停戦協定体制の現状について考えてみたい。なぜなら、今日においても朝鮮半島は停戦協定体制から脱却できておらず、この体制が存続していることこそが朝鮮半島に平和を定着させるための構造的な障害となっていると考えられるからである。停戦協定体制についての理解が深まることで、朝鮮半島における平和体制構築への道程を構想する可能性も広がるのではないか。このような問題意識から、本稿では、以下のように論を進めたい。はじめに、朝鮮戦争とはどのような戦争だったのかという点について概観する。その後、1953年に朝鮮停戦協定が締結されてから今日まで

¹ 『労働新聞』2013年3月6日。

² 강철수 「조선정전협정은 더는 존재하지 않을 것이다」(カン・チョルス「朝鮮停戦協定はもはや存在しないであろう」)『労働新聞』2013年3月7日。

の朝鮮半島および東北アジアにおける国際政治の展開について、とりわけ停戦協定体制が大きく変化した1970年代以降の経緯について論じることとする。最後に、朝鮮での平和体制構築のための方向性をいくつか示してみたい。

II. 朝鮮戦争とはいかなる戦争だったのか

朝鮮戦争はいかなる戦争であったのか。1948年の朝鮮での南北分断政府の登場を前にして、次のような文化人108人宣言「南北協商を聲援す」（1948年4月14日）が発表された。

その後にくる事態は、おのずと民族相互の血闘があるのみであり、内争のような国際戦争であり外戦のような同族戦争である。同胞の血によって対立する同胞の相残だけでなく、同胞の相食だけでなく、実に漁夫の得のために、わが父子の、叔姪の、兄弟の、姉妹の血と肉と骨を砕く血祭の惨劇となるのに、一体どのようにしたらいいのだろうか³。

この宣言は、戦争の性格を予測したものであり、誰もが戦争を危惧していたことを明らかにしている。朝鮮戦争の性格規定については論者によってさまざまであるが、代表的な評価を抽出するならば、植民地支配からの解放後の朝鮮での国づくりをめぐる内戦であり、米中戦争であり、東北アジア戦争でもあったといったところであろうか。

朝鮮戦争はいかに始まったのか。1950年6月25日を起点とするか、もしくは日本の朝鮮統治にその起源を求めるのか、それとも1948年に二つの政府が登場したことが戦争の勃発につながったとするのかなど、論者によって見解の違いがある⁴。

そのようななか、近年注目すべき研究として、すでに1949年の段階で38度線を挟んでの南北の軍事衝突が頻発していたことに着目し、それらの戦闘は、以前から指摘されていたような「小規模衝突」という次元のものではなかったと主張する鄭秉俊の著書『韓国戦争：38度線衝突と戦争の形成』がある。鄭によれば、南北双方は49年1月から9月にかけて1000人以上の死者を出しており、戦闘の主なものも南側から仕掛けたものであったという⁵。また、38度線衝突を指揮した南北双方の前線指揮官が植民地時代の経験に基づいて相互憎悪に満ちていたことを、戦闘がより過激になった要因として指摘している。指揮官たちは想像可能な最も残忍な方法での復讐を夢見るほどに敵対的であった⁶。つまり日本に抵抗した者と、その抵抗した者を日本側で討伐しようとしていた者たちが、38度線の北と南で戦闘の指揮を執っていたのである。

このような研究の変遷を概観すると、解放後の朝鮮では、国づくりをめぐる主導権争いが米ソの分割占領下で38度線を境に南北それぞれの地域で行われ、1948年から49年にかけては米ソが朝鮮から撤兵していく過程において南北が武力を用いて衝突していたことがわかる。つまり米ソという「瓶の蓋」がとれたことで、38度線を境として南北それぞれに相互に敵とみなす勢力が、「陣地」を構えての争いに突入したのである。内戦ともいえる状況であった。

南北は、お互いに武力をもって相手を打倒することしか考えていなかった。しかしながら、

³ 鄭秉俊『韓国戦争：38度線衝突と戦争の形成』トルベゲ、2006年、81頁。

⁴ 朝鮮戦争に関しては膨大な研究蓄積があるが、本稿の内容と関連しては、ブルース・カミングス、和田春樹、朴明林の著書を参照されたい。

⁵ 38度線の南側からの韓国軍の武力挑発に対して、米側は韓国の北進衝動を抑えるのに必死であった。

⁶ このような前線の指揮官による相互憎悪の認識については、鄭秉俊、前掲書、248-257頁が詳しい。

このような南北双方の武力統一衝動を米ソが必死になって抑えていた。米国・ソ連に対して武力行使の正当性を訴えていたように、南北それぞれは米国もしくはソ連の同意なしに戦争を展開する環境にはなかったのである。

こうした抑制から武力行使についての同意を勝ち取ったのは北朝鮮であった。スターリンは、1950年になると、中国の同意を条件に北朝鮮指導部の武力統一方針を受け入れたのである。前年における中国革命の成功がスターリンの変化に影響していたのであろう。毛沢東の同意を経て得られた50年春の朝中ソ3者の合意が、6月25日の北からの戦闘開始につながる所以であった。

この北からの一斉攻撃に対し、米国は介入を決定し、軍を派遣した。1950年7月7日に国連軍統一司令部をつくる決議が国連安全保障理事会で可決されると、南へと後退していた韓国政府は、李承晩大統領がマッカーサーに書簡を送ることで、韓国軍の指揮権を国連軍司令官（米軍司令官）に委譲することを明らかにした。韓国軍は、米軍司令官の指揮に従うことになったのである。この国連軍には米軍と韓国軍の他にも多くの国が戦闘部隊を派兵することになる⁷。

北側は破竹の攻撃を進めたが、1950年9月の仁川上陸作戦を機に敗走し、国連軍による38度線を越えての北進を招くことになった。このような国連軍の北進に対して、今度は「抗米援朝」のために中国が参戦したのである。10月19日に中国人民志願軍が朝鮮に入り戦闘状態に突入すると、この戦争は米中戦争の様相を呈するようになる。戦闘の指揮も、国連軍では米軍司令官が執っていたのに対して、朝中の側でも、中朝聯合司令部が形成されてからは中国の彭徳懐が指揮を執っていたのである。

米中は戦闘のみならず、その後1951年7月に始まった停戦交渉もそれぞれの陣営においてリードした。停戦交渉は捕虜送還問題をめぐって対立し、交渉は2年という長期にわたったが、53年7月に朝鮮人民軍、中国人民志願軍、国連軍司令官が署名した停戦協定が締結され、ついに戦火は止んだのである⁸。

かくして朝鮮には停戦協定体制が登場することになった。朝鮮半島は敵対状況にあり、南北それぞれにおいては動員体制が続くことになった。戦争の主たる当事者であった北朝鮮・中国と韓国・米国は熱戦を終えたが、朝鮮半島と東北アジアにおいて、軍事境界線を挟んで停戦という軍事的対峙を続けることになる。

III. 変容する停戦協定体制

停戦協定体制の下、朝鮮では軍事的対立が持続する。1960年代後半には、米国の要請を強く受けての日韓外交正常化やベトナム戦争の展開といった要因が、北朝鮮側からの軍事強硬路線と相俟って、朝鮮半島では軍事的緊張の度合いが高まることになった。しかしながらこのような朝鮮での軍事的緊張状態は1970年代に入ると緩和され、そのような緊張緩和と連動して、70年代初頭から中葉にかけて朝鮮停戦協定体制は大きく変容することになる。その最大の契機は

⁷ イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、カナダ、トルコ、エチオピア、タイ、フィリピン、コロンビア、ギリシャ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ルクセンブルクが派兵している。

⁸ 1954年4月にはジュネーブ会談が開催された。これは、停戦協定第4条において、「より高い水準の双方の政治会談が開催され、朝鮮からのすべての外国軍隊の撤退の問題、朝鮮問題の平和的解決などの諸問題を交渉によって解決すること」が勧告されていたことによって開催されたものであったが、南北双方の統一案が対立することにより決裂した。

東アジアの国際秩序の構造変動ともいえる米国と中国の接近であった。ここでは主に、朝鮮での軍事問題をめぐる米中関係の展開について触れることで、停戦協定体制の変容について論じてみたい⁹。

朝鮮戦争で直接に戦火を交え、停戦協定締結後も朝鮮半島および東アジアをめぐって対立状態にあった米中の両者は、1971年7月にキッシンジャー米大統領特別補佐官が極秘裏に中国を訪れたことを皮切りに対話を重ね、南北対話や在韓米軍問題など朝鮮情勢についても協議していった。

この米中接近という事態を北朝鮮指導部は外交政策推進の機会として生かし、軍事的対峙をとまなう朝鮮停戦協定体制の打破を目指していった。北朝鮮指導部は、1971年7月、キッシンジャー訪中による米中接近の事実を中国側から伝えられると、8月に入って中国を支持する立場を明らかにした。8月6日、金日成は、ニクソンの訪中を「中国の勝利」として称えることで、中国の対米接近を側面支援する立場を明らかにしたのである。北朝鮮は、中国との緊密な関係を維持することで、中国を通じて在韓国連軍司令部解体による在韓米軍の撤退、国連韓国統一復興委員団の解体などの国連総会での朝鮮問題討議の実施を米側に要求したのであった¹⁰。

このような北朝鮮の要求に応じて中国は米国との間で協議を行う。1972年に周恩来首相が米側との間で折衝を行い、国連韓国統一復興委員団や国連軍司令部の解体を要求した。一方の米側は、72年の国連総会での朝鮮問題討議が避けられるのであれば、翌73年に国連韓国統一復興委員団の解体について取り上げるであろうと提案した。最終的には中国側の譲歩により、72年には国連での討議は延期された。中国は米国との対立を回避したのであった。

1973年になると、周恩来は3月に行われたキッシンジャーとの会談で、国連韓国統一復興委員団と国連軍司令部の解体、米軍撤収といった問題の協議を再び米側に提起した。これに対して73年度における米側の案は、73年に国連韓国統一復興委員団は終結させるが、国連軍司令部解体については翌74年以降に扱うという内容であった。73年6月19日、キッシンジャーは黄鎮駐米中国連絡事務所所長に、73年の第28回国連総会で国連韓国統一復興委員団の活動を終結し、74年に国連軍司令部の問題を解決する方法について議論する準備があると提案したのである¹¹。結局このような米側案を中国が受け入れることで妥協が成立し、73年に開かれた第28回国連総会では、国連韓国統一復興委員団の解体が決められたが、国連軍司令部の解体は先送りされることになった。米中妥協を受けて、国連総会ではコンセンサス形式での決議が行われたため、国連韓国統一復興委員団解体、国連軍司令部解体、韓国からの外国軍の撤退を要求した北朝鮮支持側決議案が表決に付されることはなかった。北朝鮮は中国による「漸進的な在韓米軍撤退受け入れ」の説得を受容せざるを得なかったのである¹²。このように、北朝鮮にとっての頼みの綱であった中国が米国との間で妥協することによって、73年の国連総会での朝鮮問題討議は北朝鮮にとって挫折を味わう結果になった。

米中間の交渉からは、中国が米国側に譲歩を重ねてきたという事実が明らかになる。周恩来

⁹ 1970年代の米中接近と朝鮮問題の関連について分析した研究として、高一、李東俊、洪錫律などによる成果がある。

¹⁰ 北朝鮮は1960年代から友好国との協力のもと、在韓米軍撤退と国連韓国統一復興委員団の解体を目指し、国連総会の場での朝鮮問題討議を求めていた。

¹¹ Tab D, Memorandum of Conversation, 6/19/1973, Policy Planning Staff Director's Files(Winston Lord) [Winston Lord Files], Entry 5027, Box 328, Record Group(RG) 59, National Archives and Records Administration, College Park, MD(NA).

¹² 1973年における米中間の交渉の経緯については、例えば、高一『北朝鮮外交と東北アジア 1970-1973』信山社、2010年、194-199頁を参照。

は北朝鮮政府に対して在韓米軍撤退については忍耐強い対応を求めていたが、それは北朝鮮ではなく、むしろ米国を利することになった。73年の国連総会では米中が北朝鮮の要求を共同で抑え込んだ形になるのであった¹³。

北朝鮮の対米「代理交渉者」としての中国の役割に限界を感じた北朝鮮政府は、1974年になると朝米間での平和協定締結を求めていく¹⁴。74年3月25日、許鏖外交部長は、最高人民会議第5期第3回会議で、停戦協定を平和協定にかえる問題を討議することを「アメリカ合衆国に正式に提起」したのであった¹⁵。北朝鮮は、前年の中国の妥協という経験を踏まえて、米国との直接交渉の実現に向けてエジプトやルーマニアといった「仲介者」の協力を仰ぐことになる。例えば、1974年4月、エジプトのサダト大統領は、アレクサンドリアで行われたキッシンジャーとの会談で、米国が北朝鮮との対話を承諾するかどうかについて尋ねた¹⁶。また、ルーマニアのチャウシェスク大統領の指示を受けたブンガン大統領顧問は8月に米国を訪れた際に、北朝鮮政府が米政府との間でハイレベルでの接触を希望していることをキッシンジャーに伝えた¹⁷。

このように北朝鮮が「仲介者」を通じて対米直接交渉を模索していた一方で、米中の間では、前年に先送りが決められた国連軍司令部解体問題が議論されていた。6月には米側の案が中国側に提示された。この案は国連軍司令部の解体には、新たに創設される米韓軍司令官が停戦協定の署名者として国連軍司令官に代替する措置が必要であり、韓国軍と朝鮮人民軍が軍事停戦委員会の上級構成員となり、中国は停戦協定の当事者として残るべきであるというものであった。つまり米側案は、停戦協定の維持を前提にした国連軍司令部解体案であった¹⁸。この米側案を土台にして米中間において国連軍司令部解体についての協議が継続的に行われていた。

しかし、朝中間での調整には支障をきたすことになる。10月2日、中国の喬冠華外交部長はキッシンジャーに対して、米国の提案を北朝鮮側に伝達したが、返答を得られていないことを明らかにした¹⁹。つまり、北朝鮮は米側による国連軍司令部解体に伴う南北朝鮮と米中による停戦協定署名という代替措置の提案を拒絶したのであった。朝米間での平和協定締結を主張していた北朝鮮側としては、米側による停戦協定の継続という措置を受け入れられなかったのである。

他方、北朝鮮は中国との調整を経ずに国連総会に臨もうとしていた。すでに8月16日付で韓国からの外国軍撤退を求める北朝鮮側決議案が国連総会に提出され、これに対して、停戦協定が朝鮮の平和と安全維持のために不可欠であることを訴える韓国側決議案は9月3日付で提出さ

¹³ 李東俊によれば、米務省の側でも、中国が、1973年において米国との妥協案を北朝鮮側に無理やり押し付けたことにより、74年には反作用に直面していると分析していたという。李東俊『未完の平和：米中和解と朝鮮問題の変容 1969～1975年』法政大学出版局、2010年、303頁。

¹⁴ 北朝鮮は、中国との協調姿勢を保ちながら、南北朝鮮の間での対話も推進した。南北対話においては、北朝鮮指導部は、南北の間で平和協定を締結し、米軍や国連といった朝鮮での外部勢力の影響力を排除するという政策目標を実現することを目指していた。北朝鮮は平和協定締結などの軍事問題を討議するために南北首脳会談の実現を南側に要求したが、他方の南側は、政治・軍事問題などの「大きな話」に関心はなく、南北対話を北の一連の「平和攻勢」をコントロールする「窓」として利用した。つまり、北側からすると、南北対話は思い通りに進まなかったのである。このような経験から北朝鮮は1974年になると、平和協定締結の対象として、韓国ではなく米国を選定することになった。

¹⁵ 『朝鮮時報』1974年3月30日。

¹⁶ Memorandum of Conversation, 4/30/1974, Item Number: KT01125, Digital National Security Archives (DNSA) [http://nsarchive.chadwyck.com].

¹⁷ Memorandum of Conversation, 8/26/1974, Secretary's Meeting with Romanian Special Emissary-US-North Korean Contacts, Item Number: KT01310, DNSA.

¹⁸ 6月13日にロード政策企画室長から、国連軍司令部解体についてのアメリカ案が中国側に提示された。朝鮮問題についての対話を建設的な方法で進めるためにも、1973年秋の第28回国連総会と同様にアメリカと中国が背後での関与を維持するべきだと提案されていた。米側では、このような米中の関与が南北朝鮮の新たな関係が機能する状況を安定させると認識されていたのであった。Memorandum of Conversation, 6/13/1974, Winston Lord Files, Box331, RG59, NA.

¹⁹ Memorandum of Conversation, 10/2/1974, Winston Lord Files, Box331, RG59, NA.

れていた。このように1974年の第29回国連総会でも前年同様、朝鮮問題が議題に含められることになったが、前年とは異なり、討議が表決にまで持ち込まれたのである。その結果、韓国側案が採択されるとともに、北朝鮮側案は否決されることになった。前年に引き続いて、またもや北朝鮮は国連総会での挫折を味わうのであった。

翌1975年の第30回国連総会に際しても、米中は国連軍司令部解体についての議論を進めた。例えば、中国の黄華国連大使は75年9月、「今年の国連総会では、朝鮮問題に決着をつけることで、対決を避けたい」旨の中国側案を米国連大使に伝えた。これは北朝鮮側と韓国側の二つの決議案が同時に採択される可能性を念頭に置いたものであった。つまり双方の案が採択されることで、国連軍司令部の解体を含む朝鮮問題にいかなる変化も加えられず、現状が維持されることを意味したものであった。これに対して米国務省では、中国側案を「合理的な方法のように見える」と評したのである²⁰。

米側に自国案を示したように、中国は、国連軍司令部の解体と在韓外国軍の撤収を求める北朝鮮の立場を公式には支持しながらも、米国に対しては協調的な姿勢を取り続けた。1975年9月の国連総会での米中代表による演説にまつわるエピソードは米中協調を象徴しているようでもある。演説では、キッシンジャーが、国連軍司令部の解体には停戦協定の維持が必要であることを説いたのであるが、これに対して中国側は、米側の提案を「絶対に受け入れない」と述べて反撃した。一方の喬冠華は、米側の国連軍司令部解体案を非難し、停戦協定の当事者である北朝鮮と米国による平和協定締結を要求した。しかしながら、両者の演説の直後9月28日に行われた米中外相会談で、キッシンジャーは、喬冠華がキッシンジャー演説に向けて「実射」を行ったと述べたのに対して、喬は「半分実射、半分空砲」であると応じたのである。このように、両者による演説は、朝鮮問題によって米中が関係を悪化させない範囲で行われたのであった²¹。李東俊が指摘したように、朝鮮問題をめぐる米中対決の内実は茶番劇にすぎなかった²²。

結果的に、1975年の第30回国連総会においては、北朝鮮支持側決議案と韓国支持側決議案の双方が採択されることになった。米中による想定は現実化したのである。

このように1973年から75年にかけての経緯を概観すると、朝中関係の文脈においては、中国は北朝鮮の対米「代理交渉者」であるよりも米国の対朝「代理交渉者」の役割を果たすことになったといえよう。北朝鮮とは異なり、米中接近、日中国交正常化という東北アジアでの安全保障環境の変化により、中国も、米国同様に停戦協定の維持に異論はなかったのである。

1970年代に入り、停戦協定署名者である米中が接近し、朝鮮問題で協調することによって、停戦協定体制が変容することになる。朝鮮停戦協定体制変容の内実とは、朝中協調の消失と米中協調の登場であったともいえよう。北朝鮮の側からみれば、朝鮮での停戦協定体制は、米中戦争としての性格が失われ、「朝対韓米」という構図に変化したことになる。停戦協定体制から中国が離脱し、北朝鮮と韓国・米国が軍事的に対峙する状況が継続することになるのである。

IV. 継続する停戦協定体制下での対中不信

さて、1970年代半ばに停戦協定体制が姿を変えてから、北朝鮮は朝鮮での軍事問題をめぐっては、中国の関与に消極的な立場を示すようになる。1980年代に入ると、北朝鮮は韓国を当事

²⁰ 李東俊、前掲書、313-314頁。

²¹ 同書、313-321頁。

²² 同書、329頁。

者として認めるべきであるという米国の意向に応じ、米国、韓国との3者会談に参加する意向を表明した。1970年代に姿を変えた停戦協定体制への北朝鮮なりの対応であったといえよう。

1983年10月8日、中国は、米国、韓国との3者会談に参加する意思を明らかにした北朝鮮からのメッセージをワシントンに伝えた。その後84年1月には中国の趙紫陽首相を通じて、北朝鮮の提案文書が、ホワイトハウスでレーガン大統領とシュルツ国务長官に渡された。しかしながら、北朝鮮が3者会談の開催に前向きな姿勢を示すと、米側ではそれまでの3者会談を歓迎するという主張を変えることになる。レーガン大統領は韓国国会で演説した際に「韓国が等しく参加できるのであれば、どのようなものであれ、われわれは北朝鮮との協議に喜んで参加したい」と宣言していたが、趙紫陽との協議では、朝鮮半島問題についての和平会談は南北朝鮮の両当事者間で開かれるべきだとし、それで不十分であれば、中国を含めた4者協議を開催すべきだと逆提案したのである。これに対して北朝鮮は中国の参加に強く反対したという²³。つまり北朝鮮は、中国は対米メッセンジャーではあるものの、朝鮮での平和協定締結や在韓米軍の撤収などの安全保障問題に対しての中国の関与を望まなかったのである。

1990年代にも北朝鮮の中国排除の姿勢は続くことになる。北朝鮮は94年4月28日に「新しい平和保障体系」の樹立を提案したのだが、これは米朝関係によってのみ平和を保障しようとする内容であった。同時に、朝鮮での平和体制樹立問題からの中国排除が、この新しい平和保障体系の不可欠の構成要素でもあった²⁴。また、96年4月の韓米首脳会談で提案された南北朝鮮と中国、米国による4者会談にも、北朝鮮は消極姿勢で臨んだ。4者会談予備会談は、97年8月に開かれたのであるが、予備会談開催に至る過程において、北朝鮮は、南北朝鮮と米国による3者間の協議をまず行い、事後的に中国が加わるという「3プラス1」案を示していたのである²⁵。

2000年代にも、朝鮮での平和体制構築に関して、北朝鮮において持続している対中不信感を垣間見ることができる。2007年10月に韓国の盧武鉉大統領が平壤を訪れ、金正日国防委員長との間で南北首脳会談が開かれた。その成果として南北関係発展と平和繁栄に向けた宣言が発表されたのであるが、この宣言において、中国に対する北朝鮮の警戒心を読みとることができるのである。すなわち第4項において、「南と北は現在の停戦体制を終息させ、恒久的な平和体制を構築していくべきとの認識を同じくし、直接関連した3か国または4か国の首脳らが朝鮮半島地域で会い、終戦を宣言する問題を推進するために協力していく」ことに合意したのであるが、盧武鉉政権期に青瓦台（韓国大統領官邸）統一外交安保政策室長を務めたペク・ジョンチョンによれば、この「3か国または4か国」という文言は北朝鮮側で強く主張したものであった²⁶。1980年代、90年代において北朝鮮が中国の関与を忌避してきたという経緯、さらに南北首脳会談における合意という点から考えると、北朝鮮側は「3か国または4か国」とすることで、韓国ではなく、中国を排除した形での終戦宣言を想定していたともいえるだろう。

このように1980年代以降の状況を見ると、朝鮮での軍事的対峙状況の解消への道、つまり平

²³ ドン・オーバードファー（菱木一美訳）『二つのコリア：国際政治の中の朝鮮半島』共同通信社、2002年、175-178頁。

²⁴ 倉田秀也「朝鮮半島平和体制樹立問題と中国」『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』日本国際問題研究所、2000年、220-221頁。

²⁵ 同論文、225-230頁。

²⁶ 「3か国または4か国」という表現は、当時の韓国社会で疑念を招いた。つまり、この「3か国または4か国」という表現が、北朝鮮が、韓国を朝鮮半島での平和体制構築に関しての当事者として認めないための「術策」ではないかという疑念である。ペク・ジョンチョンも、この表現による合意が韓国社会で批判される可能性があるため、国民への説明のためにも、南北間の交渉において「直接関連した」という表現を入れる方針を貫徹したという。「한반도 종전선언, 핵폐기-평화협정 동시 진행의 '입구전략'」 프레시안（「韓半島終戦宣言、核廃棄-平和協定同時進行の「入口戦略」プレシアン」）[http://www.pressian.com/news/article.html?no=61251]（2014年9月25日閲覧）。

和体制構築への道において、北朝鮮は中国が関与する道を狭めることに努めていたと考えることができるのである。

V. おわりに

ここまで概観してきたことからわかるように、今日の朝鮮における停戦協定体制とは、1970年代に当初の米中戦争の側面が消え、「北朝鮮対韓国・米国」という構図に変容した軍事的対峙が持続している状況を意味する。では、米朝双方において核兵器の使用が語られる今日、朝鮮半島での軍事的対峙状況を止揚し、平和体制を構築するためになされるべきは何だろうか²⁷。

第一に、朝鮮での内戦を終わらせる必要がある。停戦協定体制が続くのであれば、朝鮮での内戦も終結しないのであり、銃を向け合う体制が継続するということになる。また、内戦が続く限り、南北それぞれにおいて軍事動員体制が持続するのであり、兵力負担などの社会的コストも存在し続けることになる。したがって朝鮮での内戦の当事者であり、平和の問題の当事者である南北双方の関係改善が切に求められているのである。南北双方はこれまでも朝鮮の統一と平和についての当事者であることを当局者の会談を通じて確認してきており、1972年（南北共同声明）、1991年（南北間の和解と不可侵および交流、協力に関する合意書）、2000年（南北共同宣言）、2007年（南北関係発展と平和繁栄に向けた宣言）にはそのような合意が発表されている。とくに朝鮮に平和体制を構築するための多国間協議開催との関連においては、2007年の合意に南北が立ち返ることが重要である。そのことによって、「直接関連した3か国または4か国」による朝鮮問題協議の道が開かれるからである。

第二に、「3か国または4か国」の点と関連して、北朝鮮が1990年代に提案した「3プラス1」という協議の枠組みも検討する余地があろう。まずは3者会談である。北朝鮮の側からすると、停戦協定体制とは「朝対韓米」という構図にほかならないため、この3者こそが、軍事問題討議の実質的な当事者であるという意識が存在する。したがって朝鮮半島軍事問題討議（朝鮮半島非核化問題も含む）のための3者会談を行うことも朝鮮での平和体制構築に向けての建設的な一つの方途であろう。北朝鮮が中国の関与を嫌ってきたこと、韓国が自らの頭越しの朝米会談の進展を嫌ってきたことを勘案すると実現可能性が低いとも思われぬのである。

さらに、中国を交えた枠組みも必要となる。中国は朝鮮停戦協定の署名者であるため、今後、戦争を終結し平和協定が締結される場合には、その過程への中国の関与は必須であろう。中国が関与しないことには停戦協定という「紙切れ」は存在し続けるのである。また、本稿でも既にもってきたように、歴史的に米国が朝鮮問題への中国の関与を求めてきたことから考えても、中国が朝鮮問題の対話の枠組みからまったく排除されることは現実的でもないだろう。

第三に、中国と盧武鉉政権期の韓国によるイニシアチブが大きく実を結んだ南北朝鮮と中国、米国、日本、ロシアの間での6者協議という枠組みを活性化させる必要がある。周知のように、

²⁷ 例えば、北朝鮮の側では、2013年3月5日に発表された朝鮮人民軍最高司令部スポークスマン声明で、米国が核兵器を振りかざしている以上、北朝鮮も「精密核打撃手段」で迎え撃つだろうとしている。『労働新聞』2013年3月16日。一方の米国の側からは、パネッタ前国防長官が、2014年10月7日出版の回顧録で、2011年10月の訪韓時に、北朝鮮が南侵する場合に、必要であれば核兵器を使用することを韓国政府関係者に明らかにしたと記している。「미, '북 남침시 필요하면 핵무기사용' 입장 밝혀」(「米『北、南侵時、必要であれば核兵器使用』の立場を明らかに」)
[http://news.kbs.co.kr/news/NewsView.do?SEARCH_NEWS_CODE=2944774&ref=D] (2014年10月20日閲覧)。

6者協議においては、2005年9月に共同声明も発表され、東北アジア地域の「永続的な平和と安定のための共同の努力」が約束され、朝鮮半島での恒久的な平和体制について協議することが明示された。現在、6者協議は休眠中であるようだが、今後、東北アジア地域の安全保障フォーラムの役割を担う可能性があることから、早期の再開が望まれる。

総じて言うならば、南北対話をはじめとして、3者、4者、6者という様々な形式での対話の枠組みが朝鮮での平和体制構築、すなわち停戦協定体制からの脱却には必要となるのである。北朝鮮による核開発の問題も、「朝対韓米」という厳しい軍事的対峙をとまなう停戦協定体制の下での国家の生き残りをかけた道であるとするならば、停戦協定体制から平和体制への移行の道程において軍事的対峙が緩む時に、その解決の芽が生じるのであろう。

参考文献

<日本語文献>

倉田秀也「朝鮮半島平和体制樹立問題と中国」『脱冷戦期の中国外交とアジア・太平洋』日本国際問題研究所、2000年。

高一『北朝鮮外交と東北アジア 1970-1973』信山社、2010年。

李東俊『未完の平和：米中和解と朝鮮問題の変容 1969～1975年』法政大学出版局、2010年。

和田春樹『朝鮮戦争』岩波書店、1995年。

——『朝鮮戦争全史』岩波書店、2002年。

<外国語文献>

Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol. I : Liberation and the Emergence or Separate Regimes, 1945-1947*, Princeton University Press, 1981 [ブルース・カミングス (鄭敬謨・林哲・加地永都子訳) 『朝鮮戦争の起源 1 : 1945年-1947年 解放と南北分断体制の出現』明石書店、2012年] .

Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War, Vol. II : The Roaring of the Cataract, 1947-1950*, Princeton University Press, 1990 [ブルース・カミングス (鄭敬謨・林哲・山岡由美訳) 『朝鮮戦争の起源 2 : 1947-1950年「革命的」内戦とアメリカの覇権』上下巻、明石書店、2012年] .

Don Oberdorfer, *The Two Koreas: A Contemporary History*, London: Warner Books, 1999 [ドン・オーバードーファー (菱木一美訳) 『二つのコリア：国際政治の中の朝鮮半島』共同通信社、2002年] .

박명림 『한국전쟁의 발발과 기원』 I II, 나남출판 (朴明林 『韓国戦争の勃発と起源』 I II、ナム出版)、1996年。

정병준 『한국전쟁: 38선 충돌과 전쟁의 형성』 돌베개 (鄭秉峻 『韓国戦争: 38度線衝突と戦争の形成』トルベケ)、2006年。

홍석률 『분단의 히스테리』 창비 (洪錫律 『分断のヒステリー』チャンビ)、2012年。

Can Nations Forgive? Japan, Korea, and China Remember the Past and Face the Future*

Thomas W. Burkman**

Abstract

Throughout the world we can observe numerous cases of prolonged animosity among nations. Even though most do not degenerate into warfare, these instances of national hatred make it seem as if international reconciliation is an unattainable dream, and that the most we can do is manage conflict so that all-out war does not erupt. These conflicts often involve historical national enemies, who keep alive memories of some abuse in the past. It is not uncommon that later generations feel the anger more acutely than the people who initially were wronged. Political forces can deliberately fan the flames of bitter memory in order to foster national unity and secure the favor of their domestic constituencies.

This study reviews the historical abuses that today divide Japan, China, and Korea. War memory and colonial memory impede neighborly friendship, the settlement of territorial disputes, and the formation of needed security frameworks in East Asia. Drawing from the field of peace research, the author posits the need for restorative justice rather than retributive justice, and explores five processes that must be completed before “deep interstate reconciliation” will occur in the East Asian context: truth telling, bringing wrongdoers to justice, reparation, contrition and apology, and forgiveness. Some of the processes have taken place.

Forgiveness completes the process of reconciliation. In forgiving, a nation sets aside bitter feelings about the past and treats a wrongdoer people as a nation in good standing. International forgiveness is rarely explicit, but usually takes place implicitly over a period of time. This study treats some historical examples of implicit forgiveness. What steps can Korea, China, and Japan take to achieve international forgiveness?

* This paper is intended to contribute to scholarly work that is bridging the fields of East Asian international relations and peace studies. Peace studies as an academic field of inquiry is an interdisciplinary effort aiming at the prevention and solution of conflicts by peaceful means. While classical thinkers like Immanuel Kant devoted much thought to the subject of peace, it was in the 1960s that peace studies began to emerge as a discipline of learning with research tools, concepts, and forums for discussion. Beginning in 1959 with the International Peace Research Institute, Oslo, governments and universities have established centers for peace research around the world. In the following pages, the author applies some of the concepts of peace research to the conflicts that alienate China and Korea from Japan in the wake of war and colonialism.

The author would like to thank for their support for this research the Joan B. Kroc Institute for International Peace Studies at Notre Dame University, USA; and the Baldy Center for Law and Social Policy at the University at Buffalo, The State University of New York, USA.

**Research Professor of Asian Studies, Emeritus, University at Buffalo, SUNY
burkman@buffalo.edu

I. Introduction: Thais remember the war and the Japanese

A few years after the end of World War II, the Thai novelist Thommayanti wrote *Khu Kam*, a love triangle set in wartime Thailand that depicted a romance between an Imperial Japanese Navy officer, Kobori, and a stunningly attractive Thai woman named Ang. The story has been translated into Japanese and adapted into a stage musical in Bangkok and several Thai film productions. So beloved is the story, it has been dubbed “Thailand’s *Gone with the Wind*”.

The film portrays widely contrasting images of the behavior of the Japanese military in Thailand during the war. In one memorable scene, where Kobori first meets Ang, the naval officer applies his medic skills and shares medicines with an ailing grandmother. In a graphic torture scene, Thai conscripted laborers are caught stealing gasoline from military stores, and petrol is poured down their throats. The couple marries, Ang conceives Kobori’s child, and finally the young officer dies in an Allied air raid on the naval base.

When I conducted interview research in Thailand in 2009, Thais repeatedly pointed to this story as a reliable depiction of wartime relations between Thai civilians and Japanese soldiers stationed at bases in Thailand. What is particularly striking is that those speaking about the novel and film referred only to the movie’s scenes of positive fraternization. The Japanese of wartime are remembered by Thais today as generous to the local population, sharing food and helping with home repairs. Thai mothers in turn are said to have extended maternal care to the young, homesick Japanese soldiers. Thailand and Japan had much in common as two eastern Asian, Buddhist monarchies that had withstood European imperialism. Leaders of Siam since King Chulalongkorn in the late nineteenth century admired Japan for its success at industrialization and military modernization. When the Japanese military needed labor for the Burma-Thailand Railway – so Thai historical memory goes – they conscripted Asian workers from Malaya and Singapore and Australian and British prisoners of war. Thai laborers and supplier merchants were paid, and some got rich. In Bangkok and Chiang Mai, Japanese soldiers were well disciplined in their relations with their Thai allies. General Nakamura Aketo, the Japanese commandant, was welcomed back to Thailand with flowers and speeches when he made a return visit in 1955.¹

At the same time, it would be quite reasonable to comb through the factual material concerning the Japanese wartime presence in Thailand and construct a history of imperial hegemony and foreign abuse. Thai leaders were not united in their willingness to accommodate the Japanese military in the opening days of the war. There were pockets

¹ Reynolds, E. Bruce. 1988. “General Nakamura Aketo – a Kahaki-clad Diplomat in Wartime Thailand”. In Khamchoo Chaiwat and E. Bruce Reynolds, eds. *Thai-Japanese Relations in Historical Perspective*. Bangkok: Institute of Asian Studies, 193, 194.

of armed Thai resistance and Thai blood was shed. Thailand's ambassador to Washington refused to deliver his country's January 1942 declaration of war against the United States, and became an overseas leader in the Free Thai movement. The Thai government was forced to "loan" Japan money to fund Japan's capital projects in Thailand, including the infamous Death Railway and a northern Thailand "Burma Road" from Chiang Mai through the mountains to the Burma border. The Thai economy was disrupted and set back for years by ravenous inflation and a trade imbalance heavily favoring Japan.² In the Thailand-Burma Railway project, remembered in the West through the movie *The Bridge on the River Kwai*, some 12,000 Allied POWs and upwards of 70,000 laborers from Malaya as well as Thai Chinese died of disease, hunger, exhaustion, and beatings, a majority of them on Thai soil.³ In the Thai "Burma Road" project, thousands of overworked Thai workers died of malaria.⁴ Thailand's relationships with the nations that would become the victors in the war were compromised, and national leaders who had cooperated with Japan were disgraced. But this is not the historical memory of most Thais today.

The story of postwar Thai-Japanese relations might be called an instance of successful, post-conflict reconciliation and a concomitant reconstruction of history. It involved Japanese reparations, huge injections of overseas development assistance, an infusion of popular culture, and the construction of historical memory (or, a serious case of national amnesia) that allowed for amicable feelings. Even though Thailand is not one of Japan's near neighbors and though it can be argued that the case bears significant differences from the heavy handedness Japan exercised toward China and Korea, the Japan-Thai case is evidence that negative historical memories can be reframed or set aside and a victim nation achieve friendly ties with a former abuser, even Japan.

Koreans and Chinese nurture to this day bitter memories of Japan's dealings with them and their nations from the late nineteenth century through the end of the Second World War. Popular animosity persists into four generations despite shared cultural traits, robust and mutually beneficial economic relations, and even common enemies during the era of the Cold War. These hard feelings have impeded cultural exchange and prevented the creation in East Asia of mechanisms of bilateral and multilateral security and cooperation which play so prominent a role in international order in Europe and the North Atlantic today. For instance, South Korea and Japan were set to sign their first military pact in spring 2012, an agreement that would have facilitated exchange of intelligence about North Korea's arms programs and other defense issues. But angry

² Suwannathat-Pian, Kobkua. 1955. *Thailand's Durable Premier: Phibun through Three Decades, 1932-1957* (Kuala Lumpur: Oxford University Press, 267-269.

³ McCormack, Gavan and Hank Nelson, eds. 1993. *The Burma-Thailand Railway: Memory and History* (Chiang Mai: Thailand: Silkworm Books, 1, 62.

⁴ Boggett, David. "Japan's 'Burma Road': Reflections on Japanese Military Activities in Northern Thailand", www.kyoto-seika.ac.jp/researchlab/wp/wp-content/uploads.

reaction from Korean opposition parties and activists forced President Lee Myung-Bak to twice postpone the signing, due to historical issues and the Takeshima/Dokdo dispute.⁵

In the case of China, Japan's modern abuses date from the First Sino-Japanese War (1894-95) when Japan established its predominant position in Korea and imposed on defeated China unequal commercial treaties. Japan secured additional territorial and economic privileges in Manchuria in the Russo-Japanese War (1904-1905) and in China proper in the First World War. Military opportunism in the late 1920s and early 1930s led to the conversion of Manchuria and bordering territories into the Japanese puppet state of Manchukuo. Full-scale invasion after 1937 saw the notorious Nanjing Incident, the introduction of aerial bombing of civilian areas, chemical warfare, and the enlistment of 40,000 Chinese laborers sent to Japan. Chinese claim some ten million deaths as a result of this Second Sino-Japanese War (1937-45).⁶

As for Korea, Japan declared the peninsula first a protectorate and then in 1910 a colony. The Japanese applied assimilation policies which required Koreans to use the Japanese language and venerate the Emperor. In 1938, Koreans were forced to take Japanese names. The most desirable products and profits of Korean agriculture and Japan-installed industry were sent to Japan. During Japan's war with China and the Allies, over 100,000 Korean men were sent to Japanese factories and mines to join underpaid Chinese labors working under harsh conditions, while some 200,000 Korean young women – euphemistically called “comfort women” – joined a lesser number of Chinese and Japanese in the military sex trade. The Comfort Women issue stayed under wraps until elderly Korean victims went public with their experiences in the 1980s. Japanese actions toward colonized Korea represent a phenomenon that peace researchers call structural violence, where systemic abuse emerges from an unequal distribution of power and resources.

In this paper I should like to draw from the field of peace research five issues that must be addressed in the process of international reconciliation. I will assess the extent to which progress has been made in these regards in Japan's relations with its continental neighbors, the People's Republic of China and the Republic of Korea. These issues are:

Truth telling and historical memory
Bringing wrongdoers to justice
Reparation
Contrition and apology
Forgiveness

⁵ *Japan Times*. 2012. “Lee Raps Cabinet for Balking on Intel-sharing Pact”, July 3.

⁶ He Yanan. 2009. *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish relations since World War II* Cambridge: Cambridge University Press. 116-117, n. 3.

II. Truth telling and historical memory

When Emperor Hirohito went on the radio to announce Japanese surrender on August 15, 1945, he vindicated a war which the nation had waged “to insure Japan’s self-preservation and the stability of East Asia”. He justified surrender as a measure to relieve the suffering of “the wounded . . . and those who lost their homes and livelihood”.⁷ This was the first postwar utterance of two themes that rile the publics in Korea and China today – benign Japanese intentions and Japanese victimization.

The Allied Occupation (1945-1952) carried out purposeful programs of truth-telling. Repatriated Japanese soldiers recounted their misdeeds in daily press features and radio programs called “Truth Box” and “Now It Can be Told”.⁸ Textbooks promoting the *kokutai* ideology of national uniqueness and praising the valor of soldiers and sailors in past wars were at first cleansed of offensive content using the black brush and later replaced by new texts. Japan’s enduring postwar constitution, hastily composed in English by a committee of Americans, incorporated rhetoric denoting a state of post-defeat and a unique Article 9 which denied to the state the right to wage war and maintain armed forces.

At the same time, actions by the Allies in the war and its aftermath served to handicap the Japanese in dealing with their military past and relating constructively to their abused neighbors. In the final months of the war, Allied firebombing of 67 urban areas, a brutal invasion of the home prefecture of Okinawa, atomic bombings of civilian targets, and harrowing experiences in the repatriation of seven million Japanese soldiers and civilians from the continent planted the seeds of a post-Occupation shift whereby the Japanese viewed themselves as primarily victims rather than perpetrators of the ravages of war.⁹ Civilian suffering in war and during the impoverished decade following surrender seemed like sufficient atonement for any war responsibility the average Japanese carried. Also undergirding the Japanese sense of victimhood was the Allied doctrine – voiced in wartime propaganda, eloquently stated in the Potsdam Declaration of July 26, 1945, and applied in the Tokyo War Trials – that a narrow clique of militarists had misled the Japanese people and dragooned them down the road to war. This tenet, like Allied

⁷ Emperor Hirohito Radio Broadcast. August 14, 1945.
<http://www.mtholyoke.edu/acad/intrel/hirohito.htm>

⁸ Mayo, Marlene J. 1988. “The War of Words Continues: American Radio Guidance in Occupied Japan”. In Burkman, Thomas W., ed. *The Occupation of Japan: Arts and Culture*. Norfolk VA: The MacArthur Memorial. 57-60.

⁹ At the Tokyo trials, a defense counsel asserted that the widespread death of civilians by the atomic bombs was a violation of the Hague Convention IV, the Laws and Customs of War on Land. Tanaka Yuki and Richard Falk. 2009. “The Atomic Bombing, The Tokyo War Crimes Tribunal and the Shimoda Case: Lessons for Anti-Nuclear Legal Movements”. In *Japan Focus*, Vol. 44. <http://japanfocus.org/-Richard-Falk/3245>. In her book, Lori Watt argues that the sufferings endured by repatriated soldiers and civilians after the war contributed to the view that Japanese, along with Chinese and Southeast Asians, were victims rather than perpetrators of war: Watt, Lori. 2009. *When Empire Comes Home: Repatriation and Reintegration in Postwar Japan*. Cambridge MA: Harvard University Press.

war excesses, relieved the populace of guilt and responsibility for the war. Studies of Japanese public opinion during the 1930s conclude that there were few Japanese – not even so-called internationalists – that disagreed with their government’s and military’s expansionist goals on the Asian mainland.¹⁰ As the Occupation’s mentality absolved most of the Japanese people, it also exonerated the Emperor, the very symbol of the Empire in whose name colonization and imperial expansion had taken place. Hirohito was not indicted for war crimes – despite His Majesty’s offer to take full personal responsibility – but rather was kept on the throne and utilized to maintain social stability and support the Occupation’s democratization reforms.

In Occupation policy, the decision most consequential for Japan’s inability to satisfy its neighbors regarding its wartime past was the plan to keep the existing Japanese government in power and implement reforms through its auspices. Despite temporary purges of politicians and military officers who had contributed in carrying out the war, the body politic of Japan remained intact. The *kokutai*-ridden Meiji Constitution stayed in place for almost two years, the father-figure of the familial state remained on the throne, and conservative bureaucrats held their posts to become a major force for Japanese self-vindicating nationalism in the decades that followed. A convicted Class-A war criminal, Shigemitsu Mamoru, emerged from two years in Sugamo Prison and eventually returned to his wartime post as foreign minister in 1954. The mainstream prewar political parties resumed activity in 1945, combining their forces in the conservative Liberal Democratic Party in 1955. Kishi Nobusuke, Commerce and Industry Minister in the 1941 Cabinet of General Tojo Hideki and purged and imprisoned by the Occupation, shaped LDP positions as a prime minister (1957-1960) and the party’s most prominent senior statesman until his death in 1987.¹¹ By contrast, the government of Germany was totally disbanded in 1945. The Nazi regime was judged so diabolical that it was exorcised and replaced by the Occupation itself. When full self-rule returned to West Germany in 1955, it was easy for German governments and their leaders, compared to Japan’s politicians, to disavow the actions of the Hitler regime and express national contrition, for their government claimed no ties to the old regime of aggression and atrocity.

There is an important gap in historical memory of postwar Japan depending upon which side of the Pacific Ocean one sits. Citizens of the United States tend to view Japan as profoundly changed through the reforms of the Allied Occupation. In the understanding of Americans, purges, war crimes trials, a new constitution, and a plethora of political and social reforms of democratic intent and consequence gave birth to a new Japan, of a genre wholly different from the “feudal” (a term of common parlance during the Occupation) nation that colonized Korea, invaded China, and attacked Pearl Harbor.

¹⁰ Burkman, Thomas W. 2008. *Japan and the League of Nations: Empire and World Order, 1914-1938*. Honolulu: University of Hawai’i Press, 216-217.

¹¹ Lind, Jennifer. 2008. *Sorry States: Apologies in International Politics*. Ithaca: Cornell University Press, 31-32.

This is a self-congratulatory view of history, buttressing the notion that the United States can be a nation-builder, that it has the ability to reform rogue nations and shape them and the world in accordance with its ideals. In the 21st century this view of a regenerated Japan gives rise to a distinct America nostalgia in the face of “failed occupations” in Iraq and Afghanistan. Chinese and Korean people, on the other hand, look upon Japan today as the same Japan that intruded into their space and brutalized them. Since the end of the war, a fear has persisted in China and Korea that a rearmed and militarized Japan would, given opportune circumstances, conduct itself in accordance with historically established, atavistic patterns. These fears are not mollified by arguments that Japanese military aggression is unthinkable in an Asia policed by American and – increasingly – Chinese power, an Asia where trade has displaced colonial aggrandizement as the measure of national stature. Those on the Continent who harbor such anxiety ask, “What if circumstances changed?” Contemporary utterances by right-wing voices in Japan vindicating the Greater East Asia Co-Prosperity Sphere, ministerial visits to Yasukuni Shrine which venerates convicted war criminals, school textbooks depicting Japan’s wartime behavior in benign language, and assertion of Japanese sovereignty over islands claimed by China and Korea all serve to add fuel to these fears.

Before the Allied Occupation of Japan ended, the Cold War set in. In this context, a conservative trend began which would profoundly shift Japan’s historical consciousness. Purged militarists were freed while leftists were removed from positions of political influence and educational policy making. As the Korean War erupted, Occupiers and courts found ways to excuse defensive military forces within the framework of Article 9. The “Japanese miracle” of industrial rebirth gave rise to national self-confidence that called for a history that young Japanese could take pride in. Ministry of Education-approved textbooks muted the language of aggression by describing Japan’s “advance” into China. Passive voice replaced active in accounts of Japan’s capture of Nanjing in 1937. Until the 1980s, political leaders in China and Korea – who practiced atrocity against their own citizens as they struggled for internal hegemony and were eager for Japanese aid and trade – did not openly challenge these trends. The relaxation of citizen political restraints in both China and Korea changed this picture since the 1980s, with loud popular reactions to Japanese expressions of a historical memory different from their own. By contrast, during this same period into the 1980s West Germany under socialist leadership stepped up political education programs to stem the rise of neofascist youth organizations. West Germany shifted the focus of its war history from German suffering to German guilt.¹²

One problem is that Japan, a democratized and pluralistic nation, does not speak with a single voice when it comes to perceptions of its own history. Most approved textbooks in Japan today cite the Nanjing Massacre and the use of Comfort Women as atrocities of

¹² Lind. *Sorry States*, 129, 130.

the war. Prime Ministers and private organizations have offered clear acknowledgments of this tarnished history to continental victims of Japanese aggression. But nationalistic conservatives in the Diet argue publicly that comfort women were not coerced, and when this happens Chinese and Koreans doubt the sincerity of those who declare contrite views of history. In China, opinion voiced on an issue of national concern is expected to reflect the officially endorsed national consensus. Korea's experience with political diversity is much shorter than Japan's and still limited. To expect all Japanese to fall in step with an official posture of contrition would be akin to assuming that all Americans could join in condemning the atomic bombs of 1945 or the invasion of Iraq in 2003. Japanese unanimity on war memory is not within the realm of possibility, nor should it be expected in a liberal democracy. At the same time it should be recognized that Korea and China do not always speak with one voice. This raises questions for peace research: How can a pluralistic society or nation effectively acknowledge guilt and express contrition regarding its history? Germany has had success at this, but only by making it illegal to exonerate Nazism. How can an offended society accept an apology when the apology is accompanied by mixed messages?

Another problem for peace scholars is, what standards of justice should we apply to offenses that occurred in the historical past? Most of those who stood in the dock of the Tokyo Trials defended their actions by arguing that Japan had fought a war of self-defense against imperialist powers with the added purpose of liberating other Asians from Western colonialism. Nationalist scholars in Japan continue to believe and assert that the war was a conflict among imperialists, that it was in accordance with the then-existing norms of international law, and that the war should not be evaluated *ex-post-facto* by contemporary notions of justice and world order. Even in the case of the Comfort Women, Japan's defenders contend that prostitution was not illegal in Japan or its colonies at the time. Here both sides need to exercise empathetic understanding. On the one hand, the Japanese nationalists' case makes legal sense, but is offensive to contemporary moral sensibilities. That laws and codified standards evolve over the years, and that published international concepts of human dignity also evolve do not justify in a moral sense past actions that fail to measure up to later standards. On the other hand, offended parties should acknowledge that many Japanese perpetrators of what have come to be defined as war crimes, crimes against humanity, or crimes against the peace did so with a clear conscience and without criminal intent.

In the project of restorative justice around the globe, truth commissions have attracted notice. They have been applied in some twenty states emerging from periods of internal unrest, civil war, or dictatorship. South Africa's Truth and Reconciliation Commission, established by President Nelson Mandela and chaired by Archbishop Desmond Tutu after apartheid, is popularly heralded as a model of truth commissions. Except for East Timor and South Korea, truth commissions have not operated in Asia. The commission in the Republic of Korea that operated from 2005 to 2010 did not

address war and colonial issues, but dealt with the abuses of authoritarian regimes through 1993. It operated under restrictions that severely limited the scope of the process. There is a movement in Taiwan to establish a truth commission to deal with the period of “White Terror” under the Guomintang. Truth commissions to date have mostly treated domestic conflicts of relatively recent occurrence. The closest thing to a truth commission regarding Japanese war and colonial issues was the Women’s International War Crimes Tribunal for Japan’s Military Sexual Slavery that took place under non-government auspices in December 2000. Victims, including comfort women, gave testimony, and the Showa Emperor was condemned for war crimes. While the Women’s Tribunal may have given rest to the hearts of individuals and helped to publicize the issues of Japanese wrongdoings, it did not produce a national catharsis. Nor did it result in any significant moderation in international animosities. Could a TRC function effectively between nations, and seventy and more years after the crimes at issue? Such a project would be without precedent.

Noble efforts have been undertaken by historians of the three countries to produce joint history textbooks that bridge major differences as well as provide a place for reasonable expression of conflicting historical views. Such a book was produced in the Franco-German instance, and a private East Asian trilateral historians’ group published *History that Opens the Future* in three language editions in 2005. A government-sanctioned, Japan-China Joint History Research Committee has been in place since 2006 and is chaired by Tokyo University’s Kitaoka Shinichi.¹³ While joint research can narrow gaps in understanding and interpretation and produce reputable studies, it is not likely to preclude the behavior of nation-states to write and perpetuate self-serving national histories. However, reconciliation can proceed while making space for divergent views of the past.

A noteworthy model could be the historians’ commissions that have been set up in Europe to investigate and report on controversial epochs in the past. The Swiss Independent Commission of Experts (ICE) was set up in 1996 to look into dormant Swiss bank accounts belonging to victims of the Holocaust and broader issues of the relationship of Switzerland to Nazi Germany during the Second World War. In Finland, a commission has investigated war victims of the War of 1918. A Swedish historians’ commission has probed the debated issue of the neutrality of Sweden during World War II. In the Scandinavian cases, the process supports the publication of research studies that do not all come to the same conclusions. One purpose of these commissions’ work is to provide sound studies based on documentary evidence that will act as articulate expressions of varying views on these painful national travails. The principle they have applied is, it is more important to hear and understand history as projected by the Other than to agree with the Other about history.

¹³ Los Angeles Times. 2009. “South Korea and Japan Consider History Textbook with China”. October 30.

III. Bringing wrongdoers to justice

The Potsdam Declaration, the Allied formula for surrender, stated that “stern justice shall be meted out to all war criminals”.¹⁴ In short summary, the International Military Tribunal for the Far East, held in Tokyo and roughly analogous to the Nuremberg Trials, brought 28 indicted, Class-A political and military figures before a panel of eleven judges representing as many Allied nations. Twenty-five received sentences, including seven death by hanging. Simultaneously, forty-seven courts in seven countries tried B- and C-Class defendants for conventional war crimes. In these tribunals, 5,700 were indicted and 984 received death sentences. The Nanjing massacre was an allegation raised at the trials; the issue of sexual slavery involving Asian women was not raised.¹⁵ Charges related to the macabre human experiments conducted in Harbin under the auspices of the notorious bacteriological and chemical warfare Unit 731 were brought before the Soviet military tribunal in Khabarovsk, but nowhere else. By the terms of the San Francisco Peace Treaty (1952), Japan was obligated to carry out the prison sentences of convicted war criminals of the Tokyo Trial, unless a majority of the countries represented in a tribunal agreed to reduce the sentences. Even before the treaty came into effect, the Japanese government began efforts to grant parole and clemency. By 1958, all criminals of all classes were released from incarceration.

The release of war criminals is a significant illustration of how Japan deals with its wartime past. In being released, war criminals returned to Japanese society – some repatriated from overseas prisons – with their criminality forgotten. They emerged as veterans, eligible for government benefits as were their colleague soldiers. For Japan, their debt had been paid by incarceration, and by their payment the nation had again atoned for its wrongs. By contrast, Germany under socialist leadership in the late 1960s and 1970s instigated its own trials of Nazi criminals and initiated new compensation programs for victim populations – both inside and outside the country – previously overlooked.¹⁶

Closely tied to the issue of justice for war criminals is the controversy over Yasukuni Shrine. This Shinto institution, located just outside the Imperial Palace moat in Tokyo, was established by order of the Meiji Emperor in 1869 to pay tribute to the anti-Shogunate forces who had given their lives. Yasukuni was a place to remember national heroes and give their spirits a place of communal rest. Through succeeding history, soldiers and sailors who fought for their country in several international engagements were enshrined at Yasukuni.¹⁷ The wars and soldiers’ recollections are memorialized in

¹⁴ Potsdam Declaration, July 26, 1945.

¹⁵ At the Batavia trial in 1948, Japanese officers were charged and sentenced for sexual slavery of Dutch women.

¹⁶ Lind, *Sorry States*, 108, 109, 198.

¹⁷ Tanaka Akihiko. 2008. “The Yasukuni Issue and Japan’s International Relations”. In Hasegawa Tsuyoshi

the adjoining Yushukan Museum.

The ceremonies and exhibits of the shrine display victimization, where everyone including *kamikaze* pilots and the Emperor suffered due to decisions by military leaders and the strength of the enemy. The shrine calls for Japan to be a “normal country”, where people can honor war dead like in any other nation. The sanctuary exudes the search for national pride, the desire to revisit and momentarily bask in the past glories of the nation-state.

Yasukuni Shrine, while in its best respect a conventional memorial to fallen soldiers, has become a sticking point in Japan’s relations with China in particular because its inclusion of war criminals. In 1953 the Diet revised the Bereaved Family Support Law to provide benefits for the families of war criminals. Their death was given a special category, *homushi*, or “death in the line of duty”. In 1959, the shrine enshrined the names of 1000, convicted B- and C-class, war criminals who had died. The enshrinement of Class-A criminals was a matter handled very gingerly. In 1966 the Health and Welfare Ministry handed over the names of nine deceased Class-A criminals to Chief Priest Tsukuba Fujimaro, who took no action on the matter before his death in 1978. Tsukuba’s successor, Matsudaira Yoshinaga, was more amenable to the pressures of veterans’ organizations, and in October 1978 quietly enshrined fourteen Class-A criminals. Not until six months later did the press reveal this action to the public. We know now that the Showa Emperor was not pleased. From this point Hirohito ceased making visits to Yasukuni Shrine.¹⁸

Those who sought the re-nationalization of Japan wanted to see Yasukuni Shrine supported by the national budget. Several bills to provide government funding for the shrine were supported by the Liberal Democratic Party in the post-Occupation period, but they all failed because of minority party and public attachment to the newly instilled principle of separation of religion and the state. As a fallback measure, right-wing organizations like the Japan Association of Bereaved Families of the War Dead campaigned for government officials to visit the shrine in their “official capacity”. Nakasone Yasuhiro, who became prime minister in 1983, publicly asserted his intention to resolve postwar political issues. He made an “official” visit to the shrine on August 15, 1985. In response, the Chinese government fired the first salvo of criticism that would greet all visits to Yasukuni by Nakasone’s LDP successors through the last visit by Prime Minister Abe Shinzo in December 2013. In response to Nakasone’s initial “official” visit in 1985, Deng Xiaoping told a group of visiting Japanese that he was concerned about “the movements of the militarist elements in Japan”. In September, Chinese students took up anti-Japanese protests in Tiananmen Square and in major cities throughout China, saying

and Kazuhiko Togo, eds. *East Asia’s Haunted Present: Historical Memories and the Resurgence of Nationalism*. Westport CT: Praeger, 120, 121.

¹⁸ Tanaka. “The Yasukuni Issue”, 123, 124.

that the shrine visits justified Japanese aggression. Nakasone refrained from visiting the shrine during the remainder of his tenure as prime minister. When in 1986 his minister of education, Fujio Masayuki, published an article criticizing the rulings of the Tokyo Trials and charging Korea with responsibility for its colonization, Nakasone dismissed the minister. Nearly a decade passed before prime ministers resumed their visits to Yasukuni. The most upsetting case is Premier Koizumi Junichiro who visited six times during his tenure of 2001 to 2007. A climactic moment was the anti-Japanese riots that took place in the spring of 2005 throughout China. Koizumi did not bend, but bilateral meetings between Koizumi and the leaders of China and Korea, a regular practice until then, ceased after 2005.¹⁹ Koizumi's "the protestors be damned" attitude also is said to have incapacitated the intentions of South Korean President Kim Dae-Jung to move to a new era of reconciliation between Korea and Japan.

In probing the matter of justice for wrongdoers, peace research would raise the distinction between criminal justice and restorative justice. The war crimes trials were based on the principles of criminal justice. In a criminal justice paradigm, crime is a violation of laws. Punishment is the legal satisfaction of that violation. The war criminals of Japan were tried on the basis of laws allegedly violated. These laws were drawn from international agreements and conventions, and even involved the creation of uncodified proscriptions of "crimes against humanity" and "crimes against the peace". Those who were convicted of violating the laws received punishment. Under this regime, Japanese can rightfully claim that in the war crimes process Japan met the requirements of the law as imposed by the victorious nations. Case closed. The appeals of Chinese and Koreans since the 1980s, on the other hand, are more in line with the paradigm of restorative justice. In this regime crime is a violation of people and relationships, and settlement involves putting things right and addressing victim needs as long as they exist.²⁰

IV. Reparation

After the war, Japan paid reparations to victor nations and those territories it had overrun. The United States received some US\$50 million in confiscated Japanese assets in the US. Japan also paid \$580 million for the costs of the seven-year Occupation. The United States renounced further claims in 1951. Invaded countries in Asia kept the Japanese assets within their borders (valued at approximately \$25 billion in 1945). Additional payments were made in the form of machinery exported from what remained of Japan's industrial plant. In accordance with the terms of the San Francisco Peace Treaty, Japan negotiated reparations settlements with fifteen Asian and European countries and made payments in the form of monetary aid, with the last obligation

¹⁹ Tanaka, "The Yasukuni Issue", 124-137.

²⁰ Zehr, Howard. 2002. *The Little Book of Restorative Justice*. Intercourse PA: Good Books, 21.

satisfied in 1977. While some countries used part of the money to compensate individual citizens for personal losses during the war, most of it was consumed in national development projects. Some of these funds were tied to products or services provided by Japanese vendors, and served to forge trade and economic ties to formerly occupied territories. Otherwise, the San Francisco Treaty waived “claims of the Allied Powers and their nationals”.²¹

After years of negotiations, Japan and the Republic of Korea concluded a Treaty of Basic Relations in 1965, normalizing diplomatic relations for the first time since the early 1900s. The Park Chung-Hee regime at the time was eager for Japanese economic assistance, and assumed a conciliatory posture on most issues. South Korea negotiated a US\$800 million compensation package, consisting of a \$300 million grant, \$200 million in low-interest loans, and \$300 million in private credits from Japanese financial institutions. The treaty contained no reference to apology or reparations, the funds labeled “economic assistance”. Nothing was paid directly to victims, and the Comfort Women question had not yet come to light. The treaty terms were not popular with many ROK citizens. Korea’s opposition parties charged a “sellout” and boycotted ratification proceedings. Violent anti-government protests led the Park government to impose martial law.²²

The Treaty of Basic Relations included a claims waiver clause. Similarly, when Japan and China normalized their relations in 1972 by a Joint Communiqué, the document stated that the PRC “renounces its demand for war reparations from Japan”.²³

Japan was careful to meet the needs of its own citizens who were ravaged by the war. This included pensions for veterans and their families and the families of soldiers killed. Japanese victims of the atomic bombings (*hibakusha*) were compensated. In 1946 Japan made payments amounting to about \$560 million to Japanese companies that sustained losses during the war. However, individual non-Japanese victims of Japanese abuses were not compensated. This included foreign laborers, military prostitutes, and victims of the atomic bombs. The government denied the existence of forced labor, euphemizing the phenomenon as “voluntary contract labor”.²⁴

²¹ Dower, John W. 1991. *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*. New York: W.W. Norton, 82; Berger, Thomas U. 2008. “Dealing with Difficult Pasts: Japan’s ‘History Problem’ from a Theoretical and Comparative Perspective”. In Hasegawa and Togo, eds. *East Asia’s Haunted Present*, 28; “Reparations”, <http://www.infoplease.com/ce6/history/A0841546.html>; Noguchi Hikaru. “Japan’s Records on War Reparations”, <http://www.jiyuu-shikan.org/e/reparations.html>; Togo, Kazuhiko. 2008. “Comfort Women: Deep Polarization in Japan on Facts and on Morality”. In Hasegawa and Togo, eds. *East Asia’s Haunted Present*, 146.

²² Congressional Research Service. 2001. “North Korea-Japan Relations: The Normalization Talks and the Compensation/Reparations Issue” June 13. <http://www.globalsecurity.org/military/library/report/crs/RS20526.pdf>.

²³ Togo. “Comfort Women”, 146.

²⁴ Lind. *Sorry States*, 34, 35.

Wartime foreign laborers who remained in Japan initiated lawsuits in the 1970s, claiming underpayment compared to their Japanese counterparts. Japanese courts have consistently rejected such suits, citing the claims waiver clauses of the normalization treaties with South Korea and China. Similar court rejection is the lot of Korean Comfort Women and Korean *hibakusha*. However, in a 2007 verdict, the Japanese Supreme Court advised that the Nishimatsu Construction Company, a wartime employer of 360 Chinese laborers, should “make efforts to provide charitable relief for the losses suffered by the victims in this case”. In an October 2009 “settlement”, the company agreed to pay 250 million yen as compensation to surviving workers and families of the deceased.²⁵

Once Korean Comfort Women came out in the 1980s and movements formed to advance their case for compensation from Japan, the Japanese government did engage in a carefully guarded program intended to compensate individual victims of military prostitution. This was the Asian Women’s Fund, instituted to give substance to a set of official apologies proffered by Japan in 1995, the fiftieth anniversary of the end of the war. Each woman was to receive a letter of apology signed by the prime minister in office and an atonement of two million yen (about US\$20,000). The administrative costs of the program were carried by the government. But in order to protect the government’s position that reparations had been settled, the money to be distributed was to come from private contributions. Women from five nations received compensation. Only seven Korean women accepted payout (compared to 285 from Taiwan and 79 from the Netherlands), because public opinion in South Korea was strongly provoked by the Japanese government’s refusal to make official compensation. The Fund concluded its work in 2007.²⁶

In sharp contrast, the German government has demonstrated the willingness to compensate domestic and foreign individuals and to undertake new payment programs subsequent to postwar reparations agreements. New memorials to victims of the Holocaust are being built. These official programs inherently and explicitly acknowledge wrongdoing and attempt to atone for crimes.

V. Contrition and apology

Apology is a conventional part of social relations in East Asia. In everyday life, apologies are expected for infractions ranging from forgotten appointments to traffic violations that result in injury to person or property. Apology plays a part in lesser utilization of lawsuits and attorneys throughout East Asia, as compared with the West.

²⁵ Kang, Jian, Arimitsu Ken and William Underwood. 2009. “Assessing the Nishimatsu Corporate Approach to Redressing Chinese Forced Labor in Wartime Japan”. *The Asia-Pacific Journal*. Vol. 47-1-09. November 23, 7.

²⁶ Togo. “Comfort Women”, 148.

When public entities apologize, they express remorse for misdeeds performed in their name. When expressed in full sincerity, an apology nullifies the actor's commitment to an injustice, obliges the actor to repair the injustice to the extent of the actor's ability, and begins the process of the healing of soul for both the abuser and the victim.²⁷

Postwar demands from Japan's enemies for apology began with Korea in the 1950s. Attempts to normalize relations between Japan and South Korea were stalled by Syngman Rhee's insistence that Japan apologize for colonialism. It was not until the 1960s that progress was made, when the Park Chung-Hee regime was willing to subordinate ideational issues to the pragmatic need for Japanese-Korean economic cooperation. For China's part, The People's Republic was internally preoccupied at first with programmed social change and then, after the late 1950s, externally with strained relations with the Soviet Union. Japan went about the business of healing its internal wounds and rebuilding the country. The Japanese government and people were morally content that the loss of empire, the suffering of its citizens in war and repatriation, the humiliation of occupation, the death and jail sentences of war criminals, and the payment of reparations had atoned for their misdeeds. Nonetheless, the normalization agreements with the Republic of Korea (1965) and the PRC (1972) were accompanied by diplomats' statements that Japan had reflected upon its past. In 1984, Emperor Hirohito himself voiced "regret" to visiting South Korean President Chun Doo-Hwan for the "unfortunate period" in history.²⁸

A number of factors in the 1980's heightened demands on the part of Koreans and Chinese that Japan assume a contrite posture regarding its colonial and wartime past, voice apology, and give substance to contrition through such actions as compensation to victims and conveying to its own youth a self-effacing rendition of history. These factors include the economic rise of Korea and China and concomitant emergence of a new nationalism; the relaxation of Cold War tensions, removing the fixation on external threats which they faced in common with Japan; the reduction in authoritarian controls on the expression of long-repressed public resentments; instability in the bodies politic on the mainland; the example of German contrition; and the Japanese reassertion of national pride. Evidence of a new nationalism in Japan was seen in the memorializing of the war dead and the provocative publication of school textbooks purveying a benign picture of Japan's historical past. Recognizing its need for healthy ties with its immediate neighbors to support its quest for a permanent seat in the UN Security Council, Japan began to speak more pointed apologies.

²⁷ Philpot, Daniel. 2009. "After Intractable Moral Disagreement: The Catholic Roots of an Ethic of Political Reconciliation". In Cunningham, Laurence S., ed. *Intractable Disputes about the Natural Law: Alasdair McIntyre and Critics*. Notre Dame IN: University of Notre Dame Press, 183.

²⁸ Dudden, Alexis. 2008. *Troubled Apologies among Japan, Korea, and the United States*. New York: Columbia University Press, 34.

Japanese leaders have expressed numerous apologies to Chinese and South Korean officials – at least twenty official statements of contrition since 1992. The clearest statement was by non-LDP prime minister Maruyama Tomoichi in 1995 on the fiftieth anniversary of Japan’s defeat. Backed by his cabinet, Maruyama stated “deep remorse” and “heartfelt apology” for “the tremendous damage and suffering” that Japan inflicted on the continent through imperialism and colonialism. This statement became the template for Japan’s reconciliation policy since that time. Subsequent LDP prime ministers fell in line, even Yasukuni-trotter Koizumi Junichiro who restated Murayama’s words almost verbatim at a conference of Asia-African heads of state in Bandung in 2005.²⁹ But nationalist Diet members and TV commentators took the microphone on the occasion of each apology, asserting that Japan had nothing to apologize for. In reaction, journalists and agitated publics on the continent seized upon the mixed messages from Japan as evidence that the leaders’ statements were insincere. It was common in China and Korea to draw a distinction between “regret” and “apology”, the former being a superficial sentiment unaccompanied by true sorrow and deeds of restitution. Other continental critics said that nothing short of an apology voiced by the Emperor or voted in the Diet would hold credibility. And so the domestic and international politics of apology drags on to this day.

Dartmouth College political scientist Jennifer Lind, in her significant 2008 book, *Sorry States, Apologies in International Politics*, treats the problem of contrition and backlash in depth. She observes that in Germany, conservative backlash that accompanied apology did not come from political leaders, and was roundly rejected by a society committed to atonement. She concludes that heavy backlash, as found in Japan, makes apology a potentially counterproductive instrument of reconciliation.³⁰ I argue, as I have above, that mature democracies are pluralistic, and cannot be expected to speak with a single voice. That a prime minister in an environment of controversy will dare to voice contrition knowing that it will incur backlash gives that utterance, I believe, even more weight. In the process of reconciliation, deeds should accompany pronouncements. Nonetheless, tokens count. Getting apology in the official record in the mid-1990s was a seminal step in the process of changing the rhetoric and substance of Japanese relations with its former enemies.

To be efficacious for comity among former enemies, apologies, acceptance of apologies, commemorations, and rituals of contrition must be repeated, often and over a long period of years. No isolated apology will convince. There must be multiple instances of what peace scholar Daniel Philpott calls “apology incidents”.³¹ In a historical sense, Japan has just begun, and must pursue this practice well into the future. Graphic

²⁹ Dudden. *Troubled Apologies*, 33; Togo Kazuhiko. 2008. “Japan’s Historical Memory: Overcoming Polarization toward Synthesis”. Hasegawa and Togo, eds. *East Asia’s Haunted Present*, 70, 71.

³⁰ Lind. *Sorry States*, 181, 182.

³¹ Philpott. “After Intractable Moral Disagreement”, 183.

enactments – as when Chancellor Willy Brandt in 1970 fell to his knees at a memorial in Warsaw for victims of the ghetto uprising – also help to establish new perceptions of the abuser at home and abroad. National enemies can become friends; they can reach what political scientist Yanan He terms “deep interstate reconciliation”.³²

While apology is beneficial in a process of reconciliation, it is not absolutely required. Jennifer Lind points out that the dominant national sentiment of the French people toward Germany turned from negative to positive during the pre-1965 period, before German official apologies were commonplace. No Japanese apologies are recorded in the restoration of Japan’s relationship with Thailand or Singapore. Moreover, the national reconciliation process that has proceeded successfully between the Japan and the United States after a bitter war has never seen an official apology, not for Pearl Harbor and not for Hiroshima.³³

The process of reconciliation is a two-way street. Apology is a one-sided act, incomplete as a transaction when the goal is comity rather than humiliation. “Deep interstate reconciliation” requires that the offended party be active – even proactive – in acceptance and forgiveness.

VI. Forgiveness

Forgiveness between nations resembles forgiveness between persons. It is a decision – not a feeling – to renounce anger, resentment, and the will to revenge. It is a commitment to relate to the perpetrator of a wrong as a person in good standing, without reference to the past. Like apology, the act of forgiveness – whether by a person or a society – is a cleansing event, enabling the offended party to psychologically close a chapter of painful relationship and go on with life unburdened by hateful attitudes.

Forgiveness should not be misconstrued as forgetfulness. Forgetting past wrongs is impossible, and it impedes perpetrators and victims from deriving important lessons from conflict. Forgiveness may involve the cancelling of obligations owed by the guilty party, and it may not. Forgiveness may be spoken, it may be implicit. Forgiveness may take place in a defined moment of time; it may require years, decades, even centuries to effectuate. Forgiveness can complete the transaction of reconciliation.

The Buddhist principles of compassion, interdependence, and mutual responsibility can encourage the act of forgiveness. Because we are part of each other, I recognize myself as a participant in the wrong that was done to me. I must break down the walls of

³² He. *The Search for Reconciliation*, 12, 13.

³³ Lind. *Sorry States*, 110, 111, 124, 156.

negative resentment that separate me even from those who have harmed me. Christians are likewise enjoined to model their behavior after God's gracious act of forgiving sinners who have no merit in themselves.

The person who does not forgive lives under the psychological control of the person who harmed that person. Though the unforgiving person may think that he is punishing the wrongdoer by acting resentfully, he suffers the greater pain by reenacting the wrong and keeping it alive in his heart. The one who benefits most from forgiveness is the forgiver.

Forgiveness seems most appropriate as a response to apology. After an apology is voiced, acceptance of that apology by the offended party is a huge step in the direction of forgiveness. Forgiveness does not require an apology. If forgiveness takes place without contrition on the part of the offending party, the transaction of reconciliation is incomplete. But forgiveness not preceded by apology can still be worthwhile, for it can bring release to the offended party. Moreover, forgiveness in spirit can actually facilitate an apology, for it signals the wrongdoer that vengeance is unlikely. In an unforgiving world of criminal justice, nations have every reason to refrain from admission of guilt and voicing apology.

The history of restorative justice includes instances of forgiveness. Desmond Tutu and Nelson Mandela are admired around the world for having both spoken and lived out the virtue of forgiveness.³⁴ Between nations, the vocal iteration of forgiveness is rare indeed. In postwar East Asia, the statesman who came closest to acting out forgiveness was Kim Dae-Jung. Kim was a personal victim of the dictatorial regimes in South Korea in the years before the 1980s. He had been imprisoned and tortured, and he fled for his life to Japan. In 1973 he was abducted from Japan by South Korean agents and returned to prison in Korea. When he eventually won the South Korean presidency in 1998, he openly forgave those involved in the 1973 kidnapping. In the 1998 Japan-Republic of Korea Joint Declaration of Kim and Japanese Prime Minister Obuchi Keizo, it was pre-arranged that a Japanese formal apology would be followed by a Korea statement of acceptance. A few months later, when China's Jiang Zemin came to Japan expecting a similar, clear apology, he went away without one because the Japanese feared that an apology would be left hanging without acceptance. This episode brought another downturn in Sino-Japanese relations. The Chinese side was angry because of Japan's lack of contrition; the Japanese side was upset by the prospect that China would never forgive.³⁵ In the strained international relations of East Asia, the fundamental steps of

³⁴ Helmick, Raymond G. and Rodney L. Petersen, eds. 2001. *Forgiveness and Reconciliation: Religion, Public Policy, and Conflict Transformation*. Philadelphia: Templeton Foundation Press, 326.

³⁵ He. *The Search for Reconciliation*, 264; Berger. "Dealing with Difficult Pasts", 33; Jin Linbo. 2008. "Japan's Neo-Nationalism and China's Response". In Hasegawa and Togo, eds. *East Asia's Haunted Past*, 176.

reconciliation have themselves become implements of battle. The rituals of reconciliation have become politicized, thereby losing their efficacy to bring people together. One can conclude that reconciliation will not take place in this environment as a transaction of overt contrition and forgiveness; rather, the long-term process of implicit forgiveness is the best that can be hoped for – and perhaps the most efficacious.

Can *nations* forgive? When resentments are held corporately rather than by an individual, the process of forgiveness gets complicated. Because of the impulses of nationalism and patriotism, we encourage each other to feel deeply the wrongs done to our people, and we create national enemies. We perpetuate bitterness toward national enemies in ourselves and our children through stories, education, memorials, war museums, and film. When a neighbor country is constructed as national enemy, the animosity can last centuries.

However, the process of implicit forgiveness by nations has taken place in history time and again. It happens whenever enemies of one generation become, a generation or many generations later, friends. The postwar comity between Japan and Thailand, cited in the opening paragraphs, is one example. In the case of the United States, the national, hateful obsession with England throughout most of the history of the republic is worth remembering. Great Britain was the colonizer, the political and economic exploiter of its North American empire. Americans fought a war of independence and another War of 1812 against the British. During the US Civil War of the 1860s, the danger of British collusion with the renegade South was widely feared in the Union and almost provoked another Anglo-American war. Economic competition in the Caribbean and South America was a constant source of conflict. American diplomatic historian Bradford Perkins wrote about “the almost instinctive American dislike of England” from the time of settlement to 1914. An Englishman living in America in the years before World War I described the average American’s contrary feelings toward England: “He saw her hand in nearly every disaster, domestic and foreign; he suspected her interference in every election that ran counter to his wishes; . . . and he rejoiced over her misfortunes, crowed over her mistakes, and thanked God he was not an Englishman”. This animosity prevailed despite cultural bridges similar to those that link Japan and the continent: common race, religion, ethical norms, language, artistic traditions, and social institutions.

Yet Perkins in his now classic book, *The Great Rapprochement*, documented how by the beginning of the twentieth century that hatred had become ritualized, and there was nothing of present substance on either side to justify a quarrel. The common project of the First World War finally laid the national animus to rest.³⁶ Today, it is unthinkable among Americans that the British should be feared or distrusted. In the implicit process

³⁶ Perkins, Bradford. 1968. *The Great Rapprochement: England and the United States, 1895-1914*. New York: Atheneum, 3-11.

of British-American rapprochement there was never a British apology for the slave trade, for colonization, or for imperialism. While harboring historical memory that is by any measure anti-British, Americans relate to Great Britain without feelings of resentment or desire to take revenge. That is reconciliation; that is the substance of forgiveness.

Like Thailand, Singapore has also turned the page in its attitudes toward Japan. In the Greater East Asian War, the suffering of Singaporeans – especially those of Chinese ancestry, is duly memorialized in Singapore in battle monuments, museums, and annual remembrance ceremonies at military cemeteries. I spoke with a Singaporean Chinese whose brother had been murdered by the Japanese after surrender in the Sook Ching massacre. The brother's crime was being Chinese and pro-British. Up to 25,000 Singaporean civilians met a similar fate.³⁷ Yet, the surviving brother, like the Singaporean government, never voiced a demand for a Japanese apology, nor do Singaporeans call for a revision of Japanese textbooks.

Singapore's people have not forgotten; they have decided to give up resentment. Singapore and Japan today enjoy healthy political, economic, and cultural relations. In the crucial postwar years, Singapore's pragmatic leadership decided that it was more beneficial to foster business and trade ties than to fixate on the wrongs of the past. In the arena of international relations, the behavior of Singapore demonstrates what implicit forgiveness is.

International resentment – as in the case of the United States and Great Britain – can last centuries. Thais harbor deep resentment toward the Burmese for an invasion that destroyed the Thai capital centuries ago in the 1600s, and the preserved ruins of the ravaged capital Ayutthaya keep historical memory alive. The history of Japan's status as Korea's national enemy goes back at least to the time of Hideyoshi's invasion in 1598, and nearly every historical museum on the peninsula makes this abundantly clear. Once an enemy is classified as a national enemy, deep reconciliation is impeded. But it need not last forever. Great Britain is no longer the national enemy of the United States. France has given up its national resentment toward Germany.

VII. Building a hopeful future

The case of Japan's relations with its near continental neighbors is not one where reconciliation is on the horizon. Japan is a historical enemy and a national enemy, especially of Korea. Popular animosity toward Japan has provided political benefits for regimes in China and Korea since the war. There are internal threats to stability in both China and South Korea, and South Korea faces an external threat as well across the

³⁷ Singapore Infopedia, http://infopedia.nl.sg/articles/SIP_40_2005-01-24.html.

Demilitarized Zone. Japanese are not united in a contrite view of history; Japanese believe that their punishment for the war has been paid; and younger Japanese have little interest in the issues that agitate their counterparts across the water. On top of all this, there are island territorial disputes that interface with war and colonial memory and perpetuate emotions of fear and distrust on all sides.

Japan and South Korea should be natural allies. They share cultural traditions, trade and industrial relations. They hold common alliances with the United States and common apprehensions about the military threat of North Korea and the economic competition of China. Despite these commonalities, relations between across the Tsushima Strait are at a low point since the two nations normalized relations in 1965. Their leaders have not met since May 2012. Korea's president, Park Geun-Hye, refused to meet with Japan's Prime Minister Abe Shinzo at two regional summits in October 2013, and declared that she saw no point in seeing him unless Japan apologized for its past wrongs. A survey released at that time showed that 62% of South Koreans feel militarily threatened by Japan.³⁸

Squabbles and negative attitudes on both sides seem not to have diminished trade, but they have had material consequences. Exchange of persons in tourism, entertainment, business, and research has been hurt. East Asia languishes for a security framework that could reduce mutual fear and distrust and address in common the threats of atomic warfare, terrorism, climate change, and food supply. Compromises that could conclude island disputes cannot be achieved in an atmosphere of resentment born of war and colonialism that ended three generations ago. Beginning in 2013, the United States has voiced to Japan and South Korea its dismay over their inability to deal constructively with their pasts.

Nonetheless, the passage of time can bring about deep interstate reconciliation among these nations. The cases of Thai-Japanese relations, Singapore-Japanese relations, US-British relations, and French-German relations demonstrate that national enemies can become friends. The following practices, pursued on all sides, can facilitate the process of peacebuilding in East Asia:

- Conduct the rituals of reconciliation on all sides. Apologies should be made, repeatedly, and graphically. Official, public apologies – such as that of Chief Cabinet Secretary Kono Yohei (1993) and Prime Minister Murayama Tomoichi (1995) – should be repeated, and in dramatic ways that will catch attention and become established in memory. It will be a grave mistake for the Japanese government to weaken or withdraw these historic apologies. Formal apologies should also be diplomatically negotiated so that an apology receives a publicized official response. That response should as a minimum be recognition; better yet, acceptance; and best of all,

³⁸ *Japan Times*. 2013. November 20, 1.

forgiveness.

- Accept the inevitability of contrarian voices and movements on all sides in the process of reconciliation.
- Avoid deliberate provocations – such as, official visits to Yasukuni Shrine, statues of Ahn Jung-Guen, political excursions to disputed islands, and intrusive air defense identification zones. It is a positive sign that Prime Minister Abe Shinzo has not returned to Yasukuni since 2013, and has delayed his agenda of Constitutional revision.
- Establish the goal of restorative justice rather than criminal justice. In Japan's case, focus on victim needs by compensating the individual victims/families of egregious abuses (such as “comfort women” and wartime foreign laborers).
- Engage in multi-national history projects. Construct joint, reconciling histories, but allow space and mutual respect for conflicting national histories.
- Establish in war museums and memorials the consciousness that the victims of war lie on both sides of battle lines. The Okinawa Prefectural Peace Memorial Museum achieves this awareness graphically in its multi-national Cornerstone of Peace, where the names of all victims of the Battle of Okinawa are inscribed.
- Encourage people-to-people exchanges and the sharing of popular culture.
- Explore and apply the reconciling teachings of religions and secular moral systems.

Those who cherish the hope for deep interstate reconciliation in East Asia must take a long-term historical view and draw strength from the evidence that such rapprochement has taken place in unexpected places across the world. When Korea, China, and Japan learn to set aside their resentments, peoples across the world will know that even national enemies can forgive and become friends.

3・11から未来を創造する —文明の転換期にある日本と世界—

Creation of the Future from the Impacts of 3・11 Disasters Japan and the World in the Course of Civilization Crisis

池内 了*
Satoru Ikeuchi

Abstract

From the impacts of 3・11 disasters, we are obliged to reflect on our ways of life with respect to the use of nuclear power. They are, for example, we are caught by Security Myth, we are insensitive to Immorality of Nuclear Age, we ignored to inquire the Social Responsibility of scientists and engineers and so on. The present civilization is based upon the modern science and technology and we were apt not to raise any queries on them. Thinking about ourselves, we must acquire the critical views to the present status of science and technology. On this point, the most important problem is so called the Trans-science Problem which denotes there are many problems which cannot be answered only by science, though they are related to science. In order to resolve these Trans-science Problem, it is necessary to deploy the philosophy, thoughts, ethics and social thinking as well as scientific considerations. Such a cooperation between human science and natural science is asked to overcome the Civilization Crisis in Japan and the World.

I. はじめに—「核」に翻弄されてきた日本

1945年8月6日に人類が初めて手にした原爆がヒロシマ(ウラン型)で、続く9日にナガサキ(プルトニウム型)で炸裂した。1938年にウランの核分裂がドイツのハーンとシュトラスマンによって発見されてたった6年しか経っておらず、1940年にアメリカのシーボーグが超ウラン元素から核分裂性のプルトニウム(地獄の王プルトに因んで名づけられた)を発見してからも5年しか経っていない。原爆は戦時における特殊軍事プロジェクト(マンハッタン計画)として資金と資材と頭脳を集中投下し、短期間のうちに完成させたものである。これまでの爆弾とは威力が桁違いに大きい、そんな武器を手にした軍の首脳部は使ってみたくてたまらない、そして戦後世界の米ソの覇権争いで少しでも有利な立場を確保しておきたい政治家たち。それらの思惑が

* 名古屋大学名誉教授、Professor Emeritus of Nagoya University
E-mail: ikeuchisr@zeus.eonet.ne.jp

重なって、誰の目から見ても敗北が明白な日本に原爆を投下することが急いで決定されたのである。枢軸国で最後に残った日本は、核兵器の実験の場として、そして冷戦開始宣言の場として、原爆の洗礼を受けたのであった。こうして核の時代が幕開けした。

1954年3月1日、南太平洋でマグロ漁を行っていた第5福竜丸（を始めとする1000隻にもなる日本漁船）は、第2の太陽が昇った後に大量に降り注いできた白い粉を浴びた。アメリカがビキニ環礁で行った水爆実験によって放射能を帯びたサンゴ礁が巻き上げられ、遥か160 kmも離れた操業禁止外の海域にまで飛ばされて落下したものであった。アメリカに続いて旧ソ連が原爆を開発したのは1949年、そこでアメリカは原爆を上回る爆発力を持つ水爆の開発に乗り出し1952年に完成させたが、実験室規模（湿式）であったため実戦には使えない。翌年にはソ連も同じ湿式水爆を開発したため、追われるようにアメリカは1954年に航空機で運べる実戦に使用可能な（乾式）水爆の実験を行なった。それがビキニで行われた一連の水爆実験（「ブラボー実験」と呼ばれる）であったのだ。その爆発力は15メガトンにも達する。ヒロシマ・ナガサキで爆発した原爆の1000倍もの威力である。さっそく翌年にはソ連が乾式水爆に成功する。こうして狂ったように核兵器開発競争が開始されたのだが、又もやその最初に日本人がその犠牲になったのだ。しかし、ビキニにおける水爆による被災事故は核兵器開発の実態を知られたくない日米の政治的取引によって公式の被曝事故とはされず、歴史に隠されようとしてきたのであった（しかし、原水爆禁止運動によって常に語り継がれ、歴史の抹殺から免れることができた）。

このビキニ事件の頃から、核開発の歴史は「Mの時代」を迎える。Mは「メガトン」で、水爆の爆発力がTNT火薬に換算して100万トンの意味する。1960年頃には最大で50メガトンにも達した。大都会の300万人の人間を一気に殺傷できる爆発力である。そして、爆発力強化競争はそれ以後頭打ちになる。それ以上の爆発力を持つ爆弾は無意味であるからで、弾頭数を増加させることに核兵器開発競争は変化していったのだ。とともに、「MからMへ」の時代へと遷移する。「メガトンからメガワット（さらにメガキロワット）へ」、つまり核兵器の増強から原発の大型化へ、と核開発の焦点が移ったのである。潜水艦から陸揚げされた原子炉を大型化し、発電機と組み合わせる発電装置（原子力発電＝原発）へと変身させたのだ。そして、1970年頃から商業用原発としてメガキロワット（100万kW）級の原発とすることが通例となり、世界で500基（計画中・建設中も含む）も原発が稼働する状況となった。

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震とそれによって誘起された津波によって東京電力第1発電所の1～3号機がメルトダウンを起こして爆発し、4号機も巻き添えとなって水素爆発が起こり、大量の放射能を外部へ放出することになった。何度も地震と津波に襲われる日本に54基もの原発を海岸縁に設置してきた無謀さがくっきりと曝されたのである。こうして日本は三度「核」に翻弄されたことになる。核の世界史において稀有なことで、そこにどのような意味が隠されているか考えてみるべきだろう。

II. 3・11の衝撃—私たちの生き様が問われている

確かに、3・11は1000年に1回と言われる巨大地震と、それによって引き起こされた大津波に襲われることから始まった。地震の予知ができないことが明白に示され、津波の予測も不確実なものでしかないことが明らかになった。「複雑系の科学」と呼ばれる、系が多数の成分から成り、それらの成分の間が非線形関係で結ばれているシステムの振る舞いで、科学的結論を明確に下せない問題である。

そして、地震と津波という天災が原発の連鎖的事故の引き金を引き、人災が事故を拡大させた。天災は人間の力では押し止めることは困難であるが、人災は人間が原因で引き起こされるものであるが故に、人間の努力次第でいくらかでも小さくすることができる。逆に言えば、人災は人間が注意力を欠き対策を怠ればいくらかでも拡大することになる。まさに私たちの生き様という人災が原発事故をより深刻なものに変質させたと言えるだろう。

1. 「安全神話」に捉われていた私たち

私たちが原発の安全神話原因に捉われていた原因として、私はまず現代の日本人が「健全な批判派」を評価する視点を喪失していたことを指摘したい。「健全な批判派」とは、科学的視点で権力者の姿勢や政策を批判する人たちのことで、そのような人たちからの厳しい批判があることで権力側も無理して政策を強行することにならない。原発で言えば、故高木仁三郎氏をはじめとする原子力資料情報室やそれを支持して協力する人々である。かれらは原発の危険性や非人道性を具体的に示し、真摯に脱原発を主張してきた。しかし、安全神話に馴らされた人々は、自らを客観的立場であるかのように位置づけて原発の「健全な批判派」を「無論理の反対派」とみなし、無視するようになった。それは結局のところ、その人たちが安全神話を鵜呑みにして無論理の多数派へと同調していくことを意味し、市民社会が権力への批判的精神を失いつつあることを示している。

そのことを裏返せば、私たちは原発を推進していた人々の「異常な発言」に無頓着になっていたと言える。例えば、「格納容器は絶対に壊れない」と言明した原子力の専門家がいた。技術には「絶対」はないことを知っておれば口に出せない言葉なのだが、堂々と語られた。また、「原発に事故は起こらないから避難訓練は不要である」という為政者の無責任な言葉もあった。事故を想定しない技術はあり得ないはずで、今から見れば異常であることが明確にわかるのに、私たちはそれを許容し、安易に流れていたのではないだろうか。「原発のウラン燃料は5重もの壁に守られているから大丈夫」と言われて安心してしまったが、逆に「5重もの壁」で守らなければならないほど危険であると想像しなかったのである。現に、フクシマでは5重の壁が破られて放射能が外部に拡散したのだった。言葉の背景に秘められた真実を読み取れずに見過ごしていた私たちは、まさに安全神話に捉われていたのである。批判的精神が弱まっていた市民の状態を反映していると言えそうである。

2. 「原子カムラ」による騙しの構造

原発の安全神話を流布させ人々をマインドコントロールした一因には、「原子カムラ」と呼ばれる原発推進派の結束した動きもあった。原発路線は国策民営が建前であり（実際は国からも多くの予算が投じられてきたが）、その推進においては原子カムラの面々が役割分担して巧みな誘導策を講じ、私たちに同調するよう働きかけていたのである。それが見事に成功して、私たちは騙しの構造に嵌められてきたのだった。

原子カムラの先兵は原子力の専門家でも、もっぱら安全を保証して政府の「御用」を務めてきた。原発は現代の科学技術の粋だから、それを専門的に研究し実施する専門的学者のお墨付きは欠かせないのは事実である。そこに付け込んで政府や産業界から重用され、安全神話を振りまいてきたのだ。この分野の専門家には「御用学者」が多い（ほとんど？）が、学界として一枚看板で、少しでも原発を批判する研究者が内部から出ると村八分するのが常である。私は「原子力マフィア」と呼んでいるが、その結束力によって批判派を抹殺するという学問の世界には馴染まない体質が顕著に見える。

その学者の安全合唱を背景にして、政治家は科学的な吟味をしない（できない）まま原発推進路線を踏襲し、官僚は政治家と業界（主には電力業界だが、経済界全体を指すこともある）の意向を尊重して甘い行政指導しかしないという枠組みが成立していた。この政治家・官僚・業界の3者が原子力ムラの本命である。いわば原発利益集団で、フクシマ原発事故が起こったにもかかわらず今なお原発や核燃料サイクル推進路線が変わらないのは、その権益を放したくないためだ。彼らの主張の論拠は経済論理だけで、それも近視眼的に原発による利益を確保することしかないのである。電力業界は地域独占を保証する国家に癒着し、大量消費という経済界の支持を背景にして、ひたすら原発に縋り付こうとしている。官僚はその意向を忖度して監督責任をサボり続けてきたのだ（例えば、原発を監理する経済産業省の原子力安全・保安院や動燃など原子力開発を行ってきた文科省の原子力部門）。その結果がフクシマの過酷事故と言える。

原子力ムラには、もう1つ重要な構成員がいる。マスコミである。電力業界は宣伝費の最大のスポンサーであり、マスコミは金欲しさに原発安全のキャンペーンを張って応援団の役割を果たしてきたからだ。人々に対するマスコミの影響力は最大であっただろう。「健全な批判派」が無視されるようになったのも、マスコミが彼らの意見を意識的に無視したり歪曲して伝えたりしたためと考えられる。マスコミは、本来、政府が打ち出す施策について批判的に伝えることが期待されているのだが、原発に関してはその任務を放棄したのであった。

以上の5者を「原子力ペンタゴン（五角形）」と呼ぶ。原発のみならず、あらゆる政治や社会の動静において、私たちはこのような騙しの構造に囲まれていることを常に意識し見抜く訓練をしなければならない。

3. 司法は？－大飯原発訴訟判決

実は私は、司法（裁判所）も原子力ムラの一員に加えなければならないと考えていた。これまで住民が原告となって原発の「設置差し止め」の行政訴訟や「運転差し止め」の民事訴訟を20件以上提起してきたのだが、「もんじゅ」の高裁判決と志賀原発の地裁判決以外、すべて国又は電力会社が勝訴しており、この2件も最後には最高裁判決でひっくり返されたからだ。基本的には、伊方原発の最高裁判決にあった「国の原子力委員会が下した判断を尊重する」との判例が踏襲されており、各裁判官が独自の考察や検討を加えてこなかったのである。裁判所（裁判官）も原子力ムラの一員と見做されても仕方がなかったのだ。

しかし、2014年5月21日に出された大飯原発運転差し止め訴訟判決は、まさにフクシマ原発事故に学んだ裁判として画期的であった。

その理由の1つは、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであり、その総体が人格権であり、憲法上の権利である」として人格権に最高の価値を置き、それが「具体的侵害のおそれがあるときは、人格権に基づいて侵害行為の差し止め請求できる」としたことである。つまり、原発という危険性を有するものは人格権を侵害するとして差し止めを認めたのだ。そして、人格権に比べれば原発の経済性などは劣位に置かれるとしてこれを除け、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」として、大飯原発においても危険性があることを認めたのであった。

もう1点重要なことは、「原子力発電所の特性」、「冷却機能の維持について」、「閉じ込めるという構造について（使用済み核燃料の危険性）」などの項目を設け、原発の欠陥、予想される地震強度の不確定性に対応技術の不十分さ、また使用済み核燃料の保管設備の不備など、技術的要素について具体的に検証し判断を下していることである。これまでの判決では科学論争を避

ける姿勢に終始してきたのだが、それを一変させたのだ。

むろん被告であった関西電力は即日控訴して上級審に移されることになったが、今後司法がどのような判断をするか、注視する必要がある。と同時に、このような勇気ある判決が続出するよう働きかけていくことが大事だろう。裁判所を第6の原子力ムラの一人としないために。

4. 事故の背景—技術の限界・妥協・割り切り

私たちにとって、当たり前過ぎるためにかえって忘れていくことがある。「技術に完全はなく、むしろ不完全であることを公認して技術は行使されている」ということだ。つまり、人工物を製作するとき完璧に丈夫で安全なものを作ることは不可能で、工期の制限や費用の制約の上に使い勝手の便宜も考えて、ある基準を設けてそれを満たしておればOKとするのが当たり前である。それを技術の「妥協」とか「割り切り」（「安全装置をすべて付けることは不可能で、そこは割り切って省略しなければ原発を作ることができない」という斑目元原子力安全委員長の言）という。例えば、建築物に耐震基準が決められており、それを満たしておれば合格とするのだ。だから、耐震基準が想定している以上の地震が来れば、その建物は当然崩壊する、そのことを予め認めていることになる。私たちは、そのような技術に囲まれて生きていることを忘れてはならない。

原発のストレステストでは「クリフエッジ」という言葉が使われた。クリフは崖、エッジは端っこの意味だから「崖っぷち」で、これを超えると崖を転がり落ちるように過酷事故が起こる、そのギリギリの値ということになる。大飯原発の場合の地震強度（揺れの大きさを重力の大きさに換算した値）のクリフエッジは1260ガルで、それがいわば原発の生命線である。これに対し、原子力規制委員会が地震強度の目安（基準）にしているのは「基準地震動」で、過去の例や地震学の知見から推測される地震の強さで、原子炉はこれに耐えるかどうかテストされねばならない。大飯原発の場合は700ガルである。過去においては何度も基準地震動を超える地震に襲われており、甘い基準と言わねばならない。そして、クリフエッジにしろ、基準地震動にしろ、その科学的根拠は希薄であり、さしずめ「願望値」でしかないのだ。

だから、原子力規制委員会の基準は決して世界一厳しい基準ではないことは明白である。そもそも規制委員会は技術的側面しか審査の対象としておらず、技術の限界を考えれば安全を保証するものではないことは自明と言える。さらに、事故が発生した場合の避難計画がズサンである事実をそのまま見逃していることも最初から指摘されていた。そのことを知りながら「世界一厳しい基準に合格して、安全が保証された原発から再稼働する」との安倍首相の言は、空疎な言辞でしかない。ところがそれが何度も繰り返されると、知らぬ間に信じてしまうところがある。私たちは言葉のテクニクに騙されてはならない。

5. 原発の「非倫理性」

原発が非倫理性を固有に孕んでいる科学・技術であることをはっきり認識しておく必要がある。原発からいかに大きな利得を得ようとも、原発が必然的に孕んでいる非倫理性をどう救済するかを考えなければならないからだ。

非倫理性の第一は、過疎地に「押しつけている」ということである。原発の危険性を考えれば人口が密集する都市には建設できず、見るべき産業がなく人が減少していく地方に押しつけるしかない。これを哲学者の高橋哲哉は「犠牲の構造」と呼び、米軍基地を押しつけている沖縄と同じ問題があると指摘している。私は、私たちの裡にある「植民地的発想」のためではないかと思っている。小さな金を恵んで大きな搾取をする構造は植民地支配と同じであるからだ。

非倫理性の2つ目は、原発には放射能を持つウランを採掘から廃棄までのあらゆる局面で扱わねばならず、特に下請け労働者がそれによる放射線被曝を必然的に受けざるを得ないことである。例えば、原発の修理のときは原子炉の近傍や内部で大量の放射線被曝を避けることができず、その過酷な労働を最も弱い立場の労働者に「押しつけている」のだ。非倫理性の3つ目は、累積する放射性の核廃棄物を後の世代の人間に「押しつけている」ことだ。10万年の管理を必要とする核のゴミの最終処分地はまだ決まっておらず、すべて後回し・先送りにしているのである。さらに原発が事故を起こせば、放射能で汚染された土地を放棄せざるを得ず、故郷を喪失する人が続出する。また、放射能で大気、海、生態系を汚染して世界中の人々に迷惑を与えることになる。いずれも放射能汚染を一方向的に「押しつける」のだ。

このように、原発に絡むさまざまな困難点を、弱者あるいは未来世代に「押しつけ」という形を取らざるを得ないことが非倫理性の具体的表れなのである。私たちは薄々原発の非倫理性を感じながら、それを許容してきたという事実を否定できない。それは原発による経済的利益だけを満喫する多数派に在るためであり、少数派や被害者の立場を斟酌しない状況を反映していると言えらる。

6. 「核の時代」の反倫理性

人体に悪影響を及ぼす放射線を放出する核（放射性同位元素）を扱うようになって100年以上になる。その間、放射線に関わって人類はいくつもの反倫理的行為を犯してきた。

その1つの反倫理性は、おぞましい「人体実験」である。アメリカの原子力委員会(当時)が企画・実行したされる人体実験として、末期のガン患者にプルトニウムを飲ませて体内のどの臓器にどれくらいの期間滞留するか、囚人にX線照射をして照射量とガンの発症率にどのような関係があるか、核実験を行なった跡地に兵を行進させてどれくらい被曝するか、などを調べたのである。いずれも被験者に詳しい説明は一切せず、また病気になっても治療せずにデータを取るのみであった（ヒロシマ・ナガサキの被爆者検査を行なったABCCも同じで、ABCCの行為も人体実験であったことがわかる）。その言い訳は、「これによって得られたデータによって公衆に対する安全な放射線量が決められ、多数の人間のプラスになった」という功利主義的なものであった。私たちは、このような功利主義の考え方に対しどう対応すべきなのだろうか。

もう1つの反倫理性は、俗に「国際原子カムラ」と呼ばれている、国境を越えた放射線管理方式における政治的な偏りである。現在、私たちは放射線管理についてICRP（国際放射線防護委員会）の勧告が最も信頼できるものとしているが、実はその勧告や指針は「核開発を阻害しない」ことが第一目標であり、人々の健康への悪影響はその次とされてきたのである。その根本的な理由は、原子力開発を積極的に進めたいアメリカが主導権を握っており、原発の売り込みをスムーズにし、核兵器への忌避感を小さくするためである。そのため、放射線を厳重に管理することには及び腰であった。厳重管理をしようとするれば放射線発生装置や検出機器をより高度なものにしなければならない。その改造のためには多くの予算が必要になるから原子力利用の道が狭められることになる。というわけで、不完全な管理でも良いとしてきたのだ。あるいは、それだけ金をかけて得られる利益（ガンの発見率の向上）は小さすぎるとか、ガンを見落として生じる生命の損失よりも装置改善に使う費用の方が大きいムダであるとかの、コスト・ベネフィット論が使われてきたのであった。

その影響もあって、日本の放射線防護学の専門家の多くも費用対効果ばかりを気にして、「100ミリシーベルト以下では問題はない」とか、「福島の子どもの甲状腺ガンの陽性者は原発事故による被曝ではない」と断言する始末である。また、被曝限度量を1ミリシーベルトから、緊急時で

あるという理由で簡単に20ミリシーベルトに引き上げてしまった。このような専門家の偏向について私たちは常に監視し告発し続けなければならない。

7. 「トランスサイエンス問題」

「科学に問うことはできるが、科学のみでは答えることができない問題をトランスサイエンス（科学を越える）問題と呼ぶ。そのような問題は実に多くあり、科学以外に哲学や倫理や人間心理など幅広い観点から議論し合って答えを見出すことが求められている。具体的に、トランスサイエンス問題としてどのような問題が提起されているかを見てみよう。

コストとベネフィットはそれぞれ科学的に計算できるが、単純にその大きさの比較だけで結論が出せない問題が多い。コストの担い手とベネフィットの受け手が異なっている場合、コストよりベネフィットが勝るという理由だけで採用していいことにはならない。あるいは、計算できないコスト（放射線を被曝したことによって病気になるか心配して一生苦しむのは原発事故のコストに入らない）や思いがけないベネフィット（原発事故によって電力会社の身勝手さが明らかになったこと）は数値化できないから科学的計算に馴染まない。しかし、これらの要素をどう考慮するかが重要なのである。

原因と結果が1対1で結びついていて答えが明確に求められる従来の要素還元主義の科学とは異なった、明確な科学知が得られない複雑系の科学においては、そもそも科学だけでは答えられないことは明白である。地震・生態系・環境問題・気象や気候・人体など、科学の対象であっても科学ではすっきり答えが出せない問題が数多くある。あるいは、多数のサンプルから統計的に処理してある事象の確率を求めることはできるが（その確率そのものは科学的で信頼できるが）、現実の状況で私たちに生じる事象は0%（起こらない）か100%（起こる）かである。そのような場合、いずれに賭けるか思案するにおいては、科学以外の要素が重要になってくる。

「共有地（コモンズ）の悲劇」を招くような問題では、これ以上無秩序に共有地を使えば悲劇が訪れると科学は言うことはできるが、ではどのような措置を採るべきなのかについて科学は答えられない。同様に、基準とか指針で技術の限界点（妥協点）を示しているが、その基準や指針をどのように決めるかにおいては、科学・技術のレベルだけでなく経費や手間や企業の要請などを考え合わせなければならない。

原発のような反倫理性を孕む科学・技術は多くある。例えば、ガンを誘発するとして禁止されたDDTや胎児に奇形をもたらすサリドマイドは反倫理性のために製造・販売が禁止された。しかし、特殊な病気には有効性があるとして復活させる動きもある。どこまで有効であれば復活させるのかは、人間の心理・起こり得る弊害・管理の方法などとの兼ね合いを検討する必要があり、科学だけでは決められない。原発も人格権と経済性の選択になっているのなら、その採否はトランスサイエンス問題の範疇に属することになる。

このように考えてみると、トランスサイエンス問題は社会に溢れており、私たち自身の選択あるいは決断を求められている問題が多くあることに気づく。「我思う、故に我在り」で、（他人の言うことを鵜呑みにせず）自らの頭で考え、（お任せ民主主義ではなく）自ら決断することが求められているのである。

8. 科学者の社会的責任

科学者の一人として、私は原発事故に関連して科学者の社会的責任を問いたいと思っている。単純に言えば、「原発の反倫理性を知っていながら、そして科学・技術に絶対はなく限界を十分知っていながら、なぜ無責任に安全を保証し、人々に推奨できるのか？」ということで、科学

者は科学の使われ方についてもっと関心を持ち、市民が正しい選択ができるように手助けするのが社会的責任なのではないだろうか。

かつてスペインの哲学者のオルテガ・イ・ガセットは『大衆の反逆』において、「科学主義の野蛮性」を指摘した。科学者は自分の専門のことについては詳しいが、そこを一步でも出ると無知のままである。しかしその自覚がなく、あたかも何でも知っているかのように振る舞いたがる。それを科学主義の野蛮性と呼んだのである。この指摘通り、科学者は自らを社会の主人公であるように見做して傲慢になっている。私は特に、原子力や放射線の専門家が御用学者になっていることを自認しつつ、なおその役を果たそうとしていることに限りない野蛮性を感じてしまう。

私が科学者に対して求めたい要件は

- (1) 科学・技術の限界を常に意識し、それを越えれば何が起こるかを想像し人々に伝える、
- (2) 真実に対して忠実であり、自分が間違えば潔く意見を修正する、
- (3) 何事も公開してオープンな議論を行ない、衆知を尽くすよう努める、

である。これは科学者に限らず、すべての職業に共通する要件と言える。言い換えれば、科学者は特権や権威を持って社会を牽引する存在ではなく、自らが知り得た知識を社会のために活かすことが求められる通常の職業人なのである。

つまり、通常の人々が知り得ない事柄を科学者は知っているという意味では特別な存在のように見えるが、その知識を市民に開示し、市民とともに考えるという姿勢がなければ野蛮になってしまうということなのだ。このことを市民も自覚し、科学者を市民社会のためにどう使うかを考えるべきだろう。

III. 未来の創造のために

以上のように、3・11の衝撃を受けて、私たちはこれまで見過ごしてきた多くのことに気づかされ、さまざまなことを新たに学び、今後どのような方向に進むべきかを考えねばならないと迫られた。大震災や原発事故を単に同時代に勃発した一事象に止めず、自分自身の生き方や社会の在り様を見直し、今後のあるべき姿を模索し創造する、そんな契機としなければならないと思う。それほど大きな問題が提起されたのである。また私たちもこの事件を社会が大きな変革を求めている兆候と捉え、その中身を具体的に考察・展開していくことこそ私たちに課せられた時代の要請と考えるべきなのではないだろうか。明らかに哲学的にも物理的にも歴史が大きく変動する時期に差し加かろうとしているのである。その意味では、若者にとっては実に遣り甲斐のある時代に巡り合わせたと言ふべきなのだ。

1. トランスサイエンス問題に対して

科学者として、そして未来の創造として、第一に提起したいのはやはりトランスサイエンス問題にどう対応していくかということである。トランスサイエンス問題は、社会における合意を得る手続きについて、これまでの方式を反省し、新たな論理を構築しなければならないことを示唆しているからだ。それによって哲学・思想・倫理・心理・教育・法の精神などと科学的思考を合流させ、新しい知恵を見出していくことが可能になるだろう。むしろ科学の重要性が軽くなったわけではなく、科学の知見をより広い文脈の中で見直す作業なのである。

ここで、持つべき新たな論理はいかなる条件を備えていなければならないかを考えてみよう。

それは、現在の社会に流布している論理を補完し乗り越えるものであるから、そう簡単に通用するようになるとは思えないが、共に考え続けることによってやがて人々が共有する意志になっていくのではないだろうか。まさに現代は、そのような思想の変革期に差しかかっているのである。

私が考える新たな論理が備えるべき条件の第1は、「通時性思考の回復」である。近代革命によって人類は「共時的思考」（現時点における人格や人権を最大限に尊重する思考）の重要性を発見した。それは画期的で正しいことであったが、時代を経るに従い、未来世代のことまで考えるという「通時性」の発想を失ってきた。その結果、厄介なことやすぐに解決できないことは、無責任に先送りし後回しにして未来世代に押しつけるようになってしまった。まさに「我が無き後に洪水は来たれ」なのである。このような近視眼的な発想を改め、未来世代に負担を先送りする行為はすべて拒否する（実行しない）とすべきではないだろうか。

2つ目の条件として掲げるのは「予防措置原則」で、通時性の回復にも通じる条件である。要するに、人々の健康や環境への悪影響が指摘される事柄については手を付けない、あるいは基礎実験に止め、いつでも撤退できるよう予防的な措置を優先するということだ。これまでは、たとえ危険性が指摘されても、近視眼的な利益を求め、商売のためにベネフィットばかりが優先され、その結果手ひどい被害を受け回復不可能ということが多く起こった。これを繰り返さず未来を大事にするためには「疑わしきは罰する」原則を確立しなければならない。

3つ目の条件は、弱者・被害者・少数者など現在の功利主義的立場からは排除されがちな人々の意見を優先するというものである。最大多数の最大幸福は民主主義の原理となっているが、それを口実にして多数派に属さない人間の意見を排斥したり切り捨てたり圧殺したりすることが通例になってしまった。そのために多数派に便乗するとか、多数派にお任せするという風潮が広まり、真の民主主義から外れた無責任な状況が生まれていると言える。これを乗り越えるためには、逆に少数派の意見を尊重するのはどうだろうか。それは必然的に社会的弱者や（公害や薬害や災害の）被害者の意見を優先して組み入れることに通じる。

以上の3条件は今のところ思い付きに過ぎないが、このような新たな論理を議論し合うことを通じて現在のおかしさに気づくことも重要なのではないかと考えている。

2. 地下資源文明から地上資源文明へ

2つ目の未来の創造への示唆は、30～50年という時間スケールを必要とするのだが、学生諸君にはその一生の間には必ず遭遇する「文明の転換」の問題である。現在の文明は地下資源（エネルギー源としての化石燃料と人工物の資材となる鉱物資源）に依拠した文明で、産業革命以来高々250年程度の歴史しかない。しかし、資源量の有限性（資源の枯渇）と環境容量の限界（廃棄物の累積）のために、数十年のうちに終焉を迎える可能性がある。資源の上流と下流における有限性の壁は乗り越えられないからだ。そして、来るべき文明は無限に近い資源量と環境と調和的な地上資源（太陽・空気・水・土地・植物など）を最大限に活用した文明になるだろう。そのような転換の時期を30～50年のうちに迎えることは確実ではないだろうか。

地下資源は、その効率性（エネルギーの塊であり、鉱物含有量が高い）によって大量生産・大量消費・大量廃棄構造を社会に定着させてしまった。その技術体系の特徴は機械設備の大型化・集中化・一様化であり、生産過程の合理化を通じて市場経済（資本主義）に適合していることは事実であった。その結果としてもたらされた政治的・経済的状況は中央集権体質・資金の短期回収（近視眼的経営）・貧富の格差拡大であり、お任せ民主主義と欲望の止めどない拡大が伴っているのは周知のことである。今や地球全体がグローバル資本主義に飲み込まれ、弱肉強食の

体制が全世界を覆いつつある。

日本は「地下資源に乏しい国」であるとして、農業を切り捨てて工業化を推し進めた。しかし、地下資源の枯渇が言われるようになり（事実、地下資源の価格の上昇傾向は止められない）、地球の温暖化による気象異変が引き金となって環境の脆弱性が露わになりつつある。このまま推移すれば、いつ資源獲得の戦争が勃発するかわからず、環境の修復のための費用も莫大なものになっていけよう。地下資源文明は地球の有限性の壁に直面しつつあり、終焉の時期が近づいていると言えるのだ。

他方、地上資源にはエネルギー源（発電方式としての太陽光・太陽熱・風力・水力・潮力・地熱・バイオマスなど）と石油に代わる製品素材（「グリーンイノベーション」と称せられるバイオマス材料を使って作成した化合物を通してのプラスチック製品や薬品・染料・油脂などの製造）という2つの使用用途がある。エネルギー源としては再生可能エネルギー（とか自然エネルギー）と呼ばれる発電方式で、エネルギー密度が小さいから必然的に設備が巨大になって経費が高つくことと、天候・昼夜・季節などによる変動が大きいため他の電源と組み合わせる必要があることが問題点であることは事実である。しかし、実用化は進んでおり、スマートグリッドのようなITとの結びつきで欠点を補う工夫もなされるようになってきている。また、バイオマスを製品素材とする可能性は開かれているが、まだまだ経費が高く石油製品と匹敵するほどにはなっていないことも事実である。しかし、今後の研究によって克服できる可能性があり、時間をかけて開発していくことが求められている。

地上資源を活用する時代になると、技術体系は小型化・多様化・分散化が主となって、もっぱら地産地消の少量生産・少量消費・少量廃棄になっていくと考えられる。生産と消費と廃棄が直結するから、自分が必要とし始末できる分しか必要とせず、必然的に廃棄が少なくなる。それは自己の責任と権利を全うする地方分権を促し、自然と密着し自律した個人の確立につながり、ほどほどの欲望で満足する生活スタイルとなっていけよう。日本はこれら「地上資源の豊かな国」であり、有利な立場にあると言える。いずれ、このような地上資源文明に移行するのは必然のように見える。

問題は、いつそのような時期を迎えるか、私たちはどのような準備をしておくべきか、であるだろう。それに対しては、ドイツの動きが参考になる。

3. ドイツの挑戦

フクシマ原発事故の報を受けて、ドイツは2022年にはすべての原発を廃止することを決定した。持続可能という人類の目標に対して原発は倫理的（な発電方式）ではないという理由であった。そして、化石燃料の比率を減らし再生可能エネルギーの割合を2014年には全発電量の22%のレベルにまで増やしているのを加速させ、2022年には35%まで増やし、2050年には55%とする、という実に野心的な目標を設定している。はっきりと次世代のエネルギー源は地上資源だと見極め、既にその実現に向けて具体的に歩みだしているのである。なぜ、ドイツではそのような決断が可能であったのだろうか。

その最大の理由は、ドイツでは褐炭を用いた火力発電が今でも最大の電力源であり、地球環境に大きな負荷を与えているという自責意識が強いことである。そのような状態から早く脱しようとして環境保護を訴える緑の党が早くから多くの国民の支持を受け、再生可能エネルギー買取制度を2000年に実現している。そのために電気料金は高いが、止むを得ないとして受け入れているのである。つまり「経済より環境保全を優先する（エコノミーよりエコロジー）」という考え方が多くの国民の合意となっているのだ。そして環境問題から原発に頼る方向も出ていたが、

福島事故によって原発の環境への悪影響を考えるようになり、すっきりと再生可能エネルギーを重点とする政策を採用することにしたのだ。

もちろん、ドイツにも困難がある。再生可能エネルギー制度を拡大した（特に太陽光発電）ことによって、電気代が高くなって国民に困難を強いていることは否定できない。また、最大の再生可能エネルギーはドイツ北部の海岸での洋上風力発電なのだが、電力の主要な消費地はミュンヘンのような南部地方だから、ドイツを南北に横切る高圧電線を引かねばならない。その送電線が引かれる地域で反対が根強く（誰でも頭上に高圧電線を引かれたくないから）工事が進んでいないのだ。また、風力発電の不安定性を補うためにバックアップ用の火力発電所を建設しようとするれば、それに対しても反対運動が強いので電気の安定供給に支障を来す恐れがある。実際、風力発電量が少なくて電力不足となったり、逆に発電量が多すぎて電力が余ってしまう懸念があると言われている。

これらの困難はありながら、何とかドイツは目標を達成していくことだろう。EUのリーダーとして自分たちの役割を強く意識しているからだ。

4. 翻って日本は？

ドイツの先進的な動きに比較して、日本は1周遅れどころか2周遅れの状態にある。再生可能エネルギーが全電力需要量に占める割合はまだ数%であり、急速に増えるという見込みもない。政府が率先して工程表を作り、先頭になって再生可能エネルギーの使用を推進しようという姿勢を示していないからだ。それどころか原発の再稼働に前のめりで、閣議決定した「エネルギー基本計画において原発をベースロード電源」と位置付けており、エネルギー政策は従来と変わっていない。実際、2020年のオリンピック招致やリニア新幹線の支援に見るように、これまでと同じ公共事業優先政策がそのまま継続しているのである。近視眼的な経済論理優先で、文明の転換などという発想は爪先にもない。このままではますます国の借金は増え、それを未来世代に先送りするだけなのである。

さらに、それに輪をかけて原発を開発途上国に輸出しようとしていることに、恥ずかしさと情けなさを覚えてしまう。フクシマの原発事故の詳細がまだ明らかになっていないのだから安全を保証できるはずがない。それにもかかわらず、原発を売り込もうというのは何と厚顔なことであろうか。それも原子力の専門家が率先して行っているのである。実は、原発はもはや商売にならないと見限ったアメリカの企業（ウェスティングハウス）を買収した日本の大手企業（東芝）が、その投下資本を回収するために国にせつついて輸出攻勢をかけているという構図が透けて見える。アメリカから技術導入してようやく一人前になった頃には時代の要請が少なくなっている、そんな日本の原発技術の後進性を象徴しているかのようである。「エネルギー基本計画」には「原発が万が一事故を起こせば国が責任を持つ」と書かれているが、輸出した国で事故が起こればどうするのだろうか。そこまで国が面倒を見るのか、それとも外国のことだからと無視するのだろうか。

このような日本の現状を見れば絶望的なのだが、政治を変えて地上資源を重視する方向に政策を転換すれば、大きな可能性を孕んでいることは明らかである。

まず日本は地上資源の宝庫であり、いったん利用・開発への弾みがつくと加速度的に進む条件があることだ。例えば、再生可能エネルギー買取制度によって太陽光発電は原発10基分の申し込みがあった。権利だけを確保しておこうとか、最初の資金繰りに苦労している、というような理由で実際に実行されたのは3割程度とされるが、現実動き出せば大きな可能性を秘めていると解釈することもできる。風力発電や地熱発電も同様で、せっかくの地上資源の活用が今後抜

大していくのではないだろうか。

もう1つは、日本の技術力は世界一のレベルにあり、地上資源の利用に本格的に取り組みば新しい産業の創出や雇用を生み出すであろうと予測できることだ。日本はエレクトロニクスとか半導体とか液晶などの技術開発において、最初は後れを取ったがすぐに技術力を向上させて世界をリードするまでになった（そして、ノウハウが行きわたると人件費の安い国に抜かれてしまうのだが）。地上資源の本格的利用には非常に多くのイノベーション要素や技術革新が必要で、日本が秘めている技術力を発揮することができるだろう。むしろ、初めの段階では国が積極的に支援して芽を育て、バイオマス製品が石油製品と匹敵する性能や価格を実現するよう援助することが求められる。今の段階は、石油などの地下資源を有効に利用して地上資源に切り換えていくための条件を整えることが大事で、いわば実験段階と言える。これを積み重ねて自前の技術を磨き自立に備えるのである。

このように考えると、未来は閉塞しているのではなく、私たちが積極的に働きかけ実践をしていけば未来は開かれるのではないだろうか。まさに若者がチャレンジする課題なのである。

政治の動向はいかあれ、脱原発や原発の再稼働反対の世論は依然として強く、節電意識も定着してきた。実際に、電力使用量は事故前の8%減が達成できているのである。私の提案は、

- (1) 節電を15%まで高めること—これによって酷暑の夏でも確実に原発無しでも電力を賄うことができる、
- (2) 核燃料サイクルを中止し、原発をすべて廃炉とすること—これによって燃料費の増加のほとんどを吸収することができる、
- (3) 再生可能エネルギー利用のための工程表を作成すること—10年かけて総発電量の15%を目標とし、国からの投資も含めた具体的な実施計画を策定することである、
- (4) 地上資源活用のための長期計画を作成すること—「地上資源文明研究所を作って未来像を明らかにしつつ、技術開発のための実行プランを提案していくことが必要、

である。これは決して夢物語ではなく、私たちの決心次第で実現可能な提案であり、これに向かって議論を重ねつつ現実化していく歩みが生まれることを期待している。

IV. おわりに—来るべき文明の形

大飯原発訴訟の判決にもあったように、私たちが固有に持つ「人格権」を前面に出して、大地に足を踏みしめる生き方を追究したいものである。それは「幸福を追求する権利」と言い換えることもでき、そのために誰もが可能な部分から実践していくことが求められている。その基本的な精神は持続可能性が第1であり、それに適合しているかどうかの倫理責任をリトマス試験紙にすることではないだろうか。物質的な欲望や経済的欲求よりも知的世界の豊かさを優先し、すべての生き物が共存できる地球とする、それには地上資源の利用を基本とする文明とならざるを得ないと思っている。

重要なことは、未来世代を考える発想を大事にすることだろう。困難を先送りせず、現代の世代で確実に責任を取る。そして、常に未来世代にとってプラスになるため何をプレゼントできるかを考えて実行する、そのような持続可能性を前面に出した文明の形を求め続けたいものである。

アメリカ憲法における直接民主主義の要素と司法権の役割
—単一主題のルールに関するOregon州最高裁判所の判決を素材として

Direct Democracy and the Role of the Judiciary in America:
Oregon Initiatives and the Single Subject Rule

安部 圭介*
Keisuke Mark Abe

Abstract

Unlike the United States Constitution, which has been amended only twenty-seven times since its adoption in 1787, state constitutions are generally easy to reform and have been changed quite often throughout American history. As the validity of a state constitutional amendment is frequently challenged in court, state judiciaries play a significant role in monitoring the process of constitutional changes.

One of the typical situations in which the court steps in to issue an injunction prohibiting the state from enforcing an otherwise effective constitutional amendment is when it actually contains two or more amendments, despite having been presented to the voters in the form of a single constitutional amendment. This so-called single subject rule is designed to prevent voter confusion and ballot manipulation.

Relying on state constitutional provisions embodying this rule, the Oregon Supreme Court invalidated a comprehensive constitutional amendment that would have established a variety of “crime victims’ rights,” placed before the voters through an initiative petition and approved by a 59 to 41 percent margin. The decision can be best understood as an expression of the state supreme court’s commitment to the rule of law, according to which constitutional discourse about individual rights should not be dominated by populist politics.

I. はじめに

近年、日本でも憲法改正への関心が高まっている。日本国憲法の施行以来、憲法改正が一度も行われたことがない日本とは対照的に、アメリカでは、連邦および州の両レベルにおいて、これまで、さまざまな憲法改正がなされてきた。成立したとされる憲法改正をめぐって、訴訟が提起され、裁判所の判断が示された事例も数多く存在する。

* 成蹊大学法学部、Faculty of Law, Seikei University
E-mail: abekei@law.seikei.ac.jp

憲法改正が有効になされたかが訴訟で争われる場合、そこでは、典型的にはどのような点が問題になるのだろうか¹。今後、日本でも議論になる可能性があるこの問題につき、豊かな判例の蓄積を有するアメリカ法を手がかりとして考察を加えたい。

II. *Armatta v. Kitzhaber*²——犯罪被害者のさまざまな権利を規定する州憲法修正案と単一主題のルール

1. 事実

Oregon州民である原告（以下P）は、1996年の選挙後まもなく、選挙と同時に行われた州民投票において成立したMeasure 40の無効を主張して州裁判所に訴訟を提起した。Measure 40とは、イニシアティヴ（州民発案）の手続によって州民投票に付された州憲法修正案であり、種々の人権を規定するOregon州憲法第1編を修正して「犯罪被害者の権利（crime victims' rights）」³を保障しようとするものである。

Measure 40は9項から成り、その第1項は、犯罪被害者は刑事事件および少年事件においてさまざまな権利を保障されるとしている。そこでは、①被告人の公判前の拘禁および保釈に関係する権利、②刑事手続の進行について告知を受ける権利および出席し聴聞を受ける権利、③被告人の有罪・無罪、量刑、収監、前科および将来の釈放について情報提供を受ける権利など、全部で14の権利が列挙されている⁴。

第2項は、Measure 40の定める権利の保障は合衆国憲法（連邦憲法）上の要求以外のものによって制約されてはならず、また、不合理な搜索や押収を禁じるOregon州憲法の規定はそれと対応する連邦憲法の規定よりも広範な権利を保障したものと解されてはならないと規定する。第3項は、Measure 40は刑事被告人の権利やプレスの権利を縮減したり、証言拒否特権や伝聞証拠に関する既存の制定法のルールを変更したりするものと解されてはならないとする⁵。

第4項は、刑事手続や少年非行手続の開始を決める権限が地区検事にあることを明らかにするとともに、地区検事に対し、Measure 40が被害者に保障する権利の主張適格を与えている。第5項から第8項までは、Measure 40における「被害者（victim）」⁶および「関連性のある証拠（relevant evidence）」⁷の意味について定義を置き、Measure 40が被害者に保障している権利の詳細について定める。第9項は、Measure 40は新たな民事責任を創出するものではないと規定する⁸。

出訴したPは、Measure 40は、①複数の「修正（amendments）」⁹を含むものであるため、複数の州憲法修正をなす際には各修正案を別々に投票に付さなければならない旨を定めたOregon州憲法第17編1節に違反する、②各州憲法修正は単一の主題を扱うものでなければならないとする同第4編1節2項d号に違反する、③Oregon州憲法に「単なる修正ではなく、根幹に関わる改

¹ 「もとの憲法を廃して、全く新たな内容の憲法を生み出す憲法の制定」は「改正」ではないと見てもできるが、「新たな憲法にとりかえる行為をも憲法改正（「全部改正」という）として扱う場合もあり」、本稿は後者の立場に立って、憲法変動のあり方全般について考察する。伊藤正己『憲法（第3版）』651頁（1995）参照。

² 959 P.2d 49 (Or. 1998).

³ *Id.* at 50.

⁴ *See id.* at 51-52.

⁵ *See id.* at 52.

⁶ *Id.*

⁷ *Id.*

⁸ *See id.*

⁹ *Id.* at 51.

正を加えており (revised, rather than amended)」¹⁰、これは、同第17編2節の下、イニシアティブによってはなしえないと主張した。そして、州裁判所に対し、被告州務長官（以下D1）が Measure 40を投票に付したことおよび被告州知事（以下D2）が州憲法修正の成立を宣言したことが違法である旨の宣言、並びに被告州（以下D3）に Measure 40を執行しないよう命じる差止命令の発給を求めた¹¹。

第1審は、Measure 40の第2項は州憲法にその根幹に関わる改正を加えるものであるが、同項は Measure 40の他の部分と可分であるとし、D2およびD3に第2項を執行しないよう命じる差止命令を出す一方、（他の部分は有効に成立しているのであるから）D2による州憲法修正の成立の宣言は適法であったとした。D1の行為に関するPの主張については、時効を理由としてしりぞけた。また、D3にPの弁護士費用2万3000ドル余りの支払いを命じた¹²。

双方控訴。中間上訴裁判所は第1審の発した差止命令を一時的に停止した。Pは跳躍上告を認めるよう中間上訴裁判所に求め、同裁判所はこの申立てを認めた。Oregon州最高裁判所により上告が受理された¹³。

2. 争点

- (1) 「犯罪被害者の権利」に関するさまざまな内容を含む Measure 40は、Oregon州憲法の規定する手続に則った有効な州憲法修正と認められるか。
- (2) 州法に特段の規定はないが、本件においてPはその弁護士費用をD3から回収できるか。

3. 結論・理由づけ

法廷意見（Carson首席裁判官執筆、(1)について全裁判官一致、(2)について4裁判官同調）¹⁴は原判決をその主要な部分について破棄し、次のように判示した。

- (1) (a) Oregon州憲法第17編1節は、①州議会による州憲法修正の発議とそれに続く州民投票に関する規定、②（州議会による州憲法修正の発議を受けて行われる州民投票とイニシアティブに基づいて行われる州民投票の両方に適用のある）票の集計と州知事による州憲法修正成立の宣言に関する規定に続き、③「2件以上の州憲法修正案が前段の規定する方法で (in the manner aforesaid) 同一の選挙において本州の州民の投票に付される場合には、それらは、個々の修正案について別々に投票できるような方法で投票に付されなければならない」¹⁵と定めている。

D3は、③は州議会による州憲法修正の発議を受けて行われる州民投票にのみ適用のある要件であり、イニシアティブの場合には適用されないと主張するが、イニシアティブの

¹⁰ *Id.* 一般には、reviseやrevisionなどの語は、憲法の全部改正または根幹に関わる改正（すなわち、本質的部分の変更）を意味する。これに対し、amendやamendmentは、条項を追加または削除して既存の憲法の一部を修正することを意味することが多い。ただし、実際には、いずれの語もかなり多義的に用いられる。たとえば、Louisiana州憲法第13編の表題は「憲法改正 (Constitutional Revision)」であるが、その下に「修正 (Amendments)」に関する規定が置かれている。See LA. CONST. art. XIII, §1. 逆にNebraska州憲法第16編の表題は「修正 (Amendments)」であるが、その下に同憲法を「全部改正、修正、または変更 (revise, amend, or change)」するための「会議 (convention)」に関する規定がある。See NEB. CONST. art. XVI, §2.

¹¹ See *Armatta*, 959 P.2d at 51.

¹² See *id.*

¹³ See *id.*

¹⁴ Oregon州最高裁は7名の裁判官で構成されるが、本件は6名の裁判官で審理されている（口頭弁論の日に退職した裁判官がおり、審理に加わらなかったため）。したがって、法廷意見中、争点(1)に関する部分は6名の裁判官の立場、争点(2)に関する部分はDurham裁判官を除く5名の裁判官の立場である。

¹⁵ OR. CONST. art. XVII, §1.

場合にも適用のある規定（②）がその直前に置かれていることに加え、その規定中には「1件または2件以上の州憲法修正案のそれぞれ（amendment or amendments, severally）」¹⁶について賛成および反対の票数を確認するとの文言があるのであるから、複数の州憲法修正案をまとめて取り扱うことを否定するOregon州憲法の態度は明らかである。第17編1節の③の部分の射程に関する唯一の判例も¹⁷、議論のために仮定するという形ではあったが、イニシアティヴの場合にもこの要件の適用がある旨を示唆していた。

- (b) 各州憲法修正案を別々に投票に付すことを義務づける要件はIndiana州憲法からOregon州憲法が継受したものであるが、Indiana州憲法制定会議での議論では、「修正（amendment）」¹⁸とは単一のある特定の点について変更を加えることとされており、Oregon州憲法の制定過程にこれと異なる理解がなされていたことを示唆する事情はない。そして、この要件の目的は、その後の当裁判所の判例が示してきた通り、州憲法に加えられる個々の変更につき、別々に判断する機会を有権者に与えることにある。

D3は、この要件は、各州憲法修正は単一の主題を扱うものでなければならないとするOregon州憲法第4編1節2項d号と表裏一体の関係にあり、両者は同一の要件を課すものであると主張するが、(ア) 法文中の異なる箇所異なる文言が使われている場合にはなるべく両者の意味が重畳的にならないように解釈するのが原則であり、(イ) 第17編1節が州憲法修正の場合のみを対象としている一方、第4編1節2項d号と同一の要件は法律の制定についても課されていること、(ウ) 「単一の主題」を扱っているかどうかを判断するためには、州憲法修正案または法律案の中身を見た上で、それら全体を貫く統一的な原理があるかどうかを検討しなければならないことを踏まえれば、第4編1節2項d号は実質的要件を、第17編1節はより厳格な手続的要件を課していると解するのが妥当である¹⁹。

- (c) そこで、Measure 40が第17編1節の課す要件を満たしているか否か、すなわち、それが「2件以上の修正（two or more amendments）」²⁰を含むものでないかを検討する。

個々の条項の中身についての判断に立ち入ることなく形式のみを見ても、Measure 40が2件以上の修正を含むことは明白である。Measure 40には、たとえば、謀殺事件の審理において陪審の全員一致の評決を要しないものとする規定、刑事被告人の保釈の権利を制限する規定、合衆国憲法第4修正および第5修正の要求する場合を除き、あらゆる証拠が刑事事件の審理に用いられることを権利として犯罪被害者に保障する規定（すなわち、州裁判所がOregon州憲法に基づき、合衆国憲法上の要求するところを超えて違法収集証拠を排除することを禁じる規定）など、さまざまな規定が盛り込まれている。これらは、それぞれ個々別々に州民投票に付されなければならないものであり、Measure 40はOregon州憲法第17編1節の手続に則っておらず、ゆえに全体として無効である。Measure 40の一部の執行を禁じる差止命令は不要であり、原判決中、この部分を破棄する²¹。

- (2) 制定法に特段の規定がない場合であっても、裁判所は、もともと、勝訴した当事者の弁護士費用を負担するよう敗訴者に命じるエクイティ由来の権限を有している。当裁判所の判例によれば、弁護士費用の敗訴者負担が認められるための要件は、①エクイティの手続で

¹⁶ *Id.*

¹⁷ *Baum v. Newbry*, 267 P.2d 220 (Or. 1954).

¹⁸ *Armatta*, 959 P.2d at 58.

¹⁹ *See id.* at 63-64.

²⁰ *Id.* at 64.

²¹ *See id.* at 69.

- あること、②弁護士費用の回収を求める当事者が「勝訴者 (prevailing party)」²²であること、③その当事者が個人的利益を受けることなしに、すべての市民が有する重要な憲法上の権利を主張していたことである。本件のPにつき、これらの要件は満たされているので、原判決中、D3にPの弁護士費用の支払いを命じた部分は維持する。一部破棄一部維持²³。
- (3) 補足意見 (Durham裁判官執筆) は、市民を代表して重要な権利を主張して訴訟を提起し、勝訴したのであれば、その当事者自身に個人的利益がある場合であっても弁護士費用の回収を認めてよいとする²⁴。

III. 連邦憲法の改正、州憲法の改正

1787年に起草され、1788年に発効した合衆国憲法には現在までに27件の修正が加えられているが、このうち、第1修正から第10修正までの権利章典 (Bill of Rights) は第1回合衆国議会によって1789年に発議され、1791年に成立したものであるから、ほぼ合衆国発足当初からの規定といつてよい。権利章典の採択以後、220年余りの間に合衆国憲法に17件の修正しか加えられていないことは注目に値する²⁵。平均10年に1回未満という修正の頻度は、一般に変動の著しい州憲法とは異なり、合衆国憲法が硬性憲法であることをよく示している。

合衆国憲法の改正については、第5編に規定が置かれている。条文中、手続の開始のされ方には、①合衆国議会上下両院の3分の2による修正発議による方法²⁶、②3分の2の州の立法部の申請により、修正発議を目的とする憲法会議を合衆国議会が召集する方法の2通りがあるが、②の方法が用いられたことは実際にはない。重要なのは、①②いずれの場合でも、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法会議の承認が憲法修正の成立要件として課されていることである。1972年に発議された性差別禁止修正案 (政府が性を理由として権利の平等な保障を拒否することを禁じる修正案) が不成立に終わった事実は、むしろ、性差別は第14修正1項の平等保護条項によってすでに禁じられているので修正の必要はないとする立場の州が一定数あったことによるものだったとはいえ、比較的コンセンサスの得られそうな内容の修正についてさえ、4分の3の州 (現在38州) の承認を得るのは必ずしも容易ではないことを物語る典型的な例である。

連邦憲法とは対照的に、各州の憲法は全部改正や修正を頻繁に経験してきている。最初に制定した州憲法を現在も使い続けているのは19州であり、50州中22州が全部改正を2回以上経験している。Georgia州では9回、Louisiana州では10回の全部改正が行われている。また、これまでに提案され、州民投票に付された州憲法修正案は、現行州憲法に対するものだけで総計9700件以上、成立したものだけでも6300件近くに上る。California州憲法やSouth Carolina州憲法に

²² *Id.*

²³ *See id.* at 71.

²⁴ *See id.* at 72-75 (Durham, J., concurring).

²⁵ 女性の選挙権を保障した第19修正や選挙権が付与される年齢を18歳に引き下げた第26修正など、20世紀に成立した重要な修正もあるが、人権保障の骨格を成す諸規定——「権利章典」および1865年から1870年にかけて成立した「南北戦争修正」(第13修正から第15修正まで)——は、いずれもそれらが憲法に加えられたときの姿のまま、長い年月を経過している。これら以外で比較的話題になることの多い修正としては、合衆国内での酒類の製造・販売・輸送等を禁じた第18修正 (いわゆる「禁酒修正」、1919年成立) とそれを廃止した第21修正 (1933年成立)、合衆国大統領の任期が1月20日の正午に、合衆国議会議員の任期が1月3日の正午に開始することを定めた第20修正 (1933年成立)、大統領の三選を禁じた第22修正 (1951年成立) などがある。

²⁶ この発議に対しては、大統領は拒否権を有しない。*See Hollingsworth v. Virginia*, 3 U.S. (3 Dall.) 378 (1798) (第11修正は有効に成立しているとする)。

は約500件、Alabama州憲法には600件以上の修正が加えられている²⁷。

改正手続の面でも、合衆国憲法の修正がこれまですべて合衆国議会の発議による方法で行われてきたのに対して、州レベルでは多様な方法が用いられている。

第1に、州憲法に憲法制定会議に関する規定を置く州が42州ある²⁸。植民地期以来のアメリカの伝統に根ざした制度であり、①憲法制定会議を開催するかどうかを決める州民投票、②憲法制定会議代議員の選出、③憲法の全部改正や修正の承認・不承認を決める州民投票の3段階から成る点で、一般に最も民主的な手続と考えられている。憲法制定会議に関する規定を有する州の多くは、州議会の各院において総議員の3分の2以上の賛成があれば憲法制定会議召集についての賛否を問う州民投票を実施し、そこで過半数の賛成が得られれば憲法制定会議を召集するものとしている。一部の州（Wisconsin州など）では、各院の総議員の過半数の賛成で州民投票を実施できる²⁹。州議会の各院で総議員の3分の2以上の賛成があれば、州民投票を経ることなく憲法制定会議を召集できる州もある（Virginia州など）。また、42州のうち、Illinois、Michigan、New Yorkなどの13州は、憲法制定会議を召集すべきか否かにつき、州民の意思を定期的に確認するものとしている。アメリカ全体で見ると、これまでに230回以上の州憲法制定会議が開かれてきている。

第2に、州議会の上下両院の修正発議による方法がある。すべての州憲法に規定のある最も標準的な手続であり、多くの州において各院の総議員の3分の2以上の賛成が必要とされている。発議があった場合、Delaware州を除く49州では州民投票が行われ、州憲法修正案への賛否が問われる。Delaware州では、選挙後の新たな州議会において各院の3分の2以上の賛成が得られた時点で修正が成立する。

第3に、憲法委員会ないし憲法改正委員会などと呼ばれる専門家委員会の提案による方法がある。19世紀後半から活用されるようになった手続である。たとえば、Florida州では、州知事の選任する委員15名、州上院議長の選任する委員9名、州下院議長の選任する委員9名、州最高裁判官の選任する委員3名および州法務総裁の計37名で構成される憲法改正委員会が20年に1回開催され、この委員会が州憲法修正案を州務長官に提出した場合、（州議会による審議などを経ることなく）次の選挙の際に修正案に対する賛否を問う州民投票が直接実施される³⁰。Utah州では、常設の専門家委員会が憲法問題に対する報告書を定期的に州議会に提出し、改正に関する勧告を行っている³¹。わが国の憲法調査会や国民投票法に基づいて衆参両院に設置された憲法審査会は、「これに近い制度である」³²。

第4に、Armatta判決でも問題になっていたイニシアティブの制度がある。歴史的背景や関連する他の制度とともに、以下で詳しく見ることにしたい。

²⁷ このように、連邦憲法と州憲法は、全部改正および修正の頻度において著しい対象を成している。過去の州憲法に加えられた修正をも含めれば、両者の差はさらに顕著なものになると思われる。たとえば、Louisiana州の1921年憲法は、1974年憲法によって効力を失うまでに536回も修正されていた。See Mark T. Carleton, *Elitism Sustained: The Louisiana Constitution of 1974*, 54 TUL. L. REV. 560, 560 (1980).

²⁸ もっとも、州憲法に明文の規定がない場合であっても、州議会が憲法制定会議を召集することはめずらしくない。See, e.g., *Stander v. Kelley*, 250 A.2d 474, 478-79 (Pa. 1969), *appeal dismissed sub nom. Lindsay v. Kelley*, 395 U.S. 827 (1969) (per curiam); *In re Opinion to the Governor*, 178 A. 433, 438 (R.I. 1935).

²⁹ 逆に、South Dakota州のように各院の総議員の4分の3以上の賛成が必要な州もある。

³⁰ See FL. CONST. art. XI, §2.

³¹ See UTAH CODE ANN. §631-3-201 (2014).

³² 福井康佐「州の憲法改革における諸問題」[2008] アメリカ法87頁、89頁。

IV. アメリカ憲法の中の直接民主主義の要素——背景、制度の実際

アメリカ型民主主義の基礎を成す「人民による統治」の原理が改めて強調された時期として指摘されるのが1890年代から1910年代にかけてのProgressivism（革新主義）の時代である³³。鉄道会社などの巨大企業に操られる政治過程の現実に危機意識を抱いた当時の理想主義的改革者たちは、直接民主主義を基調とするスイスの法制度に光を見出し、「人民による統治」を徹底させることによって、公正な法の制定とよりよい統治が実現できると訴えた。

革新主義者たちのこうした運動は各州を動かし、アメリカ法のあり方に大きな変化をもたらした。1898年、South Dakota州で初めて導入されたイニシアティヴの制度は、1918年までに計22州で採用されている。レファレンダム（州民投票）やリコール（州民による公務員の直接罷免）の制度が普及したのもこの時期である。このような直接民主制的な仕組みを当初から積極的に活用してきたのが西部諸州、特に西海岸の諸州であった。

現在、イニシアティヴの制度は24州にあり、このうち、法律の制定にのみイニシアティヴの利用を認める州が6州（Washington州など）、逆に州憲法の修正にのみ利用を認める州が3州（Florida州など）となっている。残る15州（California州、Oregon州など）では、そのどちらにも利用することが可能である。従って、イニシアティヴによる州憲法修正が可能な州は18州である³⁴。レファレンダムの制度も24州が採用している（24州の内訳はイニシアティヴの制度を持つ24州とは異なる）。リコールについては、公選によって選ばれるすべての公職者について認める州が9州、裁判官のみ対象から除外する州が6州ある。地方自治体の公職者のリコールが可能な州はさらに多数に上る。

Armatta 事件の舞台となったOregon州の状況を見よう。1902年に全米で3番目にイニシアティヴの制度を採用したOregon州は、1904年、イニシアティヴに基づいて州民投票を実施した最初の州となり、以来、現在までに合衆国の他のどの州よりも多くのイニシアティヴを州民投票にかけ、選挙で州民投票に付されたイニシアティヴの件数において、全米50州中第1位という状況にある（1回の選挙につき平均6.6件）。

その手続は次の通りである。Oregon州では、州憲法修正のためにイニシアティヴを用いる場合、発案者は、まず、直近の州知事選挙における投票総数の8%に相当する人数の有権者の署名を集めなければならない³⁵。所定の人数に達した署名は州務長官に提出され、検査を受ける。形式的不備がなければ、イニシアティヴは、その後4か月以上が経過した後に行われる最初の選挙において州民投票に付される。州憲法修正を可とする投票が否とする投票を上回った場合、選挙の日から30日後に州憲法修正の効力が生じるものとされている。

V. 手続をめぐる問題——修正か全部改正か、単一の主題を扱っているか

注目されるのは、全部改正や修正が頻繁になされる州憲法の場合、それらが所定の手続に則ってなされたか否かが訴訟で争われることも多いため、憲法変動のあり方を監視する上で司法権が大きな役割を果たしていることである。

³³ 田中英夫『英米法総論（上）』45-47頁、297-300頁（1980）参照。

³⁴ Arizona, Arkansas, California, Colorado, Florida, Illinois, Massachusetts, Michigan, Mississippi, Missouri, Montana, Nebraska, Nevada, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, South Dakotaの各州。

³⁵ See OR. CONST. art. IV, §1. 法律の制定のためのイニシアティヴの場合は、同じく直近の州知事選挙における投票総数の6%となっている。See *id.*

合衆国最高裁は合衆国憲法の修正の手続をめぐる争いを「政治的問題 (political question)」³⁶と位置づけ、個々の修正の憲法適合性について司法審査を行っていないが、州裁判所はこのような申立てに必ずしも扉を閉ざしていない。古くは、州議会の上下両院の議事録に州憲法修正案の全文を記載すべきであったところ、下院の議事録に記載のなかった修正案が州民投票において過半数の賛成を獲得し、州最高裁によって無効と判断されたIowa州の事例などがある³⁷。

實際上、より重要と思われるのは、州憲法修正はイニシアティヴによって行いうるが、全部改正ないし根幹に関わる改正のためには憲法制定会議の開催を必要とする州において、「修正」として成立したとされる内容が「全部改正」(ないし「根幹に関わる改正」)に当たらないかという問題である。Armatta事件で問題になったのとほぼ同内容の州憲法修正の効力が争われたCalifornia州の事例では、California州憲法の人権規定は連邦憲法の人権規定よりも広範な権利を刑事被告人に保障したものと解釈されてはならないとする「修正」について、このような「修正」は法的文書としてのCalifornia州憲法の内容を一変させるものであるから、憲法制定会議によってしかなされえないとのCalifornia州最高裁の判断が示された³⁸。また、イニシアティヴによって州議會を二院制から一院制に変更することができるかが争われたFlorida州の事例でも、州憲法の多数の条文に影響が及ぶ重大な変更であることを理由として、そのような変更はなしえないとの判断が下されている³⁹。Measure 40の第2項につき、州憲法の根幹に関わる改正に該当するとして執行の差止めを命じたOregon州の下級審の判断は、こうした他州の判例の考え方を参照したものであったと思われる。

もう1点、訴訟で争われることが多いのが「同じイニシアティヴの中で複数の主題を扱ってはならない」とする単一主題のルールである。このルールを採用する州(California、Florida、Oregonなどの各州)では、同じ1つのイニシアティヴの中に2件以上の修正が盛り込まれていないかについて、州裁判所の判断が求められることがしばしばある。単一主題のルール自体は多くの州の憲法に規定のあるものであるが、Oregon州の場合、この一般的なルールよりも厳格な独自の要件を定め、個々の修正につきそれぞれ別々に投票が行われるべき旨を規定した第17編1節があったことがArmatta事件では結論に結びついている。

Armatta事件で問題になっていた「犯罪被害者の権利」の保障は、アフターマティヴ・アクション、妊娠中絶、同性婚、不法移民への福祉サービスの提供といったテーマと並んで、近年、多くの州で(州憲法修正の可能性を含めて)活発な議論がくり広げられ、実際にも、いくつもの州で州憲法修正がなされてきた政治的なテーマである。当事者の多岐にわたる主張に判断を加えたArmatta判決は、細かな手続的な論点から憲法改正はどうあるべきか、直接民主制的な制度はどう用いられるべきかといった大問題まで、アメリカ憲法に関するさまざまな先鋭な問いに関わるものといえる。力強い直接民主主義の伝統を有するOregon州の最高裁が示したこの判断には、価値をめぐるアメリカ社会の思索と論争が映し出されている。

³⁶ Coleman v. Miller, 307 U.S. 433, 450 (1939). 州議会在が合衆国憲法の修正を承認しない旨の決議をいったん行った後、これを撤回して承認を与えることができるか否かが争われ、合衆国最高裁は、この問題は「政治的問題」であるとした。

³⁷ State ex rel. Bailey v. Brookhart, 84 N.W. 1064 (Iowa 1901) (per curiam).

³⁸ Raven v. Deukmejian, 801 P.2d 1077 (Cal. 1990).

³⁹ Adams v. Gunter, 238 So. 2d 824 (Fla. 1970).

参考文献

<日本語文献>

- 伊藤正己 1995年 『憲法（第3版）』 東京：弘文堂。
 田中英夫 1980年 『英米法総論（上）』 東京：東京大学出版会。
 ——— 1980年 『英米法総論（下）』 東京：東京大学出版会。
 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 2012年 『憲法Ⅰ（第5版）』 東京：有斐閣。
 ——— 2012年 『憲法Ⅱ（第5版）』 東京：有斐閣。
 福井康佐 2008年 「州の憲法改革における諸問題」『アメリカ法』2008-1号：87-94。

<外国語文献>

- Carleton, Mark T. 1980. "Elitism Sustained: The Louisiana Constitution of 1974." *Tulane Law Review*, Vol. 54: 560-588.
- Colantuono, Michael G. 1987. "The Revision of American State Constitutions: Legislative Power, Popular Sovereignty, and Constitutional Change." *California Law Review*, Vol. 75: 1473-1512.
- Cooley, Thomas M. 1931. *The General Principles of Constitutional Law in the United States of America*, Boston: Little, Brown & Co.
- Dealey, James Quayle 1915. *Growth of American State Constitutions: From 1776 to the End of the Year 1914*, Boston: Ginn & Co.
- Dodd, Walter Fairleigh 1910. *The Revision and Amendment of State Constitutions*, Baltimore: Johns Hopkins Press.
- Finkelman, Paul and Stephen E. Gottlieb (eds.) 1991. *Toward a Usable Past: Liberty Under State Constitutions*, Athens: University of Georgia Press.
- Friedelbaum, Stanley H. (ed.) 1988. *Human Rights in the States: New Directions in Constitutional Policymaking*, New York: Greenwood Press.
- Jameson, John Alexander 1887. *A Treatise on Constitutional Conventions: Their History, Powers, and Modes of Proceeding*, Chicago: Callaghan & Co.
- Lehne, Richard 1978. *The Quest for Justice: The Politics of School Finance Reform*, New York: Longman.
- Linde, Hans E. 1984. "E Pluribus: Constitutional Theory and State Courts." *Georgia Law Review*, Vol. 18: 165-200.
- Tarr, G. Alan and Mary Cornelia Aldis Porter 1988. *State Supreme Courts in State and Nation*, New Haven: Yale University Press.
- Tarr, G. Alan 1998. *Understanding State Constitutions*, Princeton: Princeton University Press.
- Tribe, Laurence H. 1985. *Constitutional Choices*, Cambridge: Harvard University Press.
- Williams, Robert F. 1996. "Are State Constitutional Conventions Things of the Past?: The Increasing Role of the Constitutional Commission in State Constitutional Change." *Hofstra Journal of Public Policy*, Vol. 1: 1-26.
- Willoughby, Westel Woodbury 1929. *The Constitutional Law of the United States*, New York: Baker, Voorhis & Co.

ドイツとイスラエルの「和解」
—道義と権力政治のはざまで—

Moral debt and Realpolitik:
“Reconciliation” between Germany and Israel

板橋 拓己*
Takumi Itabashi

Abstract

Konrad Adenauer (1876-1967), the first chancellor of the Federal Republic of Germany, played the crucial role in achieving the conclusion of the German-Israeli Compensation Treaty (Wiedergutmachungsabkommen) of 10. September 1952. This treaty laid the foundations for “reconciliation” between Israel and the Federal Republic of Germany after the bitterness created as the result of Nazi persecutions of Jews during the Second World War.

This paper examines the West German policy toward Israel during the “Adenauer era.” It is well known that Adenauer politics can be expressed in two keywords: “Kanzlerdemokratie (chancellor democracy)” and “Westbindung (integration into the West).” But these two words are rarely applied to the German-Israeli politik because of its moral characteristic. This paper shows that the German-Israeli Compensation Treaty of September 1952 actually provides a prime example of Adenauer’s “Westbindung”-policy through “Kanzlerdemokratie (unilateral action by the Chancellor without consulting his cabinet or parliamentary party).”

Adenauer recognized that the FRG as the legal successor to the German Reich had a duty to accept responsibility for the crimes committed by the German government. Although Adenauer felt deep shame about Nazi persecutions of Jews, he was not simply concerned with German moral debt. A conclusive motive for the completion of the Compensation Treaty was the concern that without such an action Germany’s integration into the West would be endangered.

* 成蹊大学法学部准教授 Associate Professor, Faculty of Law, Seikei University
E-mail: takumi@law.seikei.ac.jp

I. はじめに

1948年に独立を宣言した「ユダヤ人国家」イスラエルは、ドイツ人にとってナチス時代の罪や過去を否応にも突きつけるものであり、デリケートな存在であった。他方で、冷戦のなか分断国家として1949年9月に成立したドイツ連邦共和国（西ドイツ）が、「ドイツ人を正統に代表する唯一の国家」として国際社会に復帰するためには、自己の「過去」を清算していく必要があった。

こうしたなか、西ドイツ初代首相コンラート・アデナウアー（Konrad Adenauer, 1876-1967）は、首相就任直後から対イスラエル政策に着手する。そして、西ドイツ建国から三年後の1952年9月10日に調印された「ルクセンブルク補償協定」によって、ナチスがユダヤ人に加えた不法に対する「補償（Wiedergutmachung）」¹を取り決めた。もちろんそこには、西ドイツの国際的な信用を回復しようという意図があったが、それに加えてアデナウアーなりの道義的な責任意識も働いていた。アデナウアーの対イスラエル政策は、国内外の激しい議論を喚起したが、その後のドイツ＝イスラエル関係の礎を築くとともに、建国後の財政的窮乏に悩んでいたイスラエル国家の基盤確立にも貢献した。

本稿は、ルクセンブルク補償協定の成立過程に焦点を当てて、アデナウアー時代におけるドイツ連邦共和国の対イスラエル政策を検討する²。アデナウアー政治は、目標における「西側結合（Westbindung）」と、手法における「宰相民主主義（Kanzlerdemokratie）」という二つのキーワードで表現することができるが、対イスラエル外交がこれらの文脈で語られることは少ない³。しかし、ルクセンブルク補償協定の成立過程は、複雑な国際・国内政治が絡んだ権力政治と道義

¹ 本稿は、第二次世界大戦の敗戦国による戦後補償を扱っているが、予め指摘しておきたいのは、戦後（西）ドイツのイスラエルおよびユダヤ人に対する補償は、戦争の被害に対する「賠償（Reparation）」ではなく、「ナチスの不法に対する補償」という戦後ドイツ固有の「補償（Wiedergutmachung）」概念に基づいて行われたということである（「補償」を意味するドイツ語としてはWiedergutmachungの他にEntschädigungがあるが、後者が損害や損失の補償・補填を専ら意味するのに対し、前者はそれに加えて不正や罪の償いという意味も含んでいる）。紙幅の都合上詳しくは立ち入れないが、旧敵国との平和条約を締結していない分断国家西ドイツの戦後補償は、占領を終結するために1952年に英米仏と結んだ「戦争および占領から発生する問題の解決に関する条約」（通称「移行条約」）および1953年の「ロンドン債務協定」（後述）により、戦争に対する「賠償」問題を将来の平和条約締結まで棚上げにしたまま、「ナチスの不法」に対する「補償」を義務付けられるという枠組みに定まってしまう。この点でドイツの事例は、サンフランシスコ平和条約で「賠償」義務を承認した日本の事例とは出発点を異にする。ともあれ、本稿が対象とする1949年から53年にかけての西ドイツとイスラエルおよびユダヤ人団体との交渉プロセスは、かかる戦後ドイツの「補償」枠組みの形成と並行して進められたものであったことに留意されたい。ドイツの「補償」（および「賠償」）概念の整理としては、山田1996：8-14；矢野2006；葛谷2011：129-132；ゴシュラー2011を参照。

² ドイツ連邦共和国の対イスラエル・中東政策に関する現時点でのスタンダードな通史はWeingardt (2002)である。アデナウアー時代のドイツ＝イスラエル関係についてはJelinek (2004a)とHansen (2004)の二つの浩瀚な研究がある。本稿が扱うルクセンブルク協定の成立過程に関する標準的文献としては、Jena (1986)；Wolffsohn (1988)；Krekel (1996)などが挙げられる。本稿で資料として重点的に使用したのは、ドイツ連邦政府閣議事録（*KPBR*）、ドイツ外交文書史料集（*AAPD*）、ドイツ政策資料集（*DzD*）、アデナウアーの回顧録・談話・書簡（Adenauer 1966; 1984; 1987）、補償交渉時の外務省政治局長ブランケンホルンや首相府次官レンツの日記（Blankenhorn 1980; Lenz 1989）、交渉当事者たちの回顧（Böhm 1976; Goldmann 1980; Shinnar 1967）、そしてVogel編（*Dialog*）やJelinek編（*ZMuR*）のドイツ＝イスラエル関係資料集などである。

なお本稿の目的は、ルクセンブルク協定に至る政治過程を西ドイツ側の視点から明らかにするという極めて限定的なものであり、補償自体に対する法的、経済的、道徳的評価にまでは踏み込まない。ドイツの戦後補償や「過去の克服」に関しては、日本との比較という動機もあり、邦語でも多くの優れた成果を読むことができるので、そちらを参照されたい。さしあたり「過去の克服」全般については石田(2002)を参照のこと。

³ 例外のひとつとして、ケーラーのアデナウアー伝がある。ケーラーは、イスラエルとのルクセンブルク補償協定締結は「宰相民主主義の外交の教材として理解できる。彼独自のやり方、協働者や支援者の役割、そして危機的状況における振る舞いが、はっきりと表れている」と述べている（Köhler 1994: 698）。

的責任のせめぎ合いのなかで、アデナウアーが自身の「西側結合」路線と「宰相民主主義」を貫徹させた事例と位置づけることができる。アデナウアーは、対外的には西側諸国、とりわけアメリカの意向に最も配慮しつつ、対内的には閣僚や与党議員団から世論にまでいたる反対を（国内外の圧力・助力を利用しながら）押し切ってルクセンブルク協定を成立させたのである。

II. 接近

1. ユダヤ人の補償請求と二つの建国

ドイツに対するユダヤ人の補償請求は、イスラエル建国以前から存在した。後に重要となるのは、1945年9月20日にユダヤ機関（Jewish Agency）⁴が連合国に提示した覚書である。これは、ドイツは集団としてのユダヤ人に対して殲滅戦争を遂行したのであり、ユダヤ人生存者への補償は当然であると主張するものだった。このとき連合国側は、補償請求権は交戦国にしかないとしてユダヤ機関の請求を退けている。しかしこの覚書は、ドイツによるユダヤ人迫害とユダヤ国家建設の連関を主張したという点で、後のドイツ連邦共和国とイスラエル間の交渉に影響を与えることとなる（Jena 1986: 458 f.）。

イスラエルが独立を宣言したのは1948年5月だが、51年末までに約54万人のユダヤ人迫害犠牲者がイスラエルに移住した（そのうち34万人が建国後の移住者）。彼らの大部分は当時のドイツ諸州が定めていた「返還法（Rückergesetze）」⁵による補償の対象外であり、何らかの補償措置が求められていた。

他方、1949年にドイツ連邦共和国が建国された時点では、西ドイツとイスラエルおよびユダヤ人との間に公式な関係を築くことなど考えられなかった。イスラエルにとってドイツは「殺人者の国」であり、反ドイツは国是でもあった。イスラエルのパスポートには「ドイツにおいて無効」という但し書きがあったし、国内ではドイツと名のつくものは何でも強い拒否反応にあった。公的な場でのドイツ語の使用はタブーであり、ワーグナーの曲はイスラエルでは長く演奏できなかった（武井2012: 306）。

2. 「接近と和解」への第一歩

「和解」へ踏み出す契機を作ったのは、西ドイツの指導者たちだった。アデナウアーは、1949年9月の首相就任後すぐにイスラエルへの接近を試みた。同年11月11日に『在独ユダヤ人一般週刊新聞』の編集長カール・マルクス（Karl Marx, 1897-1966）とのインタビューで、「ドイツ民族（Volk）」は「犯罪的な体制により自分たちの名においてユダヤ人に加えられた不法（Unrecht）を補償する用意がある」と述べ、「イスラエル国家建設のために1000万マルク分の物品を供与する」ことを提案したのである（同25日発刊）⁶。

また、同年12月7日には連邦大統領テオドル・ホイース（Theodor Heuss, 1884-1963）が、ヴィースバーデンの「キリスト教＝ユダヤ教協働協会」の集会で、ドイツ人の「集団的恥辱

⁴ 当時のユダヤ機関の議長は、のちのイスラエル初代大統領ハイム・ヴァイツマン（Chaim Weizmann, 1874-1952）である。このときのユダヤ機関の役割についてはSagi (1989)を参照。

⁵ 1953年9月に「ナチス迫害犠牲者の補償のための連邦補充法」が成立するまでは、占領期に公布された個別の返還法に基づき、個々の州が補償に対応していたが、手段も補償請求権の範囲も不十分なものにとどまっていた。詳細は山田1996: 14-16。

⁶ *Allgemeine Wochenzeitung der Juden in Deutschland*, 4. Jg., Nr. 33 vom 25. November 1949, in: *DzD II* /2 (1949), Nr. 96, S. 293-296.

(Kollektivscham)」について演説した。つまり、ドイツ人は「ヒトラーやその一味とともにドイツ人という名前を背負わざるをえないという恥辱」を担わねばならないというのである。これは、ドイツ人の「集団的罪責 (Kollektivschuld)」という考えを退けつつも、ユダヤ人に対するナチ体制の犯罪と、それに関するドイツ人の責任を認めたものであった⁷。

アデナウアーとホイスは、ドイツ人の「集団的罪責」を否定し、むしろドイツ人をナチ体制の被害者と位置付けたとして、後世に批判されがちである。しかし、この時点でドイツ人の責任を認め、ユダヤ人への補償に踏み出そうとした点は評価されても良い (田村2011: 10-14)。

とはいえ、かかるアデナウアーの動きは、彼と姻戚関係にあったアメリカの高等弁務官ジョン・J・マックロイ (John J. McCloy, 1895-1989)⁸によって促されたものでもあった (Jelinek 2004a: 44-46)。たとえばマックロイは、すでに1949年7月に「世界は新生西ドイツ国家を注意深く監視するつもりであり、その試金石の一つが、ユダヤ人に対する態度となるだろう」と語っており、そのことは報道もされていた⁹。

また、野党社会民主党 (SPD) の党首クルト・シューマッハー (Kurt Schumacher, 1895-1952) は、アデナウアーが連邦議会における初の政府声明 (9月20日) において「ユダヤ人問題」に言及しなかったことを翌日に議会で批判しており¹⁰、これがアデナウアーのイスラエルへの接近を早めたとも解釈できる。

さて、アデナウアーの申出に対して、イスラエル政府は直接回答しなかった。代わりに受け皿となったのは、世界ユダヤ人会議である。公式にはアデナウアーの申出に否定的な態度をとったもの¹¹、世界ユダヤ人会議の欧州局長ノア・バロウ (Noah Barou, 1889-1955) は、ロンドンのドイツ系ユダヤ人実業家ゲルハルト・レヴィ (Gerhard Lewy) に、西ドイツ政府との接触を依頼した。1950年3月26日、レヴィは、キリスト教民主同盟 (CDU) の連邦議会議員ヘルマン・ピュンダー (Hermann Pünder, 1888-1976) を通して、アデナウアーの外交顧問ヘルベルト・ブランケンホルン (Herbert Blankenhorn, 1904-91) にバロウの意向を文書で伝えた。それは、アデナウアーやホイスの言動を高く評価しつつも、ユダヤ人とドイツ人の「接近と和解 (Annäherung und Aussöhnung)」のためには、さらに二つの条件があるとするものだった。第一の条件は、西ドイツ政府が議会で「ナチ体制下でユダヤ人に加えられた犯罪」を認め、補償を約束する声明を出すこと、そしてその声明が野党も含む圧倒的多数で承認されることであり、第二の条件は、宗教的・人種的な差別を禁じ、厳しく処罰する法律を公布することであった¹²。

3. アデナウアーの「歴史的演説」

このレヴィが挙げた条件を、アデナウアーは受諾した。また、1951年4月にはパリでアデナ

⁷ Mut zur Liebe. Sonderdruck der Rede des Herrn Bundespräsidenten Prof. Dr. Theodor Heuss anlässlich der Feierstunde der Gesellschaft für christlich-jüdische Zusammenarbeit in Wiesbaden am 7. Dezember 1949, in: *DzD II / 2* (1949), Nr. 105, S. 309-311. Auch in: Heuss 1984: 382 f.

⁸ アデナウアー内閣が成立した翌日の1949年9月21日に占領規約が発効し、高等弁務官府が発足した。西ドイツはまだ主権国家ではなく、軍事的・外交的権限、そして最終的な警察権はこの高等弁務官に留保されていた。さらに高等弁務官府は、議会が制定した法律や基本法改正に対する拒否権発動も可能であった。

なおマックロイは、アデナウアーの二番目の妻グッシーの従妹と1930年に結婚しており、アデナウアーとは姻戚関係にあった。

⁹ ハイデルベルクで行われたドイツ・ユダヤ人の代表との会合上での発言。Cf. Schwartz 1991: 176 f.

¹⁰ *VDB, I. WP*, Bd. 1, 1949, S. 31-42, bes. S. 36.

¹¹ Erklärung des jüdischen Weltkongresses am 20. Dezember 1949, in: *DzD II / 2* (1949), Nr. 109, S. 328 f.

¹² 26. März 1950: Aus dem Schreiben Levys an den Bundestagsabgeordneten der CDU, Pünder, in: *DzD II / 3* (1950), Nr. 240, S. 656 f. Vgl. auch: Aufzeichnung des Gesandtschaftsrats II. Klasse a.D. von Marchtaler, 31. 3. 1950, in: *AAPD* 1949/50, Dok. 47, S. 120-122.

ウアーとイスラエル財務相ダヴィド・ホロヴィッツ (David Horowitz, 1899-1979) の極秘会談が行われた。この会談は、ユダヤ人でSPD所属の連邦議会議員ヤーコブ・アルトマイアー (Jakob Altmaier, 1889-1963) の仲介によって実現したものである¹³。そこでアデナウアーは、改めてナチ体制下の不法の責任を引き受ける声明の公表を約束した。

声明文の作成に関しては、ブランケンホルンとバロウの数カ月にわたる奮闘があった (Ramscheid 2006: 191)。問題となったのは、「集団的罪責」というテーゼの扱いと、補償上限の有無およびその根拠であった。ブランケンホルンは、イスラエルやユダヤ人との和解が西ドイツの国際社会への復帰にとって不可欠であると考える一方、声明が与野党の政治家や一般のドイツ人にも受け入れられる必要があることも認識していた (Blankenhorn 1980: 138)。

1951年7月13日、声明の第一草稿が完成した。これは、ドイツ人の「集団的罪責」を明確に否定し、一般のドイツ人とナチ体制を区別するものとなった。また、西ドイツの財政や、ドイツ人の戦争犠牲者・難民・被追放者への補償義務、さらには将来の防衛費との兼ね合いを理由に、ドイツの補償義務に制限も設けられた。この草稿をめぐる、さらに2カ月以上交渉が行われた。この間ドイツ側は、なんとかユダヤ人側にドイツ人の「集団的罪責」という考えを諦めさせようとした。また、高等弁務官府もテキストの改訂に関与した¹⁴。こうして練り上げた声明の文言が、51年9月26日の閣議で承認された¹⁵。

1951年9月27日、アデナウアーは連邦議会で、後に「歴史的」と形容される演説を行った¹⁶。西ドイツ首相が、「ドイツ民族の名において」犯された「言語を絶する犯罪」を認め、反ユダヤ主義的扇動に対しては刑事訴追で厳しく闘うという保証と、ユダヤ人に対する「道徳的・物質的な補償」を約束したのである。そして「連邦政府は、ユダヤ人と、故郷を喪失した極めて多くのユダヤ人難民を受け入れたイスラエル国家の代表とともに、物質的な補償問題を解決に導く用意がある」ことを表明した。争点となった「集団的罪責」については言及されなかった。また支払い限度の根拠として、将来の「防衛費」を挙げることは回避された。共産党と極右を除く全ての党派が、この声明を承認した。

この演説は国際社会から概ね肯定的な反応を得た。このときアデナウアーが気にかけていたのはアメリカをはじめとする西側諸国の世論だったが、『ワシントン・ポスト』は「1933年 [=ナチスの政権掌握] 以前からのドイツにおける最良の出来事」と評価し、『ニューヨーク・タイムズ』はドイツの「道徳的な再生の画期」と言祝いだ (Schwartz 1991: 179)。また『マンチェスター・ガーディアン』も、「ドイツ人の心情変化の兆し」と記していた (Buettner 2003: 121)。アデナウアー演説は、ドイツの国際的な信用回復への重要な一歩となった。

4. イスラエルの覚書と「ユダヤ人对独物的請求会議」の設立

一方、その半年前の1951年3月12日、財政的に困窮状態にあったイスラエル政府は、米英仏ソの戦勝四カ国に対して、東西両ドイツによる計15億ドルの補償 (西ドイツ10億ドル、東ドイツ5億ドル) を請求する覚書を提示していた。額の算出根拠は、イスラエルに統合した移民が50万人で、移住者一人につき3000ドルの補償が要するというものだった¹⁷。

ソ連は何も回答しなかった。アメリカは51年7月に「遺憾ながら、ドイツ連邦共和国政府に

¹³ Vgl. *ZMuR*, Nr. 13 und 14, S. 152-156.

¹⁴ Erklärung der Bundesregierung (Entwurf), 25. 8. 1951, in: *AAPD* 1951, Dok. 145, S. 469-472.

¹⁵ 175. Kabinettsitzung am 26. Sept. 1951 TOP A, in: *KPBR*, Bd. 4, S. 662.

¹⁶ *VDB, I. WP*, 165. Sitzung, Bd. 9, 1951, S. 6697 f.

¹⁷ Die Note der israelischen Regierung zum 12. März 1951, in: *Dialog*, Teil I, Bd. 1, S. 33-39.

対してイスラエルへの賠償支払い義務を課すことはできない」¹⁸と回答し、西ドイツ政府と直接交渉するようイスラエルに要請した。このとき西側諸国は、イスラエルよりも西ドイツ（の経済再建や再軍備）を優先していたのである（ヴォルフズーン1995：43-44）。イスラエルは、やむなく「殺人者の国」との直接交渉に踏み出さざるをえなくなった¹⁹。

イスラエル政府と西ドイツ政府の仲介役となったのは、世界ユダヤ人会議の議長ナフム・ゴルトマン（ゴールドマン）（Nahum Goldmann, 1895-1982）だった。西ドイツとの交渉を促すゴルトマンに対し、イスラエル首相ダヴィド・ベン・グリオン（David Ben Gurion, 1886-1973）は、1951年3月の覚書を出発点にするという条件で交渉に応じることにした。

さらにゴルトマンは、イスラエル国外のユダヤ人も、相続人を失ったユダヤ人財産への請求権や、移住費用に対する補償請求権をもつと主張した。こうしてアデナウアーの「歴史的演説」から一か月後の1951年10月26日、ニューヨークで世界ユダヤ人会議をはじめ計22のユダヤ組織をもとに「ユダヤ人対独物的請求会議（Conference on Jewish Material Claims against Germany）」という上部組織（以下「請求会議」）が設立された。議長にはゴルトマンが選出された。そして請求会議は、イスラエルの補償請求を支持するとともに、それとは別に5億ドルを西ドイツに請求した。

5. 「世界史の羽ばたき」

交渉の開始を決定したのは、1951年12月6日にロンドンのクラリッジ・ホテルで行われたアデナウアーとゴルトマンの会談であった。この会談は極秘で行われ（アデナウアーは閣議にも諮らなかつた）、ゴルトマンはホテルの裏階段からアデナウアーの部屋を訪ねた。ベン・グリオンはゴルトマンに、イスラエルが要求した10億ドル（約42億マルク）という額を交渉の出発点としてアデナウアーに合意させるよう依頼していた。ゴルトマンはこの会談を「私が経験してきた重要な会談のなかでも、感情的に最も厄介で、おそらく政治的に最も重要なものだった」と後に回顧している（Goldmann 1980: 382）。

会談でゴルトマンは、ユダヤ人側の要求を一通り述べた後、来る西ドイツ＝イスラエル間の交渉には法的な根拠がない（ナチスの犯罪が生じた時点ではイスラエル国家は存在しないから）ゆえに、ユダヤ人側の請求内容と西ドイツの交渉受諾を書面で保証するよう依頼した²⁰。この異例の要求に対し、同席していたブランケンホルンは狼狽した。しかし、アデナウアーはこう応じたという。「ゴルトマンさん、私を知っている者は、私が言葉に乏しい男であり、また大袈裟なフレーズを嫌うことを知っています。それゆえ、あなたが話しておられるあいだ、私はこの部屋で世界史の羽ばたきを感じていたとあなたに申し上げても、それは大袈裟に受け取られないでしょう。補償への私の意志は心からのものです。私はそれを巨大な道徳的問題であり、新しいドイツの名誉ある責任であると考えております。[...] 私は、あなたが望む声明の責任を引き受ける用意があります。あなたは、今すぐ隣の部屋で私の秘書にそうした書簡の草稿を書かせ、今日のうちに私から書簡を受け取ることができるでしょう」（Goldmann 1980: 385 f.）。

こうしてゴルトマンは、西ドイツ政府がイスラエルとユダヤ人の代表との補償交渉を受諾するとともに、51年3月の覚書で提示された10億ドルという請求を交渉の出発点とするという、望み通りの文書を受け取ることができた（文面はAdenauer 1987: 150）。

¹⁸ The Secretary of State to the Ambassador of Israel (Eban) [5. 7. 1951], in: *FRUS 1951. Vol. V*, p. 750.

¹⁹ Cf. Memorandum of Conversation, 30. 11. 1951, in: *FRUS 1951. Vol. V*, pp. 948-950.

²⁰ Aufzeichnung zu einer Besprechung zwischen Bundeskanzler Konrad Adenauer und Dr. Nahum Goldmann, 6. 12. 1951, in: *ZMuR*, Nr. 24, S. 177.

1952年1月7日、ベン・グリオンはイスラエル議会（クネセト）で、ドイツ政府が交渉を受諾したことを発表し、交渉開始に賛同するよう請うた。これに対し議事堂前では、ドイツから「Blutgeld」（直訳すると「血のカネ」。「近親を殺された代償のカネ」という意）を受け取ることを断固拒否する右派を中心に1万人以上の激しいデモが組織され、数百人が負傷する事態となった。ベン・グリオンの動議は1月9日に61対50で承認された（Jena 1986: 466）。

III. 交渉

1. 交渉準備

1952年2月21日、イスラエルとの交渉に入るにあたってアデナウアーは、外務次官ヴァルター・ハルシュタイン（Walter Hallstein, 1901-82）と協議のうえ、フランクフルト大学で民法を講じていたフランツ・ベーム（Franz Böhm, 1895-1977）教授を代表団長に抜擢した²¹。ベームはナチスのユダヤ人政策を批判したため教職を解かれた経験があり、その点で「白」だった（Böhm 1976: 448 f.）。また副団長には、バーデン＝ヴュルテンベルクの司法省で補償問題に従事していた弁護士のおットー・キュスター（Otto Küster, 1907-89）が任命された。

交渉準備のための省庁間会議も1952年2月に数回行われた。これには首相府、外務省、財務省、司法省、経済省、ドイツ諸州銀行（ドイツ連邦銀行の前身）の代表が参加した。これらの協議では、何よりも10億ドル、42億マルクという請求額の高さが問題とされた（参考までに記すと、1953年の連邦政府予算は約270億マルクである）。この点で最も強く反対したのが財務省であった。また、ドイツの対外債務との関係も問題となった。戦前からのドイツの対外債務は160億マルクと見込まれており、その清算については1952年2月28日に始まるロンドン債務会議で、銀行家ヘルマン・ヨーゼフ・アプス（Hermann Josef Abs, 1901-94）率いるドイツ代表と関係諸国とのあいだで交渉が行われる予定であった。つまり、ロンドン債務会議と対イスラエル交渉は並行して行われるのであり、イスラエルとユダヤ人への補償額は、ロンドン債務会議の結果に左右されると考えられた。

1952年2月26日の閣議でアデナウアーは、3月半ばからブリュッセルでイスラエルとの「極めて困難かつデリケートな交渉」を開始すること、そしてアメリカもそれを促していることを告げた。その翌日、CSU所属の財務相フリッツ・シェファー（Fritz Schäffer, 1888-1967）は次官アルフレート・ハルトマン（Alfred Hartmann, 1894-1967）にこう告げている。「私は閣議で交渉それ自体を断固として拒否した。なぜなら、世界ユダヤ人の途方もなく高い期待を満たすことは不可能だからだ」²²。交渉には漕ぎつけたものの、前途は多難であった。

2. 交渉開始

1952年3月21日にオランダのワセナルで、西ドイツ、イスラエル、請求会議の三者間交渉が始まった。テロを懸念したイスラエル側の要望で、開催地はブリュッセルから変更された。事実、「あるユダヤ人パルチザン組織」が3月27日にアデナウアー暗殺を、31日にドイツ代表団に対する爆弾テロを企てていた（Sietz 2003）。初めから予定が狂ったこの交渉は、結局「少な

²¹ Vgl. 204. Kabinettsitzung am 26. Febr. 1952 TOP B, in: *KPBR*, Bd. 5, S. 132 f. なお、ハルシュタイン自身もフランクフルト大学法学部の教授であり、第二次世界大戦後には学長（Rektor）を務めていた。

²² Ebd., S. 133, Anm. 45. Vgl. An den Bundesminister der Finanzen, Bonn, 29. Februar 1952, in: Adenauer 1987: 184 f.

らぬ危機の連続」(Blankenhorn 1980: 139) となった。

ユダヤ人側の開会声明で会議は始まった。それは、大戦中のヨーロッパ・ユダヤ人の運命を詳細に述べ、彼らに対する集団的な補償を求めるものだった。また、この補償は決して大量虐殺の償いと混同されてはならない点も強調された。これに対しベームは、アデナウアーの声明に基づき、ドイツの補償義務を認めた。そして、本交渉とロンドン債務会議との調整の必要を述べ、支払い能力の限度への言及が、決して補償の意志の欠如ではなく、西ドイツ一国ではどうにもならない事情に拠るものであることに理解を求めた。

このドイツ側の説明に対し、イスラエル代表は深い失望を表明した。ユダヤ人に対する補償は他のいかなる義務にも優先するのであり、アデナウアーもそれを認めたのではなかったかと。ドイツ代表団は、問題はドイツの支払い能力であり、それはロンドン債務会議の経過に影響を受けざるをえないという立場を繰り返した。

この最初の重苦しい雰囲気は、イスラエルの交渉団長フェーリクス・シナール (Felix E. Shinnar, 1905-85) とキュスターがシュトゥットガルトの同じ実科ギムナジウムに通っていたことが分かり、いくぶん緩んだ (Shinnar 1967: 36 f.)。他のユダヤ人代表もドイツ出身であった。当初は頑なにドイツ語で喋ることを拒否していたユダヤ人側の代表も、次第にドイツ語を用いるようになる。

交渉の中心はイスラエルの請求だった (請求会議は自分たちの要求をひとまず棚上げした)。財政的に窮乏するイスラエルは、できるだけ高額な支払いをできるだけ短期間に受け取ることを目指し、10億ドル (42億マルク) を5年から7年以内に支払うことを要求した。これに対しドイツ代表団は、50万人の移民・難民の総編入コストを45億マルクと算出し、その三分の二、つまり30億マルクを西ドイツが支払うと主張した。

ベームとキュスターは、この額の承認を本国政府に求めた²³。これを受け、1952年4月5日にボンで協議が開かれた²⁴。参加者はアデナウアー、副首相フランツ・ブリュヒャー (Franz Blücher, 1896-1959)、経済相ルートヴィヒ・エアハルト (Ludwig Erhard, 1897-1977)、外務次官ハルシュタインと財務次官ハルトマン、そしてブランケンホルン、アプス、ベーム、キュスターだった。ここでロンドン債務会議の代表団長アプスが、ロンドンの結果を待たずに額を確定することに反対したが、アデナウアーはベームとキュスターの側についた。

こうしてベームらは4月7日にワセナールで、連邦政府が30億マルクを承認したことを報告した。しかし、イスラエル側の反応は「冷淡」だった (Böhm 1976: 454)。結局、交渉は「ドイツ政府から満足のいく提案」が提示されるまで「中断」されることとなった。

3. 紛糾

交渉中断のあいだ、西ドイツ政府内は紛糾した。財務相シェファーは、あくまで対外債務支払と再軍備の優先を主張した。また、自由民主党(FDP)所属の司法相トーマス・デーラー (Thomas Dehler, 1897-1967) は、ユダヤ人を優先する補償のやり方は、国内の反ユダヤ感情を刺激するとして反対した (ヴォルフゾーン 1995: 46-47)。

かかる閣内の反応は、当時の西ドイツ国民の意識を反映したのもでもあった。1952年8月時点でのアレンスバッハ研究所の世論調査によると、「ドイツ・ユダヤ人生存者に対する補償」を

²³ Aufzeichnung des Delegationsleiters Böhm und des Stellvertretenden Delegationsleiters Küster, 1. 4. 1952, in: AAPD 1952, Dok. 92, S. 247-253.

²⁴ Besprechung unter Vorsitz des Bundeskanzlers Adenauer, 5. 4. 1952, in: AAPD 1952, Dok. 95, S. 261-267.

支持する国民は5割以上いたものの、「30億マルク分の物資という形でのイスラエルへの補償は必要だと思うか」という問いに対しては、支持は11パーセントに過ぎず、実に44パーセントの国民が「不要」と答え、24パーセントが「支持はするが高額すぎる」と答えている (Neumann 1956: 130)。

ベームとキュスターは、補償への道義的関心を喚起するため、新聞やラジオで積極的に補償問題について発言し、イスラエルの請求に対する共感を公にした。これに怒った財務相は、52年5月7日に二人を激しく叱責した²⁵。これによりキュスターは代表団を辞することを決めた。また5月16日の閣議で、ベームは道義的にも政治的にも最低30億マルクは絶対に必要だと主張したが、やはりシェファアの強い抵抗にあった。一方アプスが、総額を決めずに暫定措置としてイスラエルにさしあたり毎年1億から1億5千万マルクを提供するという案を提示したが、ベームはイスラエルの財政窮迫に付け込むやり方を断固として拒否し、やはり辞任することを告げた²⁶。なおアプスの提案は、論外としてイスラエル側にすぐに退けられた (Shinnar 1967: 40 f.)。

1952年5月20日にドイツ代表団の正・副団長の辞任が公になったとき、連邦政府に対する激しい批判が国内外から浴びせられた。このころアデナウアーは、ドイツ条約 (西ドイツが主権を回復するための条約) と欧州防衛共同体 (EDC) 交渉に「時間を奪われていた」ため、対イスラエル交渉は疎かになっていた²⁷。しかし、国際世論と野党の圧力から、アデナウアーも積極的に動かざるをえなくなる。

まず外国紙が、連邦政府の補償政策を厳しく非難していた。あるオランダの新聞は、ベームの辞任について「ドイツの恥」という見出しで報じた²⁸。また、SPDのカルロ・シュミット (Carlo Schmid, 1896-1979) を委員長とする連邦議会の外務委員会が、イスラエルとユダヤ人の補償請求は道義的な理由から対外債務に優先するという決議を52年5月10日に採択した (Schmid 2008: 510-513)。その同日にシューマッハーが、ロンドンとワセナルの交渉を切り離すべきであるとアデナウアーに書簡を送っていた²⁹。さらに5月19日には、前述のアプス提案に怒ったゴルトマンから、交渉の道義的意義を強調され、速やかな交渉再開を求められた (警告のためゴルトマンは書簡の写しをマックロイにも送付した)³⁰。アデナウアーは、「世界から連邦共和国が反ユダヤ主義的であるという評判を立てられる危険は近い」³¹と認識し、以後対イスラエル交渉を先導するようになる。

4. アデナウアーのイニシアティブと交渉再開

まずアデナウアーは、ベームを呼び、辞任を撤回して、解決案を提示するよう促した。ベームはこれに応じ、30億マルクの物資を8年から12年年賦で支払うことを提案した。アデナウアーはこれに同意し、ベームにすぐパリへ行き、そこでゴルトマンと相談するよう手配した。会談は5月23日に行われ、ゴルトマンはベームの案に同意するとともに、請求会議への補償額を5億

²⁵ Vgl. Delegationsleiter Böhm, z. Z. Frankfurt/Main, an Ministerialdirektor Blankenhorn, 8. 5. 1952, in: AAPD 1952, Dok. 127, S. 352-357.

²⁶ 220. Kabinettsitzung am 16. Mai 1952 TOP 1 u. 2, in: KPBR, Bd. 5, S. 327-330.

²⁷ An Dr. Nahum Goldmann, New York, 3. Mai 1952, in: Adenauer 1987: 211.

²⁸ Sondersitzung am 20. Mai 1952 TOP 2, in: KPBR, Bd. 5, S. 348, Anm. 13.

²⁹ SPD-Vorsitzender Schumacher an Bundeskanzler Adenauer, 10. 5. 1952, in: AAPD 1952, Dok. 131, S. 363 f.

³⁰ Schreiben Nahum Goldmanns an Konrad Adenauer, London, 19. Mai 1952, in: *Dialog*, Teil I, Bd. 1, S. 65-67. なお、アデナウアーは回顧録で「アプスの提案には関知していなかった」と述べているが (Adenauer 1966: 147)、前掲の5月16日の閣議議事録でも確認できるように、これは虚偽である。この点は多くの研究が指摘している。E.g. Hansen 2004: 217; Jena 1986: 473 f.

³¹ Sondersitzung am 20. Mai 1952 TOP 2, in: KPBR, Bd. 5, S. 348.

マルクに減額（当初の請求の四分の一以下）し、さらにイスラエルと請求会議の請求を共同で扱うよう提案した³²。

こうして合意への道が開けてきた。1952年6月10日にボンで、アデナウアー、ベーム、ハルシュタイン、ゴルトマン、シナールらの間で協議が行われ、ベームとゴルトマンによって練られたドイツ側提案（14年以内に34～35億マルクを物資で支払う）が概ね合意された。さらにこの合意内容は、ロンドン債務会議の経緯に左右されないとされた³³。

1952年6月17日の閣議でアデナウアーがこのドイツ側提案を議決しようとしたとき、やはりシェファアの強い抵抗にあった。しかし、アデナウアーの決意は固かった。このままでは西ドイツが「西側世界全体」から政治的・道義的に孤立してしまう。それゆえ、「イスラエルと合意に達するためには、かなりの財政的犠牲も甘受せねばならない」と力説した。閣議は本提案を多数決で承認した³⁴。

こうして1952年6月24日、ワセナール交渉が再開した。締結すべき補償協定の草案は、上述のドイツ側提案を土台に審議された。そして補償限度などをめぐって、さらに2カ月交渉が続けられた。この間、ドイツ財務省は抵抗を続けた。また副首相ブリュヒャーのように、アラブ諸国との関係悪化への懸念から、補償に反対する閣僚もいた（Lenz 1989: 420）。そのつどアデナウアーは、補償の政治的・道義的な意義を強調せねばならなかった³⁵。

他方、アメリカも交渉妥結を促した。7月15日に高等弁務官マックロイは、交渉が挫折した場合、「ドイツの将来と国際的立場」が危うくなるとアデナウアーに書き送っている（Schwartz 1991: 183）。こうしたアメリカの態度を受けてアデナウアーは、シェファアの意を酌んであらためてイスラエルとの協定に反対したCSU党首フランツ・ヨーゼフ・シュトラウス（Franz Josef Strauß, 1915-88）との会談（8月18日）において、「われわれはアラブ諸国よりもアメリカに配慮しなければならないのだ」と述べている（Lenz 1989: 412）。

協定草案は52年8月末に仕上げられ、9月8日に閣議で承認された³⁶。最後まで反対を貫いたのは、シェファアと労相のアントーン・シュトルヒ（Anton Storch, 1892-1975）だった。

IV. 調印・批准・履行

1952年9月10日、ルクセンブルクの市庁舎で、西ドイツ＝イスラエル間の補償協定と、西ドイツ＝ユダヤ人対独請求会議間の「議定書」が調印された。これらがまとめて「ルクセンブルク補償協定」と呼ばれることになる。ドイツの代表はアデナウアー、イスラエルの代表は外相モシェ・シャレット（Moshe Sharett, 1894-1965）、請求会議の代表はゴルトマンだった。西ドイツのイスラエルへの補償額は全体で30億マルク、12～14年間にわたって、毎年最低2億5000万

³² Vgl. Adenauer 1966: 147-151; Böhm 1976: 460 f. 会議の翌日にベームがアデナウアーに送付した、ゴルトマンとの会談に関する詳細な報告書は次に収録されている。Bericht über die Besprechung mit Dr. Goldmann und israelischen Delegationsmitgliedern vom 23. Mai 1952 in Paris, *Dialog*, Teil I, Bd. 1, S. 67-72.

³³ Niederschrift einer Besprechung zwischen Goldmann, Shinnar, Hallstein, Böhm, Frowein und Abs, 10. 6. 1952, in: *ZMuR*, Nr. 37, S. 200 f.

³⁴ 228. Kabinettsitzung am 17. Juni 1952 TOP C, in: *KPBR*, Bd. 5, S. 394-398. Vgl. auch: Aufzeichnung einer Aussprache von Bundesfinanzminister Fritz Schäffer mit Staatssekretär Walter Hallstein, 16. 6. 1952, in: *ZMuR*, Nr. 38, S.202.

³⁵ E.g. 235. Kabinettsitzung am 15. Juli 1952 TOP 3, in: *KPBR*, Bd. 5, S. 456-458.

³⁶ 245. Kabinettsitzung am 8. September 1952 TOP 1 u. 2, in: *KPBR*, Bd. 5, S. 549-558.

マルクを物資で支払うことが合意された（結局66年3月まで滞りなく履行された）³⁷。また議定書は、西ドイツが連邦レベルでナチス迫害犠牲者への補償法を制定することを求めるとともに³⁸、請求会議への4億5000万マルクの支払いを定めていた。

協定をめぐる争いはこれで終わらなかった。ルクセンブルク協定によって中東の経済的・軍事的均衡が崩れると考えたアラブ諸国の介入が激化したからである。1952年11月12日にアラブ連盟は、もし西ドイツが協定を批准すれば、経済的ボイコットに踏み切ると脅迫した（Lenz 1989: 466 f.）³⁹。西ドイツは、一時的にアラブ諸国との関係悪化を甘受せねばならなかったのである。

また、補償協定の連邦議会での批准（53年3月18日）も難航した。シェファアやシュトラウスらが反対に回り、与党から多数の欠席者・反対者を出した。しかし、野党SPDの全員が賛成に回り、批准に成功した。賛成238票のうち125がSPD票であり、連立与党側の票は106に過ぎなかった。反対34票のうちの15票、そして保留86票のうち68票が与党の票だった（連邦参議院での批准は3月20日）。

こうして交渉開始からちょうど1年後の53年3月21日に、補償協定が連邦官報で公布された⁴⁰。このタイミングでの批准は、アデナウアーにとって、与党票を分裂させてでも必要なものであった。なぜなら、同年4月に彼は初の訪米を控えており、補償協定を批准せぬままアメリカに行くことは避けたかったと思われるからである（Trimbur 2003: 268）。

さて、ルクセンブルク補償協定に基づき、イスラエルはドイツから原料、鉄鋼、機械、船舶などを年間2億5000万から3億マルク分買い付けた。これは当時のイスラエルの総輸入の2割から3割に相当する。こうした物資によって、イスラエル国内の道路・鉄道網、電気・通信網、灌漑設備などのインフラが整備された。協定では軍需品の購入は禁止されたが、輸入した鉄鋼や機械を加工して軍事目的に利用することは可能だった。さらにイスラエルは、補償金の約3割を軍事にも不可欠な石油の輸入に充てた（イギリスから購入し、ドイツが代金を支払った）。ルクセンブルク協定による補償物資は、軍事も含むイスラエルの国家基盤の確立に大きく貢献したのである（武井2005：115-116；同2012：307）。

V. 結論的考察—協定成立の要因をめぐって

さて、ここまでルクセンブルク補償協定の成立過程を、主に西ドイツ側の視点から、国際政治と国内政治に目を配りつつ、検討してきた。ルクセンブルク補償協定をめぐっては、それまでも研究蓄積はあったものの、本格的な実証研究が進んだのは比較的最近のことと言える。これらをつまえて本稿は、ルクセンブルク協定時の西ドイツの対イスラエル外交は、「宰相民主主義」を遺憾なく揮うことができた時代のアデナウアーによる、主体的な「西側結合」政策の結果であると位置づけるものである。以下、先行研究にも言及しつつ、整理していこう。

アデナウアーは、イスラエルとの補償交渉に「新生ドイツ国家が世界において信用と名声と信

³⁷ なお、前述のようにイスラエルは東ドイツに対して5億ドルを請求していたが、東ドイツは、第三帝国の継承国は西ドイツであるとして補償を拒否した。その後の展開については、石田2002：255-257、261-262を参照。

³⁸ この「第一議定書」に基づき1953年に「連邦補充法」が公布され、さらに56年には「ナチス迫害犠牲者に対する連邦補償法」が成立した。連邦補償法の意義については、石田2002：130-134；武井2005：118-120を参照。

³⁹ Vgl. auch: 258. Kabinettsitzung am 14. November 1952 TOP A, in: *KPBR*, Bd. 5, S. 689.

⁴⁰ Bundesgesetzblatt Teil II, Nr. 5 vom 21. 3. 1953, S. 35-97. イスラエル政府は53年3月22日に批准した。

頼を取り戻すことができるか」(Blankenhorn 1980: 138)がかかっていると理解していた。ドイツを国際社会に復帰させ、「西側世界」に結び付けるという彼の外交政策の大原則、つまり「西側結合」路線の延長線上に、対イスラエル政策も位置していたと言える。それゆえ対イスラエル政策を、他の外交領域とは異なるアデナウアーの「道徳的意志」の産物であると捉える(たとえばGillesen 1986: 17-19)のは、いささか聖人化が過ぎよう。

それゆえ、アデナウアーの対イスラエル政策にとって重要だったのが、やはりアメリカの存在である。ルクセンブルク補償協定をめぐるこれまでの研究は、かなりの程度、アメリカの「圧力」「介入」の有無をめぐる議論が闘わされてきた⁴¹。そして、近年のJelinekらの研究が明らかにするように、要所でのマックロイの動きを見ると、「補償はアメリカの圧力なしで行われた」(ヴォルフゾーン1995: 42)とまで言い切るのは、もはや躊躇われよう。とはいえ、協定成立の要因を、アメリカの直接的な介入の結果と捉えるのも無理がある。むしろアデナウアーは、アメリカの(世論も含めた)反応に配慮しつつ、主体的に補償協定を進めたと言える。またアデナウアーは、「アメリカの意向」や「アメリカの世論」というカードを、補償反対派を黙らせる手段として用いることができたのである。

加えて、ルクセンブルク補償協定の成立にあたっては、野党SPDの動きも重要であった。本協定をシューマッハーの成果と捉える研究すらある。しかし、ここで注意したいのは、ユダヤ人政策へのSPDの関与は、戦後の国家建設ヴィジョンをめぐるCDUとの主導権争いという権力政治的な文脈のなかでも理解すべきであるということである⁴²。そしてアデナウアーは、SPDのお株を奪う形で、ユダヤ人への補償を進めていったのである。結局、ルクセンブルク協定に関しては、批准までの全ての段階で、SPDは天敵であるアデナウアーを支え続ける結果となったのである。

とはいえ、権力政治的な配慮のみがアデナウアーを動かしたわけではない。やはり、彼なりのユダヤ人への共感と道義的な責任意識も働いていたことを見逃すべきではないだろう。アデナウアーは、ケルン市長時代(1917~33年)から「ユダヤ人びいき(Philosemit)」として知られていた(Schwarz 1986: 897)。彼は、正統派のユダヤ人ゲマインデを支援し、多くのユダヤ人を友にもち、シオニストに共感を寄せてもいた。また、ナチスの反ユダヤ主義を無教養で野蛮なものとして毛嫌いしていた。さらに、1933年にアデナウアーがナチス政府によって市長職を追われ、住居と銀行口座が差し押さえられたとき、窮地を救ったのは、ベルギーの工業家でユダヤ人のダニー・D・ハイネマン(Dannie N. Heineman, 1872-1962)だった。ハイネマンは、事態を聞いてアデナウアーのもとに駆けつけ、一万マルクを渡したのである。アデナウアーはこのときの恩を生涯忘れなかった(Schwarz 1992)。終戦後に再びケルン市長となったアデナウアーは、強制収容所の生存者を帰還させるため、市のバスをブーヘンヴァルト、ダッハウ、テレージエンシュタットに派遣したが(Adenauer 1965: 25)、これはドイツの自治体では類例のない英断であった。かかる人物が西ドイツの指導者だったことは、補償協定の成立にとってきわめて重要だったのである。

さらに、本稿が対象とした1950年代初頭においては、アデナウアーが、外交領域においては、ほぼ独裁的な権力を保持していたことも大きい。たとえば、外務省は1951年3月に再建されたばかりであり、また自党のCDUも連邦レベルではいまだ組織化が進んでいない状態だった。ルク

⁴¹ アメリカの影響力を重視し、西ドイツ外交の自律性を否定するものとしてJena(1986)が、それに対する反論としてアメリカ(および西側諸国)の圧力などなかったと主張するものとしてWolffsohn(1987)がある。この論点を整理したものとして、Trimbur(2003)がある。とくに270-272頁を参照。

⁴² この点は宮本光雄先生(成蹊大学)にご教示いただいた。記して感謝申し上げる。ルクセンブルク補償協定成立にあたってSPDの寄与を重視するものとして、石田2002、とくに126-130頁を参照。

センブルク補償協定の成立過程でアデナウアーは、極めて重要な決定を閣議にも自党議員団にも議会にも諮らずに下していったが、それが可能だったのは以上の権力布置状況にも起因する。本稿では立ち入ることができないが、実際1950年代後半に入ると、外務省のアラブ政策積極派が力をつけ、親イスラエル政策を続行するアデナウアーと衝突するようになっていくのである。

1953年2月にロンドン債務協定の調印も済ませた西ドイツは、第三帝国の継承者として、その後「過去の克服」に取り組んでいくことになる。これまでアデナウアー時代については、「過去の克服」の不十分さばかりが指摘されがちであった（またそれは十分理由のあることである）。しかし、イスラエルとの「和解」に着手し、ナチス迫害犠牲者に対するその後の補償への道を拓いたのもこの時代であったことは、改めて見直されてもよいだろう。

ところで、前述のように軍事も含むイスラエルの国家基盤は西ドイツの補償によって整えられたのだが、さらにアデナウアー政権は、1957年から国交不在の状態で（というよりその埋め合わせとして）イスラエルへの軍事支援を極秘で進めた（アデナウアー退任後の64年に暴露される）。西ドイツとの「接近と和解」によって、イスラエルは中東紛争を生き延びることができたとも言えるのである。また、1956・57年のスエズ危機をめぐっては、イスラエルへの対応をめぐって、西ドイツとアメリカは鋭く対立することになる。

このように、補償協定成立以降も、ドイツ＝イスラエル関係、そしてドイツ＝中東関係は、きわめて興味深い問題群を提起しているのだが、それを論じるのは他日を期したい⁴³。

参考文献

<政府関係資料・一般資料集>

Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland, hg. im Auftrag des Auswärtigen Amtes vom Institut für Zeitgeschichte, 1949/50; 1951; 1952; 1953 (2 Bde.), München: R. Oldenbourg, 1997-2001. 【AAPDと略】

Dokumente zur Deutschlandpolitik, hg. vom Bundesministerium des Innern unter Mitwirkung des Bundesarchivs, II. Reihe / Bd. 2 (Die Konstituierung der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik 7. September bis 31. Dezember 1949); II. Reihe / Bd. 3 (1. Januar bis 31. Dezember 1950), München: R. Oldenbourg, 1996-1997. 【DzDと略】

Foreign Relations of the United States, 1951. Volume V: The Near East and Africa, U.S. Government Printing Office, 1982. 【FRUSと略】

Jelinek, Yeshayahu A. (Hg.), *Zwischen Moral und Realpolitik. Deutsch-israelische Beziehungen 1945-1965. Eine Dokumentensammlung*, Gerlingen: Bleicher Verlag, 1997. 【ZMuRと略】

Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung, hg. für das Bundesarchiv von Hans Booms, Bd. 2 und 3. 1950; Bd. 4. 1951; Bd. 5. 1952, Boppard am Rhein: Harald Boldt, 1984-1989. 【KPBRと略】

Verhandlungen des Deutschen Bundestages, 1. Wahlperiode, Stenographische Berichte, Bd. 1-17, Bonn, 1949-1953. 【VDB, 1. WPと略】

Vogel, Rolf (Hg.), *Deutschlands Weg nach Israel. Eine Dokumentation*, mit einem Geleitwort

⁴³ なお、西独＝イスラエル関係とパレスチナ問題との連関については、武井彩佳氏による簡にして要を得た論考がウェブ上で公表されている。武井彩佳「ドイツとイスラエルの和解とパレスチナ問題」『Synodos』2013年10月8日 <http://synodos.jp/international/5768> (2014年9月30日閲覧)。

von Konrad Adenauer, Stuttgart: Seewald Verlag, 1967 (*The German Path to Israel: A Documentation*, London: Wolff, 1969)

Vogel, Rolf (Hg.), *Der deutsch-israelische Dialog. Dokumentation eines erregenden Kapitels deutscher Außenpolitik*, 8 Bde., München / New York / London / Paris: Saur, 1987-1990.
【*Dialog*と略。とくに本稿では政治篇のTeil I: Politik, Bd. 1を主に使用】

<日記・回顧録・演説集など>

Adenauer, Konrad 1965. *Erinnerungen 1945-1953*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt (佐瀬昌盛訳『アデナウアー回顧録』I・II、河出書房、1968年)。

—— 1966. *Erinnerungen 1953-1955*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, bes. S. 132-162.

—— 1984. *Teegespräche 1950-1954*, bearb. von Hanns Jürgen Küsters, Berlin: Siedler.

—— 1987. *Briefe 1951-1953*, bearb. von Hans Peter Mensing, Berlin: Siedler.

Blankenhorn, Herbert 1980. *Verständnis und Verständigung. Blätter eines politischen Tagebuchs 1949 bis 1979*, Frankfurt a.M. / Berlin / Wien: Propyläen, bes. S. 138-142.

Böhm, Franz 1976. “Das deutsch-israelische Abkommen 1952,” in: Dieter Blumenwitz et al. (Hg.), *Konrad Adenauer und seine Zeit. Politik und Persönlichkeit des ersten Bundeskanzlers*, Bd.1: Beiträge von Weg- und Zeitgenossen, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, S. 437-465.

Goldmann, Nahum 1976. “Adenauer und das jüdische Volk,” in: Dieter Blumenwitz et al. (Hg.), *Konrad Adenauer und seine Zeit. Politik und Persönlichkeit des ersten Bundeskanzlers*, Bd.1: Beiträge von Weg- und Zeitgenossen, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, S. 427-436.

—— 1980. *Mein Leben als deutscher Jude*, München: Langen Müller.

Heuss, Theodor 1984. *Politiker und Publizist. Aufsätze und Reden*, ausgewählt und kommentiert von Martin Vogt, Tübingen: Wunderlich.

Lenz, Otto 1989. *Im Zentrum der Macht. Das Tagebuch von Staatssekretär Lenz 1951-1953*, bearb. von Klaus Gotto, Hans-Otto Kleinmann und Reinhard Schreiner, Düsseldorf: Droste.

Schmid, Carlo 2008. *Erinnerungen*, 2. Aufl., Stuttgart: S. Hirzel (zuerst 1979).

Shinnar, Felix E. 1967. *Bericht eines Beauftragten. Die deutsch-israelischen Beziehungen 1951-1966*, mit einem Vorwort von David Ben Gurion und Konrad Adenauer, Tübingen: Wunderlich.

<外国語文献>

Albrecht, Willy 1989. “Ein Wegbereiter: Jakob Altmaier und das Luxemburger Abkommen,” in: Ludolf Herbst und Constantin Goschler (Hg.), *Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland*, München: R. Oldenbourg, S. 205-213.

Berggötz, Sven Olaf 1998. *Nahostpolitik in der Ära Adenauer. Möglichkeiten und Grenzen (1949-1963)*, Düsseldorf: Droste.

Buettner, Friedmann 2003. “Germany’s Middle East Policy: The Dilemmas of a “Policy of Even-Handedness” (Politik der Ausgewogenheit),” in: Haim Goren (ed.), *Germany and the Middle East: Past, Present, and Future*, Jerusalem: Hebrew University Magnes Press, pp. 115-159.

Feldman, Lily Gardner 1984. *The Special Relationship between West Germany and Israel*, Boston: Allen & Unwin.

—— 2012. *Germany’s Foreign Policy of Reconciliation: From Enmity to Amity*, Lanham:

- Rowman & Littlefield, esp. Ch. 4.
- Frohn, Axel (ed.) 1991. *Holocaust and Shilumim: The Policy of Wiedergutmachung in the Early 1950s*, German Historical Institute, Washington, D.C., Occasional Paper No. 2.
- Gillessen, Günther 1986. *Konrad Adenauer and Israel. The Konrad Adenauer Memorial Lecture 1986*, Oxford: St. Antony's College.
- Goren, Haim (ed.) 2003. *Germany and the Middle East: Past, Present, and Future*, Jerusalem: Hebrew University Magnes Press.
- Goschler, Constantin 1992. *Wiedergutmachung. Westdeutschland und die Verfolgten des Nationalsozialismus (1945-1954)*, München: R. Oldenbourg, bes. Kap. 6.
- Hansen, Niels 2004. *Aus dem Schatten der Katastrophe. Die deutsch-israelischen Beziehungen in der Ära Konrad Adenauer und David Ben Gurion*, 2. Aufl., Düsseldorf: Droste (zuerst 2002).
- Hindenburg, Hannfried von 2007. *Demonstrating Reconciliation: State and Society in West German Foreign Policy toward Israel, 1952-1965*, New York: Berghahn.
- Hockerts, Hans Günter 2001. "Wiedergutmachung in Deutschland. Eine historische Bilanz 1945–2000," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 49. Jg., Heft 2, S. 167-214.
- Jelinek, Yeshayahu A. 2003. "Like a Ball in the Field: Israel between the Two Germanies, 1949-1965," in: Haim Goren (ed.), *Germany and the Middle East: Past, Present, and Future*, Jerusalem: Hebrew University Magnes Press, pp. 291-303.
- 2004a. *Deutschland und Israel 1945-1965. Ein neurotisches Verhältnis*, München: R. Oldenbourg.
- 2004b. "Adenauer – Ben Gurion – Sharett – Goldmann und die Entwicklung der deutsch-israelischen Beziehungen," in: Hanns Jürgen Küsters (Hg.), *Adenauer, Israel und das Judentum*, Bonn: Bouvier, S. 15-26.
- Jena, Kai von 1986. "Versöhnung mit Israel? Die deutsch-israelischen Verhandlungen bis zum Wiedergutmachungsabkommen von 1952," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 34. Jg., Heft 4, S. 457-480.
- Köhler, Henning 1994. *Adenauer. Eine politische Biographie*, Berlin / Frankfurt a.M.: Propyläen, bes. S. 698-722.
- Krekel, Michael W. 1996. *Wiedergutmachung. Das Luxemburger Abkommen vom 10. September 1952*, Bad Honnef: Stiftung Bundeskanzler-Adenauer-Haus (Rhöndorfer Hefte: Bd. 1).
- Küsters, Hanns Jürgen (Hg.) 2004. *Adenauer, Israel und das Judentum*, Bonn: Bouvier (Rhöndorfer Gespräche: Bd. 20).
- Mensing, Hans Peter 2004. "Adenauers Beziehungen zu jüdischen Bürgern während seiner Kölner Oberbürgermeisterzeit und im Dritten Reich," in: Hanns Jürgen Küsters (Hg.), *Adenauer, Israel und das Judentum*, Bonn: Bouvier, S. 117-136.
- Mertens, Lothar 2006. *Deutschland und Israel. Ausgewählte Aspekte eines schwierigen Verhältnisses*, Berlin: Duncker & Humblot.
- Neumann, Elisabeth Noelle, und Erich Peter Neumann 1956. *Jahrbuch der öffentlichen Meinung 1947-1955*, Allensbach am Bodensee: Verlag für Demoskopie.
- Primor, Avi 2004. "Adenauer, Israel und Deutschland," in: Hanns Jürgen Küsters (Hg.), *Adenauer, Israel und das Judentum*, Bonn: Bouvier, S. 96-107.

- Raider, Mark A. (ed.) 2009. *Nahum Goldmann: Statesman without a State*, Alvan: State University of New York Press.
- Ramscheid, Birgit 2006. *Herbert Blankenhorn (1904-1991). Adenauers außenpolitischer Berater*, Düsseldorf: Droste, bes. S. 189-204.
- Sagi, Nana 1989. "Die Rolle der jüdischen Organisationen in den USA und die Chaims Conference," in: Ludolf Herbst und Constantin Goschler (Hg.), *Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland*, München: R. Oldenbourg, S. 99-118.
- Schwartz, Thomas A. 1991. *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, esp. pp. 175-184.
- Schwarz, Hans-Peter 1986. *Adenauer. Der Aufstieg: 1876-1952*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt.
- 1992. "Dannie N. Heinemann und Konrad Adenauer im Dialog (1907-1962)," in: Karl Dietrich Bracher et al. (Hg.), *Staat und Parteien. Festschrift für Rudolf Morsey zum 65. Geburtstag*, Berlin: Duncker & Humblot, S. 803-825.
- Shafir, Shlomo 1989. "Die SPD und die Wiedergutmachung gegenüber Israel," in: Ludolf Herbst und Constantin Goschler (Hg.), *Wiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland*, München: R. Oldenbourg, S. 191-204.
- Sietz, Henning 2003. *Attentat auf Adenauer. Die geheime Geschichte eines politischen Anschlags*, Berlin: Siedler.
- Trimbur, Dominique 2003. "American Influence on the Federal Republic of Germany's Israel Policy, 1951-1956," in: Haim Goren (ed.), *Germany and the Middle East: Past, Present, and Future*, Jerusalem: Hebrew University Magnes Press, pp. 263-289.
- Weingardt, Markus A. 2002. *Deutsche Israel- und Nahostpolitik. Die Geschichte einer Gratwanderung seit 1949*, Frankfurt a.M.: Campus Verlag, bes. S. 61-179.
- Wolffsohn, Michael 1987. "Die Wiedergutmachung und der Westen. Tatsachen und Legenden," *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B 16-17, S. 19-29.
- 1988. "Das deutsch-israelische Wiedergutmachungsabkommen von 1952 im internationalen Zusammenhang," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 36. Jg., Heft 4, S. 691-731.

<日本語文献>

- 石田勇治 2002年『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』東京：白水社。
- ヴォルフゾーン、ミヒャエル 1995年『ホロコーストの罪と罰—ドイツ・イスラエル関係史』雪山伸一訳、東京：講談社（講談社現代新書）（Michael Wolffsohn, *Ewige Schuld? 40 Jahre deutsch-jüdisch-israelische Beziehungen*, München: Piper, 1988）。
- 葛谷彩 2011年「ナチス時代の強制労働者補償問題—『終わることのない責任』？」『社会科学論集』（愛知教育大学）第49号：127-168頁。
- ゴシュラー、コンスタンティン 2011年「第二次世界大戦後のヨーロッパの協調において補償が果たした役割」（武井彩佳訳）、佐藤健生、ノルベルト・フライ（編）『過ぎ去らぬ過去との取り組み—日本とドイツ』東京：岩波書店、3-27頁。
- 武井彩佳 2005年『戦後ドイツのユダヤ人』東京：白水社。
- 2008年『ユダヤ人財産はだれのものか—ホロコーストからパレスチナ問題へ』東京：白水社。
- 2012年「微妙なドイツとの関係—「殺人者の国」からパートナーへ」立山良司（編著）『イ

- スラエルを知るための60章』東京：明石書店、306-310頁。
- 田村円 2011年「ナチズム体制崩壊後の『ドイツ＝ユダヤ関係』の展開1945-1953」日独共同大学院プログラム（東京大学＝ハレ大学）ワーキングペーパーシリーズ第5号。
- 前田直子 2000年「ルクセンブルク補償協定の成立過程とその意義」『研究報告集』（独協大学大学院外国語学研究科）第13号：37-55頁。
- 2001年「ルクセンブルク協定の成立過程におけるSPDの動き」『研究報告集』（独協大学大学院外国語学研究科）第14号：63-71頁。
- 矢野久 2006年「賠償と補償」『20世紀の中のアジア・太平洋戦争』（岩波講座 アジア・太平洋戦争8）東京：岩波書店、177-203頁。
- 山田敏之 1996年「ドイツの補償制度」国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』第34巻3・4号（特集「戦後補償」）：8-54頁。

※本稿は、2013年10月27日に新潟コンベンションセンター（朱鷺メッセ）で行われた、日本国際政治学会2013年度研究大会の部会「ヨーロッパのアジア・中東をみる眼」に提出した報告ペーパーに加筆・修正を施したものである。学会報告時に有益なコメントをくださった遠藤乾先生、中村英俊先生、フロアの方々、そして司会の鈴木均先生に御礼申し上げたい。また本稿は、同じくルクセンブルク補償協定を中心に扱った既発表の拙稿「ドイツとイスラエルの「接近と和解」—ルクセンブルク補償協定への道、1949-1953」（松尾秀哉・臼井陽一郎（編）『紛争と和解の政治学』ナカニシヤ出版、2013年所収）と叙述が大きく重なる部分があることをお断りしておきたい。

東アジアの貿易構造と為替制度選択問題に関する理論的考察*

Trade Structure and the Choice of Exchange Rate Regime in East Asia:
A Theoretical Consideration

ブー・トゥン・カイ**

Vu Tuan Khai

Abstract

Intra-regional trade in intermediate goods has become an important feature of trade and production in East Asia. In this article, I consider the implication of this intra-regional trade in intermediate goods to the choice of exchange rate regime for East Asian countries. Towards this end, I build a three-country New Open Economy Macroeconomic model which incorporates intra-regional trade in intermediate goods along with trade in final goods. The simulation results show that, in the presence of intra-regional trade in intermediate goods, in addition to the linkage in consumption (or aggregate demand), there emerges a new and important linkage between East Asian countries: that in production. In general, the optimal choice of exchange rate regime depends on the price setting behavior of firms in domestic and foreign markets. In the most realistic case in which the US dollar is used as the invoicing currency in trade, the optimal exchange rate regime, in terms of trade balance stabilizing, for an East Asian country is a basket peg composed by the US dollar and the Japanese yen in which the weight assigned to the US dollar is dominantly high.

I. はじめに

日本国経済産業省の通商白書2014年版によると、2000-2012年の期間において東アジアの域内貿易比率は50%前後である。その域内貿易に占める各タイプの財のシェアについて、最終消費財は11.5%、中間財は63.8%である。但し、ここでいう中間財とは部品や加工品であるが、東アジアの場合それは主に一般機械や電気機械、輸送機械、家庭用電気機器、電子機器といった最終財の生産過程に投入されるものである。また、各タイプの財の域内輸出比率をみると、最終消費財は30%弱で、中間財は60%以上である。これらのデータより、近年東アジアでは少なくとも貿易の面では経済統合が進展しており、域内貿易においては中間財貿易の存在がきわめて重要な存在であり、また外部の世界との貿易においては消費財が重要な存在であると言える。こ

* 本稿は、成蹊大学アジア太平洋研究センターの2012年度研究プロジェクト（パイロットプロジェクト）の研究成果論文である。同センターによる研究助成が研究を進めるプロセスにおいて大きな力となった。ここに記して感謝したい。また、中田勇人准教授（明星大学）に本稿に目を通していただき、有益なコメントをいただいた。もちろん、本稿におけるあり得べき誤りはすべて筆者個人の責任に帰する。

** 明星大学経済学部、School of Economics, Meisei University.
Email: vu.tuankhai@meisei-u.ac.jp.

のような貿易構造は東アジア諸国の為替制度選択に対してどのような含意をもつのであろうか。

東アジアでは、1997-98年にアジア通貨危機が発生し、タイや韓国、インドネシア、マレーシアなど域内の多くの国に大きな経済的・社会的な混乱をもたらした。それ以降、各国ではドルペッグ制の脆弱さが認識され、多くの国では米ドルに対してより高い変動性をもつ為替制度に移行しているが、どのような為替制度が望ましいかという問題は依然として研究者や政策当局などから高い関心を集めており、様々な議論が展開されている。また、上で言及したように近年域内において経済統合が進展していることから、域内における金融政策協調や為替制度設計の必要性に関する認識が一層高まっている。

東アジア諸国の為替制度選択に関する議論の中で、一部の研究者はドルや円、ユーロ、あるいは東アジア諸国の通貨までで構成される通貨バスケットペッグ制を導入すべきであると主張している (Ito et al. (1998), Ogawa and Ito (2002), Kawai (2004), Yoshino et al. (2004) など)。その理由は、多くの東アジアの国々は米国以外にも日本をはじめ域内の国々と高い比率で貿易取引を行っており、したがってこれらの国々の通貨も自国の通貨バスケットに加え、それを安定的に保つことによって実効為替レートの安定化、ひいては貿易収支の安定化を実現できるからである。

Shioji (2006) は、この議論に対し新しい視点を提供した。それは、貿易収支の安定化を基準として為替制度選択問題を考える際に、東アジアの域内外との貿易取引においてどの通貨が建値通貨 (invoicing currency) として使用されるかを考慮しなくてはならないという点である。なぜならば、現実がそうであるように、短期における財・サービスの価格の硬直性が存在する環境の下で、建値通貨は為替変動やマクロ経済ショックが实体经济への波及経路に影響を与えるからである。東アジア諸国は、確かに日本などとの貿易の比重が大きい、その貿易取引で建値通貨として米ドルのウェイトが圧倒的に多いため、日本円との為替レートを安定化させるからと言って自国の貿易収支が安定化するかどうかは分からず、やはりこの問題を扱おうとする理論的枠組みが必要である。Shioji (2006) はこのように指摘し、そして建値通貨をきちんと考慮する理論モデルを構築して詳細に分析した。

しかしながら、東アジア諸国の為替制度選択に関する先行文献は、貿易収支を基準として為替制度を考察しているにもかかわらず、近年域内において形成された貿易構造を十分に考慮したとは言えない。とりわけ、域内の中間財の貿易を考慮した研究は存在していない。中間財の貿易が為替制度選択に重要なのは、中間財が最終消費財のための生産要素であるため、中間財の貿易があると、東アジア諸国のケースのようにそれに携わる国々の間に、消費 (または需要) の面のリンケージのみならず、生産の面のリンケージが存在するからである。言い換えると、中間財貿易の存在によって、それが無い場合と比べ国々の相互依存の在り方が異なってくる。その結果、国際間におけるショックの波及効果が異なり、したがって為替制度設計にも影響を及ぼすであろうと推察できる。本稿ではこのような問題意識の下で、Shioji (2006) の理論モデルを拡張して中間財の貿易を取り入れる動学一般均衡モデルを構築し、それを用いて東アジア諸国の為替制度選択問題を考察する。第II節ではそのモデルの詳細について説明し、第III節ではモデルを用いて為替制度選択問題を分析し、第IV節では結論を述べる。

II. 理論モデル

本節では東アジアのマクロ経済環境を描写する理論モデルを構築する。本稿の理論モデルは、

「新しい開放マクロ経済学」(New Open Economy Macroeconomics, NOEM) という分野で用いられるタイプのモデルである。NOEMモデルはObstfeld and Rogoff (1995)によってその原型が開発され、近年国際マクロ経済の多くの問題を分析・解明するように様々な方向で著しい発展を遂げている。NOEMモデルの重要な特徴の一つは、経済主体に関する行動や市場構造に関するミクロ的基礎のある一般均衡モデルである点が挙げられる。それによって、例えば企業の価格設定行動を詳細に記述し、異なる価格設定方法の下で国際間におけるショックの波及効果がどう異なるか、あるいはその前提として様々な制度をどう設計するかといった問題を分析することが可能になっている。これが本稿でこのタイプのモデルを利用する主な理由でもある。

世界は3か国 A, J, U から構成され、このうち A, J の2か国は東アジア地域の国で、 U は外部の世界 (the rest of the world) を表す。読者は、 A をタイ、 J を日本、そして U を米国と想定すると以下で述べるモデルの構造がより理解しやすくなるかもしれない。

3か国 A, J, U は非貿易最終財と貿易最終財を生産し、後者の財については貿易取引を行う。さらに、東アジアの2か国 A 国と J 国では、中間財も生産し、それをお互いの貿易最終財の生産に投入要素として用いる。そのため両国の間には中間財の貿易取引も行われる。前述のように、中間財の導入は本稿で重要なポイントであり、それによって現実の東アジアにおける生産・貿易構造を捉えたいという意図がある。

世界人口の規模を1と基準化する。各国の人口は n^j で、但し $j=A, J, U$ である。各国において家計は x^j で表記され、区間 $[0, n^j]$ で連続的に分布する。企業は $x_{k,j}$ で表記され、但し $k=N, T, I$ はその企業の生産財のタイプを表し、 N, T, I はそれぞれ非貿易最終財、貿易最終財、中間財を表す。 N, T, I の各部門における企業は区間 $[0, 1]$ で連続的に分布する。

図1はモデルにおける経済取引構造を表すものである。以下では各国における経済主体や市場構造についての詳細を述べる。

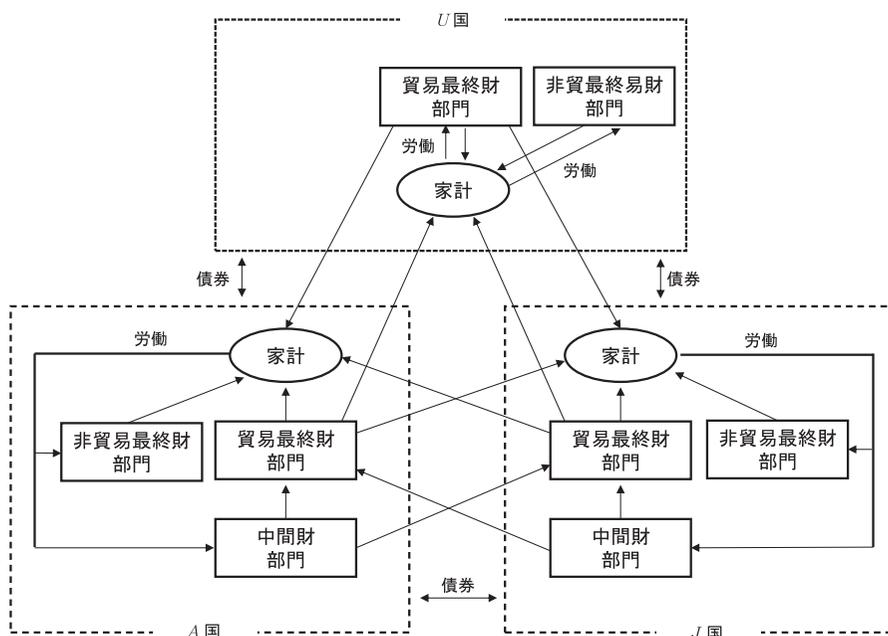


図1 理論モデルにおける3か国の経済取引構造

注記：表記のない矢印は中間財若しくは最終財のフローを表す。各国における政府部門は非表示。

1. 家計

各国における家計は労働し、消費し、自国の貨幣保有と債券で資産運用を行う。 t 期における j 国の家計 x^j の効用関数は次のように、財の消費 C と実質貨幣保有 M/P による効用と、労働 L による不効用からなる。

$$u_t(x^j) = \frac{[C_t(x^j)]^{1-\sigma}}{1-\sigma} - \omega_l \frac{[L_t(x^j)]^{1+\phi}}{1+\phi} + \omega_m \frac{[M_t(x^j)/P_t^j]^{1+\chi}}{1+\chi} \quad (1)$$

但し、 M は名目貨幣保有、 P は物価水準、 $\sigma, \phi, \chi, \omega_l, \omega_m$ はパラメータである。 t 期における家計の予算制約は次の通りである。

$$\begin{aligned} V_t(x^j) + P_t^j C_t(x^j) + S_t^j B_t^j(x^j) + M_t(x^j) = W_t^j L_t(x^j) + \frac{1}{n^j} \sum_{k=N,T,I} \int_{z_{k,j}} \Pi_t(x^j, z_{k,j}) dz_{k,j} \\ + M_{t-1}(x^j) + (1+i_{t-1}) S_{t-1}^j B_{t-1}^j \end{aligned} \quad (2)$$

(2)の右辺は t 期における家計の所得と資産で、それは賃金所得 $W_t^j L_t(x^j)$ （賃金率と労働供給量の積）と全ての国内企業 $z_{k,j}$ の所有者として受け取る利益の分配 $\Pi_t(x^j, z_{k,j})$ の合計、及び前期から保有する債券の元利合計と貨幣からなる。債券は U 国通貨建てで国際的に自由に取引され、その利子率は i である。債券は一種類しかないので金融市場は不完備である。 j 国通貨に換算する際に名目為替レート S^j を掛けることになる。名目為替レート S^j は j 国通貨単位で測る U 国通貨1単位の価格であると定義するが、 $j=U$ の場合 $S^U=1$ となる。(2)の左辺は、右辺の所得と資産をどのように使うかを表す。家計は政府に租税 V を支払い（ V が負の場合政府からの所得移転となる）、消費し、貨幣として保有し、残りは債券として運用する。

家計は(1)で定義される毎期の効用関数と(2)の予算制約の下で、生涯効用関数

$$U_0(x^j) \equiv \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t u_t(x^j)$$

を最大化するように毎期の消費 C 、労働供給 L 、名目貨幣保有 M 、債券保有 B を決定する。この最適化問題を解くと、家計の消費に関するオイラー方程式、労働供給関数、及び実質貨幣需要関数を得る。

2. 各種の消費バスケットと物価指数

家計 x^j の消費バスケットは、非貿易最終財(N)と貿易最終財(T)の消費バスケットからなり、その集計のし方は次のようなCES型関数に従う。

$$C(x^j) = \left[(\omega_N^j)^{1/\gamma} (C_N(x^j))^{(\gamma-1)/\gamma} + (\omega_T^j)^{1/\gamma} (C_T(x^j))^{(\gamma-1)/\gamma} \right]^{\gamma/(\gamma-1)} \quad (3)$$

但し、 γ は非貿易最終財と貿易最終財の代替の弾力性で、 ω_k^j ($k=T, N$)は j 国における各タイプの財のバスケットのウェイトである。以下で定義するサブ消費バスケットにおいても γ と ω_k と類似する代替の弾力性とウェイトのパラメータが出てくるが、スペース節約のためにその説明を省略することにする。

非貿易最終財の消費バスケット C_N は、次のように多数の差別化された非貿易最終財 $z_{N,j}$ から構成される。

$$C_N(x^j) = \left[\int_{z_{N,j}} (C_N(x^j, z_{N,j}))^{(\theta-1)/\theta} dz_{N,j} \right]^{\theta/(\theta-1)} \quad (4)$$

貿易最終財の消費バスケット C_T は次のように、各国の貿易財グループから構成され、また各グループはその国の多数の差別化された貿易最終財の $z_{T,k}$ ($k=A, J, U$) から構成される。

$$C_T(x^j) = \left[\begin{aligned} & (\omega_{T,A}^j)^{1/\theta} \int_{z_{T,A}} (C_T(x^j, z_{T,A}))^{(\theta-1)/\theta} dz_{T,A} + (\omega_{T,J}^j)^{1/\theta} \int_{z_{T,J}} (C_T(x^j, z_{T,J}))^{(\theta-1)/\theta} dz_{T,J} \\ & + (\omega_{T,U}^j)^{1/\theta} \int_{z_{T,U}} (C_T(x^j, z_{T,U}))^{(\theta-1)/\theta} dz_{T,U} \end{aligned} \right]^{\theta/(\theta-1)} \quad (5)$$

(3)～(5)の各消費バスケットの下で、その最適な構成を求めると、家計 x^j の各タイプの財に対する需要を得る。

$$C_N(x^j, z_{N,k}) = \omega_N^j \left(\frac{P^j(z_{N,k})}{P_N^j} \right)^{-\theta} \left(\frac{P_N^j}{P^j} \right)^{-\gamma} C(x^j) \quad (6)$$

$$C_T(x^j, z_{T,k}) = \omega_T^j \omega_T^j \left(\frac{P^j(z_{T,k})}{P_T^j} \right)^{-\theta} \left(\frac{P_T^j}{P^j} \right)^{-\gamma} C(x^j) \quad (7)$$

但し、 $P^j(z_{T,k})$ は企業 $z_{T,k}$ が j 国の市場に販売する際に設定する、 j 国通貨表示の価格である。本稿では、様々なショックの効果や為替制度を考えるうえで、この価格がどのように設定され、その際にどのように価格の硬直性が発生するかが重要となる。

また、(6)と(7)における消費者物価指数 P 、非貿易財物価指数 P_N 、貿易財物価指数 P_T は次のように定義される。

$$P^j = \left[\omega_T^j (P_T^j)^{1-\gamma} + \omega_N^j (P_N^j)^{1-\gamma} \right]^{1/(1-\gamma)} \quad (8)$$

$$P_N^j = \left[\int_{z_{N,j}} [P^j(z_{N,j})]^{1-\theta} dz_{N,j} \right]^{1/(1-\theta)} \quad (9)$$

$$P_T^j = \left[\omega_{T,A}^j \int_{z_{T,A}} [P^j(z_{T,A})]^{1-\theta} dz_{T,A} + \omega_{T,J}^j \int_{z_{T,J}} [P^j(z_{T,J})]^{1-\theta} dz_{T,J} + \omega_{T,U}^j \int_{z_{T,U}} [P^j(z_{T,U})]^{1-\theta} dz_{T,U} \right]^{1/(1-\theta)} \quad (10)$$

3. 企業

為替制度を考えるために、名目為替の変動が実物経済に影響を及ぼす可能性をモデルに取り入れる必要がある。そのためには、価格の硬直性が発生しうる環境が必要で、その背後に企業が自らの生産財に対して一定の独占力をもち、価格を設定できることをモデルに導入しなくてはならない。本モデルでは、従来のNOEMやニューケインジアン経済学の文献に倣って下記で述べる全てのタイプの企業は独占的競争企業であると想定する。

非貿易最終財、貿易最終財、中間財の各部門は多数の独占的競争企業から構成され、それぞれが自らのブランドとしての生産財を独占的に市場に供給する。同時に、同じタイプの財の間、あるいは異なるタイプの財の間に一定の代替性（上記の代替の弾力性で表される）が存在する

ので、それらの財を生産する企業は一定の競合関係をもつ。

ここで価格の硬直性を導入するために、企業は自らの財を市場に供給する際に一期前と同じ価格を設定しなくてはならないと考える。価格が伸縮的である場合では、企業は利潤を最大化するように最適価格を設定する。これに対し、価格が硬直的で企業が価格を変更できない場合では、初期のニューケインジアン文献で明らかにされているように、価格が限界費用を上回る限り、右下がりの需要曲線に直面する企業は市場の需要に応じて財を生産・供給すれば利潤が最大になる。いずれの場合でも、価格が決定されれば独占的競争企業にとって所与である需要曲線の下で生産量が決定され、それによって労働や中間財といった生産投入要素の需要も決定される。

以下では各国の企業について述べるが、その際に記号として Y を財の数量、 Z を労働生産性、 L を労働投入量、 I を中間財投入量、 Π を利潤として用いる。なお、労働生産性は外生的に与えられる。

3.1. 非貿易最終財企業

各国において非貿易最終財企業 $z_{N,j}$ ($j=A, J, U$) は以下の線形生産関数の下で労働を投入して生産を行う。

$$Y(z_{N,j}) = Z_{N,j} L(z_{N,j}) \quad (11)$$

企業 $z_{N,j}$ の生産財に対する需要は(6)の需要を j 国の全ての家計について合計するものであるのので、次のようになる。

$$Y^d(z_{N,j}) = n^j \omega_N^j \left(\frac{P^j(z_{N,j})}{P_N^j} \right)^{-\theta} \left(\frac{P_N^j}{P^j} \right)^{-\gamma} C^j \quad (12)$$

但し、 C^j は j 国の一人当たりの消費である。企業 $z_{N,j}$ の利潤は次のように収入から労働投入費用を差し引くものである。

$$\Pi(z_{N,j}) = P^j(z_{N,j}) Y(z_{N,j}) - W^j L_{N,j} \quad (13)$$

企業 $z_{N,j}$ の行動は、(11)の生産関数と(12)の需要関数を制約条件として(13)の利潤を最大化する。

$$\max_{\{P^j(z_{N,j})\}} \Pi(z_{N,j}) \equiv [P^j(z_{N,j}) - W^j / Z_{N,j}] Y(z_{N,j})$$

価格が伸縮的である場合、この利潤最大化問題を解くと企業 $z_{N,j}$ の最適価格を得るが、価格が硬直的である場合、企業は需要される量の財を生産する。これは他の全ての企業についても同様であるので、スペース節約のために以下でみる他のタイプの企業については生産関数、需要関数、利潤関数を中心に述べることにする。

3.2. U 国の貿易最終財企業

貿易財企業について U 国と J, A 国との間で生産過程に関する設定が異なるため、本項と次項に分けて記述することにする。 U 国の貿易最終財企業 $z_{T,U}$ は以下の線形生産関数の下で労働を投入して生産を行う。

$$Y(z_{T,U}) = Z_{T,U} L(z_{T,U}) \quad (14)$$

一方、各国における企業 $z_{T,U}$ の財に対する需要は、(7)の需要を j 国 ($j=A, J, U$) の全ての家計 x^j について合計するものである。

$$Y^{d,j}(z_{T,U}) = \int_{x^j} C_T(x^j, z_{T,U}) = n^j \omega_{T,U}^j \omega_T^j \left(\frac{P^j(z_{T,U})}{P_T^j} \right)^{-\theta} \left(\frac{P_T^j}{P^j} \right)^{-\gamma} C^j \quad (15)$$

企業 $z_{T,U}$ の利潤は次の通りである。

$$\Pi(z_{T,U}) = \sum_j S^j P^j(z_{T,U}) Y^{d,j}(z_{T,U}) - W^U L(z_{T,U}) \quad (16)$$

(16)において外国市場での販売から得られる収入は、名目為替レートを掛けて自国の通貨に換算される必要がある。

3.3. J国とA国の貿易最終財企業

$k=A, J$ 国の貿易最終財企業 $z_{T,j}$ は、両国の中間財企業 $z_{l,l}$ ($l=A, J$) から中間財を購入し、以下のCES型生産関数の下で生産を行う。

$$Y(z_{T,k}) = Z_{T,k} \left[(\alpha_{l,A}^k)^{1/\eta} \int_{z_{l,A}} Y(z_{T,k}, z_{l,A})^{(\eta-1)/\eta} dz_{l,A} + (\alpha_{l,J}^k)^{1/\eta} \int_{z_{l,J}} Y(z_{T,k}, z_{l,J})^{(\eta-1)/\eta} dz_{l,J} \right]^{\eta/(\eta-1)} \quad (16)$$

但し、 η は中間財の間における代替の弾力性で、 $\alpha_{l,l}^k$ は企業 $z_{T,j}$ の生産関数における中間財企業 $z_{l,k}$ のウェイトパラメータである。

このように、 $k=A, J$ 国の貿易最終財企業の生産過程で、両方の国の中間財が必要であるため、両国の間で輸出入が発生する。この設定によって、本モデルでは東アジア域内では最終財の貿易と中間財の貿易が併存することになり、先行研究のモデルと比べより現実の東アジアの生産・貿易構造をよく捉えられると考える。

U国の貿易最終財企業のケースと同様に、企業 $z_{T,k}$ ($k=A, J$) の需要、および利潤は以下の通りである。

$$Y^{d,j}(z_{T,k}) = \int_{x^j} C_T(x^j, z_{T,k}) = n^j \omega_{T,k}^j \omega_T^j \left(\frac{P^j(z_{T,U})}{P_T^j} \right)^{-\theta} \left(\frac{P_T^j}{P^j} \right)^{-\gamma} C^j \quad (17)$$

$$\Pi(z_{T,k}) = \sum_j S^{jk} P^j(z_{T,k}) Y^{d,j}(z_{T,k}) - \int_{z_{l,A}} P^k(z_{l,A}) Y(z_{T,k}, z_{l,A}) dz_{l,A} - \int_{z_{l,J}} P^k(z_{l,J}) Y(z_{T,k}, z_{l,J}) dz_{l,J} \quad (18)$$

但し、 S^{jk} は j 国通貨単位で測る k 国通貨1単位の価格である。また、(17)の生産関数の下で、企業 $z_{T,k}$ の中間財 $z_{l,l}$ に対する需要は次のようになる。

$$Y^d(z_{T,k}, z_{l,l}) = \alpha_{l,l}^k (P_{l,l}^k / P_l^k)^{-\eta} (Z_{T,k})^{-1} \sum_j Y_{T,k}^j \quad (19)$$

但し、(17)～(19)において $j=A, J, U$ 、 $k=A, J$ 、 $l=A, J$ である。 $P_{l,l}^k$ は中間財企業 $z_{l,l}$ が k 国市場で付ける、 k 国通貨単位表示の販売価格である。また、 P_l^k は k 国における中間財物価指数であり、次のように定義される。

$$P_l^k \equiv \left[\alpha_{l,A}^k \int_{z_{l,A}} P^k(z_{l,A})^{1-\eta} dz_{l,A} + \alpha_{l,J}^k \int_{z_{l,J}} P^k(z_{l,J})^{1-\eta} dz_{l,J} \right]^{\eta/(\eta-1)} \quad (20)$$

3.4. 中間財企業

$l=A, J$ 国の中間財企業 $z_{l,l}$ は、以下の線形生産関数の下で労働を投入して生産を行う。

$$Y(z_{l,l}) = Z_{l,l} L(z_{l,l}) \quad (21)$$

$k=A, J$ 国における中間財企業 $z_{l,l}$ の財に対する需要は、(19)の需要を k 国の全ての貿易最終財企業 $z_{l,k}$ について合計するものである。

$$Y^{d,k}(z_{l,l}) = \int_{z_{l,k}} Y^{d,k}(z_{l,k}, z_{l,l}) \quad (22)$$

企業 $z_{l,l}$ の利潤は次のようになる。

$$\Pi(z_{l,l}) = \sum_k S^{k/l} P^k(z_{l,l}) Y^{d,k}(z_{l,l}) - W^l L(z_{l,l}) \quad (23)$$

3.5. 貿易企業の価格設定行動

各国の貿易最終財企業及び中間財企業は国内外の複数の市場で財を販売するが、その際にそれらの市場でどの通貨建てで価格を設定するかが本研究では重要である。なぜならば、ある通貨を建値通貨として使用し価格設定を行うと、短期においてその通貨表示価格に硬直性が発生すると考えられ、それによってその財と他の財との相対価格の様々なショックに対する反応が異なり、その結果として開放経済におけるショックの波及効果が異なるからである。本モデルでは貿易最終財と中間財について以下の(1)～(4)のケースを分析することが可能である。なお、Shioji (2006)では(1)～(3)のケースが検討されている。

- (1) 生産者通貨価格設定 (Producer Currency Pricing, PCP)：このケースでは企業は自国市場における(自国通貨建て)販売価格を決定し、それに為替レートを掛けて外国市場販売価格を設定する。したがって、短期において自国市場販売価格に硬直性が発生するが、外国市場販売価格は為替レートと連動することになる。このケースでは、販売現地通貨表示価格への為替転嫁率が100%である。また、同じ通貨に換算すれば同じ財の価格が等しいので、貿易財については一物一価の法則が成立する。このケースはマンデル・フレミングモデルで想定されているものである。
- (2) 需要地通貨価格設定 (Local Currency Pricing, LCP)：このケースでは企業は市場別にその国の通貨建て販売価格を設定する。したがって、短期において自国市場販売価格にも外国市場販売価格にも硬直性が発生し、一物一価の法則は成立せず、為替転嫁は不完全(価格が固定された場合転嫁率は0%)となる。
- (3) U 国通貨設定 (UCP)：このケースでは企業は外国市場では U 国通貨建てで販売価格を設定する。したがって、短期において自国市場販売価格と U 国通貨建て価格に硬直性が発生するが、それ以外の市場における販売価格はその国の対 U 国通貨の為替レートを U 国通貨建て価格に掛けて設定され、その為替レートと連動する。
- (4) J 国通貨設定 (JCP)：このケースは上記のケース(3)と同様であるが、ただ、貿易建値通貨

として使用されるのは J 国通貨である。

4. 政府と為替制度

本モデルでは金融政策に焦点を当てるために、財政政策についてかなり単純化を行う。政府は市場から財・サービスを購入せずに、経済活動が円滑に展開されるための貨幣 M を発行し、全ての家計に所得移転（負の租税 V ）として配布する。通貨の量を減らす場合、政府は家計から租税 V を徴収する。また、通貨の量を増やす場合、貨幣供給量が増えるので金融緩和を意味する。 j 国（ $j=A, J, U$ ）の政府の予算制約式は次の通りである。

$$M_t^j - M_{t-1}^j + V_t^j = 0 \quad (24)$$

政府（正確には通貨当局）は様々な為替制度を採用することができる。自由変動相場制を採用する場合、貨幣供給は通貨当局がコントロールできる外生変数で、名目為替レートは内生変数である。また、単一の外国通貨に対するペッグ制、あるいは複数の外国通貨からなるバスケットペッグ制を採用する場合、為替レートは通貨当局がコントロールできる外生変数となり、その代わりに貨幣供給は内生変数となる。これは、完全資本移動下の「開放経済のトリレンマ」による結果である。

5. 市場均衡

以下の分析において全ての市場が均衡する状況を想定する。均衡において、各国の財市場では各タイプの財の需要と供給が一致し、労働市場では家計による労働供給の総量と企業による労働需要の総量が等しい。また、国際債券市場では以下のように全ての国の債券保有の合計がゼロとなる。

$$n^A B^A + n^J B^J + n^U B^U = 0 \quad (25)$$

6. 定常状態、短期、長期

全ての変数において変化が生じない状態を定常状態と呼ぶ。定常状態の各国の債券保有はその初期の債券保有に依存するが、ここでは全ての国において債券保有がゼロという定常状態を想定する。ゼロ債券保有の定常状態では各国の経常収支が均衡していることを意味する。

いま、ゼロ債券保有の定常状態にあった経済において、外生的なショックが発生するとする。すると経済はそれについて調整し、やがて新しい定常状態に移行する。価格の硬直性がある場合、経済は元の定常状態から新しい定常状態にすぐにはジャンプせずに、一定の調整期間を要するが、それを短期と呼ぶ。また、経済がこの調整期間を経てやがて落ち着くという新しい定常状態を長期と呼ぶ。このように、モデルでは無限期間が想定されるが、ショックに対する経済のダイナミックスを事実上、ゼロ債券保有の定常状態、短期、長期の3期で集約することができる。なお、Obstfeld and Rogoff (1995)で明らかにされているように、このタイプのモデルでは各国の債券保有という変数は短期においてすぐに長期の水準にジャンプすることになる。

Ⅲ. 理論モデルを用いる為替制度選択問題の分析

以下では、議論に具体性・現実性をもたせるために、 A, J, U の3か国をそれぞれタイ、日本、米国と呼ぶことにし、分析においてもこれらの国を取り巻く環境に近い状況を想定する。とりわけ、為替制度について、日本と米国はそれぞれ変動相場制を採用し、円ドルレートはこの両国の通貨当局から介入されることなく、経済の状況に応じて自由に変動する。この下でタイにとってどんな為替制度が望ましいかを分析する。

1. 為替制度選択の基準及び貿易財の価格設定方法

ここでは先行研究と同様に、前節で構築した理論モデルを用いて U 国及び J 国の金融政策ショックに対するタイの短期における貿易収支の反応をみる。(なお、ゼロ債券保有の定常状態を想定するので、所得収支がゼロとなり、貿易収支は経常収支と一致する。)第1節で述べたように、先行文献では望ましい為替制度は最も貿易収支の安定化を実現できるものであると考えられる。本稿でもこの考えを採用し、変動為替制度、ドルペッグ制、円ペッグ制、ドルと円から構成される通貨バスケットペッグ制を想定し、各為替制度の下における貿易収支の変動性という基準に基づき、これらの為替制度の優劣の順位を付ける。

表1 日米タイ間における貿易取引通貨別比率 (2000-2013年の平均；単位：%)

	タイへ			日本へ			米国へ		
	米ドル	円	バーツ	米ドル	円	バーツ	米ドル	円	バーツ
タイから	—	—	—	62.2	29.6	7.8	95.6	0.4	2.5
日本から	48.5	42.2	7.6	—	—	—	87.0	13.0	0.0
米国から	95.6	0.4	2.5	78.2	21.0	0.0	—	—	—

出典：タイ国中央銀行 (Bank of Thailand), 日本国財務省。

注記：「日本から米国へ」「米国から日本へ」のデータは2013年上半期。その他の通貨についてのデータは非表示。

また、Shioji (2006)が指摘しているように、様々なショックに対する経済の反応は、貿易企業が国内外の各市場で財を販売する際に建値通貨としてどの通貨を使用するかということに大きく影響を受ける。したがって、本項でも貿易最終財及び中間財の価格設定方法に関する幾つかの異なるケースを想定し分析を行う。具体的には、スペース制限の関係で、以下ではタイと日本の貿易財の価格設定方法に関する次の3つのケースを取り上げることにする。

ケース1：中間財と貿易最終財が共にPCP

ケース2：中間財と貿易最終財が共にLCP

ケース3：中間財と貿易最終財が共にUCP

なお、これらの全てのケースにおいて米国の貿易財の価格設定方法はPCPである。これらのケースはどれだけ現実妥当性をもつのであろうか。表1で示されるように、実際のタイ・米国間の貿易で使用される通貨はほとんどドルである。日米間の貿易においても似たような傾向がみられる。また、タイ・日本間の貿易でもドルの比率は円のそれを上回って5割近くである。これらの事実からアジアの貿易において主要な建値通貨がドルであると言いうことができ、したがって上記の3つのケースのうち、ケース3が最も現実に対応していると考えられる。

2. シミュレーションにおけるパラメータ設定

以下では前節の理論モデルのシミュレーションを行う。その際にモデルのパラメータを表2のように設定している。ここで話を単純化するために、モデルにおけるA国（タイ）とJ国（日本）については対称的なケースを想定する。各国の消費財バスケットにおけるウェイトや貿易最終財の生産関数における中間財のウェイトも対称的に設定している。人口についてはA, J, U国のシェアはそれぞれ0.1, 0.1, 0.8である。それ以外のパラメータはShioji (2006)を参考にして設定している。

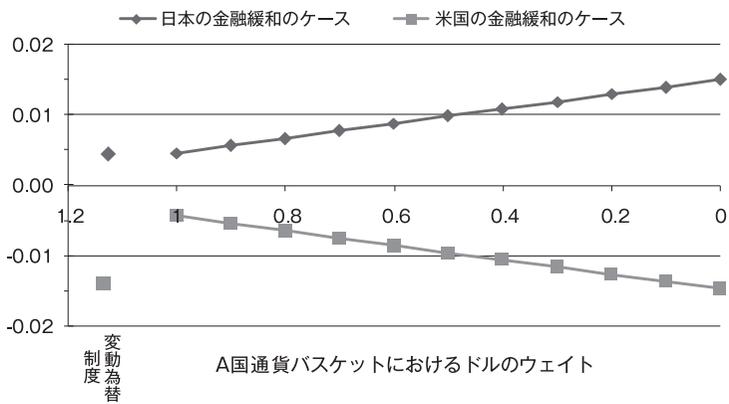
表2 シミュレーションにおけるパラメータ設定値

パラメータ	β	ω_l	ω_m	ϕ	σ	γ	θ	η
値	0.9	1	1	1	2	2	5	2
パラメータ	n^A	n^J	n^U	$\omega_k^j,$ $j=A, J, U; k=T, N$	$\omega_{T,i}^j,$ $i=A, J, U$	$Z_{k,i}^j$		
値	0.1	0.1	0.8	0.5	1/3	1		

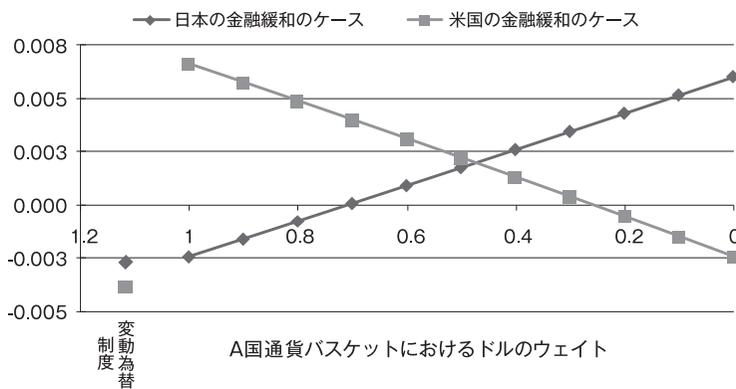
注記：パラメータ記号の意味については第I節を参照。

3. シミュレーション結果と分析

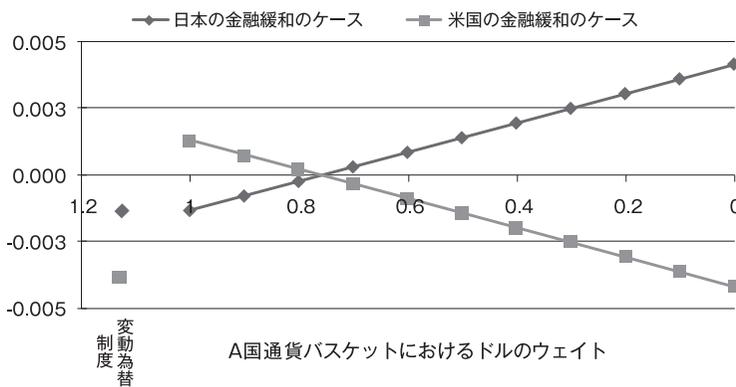
図2では本節の第1項で述べた3つのケースにおける、日米の各国における恒常的貨幣供給の1%増加という金融緩和下でのタイの貿易収支の反応に関するシミュレーション結果が報告される。グラフの横軸は、タイの通貨当局が円ドルの通貨バスケットペッグを採用する際のバスケットにおけるドルのウェイトを示す。このウェイトが1ならばドルペッグ制で、0ならば円のウェイトが1なので円ペッグ制に対応する。また、変動相場制のケースの結果も示される。



ケース1：中間財と貿易最終財が共にPCP



ケース2：中間財と貿易最終財が共にLCP



ケース3：中間財と貿易最終財が共にUCP

図2 日米の金融緩和によるA国貿易収支の変動

出典：本稿第II節の理論モデルを用いるシミュレーション結果。

注記：縦軸の数字は定常状態名目GDPに対する経常収支の比率を示す。「変動為替制度」は変動為替制度下の結果を示す。

図2のケース1で示されるように、米国が金融緩和を行うとタイの貿易収支は悪化し、その変動幅はタイの通貨バスケットにおけるドルのウェイトが小さければ小さいほどより大きくなる。その背後にあるメカニズムは次の通りである。例えば、ドルのウェイトが1のケースについて考えてみよう。このとき、タイ・パーツはドルに固定されることになる。米国の金融緩和によって円ドルレートは円高ドル安（したがってパーツに対しては円高パーツ安）に変動するが、日本の企業がPCPで価格を設定するので、米国市場やタイ市場における日本の財が相対的に高くなり、その結果日本の輸出が減少する¹。輸出減少によって日本の貿易最終財の生産が減少するため、タイの中間財に対する需要も減少する。この中間財需要の減少はタイの中間財輸出の減少、ひいてはタイの輸出及び貿易収支の減少をもたらすのである。また、ドルのウェイトが下がっていくにつれて、ドルに対してパーツがより大きく増価するので、タイの対米輸出が減少に転じ、対日輸出がより大きく減少するので、タイの貿易収支悪化の幅は大きくなる。

この結果は、貿易最終財の貿易しかないShioji (2006)のモデルと大きく異なる。貿易最終財の貿易しかない場合、中間財輸出の減少がないので、ドルウェイトが1に近い場合、タイの貿易収支は改善する。また、このような、本稿とShioji (2006)の間における結果の違いは、最終財の貿易しかないモデルでは東アジア域内各国の消費の面におけるリンケージしか捉えることができないが、中間財がある本稿のモデルではそれに加えて生産の面におけるリンケージも捉えることができる、ということを示す。

ケース1における日本の金融緩和がタイの貿易収支にもたらす効果はちょうど米国の金融緩和のケースと逆である（直観的な説明を省くが、上記の説明と同様に考えれば理解が得られるはずである）。また、変動相場制の下では、米国金融緩和の下ではタイの貿易収支の振れが大きくなる。ケース1で為替制度選択問題に関する我々の結論は、ドルペッグ制が最も望ましいこととなる。

ケース2では、日本の貿易財の価格がLCPで設定され、各販売地における現地通貨表示が固定されるので、相対価格の変化が小さく、支出切り替え効果は小さくなる。その結果、タイがドルペッグ制を採用すると、米国の金融緩和によって総需要効果の方が大きく、タイの貿易収支は改善する。このケース2の最適な為替制度は、ドルと円のウェイトが半々ぐらいのバスケットペッグ制である。

ケース3では、タイと日本の貿易財の価格がUCPで設定されるので、両国の貿易財の相手国市場での販売価格は円ドルレート変動の影響を受ける。タイがドルペッグ制を採用する場合、米国の金融緩和で円高ドル安になると、日本の貿易財と比べタイの貿易財の方が相対的に安くなるため、タイの輸出が増え、貿易収支は改善する。このケース3では、ドルのウェイトが0.7～0.8のバスケットペッグ制が最適である。

IV. 結論

本稿では、東アジア諸国の為替制度選択問題を考える際に、域内における中間財貿易の存在が重要であることを指摘し、中間財の貿易が存在する動学的一般均衡モデルを構築して同問題を考

¹ 価格の硬直性がある場合、一般に米国の金融緩和は、日本の財への需要に対して逆の方向に働く2つの効果をもつ。一つは総需要効果と呼ばれ、金融緩和によって米国の総需要が増加し、その一部が日本の財にも向けられるので、日本の財への需要は増加する。もう一つの効果は、本文で述べた円高ドル安という為替変動・相対価格変化を通じて日本の貿易財への需要を減少させるもので、支出切り替え効果 (expenditure switching effect) と呼ばれる。ここでは、後者が前者を上回る。

察した。分析から明らかになったのは、中間財の貿易がある場合、それを取引する国々の間において従来の消費の面のリンケージに加えて生産の面のリンケージが重要になることである。なぜならば、中間財は最終消費財を生産するための生産要素の一つであるからである。東アジア諸国の為替制度選択問題については次の結論が得られた。第1に、東アジア諸国の中間財と貿易最終財が共に生産者通貨価格設定（PCP）の場合、ドルペッグ制が最適な為替制度である。第2に、中間財と貿易最終財が共に需要地通貨価格設定（LCP）の場合、望ましい為替制度選択はドルと円のウェイトが半々ぐらいのバスケットペッグ制である。第3に、中間財企業と貿易最終財企業が共に貿易取引で米ドルを建値通貨として使用するというUCPの場合、望ましい為替制度選択はドルが0.7～0.8と円よりもかなり高いウェイトのバスケットペッグ制が最適である。近年のデータを用いるとUCPのケースが最も東アジアの現実に近いと考えられる。したがって、貿易収支の安定化という基準に基づくならば、東アジア諸国にとってドルが高いウェイトを占めるバスケットペッグ制が望ましいと言える。

参考文献

- Kawai, Masahiro 2004. "The case for a tir-polar currency basket system for emerging East Asia."
In: Paul De Grauer, Masahiro Kawai (Eds), *Exchange Rate Regimes in East Asia*, Routledge Corzon, 360-384.
- Ito, Takatoshi, Eiji Ogawa, Yuri Sasaki 1998. "How did the dollar peg fail in Asia?" *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 12, No 2: 256-304.
- Obstfeld, Maurice and Kenneth Rogoff 1995. "Exchange Rate Dynamics Redux." *Journal of Political Economy*, Vol. 103, No. 3: 624-660.
- Ogawa, Eiji, Takatoshi Ito 2002. "On the desirability of regional basket currency arrangement." *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol 16, No 3: 317-334.
- Shioji, Etsuro 2006. "Invoicing currency and the optimal basket-peg for East Asia: analysis using a new open macroeconomic model." *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol 20, No 4: 569-589.
- Yoshino, Naoyuki, Sahoko Kaji, Suzuki Ayako 2004. "The basket peg, dollar-peg and floating - A comparative analysis." *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol 18, No 2: 183-217.
- 経済産業省「通商白書2014年版」<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2014/>

アジア太平洋の各国における超伝導技術の現状

Research and Development of Superconducting Technologies in Asia and Pacific Area

三浦 正志*
Masashi Miura

Abstract

Twenty seven years ago, the family of ceramic cuprate materials namely REBa₂Cu₃O_y (REBCO, RE: rare earth) exhibited superconductivity at above liquid nitrogen temperature, which opens the hope for a lot of exciting applications such as low-loss cables, generator, magnetic resonance imaging (MRI) and superconducting magnetic energy storage (SMES). However, before reaching the required performance, there are many scientific and technological hurdles should be overcome. The brittle ceramics are not easily formed into flexible conductors; high current levels require near-perfect crystallinity; and superconducting performance drops rapidly in a magnetic field. Recently, despite these obstacles, thousands of kilometres of REBCO wire have now been manufactured for demonstrations of medical and electrical power components especially in Asia and Pacific Area. The task for materials scientists is how to squeeze as much performance as possible from these wonderful and difficult materials.

In this work, we study the status of Research and Development of REBCO wire in Asia and Pacific Area. Moreover, based on the result, we create a new nanoengineered REBCO wire to enhancement of superconducting properties for required levels of practical magnet applications derived by Metal-Organic deposition (MOD).

* 成蹊大学理工学部 准教授、Associate Professor, Faculty of Science and Engineering, Seikei University
Email: masashi-m@st.seikei.ac.jp

I. はじめに**

超伝導技術は、表1に示すように低炭素・安心・安全社会に向けたエネルギー・電力分野、産業・輸送分野、診断・医療分野等の幅広い分野において従来技術では果たし得なかった機器の実現や従来機器の大幅な性能向上を可能にする革新的技術として期待されている。超伝導材料は、電気抵抗がゼロであり、大電流を流せるため、それを線材化し、コイルを作ることで他の材料には作れない強磁場を発生させることができ、高性能磁気共鳴画像診断（MRI）装置、超伝導電力貯蔵装置（SMES）などが実用化されている。図1にこれまで発見されてきた超伝導材料とその超伝導となる温度（臨界温度； T_c ）を示す。現在、応用に用いられている超伝導材料は、NbTi、Nb3Snなどの金属系超伝導体であり、高価な液体ヘリウム温度（4.2 K）下で使用されている。一方、1987年以降に無尽蔵資源かつ安価である液体窒素温度（65 K～77 K）下でも超伝導状態を示すREBa₂Cu₃O_y（RE；希土類，REBCO）材料が発見された。REBCO超伝導材料は、高温超伝導体の中でも、高い T_c 、臨界電流密度（ J_c ）、磁場特性を示す。そのため、応用に向け、近年、図2に示すように日米韓などのアジア太平洋地域を中心に高特性を有するREBCO線材の技術開発競争が行われている。

REBCO超伝導体は、77 Kにおいて高い J_c を示す材料であるが、長尺線材を作製する上で固有の電子状態ゆえに結晶配向性がREBCO線材の結晶粒界 J_c に大きな影響を与える。そのため、REBCO線材は図3に示すように金属基板上に超伝導薄膜を積層した構造となっている。このとき、超伝導層は c 軸方向だけでなく、面内方向（ a , b 軸方向）を揃えた2軸配向構造でなければ J_c が低下する。このため、高品質な超伝導層を作製する技術が必要となる。

表1 REBCO線材を用いた技術

分野	技術大分類	技術中分類	社会貢献内容	使用磁場
エネルギー・ 電力分野	エネルギー貯蔵	SMES	電力品質維持	～10 T
		電力ケーブル	CO ₂ 低減・ 省エネルギー	-
	送変配電	電力用変圧器	CO ₂ 低減・ 省エネルギー	0.5 T
		風力用発電機	CO ₂ 低減・ 省エネルギー	～3 T
	発電	核融合用マグネット	非化石燃料 エネルギー	～20 T
産業・輸送分野	輸送用機器	船用・車載用モータ	小型化・軽量化・ CO ₂ 低減	～3 T
	磁場応用	磁気浮上式鉄道用 マグネット	小型化・軽量化・ CO ₂ 低減	～3 T
診断・医療分野	マグネット応用	MRI	高度診断・創薬	～10 T
		NMR	高度診断・創薬	～45 T

** 本稿の研究は、アジア太平洋研究センターのパイロットプロジェクトによる助成を受けて行われたものである。ここに謝意を表する。

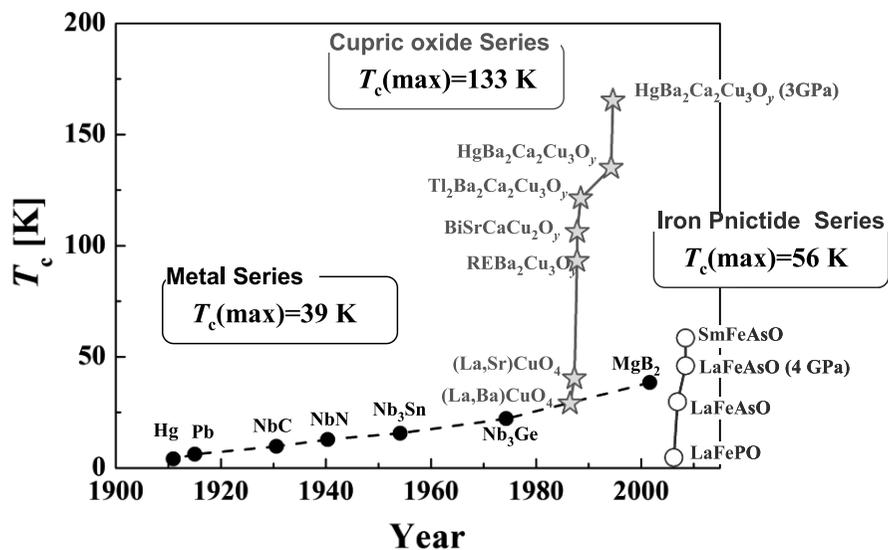


図1 各種超伝導材料とその T_c

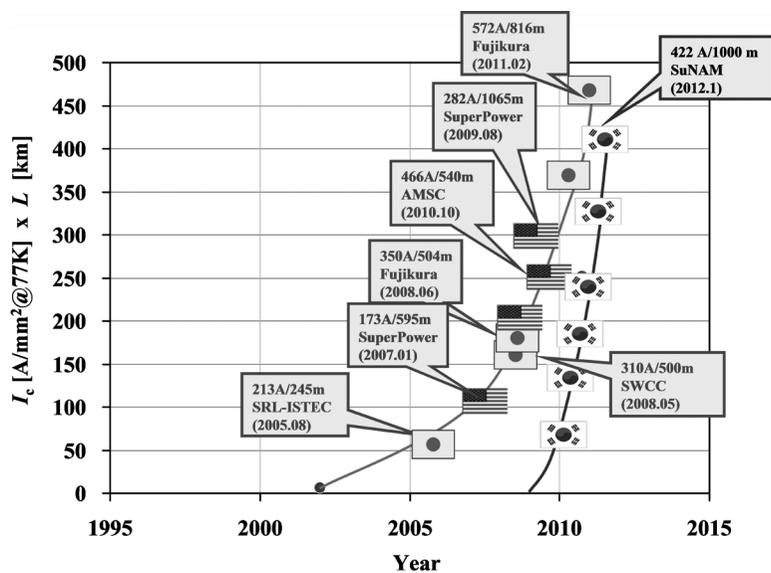


図2 アジア太平洋地域のREBCO長尺線材の研究開発状況

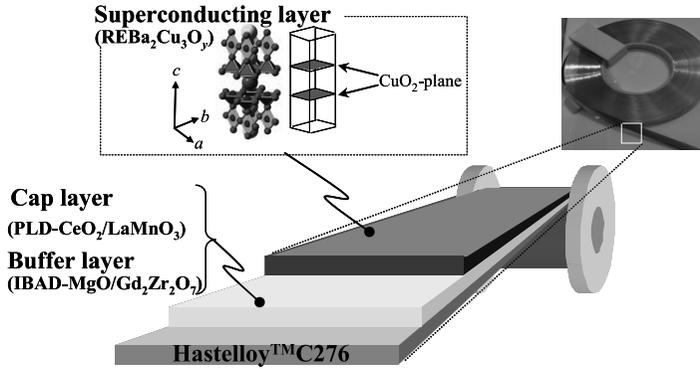
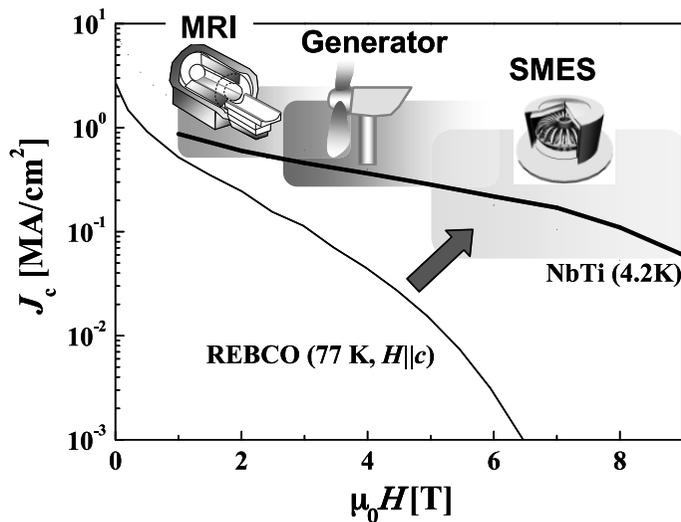


図3 REBCO線材の概略図

高品質なREBCO線材を磁場応用（表1参照）に用いるためには、磁場下において高い J_c 特性が求められる。しかし、REBCO超伝導線材は、図4に示すように自己磁場下で高い J_c を示すことが、磁場下では磁場の増加にしたがって J_c が低下することが知られている。この原因は、図5(b)に示すように磁場下では超伝導体内にナノサイズの量子化磁束（直径10 nm程度）が超伝導内にナノ間隔に侵入し、これらがローレンツ力を受け運動し、超伝導状態が壊れるためである。そこで、金属系超伝導体では、ローレンツ力による磁束の運動を抑制するために磁束と同程度のナノサイズの人工欠陥を導入することにより、磁場中においても高い J_c を得ることに成功している。金属系超伝導体の実例をもとに、近年、日米を中心にREBCO線材の磁場応用を目的に人工欠陥を導入し、磁場中 J_c 特性を実用線材のNbTi(4.2 K)以上まで向上させる研究が盛んに行われている。

そこで本研究では、アジア太平洋地域における人工欠陥導入REBCO線材の開発状況を調査するとともに、独自の手法による人工欠陥導入REBCO線材の創製とその磁場中 J_c 特性向上を目指した。

図4 REBCO線材の磁場中 J_c 特性

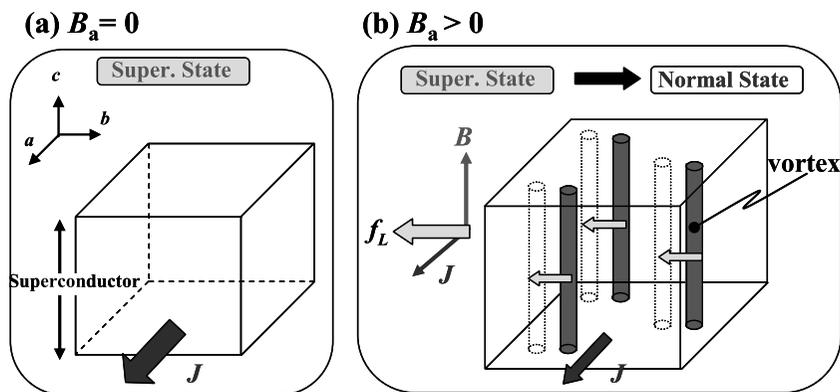


図5 磁場に対するREBCO超伝導体の状態

II. 実験方法

REBCO線材作製法には、気相法であるパルスレーザー蒸着（PLD）法、有機金属気相成長（MOCVD）法や化学溶液堆積法である金属有機化合物分解（MOD）法がある。本研究では、REBCO線材作製方法として真空装置を必要としないため装置コストが他の手法に比べて低く、原料高収率であるために低コスト化が期待される Trifluoroacetates-Metal Organic Deposition (TFA-MOD) 法を用いる。TFA-MOD法は、図6に示すように塗布・仮焼成・本焼成を行うことでREBCO薄膜を結晶化させる方法である。この作製法を用いてAmerican Superconductor (AMSC) 社や昭和電線ケーブルシステム（SWCC）社は、高特性を有する500 m長のREBCO線材作製に成功している（図2参照）。しかし、本研究の課題である磁場中 J_c 特性はまだ、磁場应用到求められる特性に達していない。図7に磁場中 J_c 向上のキーである人工欠陥を次元性別に示す。1次元人工欠陥としてREBCO線材を作製する際に自然に導入される刃状転位がある。また、2次元人工欠陥として双晶欠陥、3次元人工欠陥として異相などの粒子状欠陥がある。本研究では、TFA-MOD法を用いて磁束の運動抑制のために3次元人工欠陥であるナノ粒子のREBCO線材への導入を試みる。

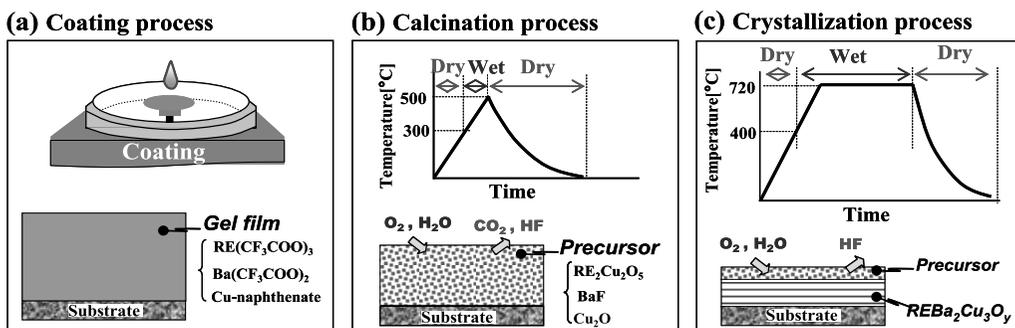


図6 TFA-MOD法を用いたREBCO超伝導線材の結晶化プロセス

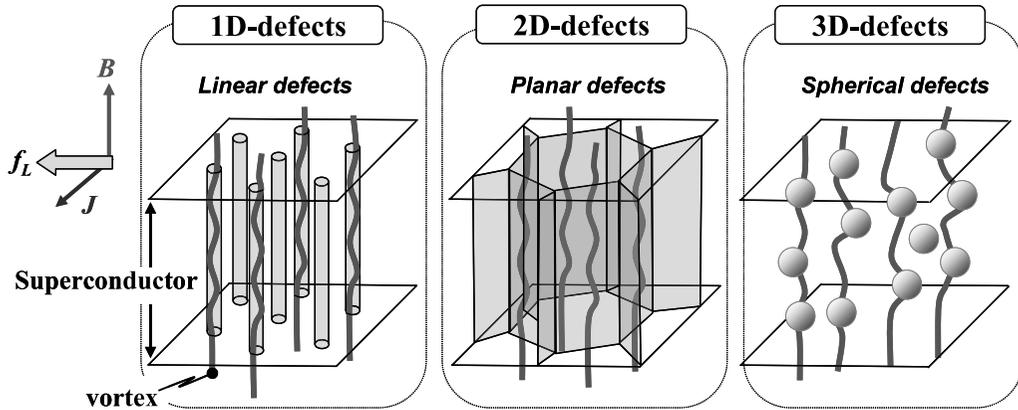


図7 異なる次元性を持つ人工欠陥の模式図

本研究では、REBCO超伝導材料として独自に開発した $Y : Gd : Ba : Cu = 0.77 : 0.23 : 1.5 : 3$ 比で混合した $Y_{0.77}Gd_{0.23}Ba_2Cu_3O_y$ ($(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$) 溶液を中間層付金属基板に塗布し、有機分を取り除くための仮焼成、結晶化するための本焼成を行い $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ を結晶化させた。また、3次元人工欠陥として $BaZrO_3$ (BZO) ナノ粒子を導入するために $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 溶液にZr塩の添加量を制御し導入した。

作製したYGdBCO線材の結晶構造をX線回折(XRD)法を用いて評価した。 J_c は四端子法を用いて評価した。薄膜微細構造評価を透過型電子顕微鏡(TEM)、組成をTEM装置に付随したエネルギー分散型XRD分光法(EDX)を用いて評価した。

III. 実験結果及び考察

1. 成長環境制御による高品質 $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材の作製

図3に示したようにREBCO線材は、中間層を蒸着した金属基板上に超伝導薄膜を作製するため、作製する成長環境が J_c 特性に影響を及ぼす。そこで、本研究ではTFA-MOD法を用い $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材の本焼成における酸素分圧(PO_2)、成膜温度(T_h)を制御した。その結果、低 T_h 、高 PO_2 では、XRD結果より電流の流れを阻害する a 軸配向相が生成されることが確認された。さらに高 T_h 、低 PO_2 では、超伝導相が分解していることが確認された。一方、 $T_h=720\sim 780^\circ\text{C}$ 、 $PO_2=10^{-4}\sim 10^{-1}$ atmの領域では、良好な2軸配向 $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材が得られ、 $J_c > 4 \text{ MA/cm}$ (77 K, 0 T) と高い超伝導特性を得た。

2. $BaZrO_3$ ナノ粒子導入 $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材の作製

高品質な2軸配向 $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材を得た成長環境を用いて、人工欠陥としてBZOナノ粒子の導入を試みた。図8 (a) に2wt.%BZOナノ粒子を導入した $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO$ 線材 ($(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO+BZO$) の断面TEM像を示す。図より超伝導層内部にナノ粒子が膜面方向だけでなく膜圧方向にも均一に存在することが確認される。図8 (b) に示すようにナノ粒子を導入しても超伝導層は、高品質な層状構造を有していることから結晶性が低下していないことが分かる。また、BZOナノ粒子は、図8 (b) に示すように超伝導相とは異なる結晶構造を有しており、その密度は、7.1

$\times 10^{21} \text{m}^{-3}$ であり 3 T における量子化磁束の間隔と同等であることが確認された。また、BZO ナノ粒子の平均サイズは、23 nm であり、77 K における量子化磁束のサイズと同程度であった。

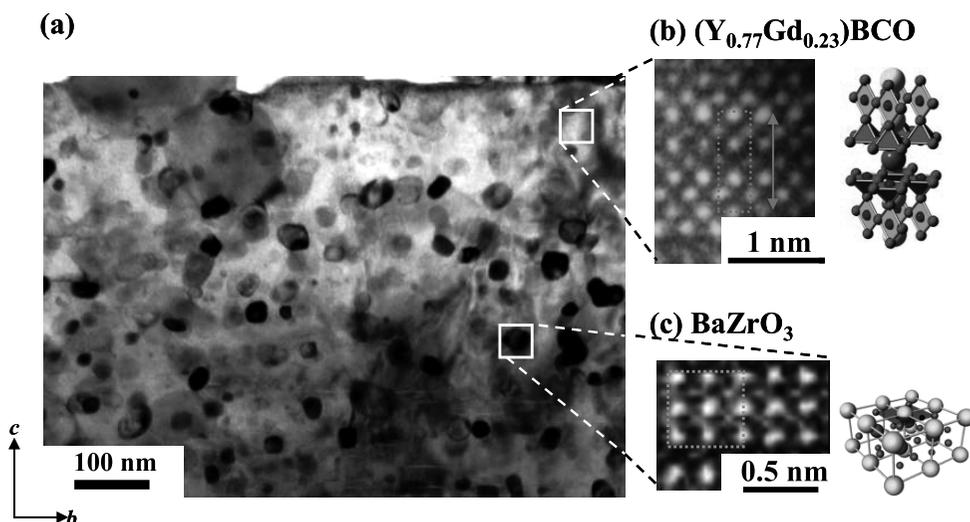


図8 $(\text{Y}_{0.77}\text{Gd}_{0.23})\text{BCO}+\text{BZO}$ 線材の断面TEM像

3. BaZrO_3 ナノ粒子導入 $(\text{Y}_{0.77}\text{Gd}_{0.23})\text{BCO}$ 線材の磁場中超伝導特性

ナノ組織制御により超伝導層の結晶性を低下させることなく、BZO ナノ粒子の密度、サイズを制御に成功した $(\text{Y}_{0.77}\text{Gd}_{0.23})\text{BCO}+\text{BZO}$ 線材の液体窒素温度下における J_c の磁場依存性を評価した。図9に示すように $(\text{Y}_{0.77}\text{Gd}_{0.23})\text{BCO}+\text{BZO}$ 線材は、通常のYBCO線材より高い磁場中 J_c 特性を示し、BZO 導入により特性向上が確認された。また、1 T までは 4.2 K における NbTi に匹敵する世界最高級の特性を得ることに成功した。これは、人工的に導入した BZO ナノ粒子が磁束の運動を効率的に抑制したためと考えられる。

現在、本研究で得られた基礎研究成果をもとに（公財）超電導産業技術研究センター 超電導工学研究所、昭和電線ケーブルシステム（株）超電導テクノロジーセンターと共同で長尺線材の開発を行っており、表2に示すように TFA-MOD 法では成果最高の臨界電流を得ることに成功している。また、その長尺線材を用いて超電導電流リード線の製造、販売にも成功した。

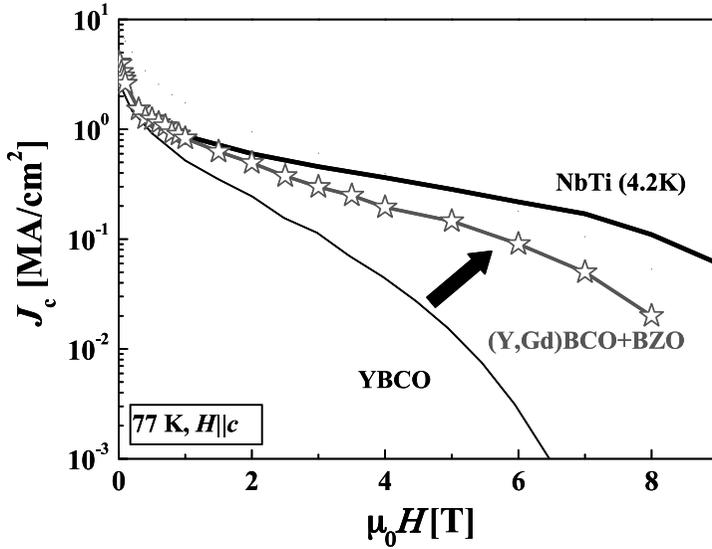


図9 $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO+BZO$ 線材の 77 K における磁場中 J_c 特性

表2 世界の人工欠陥導入REBCO線材の特性比較 (77 K, 3 T)

製造法	線材長さ [m]	臨界電流値 [A] (1cm幅あたり)	機関
TFA-MOD 法	短尺	56	成蹊大, ISTECSRL (日本)
	124	50	昭和電線, ISTECSRL (日本)
	短尺	10	AMSC (米国)
PLD 法	200	54	ISTECSRL (日本)
	50	14	SuperPower (米国)
	短尺	107	ISTECSRL (日本)
	短尺	86	SuperPower (米国)
	短尺	30	SuNAM (韓国)

IV. まとめ

本研究では、液体窒素温度下で高い超伝導特性を有するREBCO材料に着目し、アジア太平洋地域におけるREBCO線材開発状況を調査した。調査結果をもとに磁場応用への課題である磁場中臨界電流特性向上を目的に独自の $(Y_{0.77}Gd_{0.23})BCO+BZO$ 線材開発し、TFA-MOD法により作製した線材としては世界最高の特性を得ることに成功した。また、本成果を活かし産学官連携により電流リード線の製造、販売に成功した。今後は、さらなるナノ組織制御により磁場中超伝導特性を向上させ、磁場応用機器作製に貢献したいと考えている。

V. 謝辞

本研究の一部は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託によって行われた「イットリウム系超電導電力機器技術研究開発」及び経済産業省の委託によって行われた「高温超電導コイル基盤技術開発プロジェクト」の一環として実施されたものである。また、一部は、（公財）東電記念財団 基礎研究「縦磁界効果が超電導ケーブル用線材の臨界電流特性に及ぼす影響」の一環として実施された。ここに心より感謝申し上げる。

参考文献

- Kitazawa, K. 2012. “Superconductivity: 100th Anniversary of Its Discovery and Its Future” *Jpn. J. Appl. Phys.*, 51, p.010001
- Shiohara, Y., Taneda, T., and Yoshizumi, M. 2012. “Overview of Materials and Power Applications of Coated Conductors Project” *Jpn. J. Appl. Phys.*, 51, p.010007
- Miura, M., Maiorov, B., Kato, T., et al., 2013. “Strongly enhanced flux pinning in one-step deposition of $\text{BaFe}_2(\text{As}_{0.66}\text{P}_{0.33})_2$ superconductor films with uniformly dispersed BaZrO_3 nanoparticles” *Nature Communications*, 4, p. 2499
- Miura, M., Maiorov, B., Willis, J. O., et al., 2013. “The effects of density and size of BaMO_3 (M=Zr, Nb, Sn) nanoparticles on the vortex glassy and liquid phase in $(\text{Y,Gd})\text{Ba}_2\text{Cu}_3\text{O}_y$ coated conductors” *Supercond. Sci. Technol.* 26, p.035008
- Miura, M., Kato, T., Yoshizumi, M. et al., 2009. “Rare Earth Substitution Effects and Magnetic Field Dependence of Critical Current in $\text{Y}_{1-x}\text{RE}_x\text{Ba}_2\text{Cu}_3\text{O}_y$ Coated Conductors with Nanoparticles (RE=Sm, Gd)” *Applied Physics Express*, 2, p.023002

朴鍾碩『北朝鮮経済体制の変化1945～2012：
社会主義圏の盛衰と改革・開放』北海道大学出版会、2013年

PARK, J. 2013. *Change of the North Korean Economic System, 1945-2012*. Sapporo: Hokkaido University Press.

宮崎 悠*
Haruka Miyazaki

Abstract

Since changes in the North Korean economic system after World War II have not been sufficiently elucidated, this book aims to understand “the changes of the North Korean economic system in the context of the vicissitudes of the socialist bloc on a worldwide scale.” The book’s author sensibly does not take overheated, often extreme argumentation on North Korea’s political system at face value, and his fine analyses of “agriculture” and “special economic zones” stress, how changes became even more apparent after the collapse of the Soviet Union. Though the presentation of the “phases” and “marks” could be too categorical, since no “objective” sources on the North Korean economy currently exist, one must be more or less hypothetical.

I. はじめに

2010年9月、朝鮮労働党代表者会において金正恩第一書記が初めて公の場に姿を現して以来、東アジア地域の軍事的緊張拡大や北朝鮮情勢の混乱は深まり、以前にもまして高い関心を集めている。2013年12月の張成沢氏「処刑」に際し日本のメディアがこれを大きく取り上げたことは、その一例であった。¹

当初、金第一書記という人物の外観は、側頭部を刈上げてオールバックにしたヘアスタイルや眉の形、頬、あごとといった顔つきから黒い人民服の体つきにいたるまで、祖父、金日成主席の青年時代の忠実な再現であった。外見だけでなく、政策面においても、軍を強化しつつソ連・東欧諸国や中国からの援助によって重工業中心の経済復興を推進した祖父・金主席に倣い、軍

* 北海道教育大学教育学部国際地域学科講師、Lecturer, Department of International and Regional Studies, Faculty of Education, Hokkaido University of Education E-mail: miyazaki.haruka@h.hokkyodai.ac.jp

¹ 例えば朝日新聞は張氏「処刑」の第一報を第一・二面に写真と権力関係図を付して報じており、その前に日本政府が「執行」した死刑関連の記事に比べ二倍近い紙幅を割いている。『朝日新聞』2013年中野晃「北朝鮮、張氏を処刑：軍事裁判「国家転覆を画策」」12月13日（夕刊）、『朝日新聞』2013年貝瀬秋彦「正恩体制、強まる独裁：張氏処刑、粛清続く可能性も」12月13日（夕刊）。cf. 『朝日新聞』2013年西山貴章「2人の死刑を執行：政権交代後、4度目」12月12日（夕刊）、『朝日新聞』2013年西山貴章、大野晴香「死刑またスピード執行、確定から1年4カ月：谷垣法相下・計8人」12月12日（夕刊）。

事力を増強しつつも市場経済導入による住民の生活向上を約束している。自らを建国者の似姿とする背景には、指導者としての経験不足をカバーし、国民の支持をつなぎ留めなくてはならない事情があった。冷戦の時代に後ろ盾であったソ連は既になく、中国も市場経済路線を進みつつある現在、国際的に孤立した北朝鮮経済は苦境に立つ。内政においては、父・金正日が重用していた軍幹部を排除し、新たに側近を軍中枢に配置する「世代交代」を実行したとされる。軍内部に高まった不満を抑えるためにミサイルや核開発を優先する必要に迫られ、自分の後見人であったはずの張氏を「処刑」する「恐怖政治」を選んだと報じられている。²

権力中枢から突如失脚した人間がすぐに「処刑」されるというセンセーショナルな話題に限らず、日本の現状においては、北朝鮮情勢が報じられる際、ともすれば「脱北者」や内情を知る「目撃者」の証言や見聞録的なものに関心が集まりがちである。確かに危険を冒して伝えられる細かな事実や過酷な体験談には特有の臨場感や現実味がある。しかし、それら一つ一つの小さな変化に過敏に反応して「謎の独裁国家」イメージの拡大再生産に終始するのみでは、大局の見地を欠いた状況把握になってしまうという問題があるのではないだろうか。

そうした問題関心に答えるのが本書である。本書は、「北朝鮮経済体制の歴史的变化」を跡付けることを目的に、社会主義体制の成立期から崩壊を経て「残存社会主義体制の局面」に入った現在まで（1945～2012年）の全過程を射程に入れている。著者の朴鍾碩はソウル大学大学院で政治学の修士課程を修めた後、北海道大学大学院法学研究科後期博士課程に進んだ。言語学のバックグラウンドも備えており、政治学者としては異色の経歴を持つ。ジャーナリズムが引き寄せられがちな人物論や感情論とは対極にある、硬質磁器を思わせる文体のドライな北朝鮮論に読者は驚くかもしれない。一例をあげれば、本書には政府中枢の人名が殆ど登場しない。指導者の見目形といったトピックごとの突端に過熱して北朝鮮情勢の全体像を把握できなくなっている議論のあり方とは一線を画し、無機的ですらある論理展開に著者は徹している。

さらに本書の独創性は、社会主義圏の変遷を「五つの局面」として捉え、その中で生じた北朝鮮の経済体制の変化を「三つの基準」による歴史的・理論的概観を試みた点にある、と著者は自認する。後述のように、第二次大戦後から現在までの五つの時代区分はオーソドックスなものであり、分析のための三つの基準も決して奇を衒うのではなく、手堅く設定されている。確実さを追求する姿勢がむしろ独創性に転じるところに、従来の北朝鮮をめぐる議論の重心の不安定さが現れているといえよう。

以下、本書の構成を概観する。

II. 構成と概要

本書の構成と章立ての概要は、以下の通り。

- 第1章 序論
- 第2章 社会主義体制論
- 第3章 変化の概観
- 第4章 農業の変化
- 補論 北朝鮮の穀物生産量に対する推算

² 『毎日新聞』2014年大澤文護「記者の目：北朝鮮・張成沢氏粛清」1月31日（朝刊）。

第5章 経済特区の実験

第6章 結論

本書の課題は「北朝鮮経済体制の歴史的变化を、成立から現在までの過程（1945～2012年）において、社会主義圏の変遷という世界史的な文脈を考慮しながら、体系的に把握する」ことにある。目次から見ると、本書は前半部を理論分析・枠組の検討にあてており、まず序論では社会主義圏全体の5つの局面の歴史的経緯を振り返り、その上で、北朝鮮の変遷に特化した分析を行う上での基準の選定に入る。続く第2章においては、ハンガリー出身の経済学者ヤーノシュ・コルナイ（János Kornai）、邦訳でも知られるベルナルド・シャバンス（Bernard Chavance）による古典的な社会主義体制論の先行研究に検討を加え、分析枠組みを確定する。理論と事例研究の結節部となる第3章において、北朝鮮経済体制の本格的な分析を行う。ここでは経済路線・生産組織・流通構造さらに物的変化という観点から定点観測ともいべき北朝鮮経済変遷の概観がなされる。そして、後半の第4章と第5章においてより限定的かつ詳細な論点へ移行する。第4章において北朝鮮の農業分野を取り上げ、生産組織・営農指導・農業生産量の変化という観点から検討している。また第4章では補論として、北朝鮮の統計の正確さ、信憑性を検証する。最後に第5章においては、先述の張氏も積極的に設置に携わったという経済特区の構想と成果、現段階での評価を行う。このように本書は、理論分析から歴史的背景の把握、具体的事例の分析へとクローズアップしていく構成をとる。

社会主義圏の変遷の第一の局面は、社会主義運動の局面（19世紀初頭～1919年ロシア革命による社会主義体制樹立まで）とされ、権力掌握を目指す社会主義思想の形成および社会主義運動の胎動の時期にあたる。続いて、第二の局面は、社会主義体制登場の局面（ソビエト革命成功1917年～社会主義体制定着1930年代まで）。第三の局面は、社会主義圏の形成と拡大の局面であり、ソ連（最初の社会主義体制）が先導国の役割を果たし、他の「追従国」を登場させる時期にあたる（1940年代～1985年）。この間に、ソ連の勢力圏の拡大による「外因型」の社会主義体制の成立（チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランド、北朝鮮など）と、内発的に社会主義体制をとった「内因型」（ソ連、中国、ユーゴなど）の体制が成立した。この局面において社会主義圏は1980年には最大版図を占め、世界の人口と面積の三分の一を構成する。

しかし第四の局面、社会主義圏崩壊の局面（1985～1991年）が訪れる。ここで著者は、第四の局面を二つに分けており、追従国放棄の局面（ソ連において社会主義への執着が弱まり、追従国への干渉を諦める）と、先導国消滅の局面（1991年、ソ連の社会主義体制が崩壊）とを設定している。

最後に、第五の局面は、残存社会主義体制の局面であり、本書は2013年までを射程に収めている。中国、ベトナム、北朝鮮、キューバにおいては社会主義体制が継続している現状を示す。ただし「改革」と「開放」の程度は各国においてかなり異なっている。1978年以降の中国や1985年以降のベトナムが経済路線を方向転換し、私的経済活動を活性化するなど資本主義圏に対して開放的である。それに対し、北朝鮮（およびキューバ）はなお逡巡しており、開放には積極的になりつつあるが、改革については躊躇している、と筆者は指摘する。

これらの局面に対し、筆者が分析のために設定した三つの基準は、第一に経済体制における「私的経済活動の程度」である。これは、資本主義体制と社会主義体制の差を把握するためのもので、両者の差は「経済活動を誰が組織するか」にあるという。第二の基準は、経済体制の「開放度」である。これは、ある経済「単位」（社会）が、他の社会と、どのような関係を結ぶかをさす。そして第三に「経済成長の程度」である。ここでは、どれほどその社会の人びとが豊かに暮ら

しているか、が基準となる。

第4章・第5章においては、これら五つの局面を、三つの基準において、農業政策の変化と経済特区の試みに注目し捉えなおしていく。農業政策は社会主義経済圏が成立する上で根幹となった部分であると同時に、社会主義体制が崩壊する際に、その変化を最も深刻に受けた分野でもある。農業という体制の生存を左右する最も重要な政策分野が混乱を深める中、本来なら否定的に捉えられるべき私的経済活動の活発化や資本主義的経済の部分的導入を試みるキメラとして設けられた経済特区を最後の分析対象とし、筆者は本書を締め括っている。

III. 論点

ここまで見てきたように、本書は「北朝鮮経済体制の歴史的変化」を跡付けることを目的に、社会主義体制の成立期から崩壊を経て、「残存社会主義体制の局面」に入った現在までの全過程を描いている。論文自体は正道を行く構成でありながら、現在の日本における関心分布からすると異色の北朝鮮経済体制論に見える。その意味で、北朝鮮経済史を社会主義体制という20世紀の世界史の文脈におきなおした著者の試みは、新たな観点を持ちこんだものとして評価されるべきであろう。

本書の分析対象は今日的な問題意識に答えるものであり、後半部のハイライトとなる経済特区をめぐる議論では、第二次大戦直後からの体制の変遷を踏まえた再評価を行うことで、表面的分析にとどまらない矛盾と可能性の指摘がなされている。今後、本書で取り上げられた羅津先鋒特区や新義州特区、金剛山特区、開城特区以外の地域についても、他稿において検討がなされることを期待したい。

また、筆者自身が第4章補論において自覚するように、北朝鮮関連の統計データがどの程度信憑性を持つのかといった点には大きな課題が残る。特に本書の後半部においては、時代が現在に近くなるだけに信憑性を検証できる史料が決して豊富ではなく、現状分析的研究の難しさを改めて感じさせられた。

評者としては、今後、権力構図が変化する中で経済政策がどのように用いられていくのか、今のところ他の諸要因に左右されている経済政策の比重が変化することはあるのだろうか、といった点に興味を覚えた。評者は東ヨーロッパの国際政治史を専攻しており、中でも伝記的研究に比重を置いているため、本書のように政治家個人の人物像や権力者同士の人間関係を極力排した分析のあり方は、あまりにも「きれいすぎ」るのではないか、という印象を受けた。しかし先述のように、簡明な文体を用い、あらゆる要素をコマ切れにしていく本書の姿勢は、指導者の個性や人間関係論に終始しがちな北朝鮮論に対する強烈なアンチテーゼであろう。

IV. おわりに

かつてモンテスキューは『ローマ人盛衰原因論』において、一国家・文明が発生して栄え、やがて死に至るまでの変貌の過程と要因の全体像を描いた。本書もまた、社会主義国家として北朝鮮が形成され、やがて晩期へ向かうまでのプロセス全体を視野におさめて、世界史的に位置づけようとする総括的な試みである。ただし古代ローマを祖上に乗せる場合と異なるのは、日本も北朝鮮も、なお現前しあう隣人であるという点である。

筆者は「近隣国家は、ある国にとって、その世界経済における客観的な大きさが示すよりはるかに重要な相手になる」とし、「北朝鮮は、今は経済規模が大きくなく日本との貿易量も多くはないが、状況の変化（両国の関係改善、北朝鮮経済の発展など）によっては、将来、日本にとって重要な相手になりうる」と指摘して、日本と北朝鮮の間の経済関係構築という新たな可能性を示そうとする。20世紀という時代の意味を再考する上で、また、これからの日本における北朝鮮論のあり方を考える上で、本書は貴重な考察の手がかりを与えたといえよう。ここから筆者がどのような日朝関係を提案するのか、さらなる研究成果をまちたい。

Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Yasuhiro Nakagami

Editorial Committee: Makoto Taguchi, Seiichi Suzuki,

Yumiko Nakano, Kazuhiro Shiozawa, Yuichi Aiko

Assistant Editors: Akiko Kanda, Daisuke Sasaki, Emiko Niida

Review of Asian and Pacific Studies is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers and articles concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form) and should be submitted by e-mail to caps@jim.seikei.ac.jp, or by mailing a copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication within three months after receiving the paper. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), and not with the editors of the review. For details, please see the website of the Center: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

2014 All rights reserved

Published by: Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan

TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

Review of Asian and Pacific Studies

No. 39

2014

CONTENTS

Introduction to Review of Asian and Pacific Studies, No. 39

[Articles of Special Issue: Reconsidering the wars in Asia: What we should learn]

“New Wars” Theory and North-east Asia:

Toward the Construction of Peace in the Region.....Yuichi Aiko

The Kashmir issue: Between territory and sovereignty.....Aeka Inoue

Armed Conflict in Southern Philippines:

Forming and Redefining the Concept of a Semi-Religious Nationality

.....Midori Kawashima

The Korean War and its Aftermath:

North Korean Perspectives on the Armistice Agreement System.....KO II

[Articles]

Can Nations Forgive?

Japan, Korea, and China Remember the Past and Face the Future

.....Thomas W. Burkman

Creation of the Future from the Impacts of 3·11 Disasters

Japan and the World in the Course of Civilization Crisis.....Satoru Ikeuchi

[Pilot Project Report]

Direct Democracy and the Role of the Judiciary in America:

Oregon Initiatives and the Single Subject Rule.....Keisuke Mark Abe

Moral debt and Realpolitik: “Reconciliation” between Germany and Israel

.....Takumi Itabashi

How Were Wartime Sexual Violences Tried in Court?

Cordova Case in the PhilippinesTaihei Okada

Trade Structure and the Choice of Exchange Rate Regime in East Asia:

A Theoretical ConsiderationVu Tuan Khai

Research and Development of Superconducting Technologies in Asia and Pacific Area

.....Masashi Miura

[Book Review]

PARK, J. 2013. *Change of the North Korean Economic System, 1945~2012.*

Sapporo: Hokkaido University Press.Haruka Miyazaki